令 和 ４ 年

第 １ 回臨時会
会 議 録
第 ２ 回定例会

奄 美 市 議 会

第１回臨時会
会議録目次
第２回定例会

○第１回臨時会

議事日程・付議事件･･･ 1

４月 27 日（水）

出席議員及び欠席議員･･･ 3

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人････････････････････････ 3

職務のため出席した事務局職員････････････････････････････････ 4

会議録署名議員の指名･･･ 5

会期の決定 ･･ 5

報告第２号，第３号（２件）上程･･････････････････････････････ 5

議案第 48 号（１件）上程･････････････････････････････････････ 6

○

○第２回定例会

議事日程・付議事件 ･･ 19

第２回定例会一般質問通告････････････････････････････････････ 22

６月 14 日（火）（第１日目）

出席議員及び欠席議員･･ 31

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人････････････････････････ 31

職務のため出席した事務局職員･･･････････････････････････････ 31

会議録署名議員の指名･･ 33

会期の決定 ･･ 33

報告第４号（１件）上程･･････････････････････････････････････ 33

議案第 49 号～第 56 号（８件）上程････････････････････････････ 38

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙･･････････････････････ 40

６月 15 日（水）（第２日目）

出席議員及び欠席議員･･ 43

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人････････････････････････ 43

職務のため出席した事務局職員……………………………………… 44
一般質問
和田　霜析　君（自民党新政会）………………………………… 45
竹山　耕平　君（自民党新政会）………………………………… 55
﨑田　信正　君（日本共産党）…………………………………… 66
奥　　輝人　君（無所属）………………………………………… 77

６月 16 日（木）（第３日目）
出席議員及び欠席議員……………………………………………… 89
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人……… 89
職務のため出席した事務局職員…………………………………… 90
一般質問
栄　ヤスエ　君（公明党）………………………………………… 91
松山　さおり君（輝風クラブ）…………………………………… 101
川口　幸義　君（自民党新政会）………………………………… 112
関　　誠之　君（立憲民主党）…………………………………… 122

６月 17 日（金）（第４日目）
出席議員及び欠席議員……………………………………………… 135
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人……… 135
職務のため出席した事務局職員…………………………………… 136
一般質問
橋口　耕太郎君（公明党）………………………………………… 137
幸多　拓磨　君（チャレンジ奄美）……………………………… 148
荒田　幸司　君（日本共産党）…………………………………… 159

６月 21 日（火）（第５日目）
出席議員及び欠席議員……………………………………………… 171
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人……… 171
職務のため出席した事務局職員…………………………………… 172
議案第 49 号～第 56 号（８件）上程……………………………… 173
議案付託 ……………………………………………………………… 182
請願・陳情付託 ……………………………………………………… 182

７月１日（金）（第６日目）
出席議員及び欠席議員……………………………………………… 183
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人……… 183

職務のため出席した事務局職員………………………………………… 184
議案第49号～第56号（８件）上程………………………………………… 185
請願第１号，第２号（２件）上程………………………………………… 189
陳情第２号（１件）上程………………………………………… 190
議案第57号（１件）上程………………………………………… 193
奄美市選挙管理委員及び補充員の選挙………………………………………… 194
奄振延長・提言特別委員会の設置について………………………………………… 194
発議第４号，第５号（２件）上程………………………………………… 195
発議第６号（１件）上程………………………………………… 196
閉会中の継続審査について………………………………………… 197

別紙

各常任委員会審査報告書………………………………………… 199
閉会中の継続審査及び調査の申出について………………………………………… 202
参考資料（意見書等）………………………………………… 205

会期・議事日程
付　議　事　件

令和４年第１回奄美市議会臨時会議事日程

○令和４年４月20日　奄美市議会第１回臨時会を招集した。
○会　期　１日間
○議事日程

月　日	曜	区　分	日　　程
4月27日	水	本会議	1　会議録署名議員の指名 2　会期の決定（１日間） 3　報告第２号，３号（専決）　上程　説明　質疑　討論　採決 4　議案第48号　上程　説明　質疑　討論　採決

○付議事件は，次のとおりである。

番号	議案等番号	件　　名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(1)	報告第2号	専決処分の報告について (専決第7号　奄美市税条例等の一部を改正する条例の制定について)	R4.4.27	承認	本会議
(2)	報告第3号	専決処分の報告について (専決第8号　奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)	R4.4.27	承認	本会議
(3)	議案第48号	令和4年度奄美市一般会計補正予算(第1号)について	R4.4.27	原案可決	本会議

第 1 回 臨 時 会

令和４年４月 27 日

（第１日目）

○　出席議員は，次のとおりである。

1番　幸多　拓磨君	2番　弓削　洋平君
3番　永田　清裕君	4番　和田　霜析君
5番　松山　さおり君	6番　林山　克巳君
7番　正野　卓矢君	8番　橋口　耕太郎君
9番　栄　ヤスエ君	10番　大迫　勝史君
11番　奥　晃郎君	12番　竹山　耕平君
13番　元野　景一君	14番　関　誠之君
15番　﨑田　信正君	16番　荒田　幸司君
18番　西　公郎君	19番　奥　輝人君
20番　伊東　隆吉君	21番　川口　幸義君
22番　多田　義一君	

○　欠席議員は，次のとおりである。

17番　与　勝広君

○　地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長	安田　壮平君	教育長	村田　達治君
住用総合支所事務所長	用稲　工巳君	笠利総合支所事務所長	川畑　義成君
総務部長	三原　裕樹君	総務課長	向井　渉君
企画調整課長	國分　正大君	財政課長	永田　公洋君
プロジェクト推進課長	當田　栄仁君	市民部長	徳永　恵三君
市民部参事兼税務課長	保　金満君	国保年金課長	久保　和代君
保健福祉部長	山下　能久君	福祉事務所長	永田　孝一君
福祉政策課長	喜納　祐司君	商工観光情報部長	平田　宏尚君
商工政策課長	畠山　正明君	農林水産部長	竹元　康晴君
建設部長	濱田　洋一郎君	上下水道部長	吉　郁也君
教育部長	石神　康郎君		

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	島袋　修君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	池田　忠徳君
主幹兼議事係長	押川　治君	議事係主査	坂元　辰徳君

議長（西　公郎君）　おはようございます。ただいまの出席議員は２１名であります。会議は成立いたしました。

これから，令和４年第１回奄美市議会臨時会を開会いたします。（午前９時３０分）

ただちに本日の会議を開きます。

―――――――――――――　○　―――――――――――――

議長（西　公郎君）　日程に入ります。日程第１，会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に，幸多拓磨君，奥 輝人君，元野景一君の３名を指名いたします。

―――――――――――――　○　―――――――――――――

議長（西　公郎君）　日程第２，会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期として，お手元に配付の議事日程表のとおり，会期は本日１日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，会期は本日１日間とすることに決定いたしました。

―――――――――――――　○　―――――――――――――

議長（西　公郎君）　日程第３，報告第２号　専決第７号　奄美市税条例等の一部を改正する条例の制定について及び報告第３号 専決第８号 奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について，以上２件，専決処分の承認を求めることについての２件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（安田壮平君）　おはようございます。ただいま上程されました報告第２号及び報告第３号の専決につきまして，提案理由を御説明いたします。

報告第２号 奄美市税条例等の一部を改正する条例の専決につきましては，地方税法等の一部改正に伴い，固定資産税の負担調整措置等による課税標準額の上昇幅の抑制，個人市民税における住宅ローン控除の適用期限延長など，所要の規定の整備を行ったものでございます。

報告第３号 奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決につきましては，地方税法等の一部改正に伴い，課税限度額を引き上げるため，所要の規定の整備を行ったものでございます。

以上，報告第２号及び報告第３号の提案理由を申し上げましたが，議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでございましたので，地方自治法第１７９条第１項の規定により専決をいたし，同条第３項の規定により報告を行い，承認をお願いする次第でございます。

何とぞ御審議の上，御承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（西　公郎君）　これから，質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

この専決処分は委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，この専決処分は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから，討論に入ります。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
これから，報告第２号及び報告第３号の２件について，一括して採決いたします。
お諮りいたします。
以上２件は，これを承認することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって，報告第２号及び報告第３号の専決処分の承認を求めることについての２件は，いずれも承認することに決定いたしました。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

議長（西　公郎君） 日程第４，議案第４８号　令和４年度奄美市一般会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。
市長に提案理由の説明を求めます。

市長（安田壮平君） ただいま上程されました議案第４８号　令和４年度奄美市一般会計補正予算（第１号）の主な内容につきまして御説明いたします。
今回の補正予算は，まん延防止等重点措置などの影響を踏まえ，新型コロナ緊急対策事業として補正予算を計上するものでございます。
第１表，歳入歳出予算補正について，まず歳出の主な内容を申し上げます。
総務費の総務管理費におきましては，市独自の事業所支援といたしまして，事業所支援給付金４，８７６万２，０００円や，タクシー事業者等支援給付金８１０万円，指定管理施設運営安定化支援金２，１００万円を新たに計上いたしております。経済対策といたしまして，県の感染防止対策支援事業と連動した第三者認証店舗応援プレミアム商品券発行事業助成金２，４００万円を新たに計上いたしております。生活支援といたしましては，濃厚接触者となった方など，自宅待機者の生活支援に要する経費を新たに計上いたしております。
次に，歳入の主な内容について申し上げます。
繰入金におきましては，今回の事業に要する財源といたしまして，財政調整基金繰入金１億４７８万２，０００円を計上いたしております。
以上が歳入歳出予算の主な内容でございますが，今回の補正で１億４７８万２，０００円を追加することにより，令和４年度奄美市一般会計予算の総額は３１５億１，０７５万７，０００円となります。
以上をもちまして，議案第４８号の提案理由の説明を終わりますが，何とぞ御審議の上議決してくださいますようお願い申し上げます。

議長（西　公郎君） これから，本案に対する質疑に入ります。
なお，議案に対する質疑でありますので，所見等は述べないようお願いいたします。
通告がありましたので，はじめに立憲民主党　関　誠之君の発言を許可いたします。

１４番（関　誠之君） 市民の皆さん，議場の皆さん，おはようございます。私は立憲民主党の関　誠之でございます。議案第４８号 令和４年度奄美市一般会計補正予算（第１号）について，質疑をさせていただきます。
まず最初に，９ページ，２款１項１６目新型コロナ感染症緊急対策事業，１０節需用費２１２万円に

ついてでございます。この需用費２１２万円のうち１９２万円は，濃厚接触者となった自宅待機者への食料品，生活用品等を市が支援する事業のようでありますけれども，事業の内容等を具体的にお答えをいただきたいと思います。そちらに書いてありますが，支援者，支援対象者，その把握の仕方，支援の具体的方法，県保健所との連携，予算の内訳等についてはお願いをいたします。

（２）同じく９ページ，２款１項１６目新型コロナ感染症緊急対策事業，１８節負担金，補助金及び交付金１億１８６万２，０００円について質疑をいたします。まず最初に，今回の新型コロナ感染症対策事業において，支援金助成金を四つの事業に特化させた基本的な考え方をお示しをいただきたいと思います。また，事業決定にあたって，ほかに検討，議論された事業等があれば，内容についてもお答えをいただきたいと思います。

二つ目は，事業所支援給付金４，８７６万２，０００円の対象事業所の条件，予定件数，給付金申請の期間，方法等についてお示しをいただきたいと思います。

三つ目は，タクシー事業者等支援給付金８１０万円について，対象者，支援金の内容，実施時期を具体的にお示しをいただきたいと思います。

四つ目は，第三者認証店応援プレミアム商品券発行事業助成金２，４００万円について，対象の店舗数，実施内容，実施機関，また実施時期についてお示しをいただきたいと思います。

五つ目は，指定管理者施設運営安定化支援金２，１００万円について，実施内容の説明と具体的な施設名をお示しをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（西　公郎君）　答弁を求めます。

福祉政策課長（喜納祐司君）　おはようございます。御質問の新型コロナ自宅待機者生活支援事業についてお答えいたします。

本事業は，新型コロナに感染した人や濃厚接触者となり自宅待機となった方のうち，周囲から生活支援の協力を得られない世帯に対し，食料品を中心とした１週間分の生活物資等の提供を行うものであります。新型コロナ感染により自宅待機となっている方への支援は,原則として県が実施するものですが,県の支援制度の対象外となる方，具体的には感染者と同居の家族で濃厚接触者等になった方で買い物困難な方や，検査結果待ちで自宅待機となり生活物資の確保が困難な方などが対象となります。支援する対象者の把握については，まず，新型コロナ感染者については保健所にて把握をし，保健所は自宅待機となった方に対し毎日健康観察を行っており，その聞き取りの中で生活支援の必要性を確認し，市の支援を要する方の情報を市保健福祉部へ提供いたします。保健所より連絡を受けた市は，対象者と直接やり取りをし，利用希望を確認した上で市であらかじめ調達をした食料品及び衛生製品のセットを，本市保健福祉部職員が支援希望者自宅へ玄関や指定の場所に置くなど，非対面で直接配達をし，提供する流れとなります。支援物資の内容は，保存のきく食品や飲み物などの食料品，トイレットペーパー等の生活用品のほか，対象者の必要に応じて紙おむつや生理用品などを提供しております。

予算１９２万円の内訳は，支援物資１人１週間分に係る約８，０００円の２４０名分を計上しており，２４０名については本事業を開始した本年１月より月平均２０名の利用実績から，令和４年度１年間分として算出しております。

本市といたしまして，今後も県や保健所と連携を取りながら市民の不安解消に努め，新型コロナ感染症対策を取っていきたいと考えておりますので，御理解をお願いいたします。

企画調整課長（國分正大君）　おはようございます。続きまして，質問の１の（２）の①事業の基本的な考え方についてお答えいたします。

本市の新型コロナ感染症緊急対策事業におきましては，令和２年５月１日の第１弾事業から感染防止対策と経済対策を両輪として考えまして，本市の実情に即した事業を実施してきたところでございま

す。今回計上いたします補正予算の基本的な考え方といたしましては，本年１月以降の新型コロナ感染拡大の状況やまん延防止等重点措置などの影響を踏まえ，国や県の支援と連動しまして，本市において必要とされる対策を整理いたしまして，市独自の支援策として組み立てたものでございます。

ほかに検討，議論された事業との御質問ですが，国・県におきましても，飲食店に対する時短要請協力金や県内観光促進緊急対策事業としての「今こそ鹿児島の旅事業」等を実施しておりますので，これらの事業を補完するとともに早急な実施が必要な事業として，今回計上した事業を整理した次第でございます。以上です。

商工政策課長（畠山正明君） おはようございます。商工政策課のほうからは通告書１の②，③，④についてお答えさせていただきたいと思います。

まず，②の事業所支援給付金につきましてお答えいたします。事業支援給付金につきましては，新型コロナの影響により売上高が２０パーセント以上減少した事業所のうち，県時短要請協力店舗及びタクシー事業者や代行運転事業者を除く事業所を対象といたしまして，それらの事業所の事業継続を支援するため，法人２０万円，個人事業主１０万円を支給するものでございます。

事業費といたしましては，今回補正の４，８７６万２，０００円と令和３年度の繰越明許費６，３２３万８，０００円を合わせた総額１億１，２００万円を予定をしているところでございます。件数といたしましては，法人３２０件，個人事業主４８０件の合計８００件を見込んでいるところでございます。申請期間につきましては，現在，関係要綱を作成中でございまして，議決後，速やかに申請受付ができるよう，ホームページや新聞広告などによる周知広報を図ることとしており，７月３１日を申請期限とし，３か月程度の申請期間を設ける予定でございます。

次に，③タクシー事業者支援給付金についてお答えいたします。タクシー事業者等支援給付金につきましては，令和４年１月１１日から３月７日までの鹿児島県による飲食店に対する営業時間の短縮要請に伴い，影響を受けたタクシー事業者，運転代行事業者，及びその従業員の方を支援し，事業の継続と雇用の安定を図るため給付をするものでございます。対象者は法人は市内に本社または事業所を有する事業者，個人事業者につきましては，市内に住所を有する事業者でございます。支援金は，運転手への支援と事業者への支援をそれぞれ算出いたしまして，合わせた額を交付をすることとしております。運転手の支援につきましては，１人当たり３万円を上限に交付をいたします。事業者の支援につきましては，タクシー事業者においては営業車両の保有台数が２１台以上の場合は３０万円，２０台以下の場合は２０万円とし，運転代行事業者におきましては一律１０万円の交付を行います。実施の時期につきましては，本事業も事業所支援給付金と同じく，議決後速やかに実施できるように準備を現在進めているところでございまして，申請期限については，６月３０日とする予定でございます。

次に④第三者認証店舗応援プレミアム商品券事業についてお答えします。今回のプレミアム商品券につきましては，域内経済の循環を促進することと併せて，感染防止の観点から県の第三者認証店舗の取得を促進することを目的としています。いまだ新型コロナが完全に収束しない中で，感染防止対策を徹底しながら安心・安全に飲食できる店舗の利用を後押しすることが，一定の経済効果を生むものと考えられます。実施内容につきましては，事前申し込みのあった本市民を対象に，１冊５，０００円分を３，０００円で販売する商品券を１万冊発行いたします。プレミアム率は６６．７パーセントとなります。申し込み方法につきましては，昨年度のほーらしゃ券と同様に書面による申請のほか，インターネットによる電子申請を受け付け，購入できる方には購入引換券を送付をいたします。対象店舗は県において感染防止の基準が安心・安全なものであると認められた第三者認証店とし，本事業の登録申請を行っていただきます。令和４年４月２２日現在で本市内の第三者認証店は１５６店舗でございますが，随時第三者認証を取得した店舗は使用期間内において登録申請を受け付けることとしております。実施機関につきましては，ほーらしゃ券と同様，奄美市通り会連合会，奄美大島商工会議所，奄美商工会，奄美市社交飲食業組合の４団体からなる奄美市プレミアム商品券発行事業実行委員会において実施をいたし

ます。実施の時期につきましては，本事業も議決後，速やかに実施できるよう現在準備を進めているところです。商品券の購入といたしましては，５月の上旬から事前申し込みを開始し，おおむね６月上旬から９月末頃までを使用期間として設ける予定でございます。なお，登録店舗の受け付けについても５月上旬から開始をする予定でございます。また，今回においても新型コロナの感染対策に取り組む事業者を支援する考えから，手数料の負担なしで換金をすることとしております。以上でございます。

プロジェクト推進課長（當田栄仁君） おはようございます。１の（２）⑤指定管理者施設運営安定化支援金についてお答えいたします。

議員お尋ねの指定管理施設運営安定化支援金の実施内容につきましては，新型コロナ感染拡大に伴う休業等要請により，特に経営上影響を受けた指定管理者に対して，施設運営の維持安定化及び一層の新型コロナ対策推進を図るための支援金を給付するものでございます。支援金の内容としましては，令和元年度の施設使用料収入から令和３年度施設使用料収入とコロナ関係給付金等収入を差し引いた額に，休業要請等に応じた日数と条例等に定める営業日数を基に算出した割合を乗じた額を交付するものとなります。特に経営上影響を受けたと見込まれる施設は，大浜海浜公園ほか奄美振興会館，奄美体験交流館，名瀬運動公園ほか，太陽が丘総合運動公園ほか，笠利農村環境改善センター，奄美市住用観光交流施設ほか，健康体験交流施設タラソ奄美の竜宮，黒潮の森マングローブパーク，あやまる岬観光公園及び地と知の交流拠点施設の以上１１施設を想定しております。以上です。

１４番（関　誠之君） ありがとうございました。国・県の事業で救われなかったところに対する支援だというふうな基本的な考え方でやったということでありますから，それは非常にそのとおりだろうというふうに思っております。少し再質問させていただきたいんですが，先ほどのいわゆる濃厚接触者となった自宅待機者への食料支援というのがありましたけれども，事務当局とは語っておりませんけれども，昨日，保健所のほうに出向いてですね，状況を少し把握をさせていただきました。私はこの事業は自宅待機をしている対象者からすると，一番に手を差し伸べていただきたい最重要な施策だというふうに思っております。大変評価をしておりますが，だからこそですね，しっかりと漏れのないように事業を実施していただきたいという論点から，少し当局の意見をお聞きをしたいと思います。昨日，大島支庁の保健所，健康企画課のほうに出向きまして，聞き取りをしてまいりましたけれども，県が行っている陽性者の自宅待機者の支援は，対象者が多く電話による健康管理状況調査で手一杯だというのが現状だそうです。それで名瀬保健所で，先ほど説明がありましたが，聞き取りをしてですね，陽性者で自宅待機している対象者に生活用品支援の実績をお聞きいたしましたが，県のコロナ対策課でその実施はしているらしくて，その実績について把握をしていないということでございます。そういう中で，漏れのないように希望する対象者に対してですね，市としても独自に情報把握をしていかなければいけないというふうに思いますが，もちろん県が先ほど説明がありましたとおり実施主体でありますから，そちらのほうとしっかりと情報交換をしていくということで了解はいたしておりますが，それでもやはり市独自として情報把握する方法論がないのか，あるのか，その辺があれば是非お聞かせをいただきたいというふうに思います。

それに，事業所支援の給付金についてでありますが，これは過去２回，令和２年度第２号補正で一律３０万ということと，１，２５０店舗を想定し，３億７，５００万円の当初予算を組んでおりますが，第５号補正ではなかなかこれが周知してないというようなこともあって，売上対象期間と受付期間の延長を行うことで，この事業を継続をしております。決算を調べてみますと，３億７，５００万に対して約１７パーセントの６，６６４万９，０００円の決算になっているわけですよね。だから，こういう質問でありますが，この執行率についての見解，総括があったと思いますが，見解と事業をどう総括し，今回の事業に生かしたのかというのが最初の質問でございます。

二つ目は，今回の予算は４，８７６万２，０００円で，法人２０万円，個人１０万円の８００店舗と，

先ほど説明がありましたが，前回の一律３０万円の支援より後退をしているように思われますけれども，その理由と８００店舗の根拠についてお答えをいただきたいというふうに思います。

次に，タクシー事業者等支援給付金も過去２回の支援事業が行われております。１回目は１業者に一律５万円，１台当たり５万円，２回目は運転手１人当たり６万円という内容でありましたけれども，問題点がありましたら，その問題点と今回の事業にその問題点をどのように生かしたのか。先ほど説明いたしましたとおり，最初は業者に一律１台当たり５万円と，２回目は運転手に対し６万円というようなことでありますが，今回は先ほど説明がありましたとおりの運転手１人３万円，代行者は一律１０万，タクシーの保有台数として２０台以下は２０万円，以上は３０万円という支援になっておりますけれども，この支援金決定をした基本的な考え方，をお聞かせをいただきたいと思います。

五つ目はですね，３年度補正予算３号で同様の飲食店応援プレミアム商品券助成事業３，４００万円を実施しておりますが，今回，予算額が２，４００万円と予算的には１，０００万円減額になっているような気がいたしますが，先ほど説明がありましたとおり，繰越の６，０００万余りの繰越予算，ここのほうに入れているということで了解いたしますが，その繰越予算というのは，このコロナ関係の予算を一律集めて繰り越したわけですよね。だから，基本的には飲食プレミアム商品券の繰り越しではなかったわけですよね。ですから，その辺の予算を組んだ理由は，どういう理由なのか，前回の助成事業についての評価と反省と実績についてお答えをいただきたいというふうに思います。

最後になりますが，指定管理者を先ほど１１施設読んでいただきましたが，最後のほうがちょっと聞き取れませんでしたので，指定管理者で指定料をもらっていない安勝の地と知の交流施設というのがありますけれども，そこはこの対象に入るのか入らないのか，そこの確認だけさせていただきたいと思います。是非この１１施設が先ほども説明がありましたけれども，どのような基準の下に決定されたのか，再度お聞かせをいただきたいと思います。以上です。

福祉政策課長（喜納祐司君） 関議員の御質問にお答えをいたします。御承知のように新型コロナに感染をしたという情報につきましては，県のほうで一本化をして県が把握をするところであります。各自治体においては，県下各自治体においては，詳細，どこの地域，どこの誰が感染をしたという情報は把握をしない，できないところであります。加えて，個人情報の取り扱い上，新型コロナに感染をした方で，生活物資が困難な方という情報につきましては，極めて厳しく慎重に取り扱う必要がある情報でありますことから，市で独自に情報を入手する方法については，ないというところを認識をしているところであります。ただ，市民の方の不安解消，また生活物資が困難という対応については，漏れがあってはありませんので，今後も県保健所と更に連携を密にして対応に漏れがないよう努めていきたいと考えておりますので，御理解をお願いいたします。

商工政策課長（畠山正明君） それでは，事業所支援金の再質問についてお答えいたします。令和２年度の事業所支援金につきましては，国の持続化給付金の対象とならない売上減少が２０パーセントから５０パーセント未満の事業者に対し支援金を給付する事業でございました。国の持続化給付金の対象である５０パーセント以上の売上減少の事業者数が把握できない中であったため，市内の全事業者数２，５００件の半数程度の１，２５０件の事業者を対象としたことから，３億７，５００万円を予算措置したところでございます。ただ，事業実績といたしましては，売上減少が５０パーセント以上の事業者などが多かったものと思われ，議員御指摘のとおり執行残額が多く残る結果となっておりました。その上で，今回の事業所支援給付金につきましては，前回の反省を踏まえまして令和２年度事業における２０パーセント以上の事業者の申請実績に加えまして，国の事業復活支援金の申請の際に利用いたします登録確認機関にも，支援金の事前確認件数を調査させていただきまして，対象件数の見積りの行い，より現状に則した対象事業所の把握に努めたところでございます。

また，支援金の金額が少額になっているということにつきまして，今回の支援金については，令和２

年度の給付金と比較して少額となっているところではございますが，本事業所支援給付金は国の事業復活支援金と重複しての申請を可能としております。国と市の両方の支援策によりまして，より手厚く支援が行われ，事業継続の下支えになるものと考えているところでございます。また，８００件の根拠につきましては，２０パーセント以上売上減少の事業者数につきましては，先ほど申し上げました２年度事業の申請手続により約２００件程度と見ております。また国の事業所復活支援金の対象となる３０パーセント以上の事業者についても，先ほどの事前登録確認機関の確認件数により約６００件とし，合計の８００件で合計１億１，２００万円を見込んでいるところでございます。

次に，タクシー事業所支援給付金についてでございます。タクシー事業所支援給付金につきましては，前回の事業実施時より雇用の安定を，従業員の雇用の安定を図るという観点に基づきまして，事業所だけではなく従業員の方への支援を併せて実施をしているところでございます。運転手の支援については，前回と同様，１人当たり３万円を上限額としております。また，タクシーへの支援金額の区分につきましては，車両保有台数により事業所経営に受ける営業度合いも異なると考えられることから，保有台数による区分を設けております。前回の実績から算出をいたしました事業所７社の平均保有台数が１８．９台であったことから，２０台を区切りといたしまして保有台数に応じた支援金額を設定させていただいたところでございます。また，事業所の支援につきましては，前回が法人のみで対象であったことから，個人事業主である運転代行事業者については対象外であったため，今回は個人事業主においても一律１０万円を支給する，１０万円とすることで全ての事業所と従業員，両方の支援を図ることとしております。

次に，プレミアム商品券の御質問でございます。前回の助成事業である奄美市飲食店応援プレミアム商品券事業につきましては，令和３年１０月１日から令和４年３月７日の間に実施をいたしまして，１冊５，０００円分の商品券を３，０００円で販売を行い，１万５，０００冊を発行いたしております。販売総額は４，５００万円，発行総額は７，５００万円，使用期間は令和３年１０月１日から令和４年２月２８日まで，換金の期間は令和４年３月７日までとなっております。対象店舗数は２２６店舗でございまして，実績としては７，４１２万７，０００円，換金率は９８．８４パーセントという結果でございました。換金額の７，４１２万７，０００円が市内の飲食店で使用されたこととなりまして，一定の経済効果があったものと考えているところでございます。今回の第三者認証応援プレミアム商品券につきましても，１冊５，０００円分の商品券を３，０００円で販売を行い，１万冊を発行する予定でございます。販売総額は３，０００万円，発行総額は５，０００万円といたしまして予算額は２，４００万円となっております。

今回の第三者認証店舗応援プレミアム商品券の予算案が，前回の奄美市飲食店応援プレミアム商品券の予算よりも１，０００万円減額となっている理由につきましては，前回は全飲食店を対象としたことに対し，今回は域内経済の循環を促進しながらも感染防止対策の基準が安心・安全なものであると認められた第三者認証店の取得を促進する目的から，第三者認証店を対象の店舗として限定したことに伴うものでございます。以上でございます。

プロジェクト推進課長（當田栄仁君） まず，指定管理施設運営安定化支援金の対象施設の確認でございますが，地と知の交流拠点施設につきましては，対象施設として想定しております。

また，お尋ねの交付対象基準につきましては，三つの基準を設けております。一つ目は，新型コロナ感染拡大防止のための市の休館等要請に応じたもの，二つ目は，条例により施設使用料等の定めがある施設の指定管理を行うもの，三つ目は，令和元年度における施設使用料収入と比較し，令和３年度の施設使用料収入が２０パーセント以上減少しているものでかつ令和３年度の収支差額が赤字になっているものとしております。以上です。

１４番（関　誠之君） はい，ありがとうございました。懇切丁寧に説明をしていただきました。それで

最後の質問でありますけれども，先ほどのほうで１点漏らしておりますけれども，事業所支援給付金タクシー事業者等支援給付金は，課税の対象になるのか，聞くところによりますと，個人の代行者あたりが去年，支援金をいただいて，それが個人の所得となったために，国保がかなり上がって，追徴もあったところもあったというふうに聞いておりますけれども，その辺は，例えば課税になるとすればですね，その辺の市が独自に免除的なものはできないのかどうか，せっかく表で金を支援金として送るんですけれども，それが収入になって，課税されて税金が発生するというようなことでは，実質，あげた支援金とマイナスになるわけですから，その辺のところは考えていただきたいと思いますが，その辺のところをまず確認をしたいと思います。

二つ目は，先ほどの繰越明許新型コロナ感染緊急対策事業ということで，６，３２３万８，０００円繰り越しがなっておりますが，これを先ほどの説明では全額この飲食店応援プレミアム商品券の事業に入れたやに聞こえましたけれども，その辺がどうなっているのか，この繰越明許費と個々の事業についての関連についてお答えをいただきたいと思います。

最後になりますけれども，今回の補正によってですね，４年度における全体事業，いわゆるコロナ感染症の全体事業費と財源区分についてお示しをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。以上でございます。ありがとうございました。

商工政策課長（畠山正明君） 支援給付金は課税の対象になるのかという質問でございますけど，こちらは税務署等含めて確認いたしまして，課税の対象になるということでございました。コロナ交付金につきましては，法律上，非課税となるものという形で定義をされているもの以外は，例えば運営の補てんに充てるもの，そういった類のものは全て課税対象ということでございましたので，御理解いただきたいと思います。その上で,こういった法律で規定されていることでございますので,市のほうでそういった対策をするということについては，現状では難しいのではないかと考えております。

次に，繰越明許費の６，３２３万８，０００円につきましては，先ほどちょっと私のほうの言い方で，ちょっと，もう一度整理させていただきますと，事業所支援給付金の今回補正の金額に，前回の６，３００万を合わせた事業所支援プレミアム商品券事業ではなくて，事業所支援給付金のほうに全額をあてて，今回事業を実施することになっておりますので，御理解をよろしくお願いします。

財政課長（永田公洋君） おはようございます。最後の質問にお答えをいたします。令和４年度の全体事業費と財源内訳でございますが，新型コロナ関連予算は当初予算にて１億３，０７２万１，０００円を計上し，今回の補正予算額１億４７８万２，０００円を追加することによりまして，全体予算は２億３，５５０万３，０００円となります。財源の内訳といたしましては，国・県補助金等が９，５９５万２，０００円，一般財源が１億３，９５５万１，０００円となりまして，一般財源分は全て財政調整基金を繰り入れております。

なお，コロナ交付金を財源といたしました令和３年度の繰越予算６，３２３万８，０００円を含めますと，令和４年度の新型コロナ関連の事業予算は，現時点におきまして２億９，８７４万１，０００円となります。以上です。

議長（西　公郎君） 暫時休憩いたします。（午前１０時１６分）

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

議長（西　公郎君） 再開いたします。（午前１０時３０分）

次に，自民党新政会　竹山耕平君の発言を許可いたします。

１２番（竹山耕平君） おはようございます。早速質疑をさせていただきます。皆様,おはようございます。自民党新政会の竹山耕平でございます。会派を代表し総括質疑を行いたいと思います。

議案第４８号　令和４年度奄美市一般会計補正予算（第１号）について，数点質疑を行います。

２款１項１６目新型コロナ感染症対策事業，１８節負担金，補助及び交付金１億１８６万２，０００円について，まず，先ほどの関議員の質疑と重複するところも多くありますので，その点につきましては割愛をさせていただきながら進めてまいりたいと思いますので，御了承をお願いしたいと思います。

まず１点目に，安田市長が１２月に市長就任され，そして直後の１月からオミクロン株を含めたコロナ感染症が急拡大爆発ということで，現在も継続している状況下にあると考えております。この２年を超えるコロナ感染症に翻弄されるこの状況の中，市内中小企業への影響について，今回，初めての市長就任後初めてのこの経済対策，当初予算ではありましたが，今回，経済対策としていち早く打って出たと，打って出るということに対しての，まずその中で市内中小企業への影響について，どのように認識をされているのか，どうかお示しをいただきたいと思います。

そして併せて，先ほどの基本的な考え方等もあるかもしれませんけど，今回の本市独自のこの第９弾となる緊急対策事業の実施に至ったのか，お示しください。

２点目に，今回の事業決定に伴う過程において，これまでに市へ寄せられた各団体からの要望等や事業所等の声，意見，要望などについて，この取り扱いがどうだったのか，なされたのかどうか含めてお願いしたいと思います。そして，各経済及び業界団体等への事前の調査等，協力，連携，聞き取りなどがなされたのかどうか，そして今回の事業に至ったのかどうかですね。

３点目に，事業に伴うものとして先ほど関議員の，伴うものの事業費は大方了承を得ました。得ましたが，この第三者認証店舗応援プレミアム商品券発行事業については，ちょっと，今から視点を変えてちょっと質問を，先ほどのを踏まえた上で質問をさせていただきたいと思うんですが，これから今の今回の事業については，今第三者認証１５６店舗登録されていると，その方が対象ですということなんですけど，これから第三者認証店を登録申請をして，そういった方々の取り扱いですね，県が行っている事業でありますので，市が先に県の動きが分からない中，市が独自にこの第三者認証店において，この応援プレミアム商品券事業を行うということでございますが，その辺り，どうなっているのか，お示しをいただきたいと思います。

それで，今も申し上げましたが，本事業は鹿児島県が実施する事業であります。今回，本市が支援するに至った経緯，そして県との連携と協力がどうなっているのか，動きがどうなっているのか，その辺の情報も当然あるとは思いますので，取組等についてお示しをいただきたいと思います。

最後，４点目に今回対象となった業種や事業所以外への支援策について，当然，当初予算でも先ほども財政係長からもありましたように，２億５，０００万円程度，の事業費がコロナ関連の事業費として示されているところではございますけど，この事前に協議がなされたのかどうかを含めて，お示しいただきたいと思います。以上，よろしくお願いいたします。

商工政策課長（畠山正明君）　それでは，御質問のございました通告書（１）の①中小企業の影響，そして第９弾となる緊急対策事業における事業実施に至った要因についてお答えをいたします。

２０２０年１月より世界に広がった新型コロナ感染症の影響により，経済は大きく低迷し，本市の中小企業におきましても，今なお経営状況はコロナ禍に左右され，先行きが不透明である状況が続いているものと認識をしております。その中でも，中小企業の影響といたしまして本市が独自で試算した数値や，また公表されている数値を基に何点か御説明をしたいと思います。

まずは，先の３月議会のほうでも答弁をいたしましたけれども，観光客の，入込客数の減少に伴う年間観光消費額の影響額といたしまして，令和元年度と令和２年度を比較をいたしまして，約４３億円の減少が推計され，令和３年につきましてもほぼ同様と見込んでいるところでございます。次に，令和３年度の市税の状況では，新型コロナの影響により飲食や宿泊，卸，小売り，運輸業において市税の減少が見られており，一方で建設や医療福祉，情報通信分野などの業種につきましては，合計所得や所得者数の増加による市税の増加も見られているところでございます。雇用の情勢につきましては，令和４年

の２月におきまして新規求人数は１２か月連続をして増加をしており，有効求人倍率につきましても１．３９倍と１０か月連続で増加をして，構造的な問題として人手不足の状況にも直面しているところでございます。今後もこうした数値の動向変化については，本市としても注視をしていく必要があると考えているところでございます。

そのような中，議員御承知のとおり，本市では年明け以降，爆発的に市中感染が拡大したことにより，県独自の緊急事態宣言が発出され，感染拡大を防止するための措置といたしまして，市民の行動自粛や飲食店への休業要請などがなされたところでございます。この間，本市といたしましては経済政策といたしまして奄振交付金を活用した利子補給事業やほーらしゃ券，飲食店応援プレミアム商品券事業等を実施をしてまいりました。併せて，時短要請に協力していただいた飲食店に対しては，市町村で連携協力し時短要請協力金を給付する事業を実施しており，また，国においては，幅広い業種の個人事業主，中小規模事業主に対し事業の継続回復を支援するための事業復活支援金が実施をされております。今回，これらの事業実施の状況を踏まえまして市内の経済団体や金融機関，社会福祉協議会などに対しまして聞き取り調査を行ったところ，幅広い業種の事業者に影響が出ていることから，国・県が実施する経済対策等も勘案しつつ，売上が減少した幅広い業種の個人・法人事業者の事業継続を支援いたします事業所支援給付金事業，そして飲食店の時短要請の影響により大きな影響を受けたタクシー，運転代行事業者に対して，事業者の事業継続と運転手の雇用を支援するためのタクシー事業者等支援給付金事業，また感染防止の観点から第三者認証店の登録を促進し，併せて市民の消費喚起につなげていくことで，市民生活と事業者の事業継続を支援する第三者認証店舗応援プレミアム事業を計画したところでございます。

次に②事業実施に当たって，各団体からの意見の取り扱いについての御質問でございます。先ほども申し上げましたけれども，今回の経済対策事業案を上程しておりますが，事業案の検討に当たりましては，各団体からの要望や本市に直接寄せられた御意見などを参考としたことに併せまして，市内の経済団体，金融機関，社会福祉協議会などの関係機関に対し，市内の中小企業所の現状を把握するための聞き取り調査を行い，事業の制度設計を行ったところでございます。要望や聞き取りのなどの一例を申しますと，需要の減少や供給の制約等により，幅広い業種の経営に影響が生じていることや，時短により飲食店と同様に経営に直接受けている関連事業者の方々が受注が減少していることなどから，需要喚起を望まれる事業者がいらっしゃることなど，様々な状況を把握させていただいたところでございます。

次に③第三者認証店舗の商品券事業の県との連携のほうについて，答弁いたします。第三者認証店舗制度につきましては，議員御承知のとおり県が事業主体といたしまして，感染防止対策の基準を満たした飲食店を県が認証し,市民が安心して飲食店を利用できることを目的とした制度となります。県では,認証店を取得するために感染防止対策物品の購入に要した費用のうち，上限１０万円を支援する第三者認証飲食店感染防止対策支援事業を５月上旬から実施予定といたしております。本市といたしましては，県が実施する事業と連携をすることで，感染防止対策に取り組む安心・安全な飲食店が市内で更に増えることを促進するとともに，飲食店の利用を促進することで域内経済の循環を図ることを目的として，今回の事業を実施することといたします。

また，問い合わせのあった今後認証店を取得する店舗につきましては，随時市のほうでも確認をいたしまして，登録店舗の受付をすることとしておりますので，よろしくお願いいたします。

そして，今回対象となった事業，④のほうです。対象となった業種や事業所以外の支援策について，事前に協議されたのかということについての見解でございます。今回実施する経済対策の支援業種といたしましては，事業支援給付金では新型のコロナの影響で売上減少した幅広い業種の方々を対象といたしております。タクシー支援事業者等給付金では，飲食店に対する時短営業の短縮で影響を受けたタクシー事業者と運転代行事業者を対象として，さらに，第三者認証店舗応援プレミアム商品券では，感染防止対策に取り組む市内の飲食店を対象に支援をさせていただいております。

他に検討された事業等についての御質問などでございますが，他の県のほうでも観光需要の促進策な

ども実施していることもあり，市のほうで先ほど行いました調査などを基に２０パーセント以上の売上減少が生じている幅広い事業所を対象となるよう，今回事業を制度設計させていただいたところでございますので，御理解をよろしくお願いいたします。

１２番（竹山耕平君） ありがとうございます。今の①から④まで含めてですね，①と②の点につきましては，これまでも経済団体とか，いろんな意見の寄せられた声を，しっかり今の時期に何が必要な対策なのかということを，しっかりと考えて打ったということの事業ということで，今必要な事業はどういうことだと，行政の公助として行える事業は，今行えるのはこれだということの第９弾の事業というふうに受け止めました。その点についてはありがとうございますということだと思います。ありがとうございます。

この第三者認証店舗応援プレミアム商品券発行助成金なんですけど，今，課長のほうからあったように，県が５月から１０万円を支給するという情報もあったということで，連携した，こちらは県は運営資金というか，事業所継続支援金みたいな形だと思うんですけど，１０万円という。市のほうが連動して，やはり地元ということでそれを応援しようということで，しかも幅広く応援しようということでプレミアム商品券発行事業ということに，うまく連携協力しあう中で応援しようということだと思いますので，それはありがとうございますということと，もう一つは，登録店舗をやはりこれからも受け付けていきたいということと，あと店舗数を促進したいという狙いもあるようですが，以前，登録店舗は感染症予防対策という形で，設備の改修とか，そういったものに支援がなされていたと。そしてまた，日頃の感染対策として消耗品のいろんな形で支援があったということなんですけど，これから受付で促進していきたいという狙いがあれば，今のことも含めてですね，当然，事業所さんはやはり頭の中で，やはり考えると。じゃ，これはどうなるんだろうということだと思うんですけど，やはり今みたいなことも含めて，やはり事業者さんの身になって，やはり促進を考えるんであれば，一緒になって考えるべきじゃないのかなと思うんですが，その辺りについて，どのようにお考えなのか，県との連携含めた，これが県の事業だと思うんですよ，思うんですけど，その辺り，どのように，御見解をお示ししていただきたいなというふうに思います。これが１点目の再質です。

２点目の質問はですね，最後の４点目の対象となった事業所以外の事前に協議されたのかということでだったんですけど，今のちょっと答弁は，ちょっと事業所になったただ説明だったような気がするんですよね。なので，その以外のものについての協議，やはり当初予算でもいろんなコロナ対策，感染症と経済を一緒に回す事業が３月に示され，４月から実施，事業実施が進んでいると思いますが，今回の当初予算が始まってからの４月のまた新たな臨時議会での，ありがたい臨時議会を開いてのこの第９弾の支援対策を打つということなので，当初予算との絡みもあるとは思うんですけど，それ以外の事業所への協議がどのようにあったというふうに答弁されたと思うんですけど，もうちょっとその辺，詳細というか，詳しくですね，お示しいただきたいと思うんですが。

もう１点，この３点目，３点目にこのプレミアム商品券発行助成金，先ほど関議員の答弁で，実行委員会を立ち上げると，４団体で，ということだったんですけど，この話は当然，先ほどの民間団体との聞き取りとか，意見の連携，協力はしていますよということだったんですけど，そういった部分，これまでの似たようなプレミアム商品券の発行事業も実行委員会を立ち上げながら実施していたと思うんですけど，今回，４団体での立ち上げというのは，しっかり経済，当然経済の緊急対策事業でありますので，そういう経済団体との，やはりそういう声が積み重ねて，この事業をやろうというふうになったのかどうかについて，この３点についてお示しをいただきたいと思います。

商工政策課長（畠山正明君） まず，県の対策事業との連携の関係につきましてでございます。先ほど答弁しましたように，第三者認証店舗の取得促進を実施する県の事業が実施されております。市といたしましては，やはり現在，県内においても新型コロナの感染者は過去最多を更新している状況でありまし

て，こういった中で，やはり市としてもこういった事業を活用して，また，安心して食事が楽しめるような環境整備を図ることが必要だと思っておりまして，今回，こういった商品券事業と併せまして，県の事業を活用して緊急経済対策として実施をすることと考えております。実際，議員おっしゃりたいのは，周知も含めてのことだと思いますけれども，飲食店の皆様方に関しましては，商工会議所であるとか，商工会，そしてまた社交飲食業組合なども含めまして，こういった事業の紹介と認証店舗への加入促進を御案内していきたいと思っています。

また，ほーらしゃ券などで登録をしている店舗も数多くございまして，そういった店舗に対してもこの機会を通じて第三者認証制度店舗への登録というのを広く呼びかけてまいりたいと考えております。続きまして，もう一つは４団体の立ち上げ，実行委員会の件につきましてですけれども，こちらの実行委員会は市のほうが実施する実行委員会としては，毎回この団体が中心となってほーらしゃ券事業を含めて実施をしてまいりました。この団体の中は，先ほど申し上げましたが商工会，会議所，そして社交業飲食業組合，通り会連合会という形のメンバーになっております。そういった中でそれぞれ各事業所などに対して，こういった事業の周知広報など，また併せまして市民だけではなく事業者の皆さんにも，ちょっと感染防止対策の意識付けを持ってもらうということなども目的としてありますので，そういったところなどを周知して，より市民が楽しみやすいような環境整備，形で事業を進めてまいりたいと思います。

もう一つ最後のほうですが，他の事業のことでございます。先ほど聞き取り調査などを市のほうで，関係機関にやっております。この聞き取り調査につきましては，昨年の時短営業が開始して以来，毎回定期的に実施をしております。その時々に，その都度その都度，どのような方が相談に来ておられるのか，またその内容はどういったものなのか，そしてどういった対策，要望などがあったらいいのかということなどにつきまして，経済団体や社協などで意見を調査をさせていただいているところでございます。こういった聞き取り調査を定期的に行う中で，今回，年が明けてからの感染拡大に伴いまして，非常に幅広い業種の方々から市として支援策が望まれる旨の御意見などもありましたので，今回，事業を組み立てまして，売上減少が２０パーセント以上であれば，どなたでも事業所の方は支援が受けられるということで，幅広い業種を対象にした方々を広く市のほうで支援しよう。そして，先ほど言った国の支援策なども同時に申請を可能としているので，売上が更に落ち込む事業者の方については，国の支援金のほうでよりまた手厚く支援が受けられるように，制度設計をする形で庁内，また関係機関とも話をして，今回の予算計上に至っているところでございますので，御理解よろしくお願いします。

１２番（竹山耕平君） はい，ありがとうございました。再々質疑はございませんが，今の答弁をお聞きしまして，聞き取り調査もこれまで行っていると，そして一番最初に申し上げましたが，やはり２年を過ぎる期間をこのコロナに翻弄されるという事業所で，やはり２年間を経験しているからこそ，やはり休みのごとにですね，長期の休みを越えた後ぐらいに，やはりその波が奄美でもやってくるということで，その２年を経験しているからこそ，もしかしたら次またこういう状況に置かれたら，自分たちの運営はどうなってしまうんだろという心配を，やはり事業者の皆さんも先に見越して，皆さんに声を寄せられる部分も多いと思いますので，是非その時その時の，やはりどうしても打たなければいけない，やらなければいけない，支援しなければいけないものを，しっかりと聞き取り，そして民間含めて，県等も含めて連携と協力をお互いに続けながらですね，やはり行政が一番，これまでの２年間を経験していますので，しっかりと先に聞き取りを行うということもやっていますということでございましたので，是非その辺りも，苦労も多いとは思いますが，実施に向けて頑張っていただきたいと思います。以上です。ありがとうございます。

議長（西　公郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
本案は，委員会付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって，本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。
これから，討論に入ります。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
これから，本案に対しての採決を行います。
お諮りいたします。
本案は，原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって，議案第４８号　令和４年度奄美市一般会計補正予算（第１号）は，原案のとおり可決されました。
以上で，本臨時会に付託された事件は全て議了いたしました。
これをもって令和４年第１回奄美市議会臨時会を閉会いたします。（午前１０時５６分）

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

以上，本会議の次第を記載し，相違なかったことを認め，ここに署名する。

奄美市議会議長　　西　　公郎

奄美市議会議員　　幸多　拓磨

奄美市議会議員　　奥　　輝人

奄美市議会議員　　元野　景一

会期・議事日程
付　議　事　件

令和４年第２回奄美市議会定例会議事日程

○令和４年６月２日　奄美市議会第２回定例会を招集した。
○会　期　18日間
○議事日程

月　日	曜	区　分	日　　程
6月14日	火	本会議	1　会議録署名議員の指名 2　会期の決定（18日間） 3　報告第４号（専決）　上程　説明　質疑　討論　採決 4　議案第49号～第56号（８件）　上程　説明 5　鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 ※ 全員協議会（本会議終了後） 【議題】 奄美市選挙管理委員会委員・同補充員の選挙について 奄振延長・提言特別委員会について
6月15日	水	本会議	1　一般質問 － 和田議員，竹山議員，﨑田議員，奥（輝）議員（質問順）
6月16日	木	本会議	1　一般質問 － 栄議員，松山議員，川口議員，関議員（質問順）
6月17日	金	本会議	1　一般質問 － 橋口議員，幸多議員，荒田議員（質問順） ※ 議会運営委員会（本会議終了後） 【議題】 奄振延長・提言特別委員会について
6月18日	土	休　会	
6月19日	日	休　会	
6月20日	月	休　会	
6月21日	火	本会議	1　議案第49号～第56号（８件）　上程　質疑　付託 ☆ 付託 区分 総務企画－議案第52号，55号（２件） 文教厚生－議案第50号～51号，53号（３件） 産業建設－議案第54号，56号（２件） 全委員会－議案第49号 令和４年度一般会計補正予算（第３号）は，所管する各常任委員会に付託。 ※ 請願・陳情付託報告 総務企画－陳情第２号（１件） 文教厚生－請願第１号，２号（２件） 産業建設－陳情第３号（１件） ※ 全員協議会（本会議終了後） 【議題】 奄美市選挙管理委員会委員・同補充員の選挙について 奄振延長・提言特別委員会について
6月22日	水	休　会	※ 各常任委員会審査（文教厚生）
6月23日	木	休　会	※ 各常任委員会審査（産業建設）
6月24日	金	休　会	※ 各常任委員会審査（総務企画）
6月25日	土	休　会	
6月26日	日	休　会	
6月27日	月	休　会	報告書整理
6月28日	火	休　会	報告書整理
6月29日	水	休　会	報告書整理
6月30日	木	休　会	報告書整理

月　日	曜	区　分	日　　程
7月1日	金	本会議	1　議案第49号～第56号（８件）　上程　報告　質疑　討論　採決 2　請願第１号，第２号（２件）　上程　報告　質疑　討論　採決 3　陳情第２号（１件）　上程　報告　質疑　討論　採決 4　議案第57号（１件）　上程　説明　質疑　討論　採決 5　奄美市選挙管理委員及び補充員の選挙 6　奄振延長・提言特別委員会の設置について 7　発議第４号，第５号（２件）　上程　説明　質疑　討論　採決 8　発議第６号（１件）　上程　説明　質疑　討論　採決 9　閉会中の継続審査について ※本会議終了後，議場にて永年在職議員表彰状及び感謝状の伝達

○付議事件は，次のとおりである。

番号	議案等番号	件　　名	議決年月日	議決結果	付託委員会
		令和3年度奄美市一般会計予算繰越計算書			
		令和3年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算繰越計算書			
		令和3年度奄美市水道事業会計予算繰越計算書			
		令和3年度奄美市下水道事業会計予算繰越計算書			
		令和3年度奄美市債権管理条例第17条第1項に伴う債権放棄報告書			
		陳情の処理状況について （令和3年陳情第3号　奄美市住用町市湾の沿岸に堆積している土砂の撤去に関する陳情）			
		専決処分の報告について （専決第9号　和解について）			
		専決処分の報告について （専決第10号　和解及び損害賠償の額を定めることについて）			
		専決処分の報告について （専決第11号　和解及び損害賠償の額を定めることについて）			
(1)	報告第4号	専決処分の報告について （専決第12号　令和4年度奄美市一般会計補正予算（第2号）について）	R4.6.14	承認	本会議
(2)	議案第49号	令和4年度奄美市一般会計補正予算（第3号）について	R4.7.1	原案可決	全委員会
(3)	議案第50号	令和4年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	R4.7.1	原案可決	文教厚生
(4)	議案第51号	令和4年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について	R4.7.1	原案可決	文教厚生
(5)	議案第52号	奄美市集会施設条例の一部を改正する条例の制定について	R4.7.1	原案可決	総務企画
(6)	議案第53号	奄美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	R4.7.1	原案可決	文教厚生
(7)	議案第54号	奄美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	R4.7.1	原案可決	産業建設
(8)	議案第55号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	R4.7.1	原案可決	総務企画
(9)	議案第56号	奄美市道路線の廃止及び認定について	R4.7.1	原案可決	産業建設
(10)	議案第57号	奄美市監査委員の選任について	R4.7.1	同意	本会議
(11)	請願第1号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための，2023年度政府予算に係る意見書採択の請願について	R4.7.1	採択	文教厚生
(12)	請願第2号	義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための，2023年度政府予算に係る意見書採択の請願について	R4.7.1	採択	文教厚生
(13)	陳情第2号	「核共有」反対の決議を求める陳情	R4.7.1	不採択	総務企画
(14)	陳情第3号	政府に対して「インボイス制度実施延期を求める意見書」の提出を求める陳情	－	（継続審査）	産業建設
(15)	発議第4号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための，2023年度政府予算に係る意見書の提出について	R4.7.1	原案可決	本会議
(16)	発議第5号	義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための，2023年度政府予算に係る意見書の提出について	R4.7.1	原案可決	本会議
(17)	発議第6号	地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について	R4.7.1	原案可決	本会議

第２回定例会一般質問通告

６月１５日（水）

◎自民党新政会　和田　霜析

１　新型コロナウイルスについて

（１）ワクチン接種について

①３回目ワクチン接種の状況について

②５歳から１１歳のワクチン接種状況について

③４回目のワクチン接種のスケジュールについて

④ワクチンの廃棄について

２　学校教育について

（１）教育施設について

①教育施設の安全点検の頻度について

②施設に不備があった時の流れについて

３　認定こども園について

（１）認定こども園のスケジュールについて

◎自民党新政会　竹山　耕平

１　市長の政治姿勢について

（１）ポストコロナ・ウィズコロナを見据えた経済活性化への取り組みについて

①今後人の流れが増加していくなかで，コロナ対策の強化と観光・商業振興への受け入れ地域としての見解と取り組み

②国県事業とのすみ分けされる本市事業の政策の展開

（２）市内における野焼きについて伺う

①現状と課題について

②通報への対応と指導監督を行う部所は。また警察や消防等との協力連携について（発生要因等）

（３）リフォーム助成制度。これまでの取り組みと成果について，また今後の展開等（制度内見直し）の検討について

（４）プレミアム付き商品券（ほーらしゃ券）の電子版（デジタル化）導入について

２　教育行政について

（１）各学校（小・中・幼・保）におけるフッ化物洗口への取り組みについて

①笠利地区のこれまでの成果は

②現状の各学校幼稚園の取り組み状況

③今後の展開

（２）小中学校の普通教室や更衣室等のカーテン設置状況について
①更衣室の現状は。また現状把握されているのか伺う（調査等）
②学校側の要望等に対しての対応
③各学校からの意見要望を取りまとめ，予算の確保と共に早急に現状の改善に努めるべきについて伺う
（３）プールへの目隠し等，現状への認識と改善について

◎日本共産党　崎田　信正

１　市長の政治姿勢について
（１）非核平和宣言都市の位置づけは
（２）公契約条例の制定にむけた進捗状況は
２　教育行政について
（１）学校給食について
①コロナによる給食提供への影響について
②給食食材費が高騰していると聞くが，奄美市の現状と対応及び対策は
③学校給食の地産地消の現状と課題は
④学校給食無償化
（２）就学援助制度の完全実施について
３　住宅問題について
（１）奄美市住生活基本計画について
①新たに令和４年度から１０年間の「基本計画」が定められたが，めざす方向性，特に留意した点はなにか
（２）佐大熊住宅はどうするのか
（３）築６５年以上経つものなど老朽化が著しい住宅の対応は
（４）コロナ支援給付金は家賃に影響しないか
４　福祉行政について
（１）生活保護行政について
①高齢者世帯へのエアコン助成の現状と課題は
②「引き下げは違法」との熊本地裁の判決の見解は
③奄美市は３級地の１だが，級地引き上げを要望すべきだと思うが見解は
（２）補聴器購入費助成について実現にむけた課題は

◎無所属　奥　輝人

１　農水産業資材等の高騰対策について
（１）農業資材等について
（２）水産資材等について

２　パッションフルーツの振興
（１）奄美市の現状について
（２）生産コスト対策について
（３）県の認証品目への取り組みについて
３　台風時における航空輸送について
（１）マンゴー，パッションフルーツの取り扱いについて
①航空会社との連携について
②農林水産物輸送コスト支援での対応について
４　奄美北部の振興策について
（１）市長のイメージする北部の振興策について
（２）周遊観光について
①集落ブランドの活性化について
②観光資源の利活用について

６月１６日（木）

◎公明党　栄　ヤスエ

１　観光行政について
（１）ユニバーサルツーリズム推進について
（２）観光庁「観光施設における心のバリアフリー認定制度」について
２　市民生活について
（１）がん患者ウィッグ購入費助成について
①県では，令和４年度から医療用ウィッグ購入費用の一部を助成する市町村に対して，経費の一部助成を始めたが，本市での対応を伺う
（２）「生理の貧困」支援促進について
①本市における支援の取り組みの現状を伺う
②学校現場へのアンケート調査・実態の把握について伺う
（３）高齢者のフレイル健診について
（４）ヒアリングフレイル（耳の聞き取る機能の衰え）について
①どのように捉えているかを伺う
②ヒアリングサポーターの養成について伺う
３　道路行政について
（１）国道・県道・市道の道路沿いの植栽や花壇の改善について

◎輝風クラブ　松山　さおり

１　世界自然遺産について
（１）世界自然遺産プラットホームについて

①公民連携会議の意義について伺う。
②選定基準・選定方法について伺う
③奄美市が求める成果について伺う
2　脱炭素社会の実現について
（1）奄美市の脱炭素社会実現について
①カーボンニュートラルに向けての進捗状況について伺う
②これからの具体的な計画について伺う
③地球温暖化対策専門職の配置はできないのか伺う
3　市民の健康について
（1）女性がん検診について
①今年度の受診率について伺う
②検診環境について伺う
③乳がんの対象年齢・受診間隔の見直しができないか伺う
（2）子宮頚がんワクチン接種の推進・啓発について
（3）病気罹患者への助成について
4　教育について
（1）部活動指導員について
①中学校部活動顧問について伺う
②地域住民の活用について伺う
（2）地元高校魅力アピール支援事業について
①予算が減額となった要因について伺う
②これからの課題について伺う

◎自民党新政会　川口　幸義

1　市長の政治姿勢について
（1）航空路の水際対策と実績について伺う
（2）新型コロナウイルス感染症と診断された方への対応について
①同居者の対応について
②自宅療養中の方について
③感染症の世話をする人の対応について
2　教育行政について伺う
（1）給食センター休業について
①生活困窮者の子供たちへ弁当配布について
②老朽化した校舎点検について補修や応急処置について
3　農業行政について
（1）各地域の地籍進捗率と今年度のスケジュールについて

①多面的機能支払い，交付金について
②県直接支払い事業との比較について
4　土木行政について
（1）とちく場建設と今後のスケジュールについて
①一般競争入札の在り方について
5　下水道事業について
（1）用安集落農業集落排水事業の進捗率について
①各地区における接続率について

◎立憲民主党　関　誠之

1　市長の政治姿勢について
（1）安田市長の行政課題・公約の取組み状況について
①重層的支援推進監の配置と具体的業務について
②子ども家庭総合支援拠点の設置と支援業務の現状
③奄美市総合計画策定の進捗状況等について
（2）奄美市開発公社から無償譲渡された土地の売買状況と今後の開発公社の方向性について。
①補正８号における土地売払い収入１９億９，９７４万２千円のうち５月末までの収納額をお示しください。
②名瀬港事業代位弁済金１８億７，７７３万円の返済日は。
③昨年１０月に契約候補者として決定した７業者の契約・売買の現況を具体的にご説明ください。
④売れ残っている区画の譲渡価格と今後の取組みは。
2　教育行政について
（1）学校給食センターにおける課題・問題点について
①職員感染による米飯・副食調理提供の中止の問題点
②小・中学校の給食費滞納状況と給食費無料化の課題
③有限会社　奄美市名瀬米飯給食センターについて
（2）奄美市の教育行政における課題・問題点について
①小中学校の教職員不足の現状と問題点，今後の対策
②奄美市立中学校生徒の自殺事案のその後について
3　その他の施策について
（1）自衛隊駐屯地開設後の状況変化について
①基地交付金が交付されていないが見解を問う。
②防災無線ラジオの全戸配布が民生安定助成事業で実施できないかについての見解を。

③電子戦部隊の追加配備の現況と市長の認識を問う。
④奄美市国民保護計画の見直しと実効性について

６月１７日（金）

◎公明党　橋口　耕太郎

１　コロナ感染症の本市の現状について
（１）４月からこれまで，連日数十人の感染が報告されている。本市の現状と感染者や濃厚接触者に対する本市としての対応はいかがか。
２　農業施策について
（１）奄美群島成長戦略ビジョン２０３３骨子の中で「島／シマの恵みを活かす農林水産業」とあるが，その中で本市が農業分野で力を入れていきたい施策は。
（２）本市の風土にあった，より付加価値の高い作物の研究，進展状況はいかがか。
３　教育環境について
（１）教員免許更新制度が廃止する方向で進んでいる。また，県の教員採用試験の受験年齢も引き上げられた。その２点について現場の声や教育委員会としてどう捉えているか。
（２）政府が部活動の地域移行について検討している。教員の負担軽減に有効だと思うが，様々な課題もある。本市として政府の取組をどう捉えているか。
（３）児童・生徒数の減少により，今後，休校等の措置が考えられる地域があると思うが，私学誘致などの可能性について見解を。
４　発達障害の乳幼児について
（１）本市の１歳６ヵ月検診，３歳児検診時の発達障害児と疑われている乳幼児数はどの程度いるか。直近３年間の結果はいかがか。
（２）発達障害の疑いがある乳幼児について，本市としてどのように取り組んでいるか。
５　名瀬クリーンセンターについて
（１）施設の更新計画が進んでいると思うが，具体的なスケジュール，事業費はいかがか。
（２）現在，１３種類のゴミの分別をしているが，更なる分別の考えはないか。

◎チャレンジ奄美　幸多　拓磨

１　公共施設の自主財源確保について
（１）ネーミングライツの導入について
①今現在の計画の進捗について
②対象となる公共施設について
③公募をかける際のエリアについて
④公募をかける際の企業採用基準について

２　福祉行政について
（１）障がい者支援について
①奄美市の障がい者を対象とする採用試験について
②現在の障害者雇用促進法に対する達成度について
③ヘルプマーク・ヘルプカードの普及率・認知度について
④障がい者支援の為のマークの認知度・取り組みについて
３　教育行政について
（１）安心・安全な教育現場について
①学校設備・備品等の安全チェックについて
②プールでの水難事故対策について
（２）部活動・クラブ活動の多様性について
①スケートボードやＢＭＸ。ｅスポーツの取り組みについて
４　ＳＤＧｓへの取り組みについて
（１）達成目標の１７の項目について
①優先的に取り組んでいく項目について
②官民連携・公民連携について
（２）電気自動車，電動バイク等の充電スタンドの整備について
①今現在の当市においての充電スタンド配置について

◎日本共産党　荒田　幸司

１　市長の政治姿勢について
（１）市長就任から半年が経過しました。市政についての思いを改めてお示しください。また，手ごたえを感じていること等がありましたら併せてお願いします。
２　安全保障に関連して
（１）地元紙によると，昨年４月～１２月の期間，住民から寄せられた航空機の低空飛行で「米軍機の可能性があり」の目撃情報は，県全体では前年を上回り，奄美市は前年を下回ったとの報道でした。当局の見解をお示しください。
３　新型コロナウイルス感染症対策について
（１）日々の感染状況は，市のホームページやマスコミ等を通じて市民に届いているところですが，情報が少ないとの声も聞こえます。現在の市民への情報提供は，どのような観点で行っているのかお示しください。
（２）鹿児島県が水際対策として実施している，ＰＣＲ検査の実情についてお示しください。
①来島者の検査件数，陽性者数，来島者の検査割合など
②検査を受けるための手続き上の煩雑さなど改善すべき課題はないのか
４　介護，福祉制度について

（１）２０００年（平成１２年）より施行された介護保険制度。介護保険のサービス提供全般についてお示しください。

①ケアプラン作成件数，訪問介護利用者数，通所介護利用者数

②それぞれのサービスの提供事業者数

③それぞれのサービスを希望者全員が受けることができる状況にあるのか。

④介護認定を受けても，サービスを利用していない方の割合など。

（２）大人にかわって家族の世話や介護をしている「ヤングケアラー」について，今年の１月に厚生労働省が行った調査結果は次のような内容でした。全国の２万４５００人の小学校６年生を対象に実態調査を行い，９７００人余りから回答を得た結果，１５人に１人（６．５％）が「家族の世話をしている」というものでした。奄美市の実態についてお示しください。

第 2 回 定 例 会
令和４年６月 14 日
（第１日目）

○　出席議員は，次のとおりである。

1番	幸多　拓磨　君	2番	弓削　洋平　君
3番	永田　清裕　君	4番	和田　霜析　君
5番	松山　さおり　君	6番	林山　克巳　君
7番	正野　卓矢　君	8番	橋口　耕太郎　君
9番	栄　ヤスエ　君	10番	大迫　勝史　君
11番	奥　晃郎　君	12番	竹山　耕平　君
14番	関　誠之　君	15番	﨑田　信正　君
16番	荒田　幸司　君	17番	与　勝広　君
18番	西　公郎　君	19番	奥　輝人　君
20番	伊東　隆吉　君	21番	川口　幸義　君
22番	多田　義一　君		

○　欠席議員は，次のとおりである。

13番　元野　景一　君

○　地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長	安田　壮平　君	教育長	村田　達治　君
住用総合支所事務所長	用稲　工巳　君	笠利総合支所事務所長	川畑　義成　君
総務部長	三原　裕樹　君	企画調整課長	國分　正大　君
財政課長	永田　公洋　君	市民部長	徳永　恵三　君
保健福祉部長	山下　能久　君	福祉事務所長	永田　孝一　君
福祉政策課長	喜納　祐司　君	商工観光情報部長	平田　宏尚　君
農林水産部長	竹元　康晴　君	建設部長	濱田　洋一郎　君
上下水道部長	吉　郁也　君	教育部長	石神　康郎　君

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	島袋　修　君	議会事務局次長兼調査係長事務取扱	池田　忠徳　君
主幹兼議事係長	押川　治　君	議事係主査	坂元　辰徳　君

議長（西　公郎君）　おはようございます。ただいまの出席議員は２１名であります。会議は成立いたしました。

これから令和４年第２回奄美市議会定例会を開会いたします。（午前９時３０分）

ただちに本日の会議を開きます。

日程に入ります前に諸般の報告をいたします。市長から地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により，令和３年度奄美市一般会計予算繰越明許費繰越計算書及び令和３年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算繰越明許費繰越計算書並びに地方公営企業法第２６条第３項の規定に基づき，令和３年度奄美市水道事業会計予算繰越計算書及び令和３年度奄美市下水道事業会計予算繰越計算書，以上４件について報告がありました。

次に，奄美市債権管理条例第１７条第２項の規定に基づき，令和３年度債権放棄の報告がありました。

次に，先の定例会において一部採択され，当局に送付いたしました，令和３年陳情第３号　住用町市湾の沿岸に堆積している土砂の撤去に関する陳情についての処理状況について報告がありました。また，地方自治法第１８０条第２項の規定に基づき，専決処分３件の報告がありました。以上の報告の内容はお手元に配付いたしました文書のとおりであります。

――――――――――――――　○　――――――――――――――

議長（西　公郎君）　日程に入ります。日程第１，会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に弓削洋平君，橋口耕太郎君，竹山耕平君の３名を指名いたします。

――――――――――――――　○　――――――――――――――

議長（西　公郎君）　日程第２，会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期をお手元に配付いたしました議事日程表のとおり，本日から７月１日までの１８日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，本定例会の会期は本日から７月１日までの１８日間とすることに決定いたしました。

――――――――――――――　○　――――――――――――――

議長（西　公郎君）　日程第３，報告第４号　専決第１２号　令和４年度奄美市一般会計補正予算（第２号）についての専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（安田壯平君）　おはようございます。ただいま上程されました，報告第４号　令和４年度奄美市一般会計補正予算（第２号）の専決につきまして御説明いたします。

総務費の総務管理費におきましては，低所得の子育て世帯に対し，児童１人当たり一律５万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金事業に要する経費９，４７７万９，０００円を新たに計上いたしております。歳入につきましては，事業に係る財源といたしまして，国庫支出金を計上いたしております。以上が主な内容であります。

今回の補正で９，４７７万９，０００円を追加することにより，令和４年度奄美市一般会計予算の総額は３１６億５５３万６，０００円となります。以上，報告第４号の提案理由を申し上げましたが，議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでございましたので，地方自治法第１７９条第１項の規定により，専決をいたし，同条第３項の規定により報告を行い，承認をお願いする次第でございます。

何とぞ御審議の上，御承認くださいますよう，お願い申し上げます。

議長（西　公郎君）　これから質疑に入ります。

通告がありましたので，関　誠之君の発言を許可いたします。

１４番（関　誠之君）　市民の皆さん，議場の皆さん，おはようございます。私は立憲民主党の関誠之でございます。報告４号　令和４年度奄美市一般会計補正予算（第２号）について質疑をいたします。その前に字句の挿入・訂正をお願いいたします。（１）の②のところで，給付金室となっておりますが，臨時特別というのを挿入して，臨時特別給付金室，③が「今回の」の次に子育て世帯生活支援特別給付金と「子育て世帯」を挿入いただきます。それに，⑤，⑥，後段のほうの臨時特例事業と書いてありますけども，臨時特別給付金事業，⑥も同じであります。訂正方よろしくお願いをいたします。

それでは，質疑をいたします。（１）２款１項１６目新型コロナ感染症緊急対策事業９，４７７万９，０００円，ただいま市長から提案がありました事業について，まず，最初に会計年度任用職員の人件費は何名で，雇用する期間をお答えください。

二つ目は，特別給付金の支給方法と臨時特別給付金室の現状等についてお答えをいただきたいと思います。

三点目は，今回の子育て世帯生活支援特別給付金の主旨と対象者等についてご説明ください。

四つ目は，支給対象者は１，８３７人のようでありますけれども，支給対象者の内訳を児童扶養手当受給者以外の令和４年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯の数をお示しをいただきたいと思います。

五つ目は，昨年の第４回定例会で決議された，子育て世帯への臨時特別給付金事業で支給対象となっていた児童手当受給者対象者と今回の支給対象者である児童扶養手当受給者等の相違・関連を御説明ください。

六つ目は，昨年の子育て世帯への臨時特別給付金事業での申請が必要であった支給対象者の申請受理，支給状況についてお示しをいただきたいと思います。この事業は終了したのか，まだ継続中であるのかも併せてお答えをいただきたいと思います。

七つ目は，今回の申請が必要となる対象者はどのようなもので，その者に対する周知と申請の方法，支給時期についての現況をお答えください。

八つ目，終わりになりますけども，支給対象者になる新生児の誕生した基準日等がありましたらお答えをいただきたいと思います。以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（西　公郎君）　答弁を求めます。

福祉政策課長（喜納祐司君）　おはようございます。それでは，質問にお答えをいたします。質問順に沿ってお答えをいたします。

１番の会計年度任用職員の人件費についてでございます。今回実施する子育て世帯生活支援特別給付金に関して事業費総額９，４７７万９，０００円のうち，人件費は１６８万２，０００円で会計年度住用職員１名を６月より本年１２月までの７か月間雇用するもので計上しております。

次に，２番，特別給付金の支給方法と現状についてでございます。特別給付金の支給方法につきましては，対象となる児童扶養手当受給者及び児童手当受給者で令和４年度住民税均等割非課税となる方については申請不要で口座へ直接振り込む，いわゆるプッシュ型の支給により，また，新型コロナの影響で収入の減少した家計急変のその他の世帯に対しては申請による給付を予定しております。臨時特別給付金室の現状につきまして，現在福祉政策課内に奄美市非課税世帯に対する臨時特別給付金室を昨年度より設置して業務にあたっておりますが，本臨時特別給付金室においては今年度も実施を継続しており，非課税世帯への給付金対応を行っております。今回の子育て世帯生活支援特別給付金については福祉政策課こども未来係にて対応をいたします。

次に，３番，今回の生活支援特別給付金の主旨等でございます。今回の子育て世帯生活支援特別給付金については，新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で，食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯を対象に特別給付金を支給することにより，その実情を踏まえた生活の支援を行

うものであります。対象となる低所得の子育て世帯については，低所得のひとり親世帯として児童扶養手当受給世帯，その他の低所得世帯として令和４年４月分の児童手当，または，特別児童手当の受給者で令和４年度分住民税均等割が非課税である世帯，また，コロナの影響で家計が急変し，令和４年度住民税の均等割が非課税相当と認められるものとなっております。

次に，４番，支給対象者の内訳でございますが，今回計上した特別給付金につきましては，対象を１，１００世帯，児童１，８３７人と想定しております。これは令和３年度に同内容で給付した実績をもとに想定しており，まず，令和３年度の実績を申し上げますと，給付実績が９９７世帯で，内訳は児童扶養手当世帯が６４３世帯で，その他の住民税均等割非課税世帯及び非課税相当世帯が３５４世帯でありました。令和４年度に予定する給付対象世帯についても同様の割合と見込み，児童扶養手当受給世帯が約７００世帯，その他の世帯が約４００世帯と想定して計上したものであります。

次に，５番についてお答えをいたします。昨年末，第４回定例会で議決をいただき，給付した，令和３年度子育て世帯への臨時特別給付金は，その対象を児童手当受給対象児童，高校生，令和４年３月３１日までに生まれた児童手当支給対象の新生児となっており，原則，住民税課税・非課税に関わらず，広く子育て世帯に給付するものとなっております。一方，今回の子育て世帯に対する，子育て世帯生活支援特別給付金につきましては，先ほど対象者について答弁したとおり，児童扶養手当受給者や住民税均等割非課税の子育て世帯など，国の制度設計では低所得の子育て世帯を対象としており，両給付金については給付対象の所得階層の幅が相違と考えております。

次に，６番についてお答えをいたします。昨年末から給付を開始した，令和３年度子育て世帯への臨時特別給付金の給付状況についてお答えいたします。本給付の給付実績は３，９４２世帯，対象児童で７，３０２人に対し，７億３，０００万円の給付を実施しております。内訳に関しまして，本給付金に関し，申請が必要となる世帯は児童手当対象外である高校生，また，基準日以降に生まれた新生児を養育する世帯となり，給付実績３，９４２世帯のうち，６４０世帯が申請世帯となっております。また，本給付金については令和４年３月３１日までに生まれた児童が対象となることから，申請受付は本年度４月末をもって終了し，給付を実施した５月末をもって事業を終了しております。

次に，７番についてお答えをいたします。今回の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の対象となり，申請が必要となる世帯は，ひとり親世帯では公的年金等を受給していることにより，令和４年４月分の児童扶養手当の支給を受けていない方，また，令和４年４月分の児童扶養手当は受給していないが，新型コロナの影響を受け，家計が急変し，収入が児童扶養手当受給世帯と同水準と認められる方となり，その他の子育て世帯では高校生など，児童手当受給対象外となる児童のみを養育する世帯で，令和４年度分の住民税均等割が非課税である方，また，ひとり親世帯と同様，新型コロナの影響で家計が急変し，令和４年度住民税均等割非課税世帯と同水準と認められる世帯となっています。今回の対象となりえる世帯の周知方法としては市のホームページ掲載，公式ＳＮＳによる発信，地方紙への広報・掲載など，可能な限りの周知を行う予定です。また，申請の方法は福祉政策課窓口での申請となり，申請と支給時期についてはプッシュ型直接給付に続き，７月中旬から申請を受け付けていく予定にしております。

次に，８番，支給対象となる新生児の誕生した基準日についてでございます。本給付金の対象となる新生児については令和４年度内に支給決定がなされる必要があることから，令和４年４月１日から令和５年２月２８日までの間に生まれた児童について本給付金の対象児童となることが国の指針で示されております。以上です。

１４番（関　誠之君）　御答弁ありがとうございました。今回の質疑において大変重要なことは去年と同じような給付金の支給がなされておりますけれども，その辺がもらったことによって今回のこの子育て世帯生活支援特別給付金がもらえなくなるんではないかというようなこともあるかも分かりませんので，その辺をしっかりと区別をしていくという意味からの質問をさせていただきました。特に，７番目

の申請が必要となる対象者についてでありますけれども，この申請が必要になる対象者，これが本人ではなかなか分からないというような状況があると思います。それで，再質問でありますけども，対象児童，たとえば令和４年３月３１日時点で１８歳未満の子，障がい児については２０歳未満の養育者であって，以下のいずれかに該当するものと先ほども少し説明がありましたが，一つは令和４年４月以降令和５年２月までに生まれた新生児も対象となるということでありますし，令和４年度分の住民税課税均等割が非課税である方については機械的に，要するに申請によって，税の申請によってこの判別がつきますけども，先ほど申し上げました判別が難しいのは，新型コロナ感染症の影響を受けて，家計が急変をして，令和４年度分の住民税均等割が非課税であると同様の事情にあると認められる方というふうな説明がありますが，これが自己判断では大変難しいと思われます。このような対象者に対して住民税均等割が非課税であると判断する，おおよその基準的なものはお示しができないのかお答えをいただきたいということであります。

二つ目は，市のホームページを見ますと，５月２７日に専決処分して，約２週間以上になりますけれども，今日現在朝ホームページ見ましたけれども，いまだにホームページにこの給付金については掲載がされていません。昨年の住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の案内が６月３日更新で掲載されておりますけども，こういうことについての見解をお示しをいただきたいと思います。なぜかと言いますと，前段言いましたとおり，錯綜をして，もらえるんではないか，いや，もらえないというような錯綜をした勘違いや間違いが起こる可能性というのは非常に大きいと思いますので，市長の言う，誰一人取り残されない，また，迅速にスピーディーにという言葉からして，このＩＴ・ＩＣＴとも言いますけども，そういった今のことを考えますと，大変悠長で遅いんではないかと。先ほど申し上げましたとおり，５月２７日に専決処分をしてですね，いまだにホームページにその案内が載っていない。しかし，昨年の住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の案内は６月の３日に更新をされて，いまだに載っているというような状況がこの市民にとってですね，先ほど言いましたとおり，非常に考え方が錯綜するようになると思いますので，この辺について見解がありましたら是非お願いをしたいと思います。

福祉政策課長（喜納祐司君） 関議員の御質問にお答えをいたします。まず，１点目の家計急変をして収入が減少した均等割非課税世帯相当になるのは御自分で分からない方が多いんではないかと，目安を示したほうがいいんではないかという御質問でございますけれども，御指摘の住民税均等割が非課税となる世帯につきましては家族構成等で基準が変わってきますけれども，対象となる収入目安の参考として，父母二人と子どもの数による家族構成での収入基準を，現在制度紹介で奄美市のホームページ上にて，本制度の紹介のホームページ上にて掲載をいたしておりますので，周知に努めていきたいと存じます。次に，奄美市のホームページ上に専決処分以降２週間以上にわたってホームページに掲載されていないという御指摘についてでございますが，御指摘の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金のホームページ上の掲載が遅いとの御指摘はこれまでの経過を踏まえ，お答えをいたします。本予算を専決処分いたしまして，議員皆様に全員協議会にて説明をした５月２７日以降，プッシュ型による速やかな給付につなげるために，対象となる児童扶養手当受給世帯の把握業務に着手をし，対象の漏れがないよう確認作業を経て，６月３日に給付についてと受取拒否についてのお知らせを封詰めをし，６月６日午前中に郵送にて通知を行ったところであります。その後にホームページ更新の作業に入り，分かりやすい伝え方ということで，６月６日の週で掲載をしようと努めておりましたけれども，結果的に６月１３日の制度紹介の掲載となっております。掲載につきましてはちょっと分かりづらいところに記載がされておりまして，一番の最新のトップ記事に載ってなかったということで，分かりづらい表記になっていたというところは修正をお願いをしましたところでございます。市民への周知の観点からもっと早い掲載が求められたことについては反省をし，今後の給付業務に活かしていきたいと存じます。また，本年２月より給付を開始している奄美市住民税非課税世帯に対する臨時給付金の更新案内が６月３日になっていることについては，同給付金は現在も給付金業務を行っており，申請書類様式の変更を周

知する必要があったことから，記載内容の一部を更新したことにより，６月３日更新と記載されているものであります。いずれにいたしましても，今後は市民への給付金の案内に混乱を呼ばないよう周知の内容について工夫に努めてまいりますので，御理解をよろしくお願いいたします。

１４番（関　誠之君） ありがとうございます。課長の言われるのはね，そのとおりだと。行政の事務手続き上，いろんな問題があるとは思います。しかし，このＩＴ・ＩＣＴというのは瞬時に情報が伝わるわけで，そういう意味から安田市長もＳＮＳを多用していろんな情報発信しておりますけれども，奄美市のホームページに政策であるこの事業が今，分からないところで載っとったら，としても，それは分からないことであります。ホームページを開けますと，市民へのということで，新着どういったものが今，やってますよというのがすぐ入るわけですから，そこに先ほど言ったこの昨年の臨時給付金はしっかり載っとるわけですよね。しかし，今回のものは載っていない，そこには載っていない，まだ私も見つけておりませんから，今，課長が言ったことがどの辺をどういうふうにクリックしていけばそこに辿り着くのかは分かりませんけれども，そういうことでは情報としてはあまり意味を成さないような気がいたしますので，その辺はもう少し考えてですね，しっかりとスピーディーにこのＩＣＴと言いますか，横文字はよく分かりませんが，そういったものを住民にもしっかりと知らすようなものにしてほしいということをお願いをしたいと思います。それと，その基準の関係になりますけども，今，そういったものをやるというふうに言っておりますけど，これは私が非常に慣れていないのか分かりませんが，たとえば，個人の市民税の非課税の範囲というのは条例から，いわゆる税条例にうつって，その中に２３条普通税というのがありますけども，そのうちの２４条の個人の市民税の非課税の範囲というのが出てくるわけです。こういうふうに非常にややこしい手作業をしながらここに辿り着くことでありますけども，そこには前年の合計所得金額は２８万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族数に１を加えた数を乗じて出た金額に１０万円を加算した金額，以下である者に対した均等割を課さないというふうに出ておりますけども，読んだってあまりよく分からないのですよね。ですから，こういったことをプロである皆さんが分かりやすいように表にしてその案内の下のほうにでも非課税とはこういうぐらいのところですよというものを出して然るべきだというふうに思いますが，この件について見解があれば再度お聞かせをいただきたいというふうに思います。最後になりますけれども，奄美市の新型コロナ感染症の状況は５月２０日８２人をピークに減少の傾向にあるものの，いまだ終息をする兆しは見せておりません。このような状況だから飲食業，観光業，または，交通関連事業者への支援は必要だと，まだまだ必要だというふうに思っておりますが，今後の市の独自の事業者に対する直接支援や需要喚起，生活者，生活支援などについてどのような施策を考えておられるのか。これは市長のほうでね，答弁していただきたいんですけども，第１回の定例会で市独自の支援について具体的な制度設計を行っているということで答弁をしておりますし，独自の財源としてこの間報道にありましたが，国が総合緊急対策として地方創生交付金を拡充したということで鹿児島県のほうには交付限度額として７６億２，４００万円，６，２００万円余りが地方単独事業の財源として示されておるということで，先の６月定例会の一般質問で回答があったようですけども，財源もそういったことではあるようではありますから，是非その辺も含めて今後どのような施策を考えているのかお示しをいただきたいと思います。以上であります。ありがとうございます。

議長（西　公郎君） 答弁を求めます。

福祉政策課長（喜納祐司君） 目安となる表につきましてでありますけれども，先ほど答弁したホームページ上に目安となる収入を出しておりますと申し上げましたのは，まさにおっしゃられた住民税非課税相当となる収入の目安ということで基準として参考にしてくださいということで同表を載せております。例えば，家族構成で２人，父または，母と子１人の場合には収入として１３７万８，０００円以下，４

人父母と子２人の家族構成の場合は年間２０９万７，０００円以下というような形で，住民税非課税相当となる収入という形の目安でホームページ上には載せておりますので，参考にしていただきたいと思います。以上です。

企画調整課長（國分正大君）　それでは，関議員の今後の施策という質問については私のほうで答弁させていただきます。想定される支援策につきましては議員御案内のとおり，新型コロナの終息が見えない中でございますので，あらゆる事態に対応するための心構えと準備が必要であると考えております。また，報道等で御承知のとおり，新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金においても，コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分が示されております。今後，国・県事業との連携や国・県事業の対象とならない事業者等を補完する市独自の事業等も必要であるものと考えております。いずれにいたしましても，その時々の市内経済の状況を踏まえ，時期を逸することなく，実情に応じた効果的な事業が実施できるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

議長（西　公郎君）　他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

この専決処分は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，この専決処分は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから報告第４号について採決いたします。

お諮りいたします。

本件を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，報告第４号　専決処分の承認を求めることについては承認することに決定いたしました。

――――――――――――――　○　――――――――――――――

議長（西　公郎君）　日程第４，議案第４９号　令和４年度奄美市一般会計補正予算（第３号）についてから議案第５６号　奄美市道路線の廃止及び認定についてまでの８件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（安田壮平君）　ただいま上程されました，議案第４９号から議案第５６号までの提案理由を御説明いたします。

議案第４９号　令和４年度奄美市一般会計補正予算（第３号）の主な内容につきまして御説明いたします。

第１表，歳入・歳出予算補正につきまして，まず，歳出の主な内容を申し上げます。

今回の補正におきましては，今年度の会計年度任用職員の配置が確定したことにより，関係する費目において各種経費の増減額を計上いたしております。

総務費の総務管理費におきましては，防災倉庫との一体的な整備による防災機能の強化と併せ，土木現場詰所の環境改善を図るため，長浜地区トイレ整備工事費５００万円を新たに計上するほか，奄美市公式ＬＩＮＥを活用した奄美世界自然遺産地域の情報共有魅力発見事業に要する経費２７１万4，０００円や，ＡＮＡ，全日本空輸株式会社との協定締結による地域活性化起業人負担金４２０万円を新たに計上いたしております。

民生費の児童福祉費におきましては，保育士等の処遇改善に要する経費を関係する費目に追加計上いたしております。

商工費におきましては，３地区の奄美市まつりに要する経費として６００万円を追加計上いたしております。

防災費におきましては，救急車購入に要する経費として大島地区消防組合負担金３，５００万円を新たに計上いたしております。

教育費の保健体育費におきましては，米飯給食センターの解体工事設計業務費２５０万円を新たに計上するほか，給食費の収納事務の強化を図るため，収納管理システムの導入経費２９４万円を新たに計上いたしております。

次に，歳入の主な内容について申し上げます。

国･県支出金におきましては，歳出予算の各事業費の追加などに伴う所要額を計上いたしております。寄附金におきましては消防行政指定寄附金１，０００万円を計上いたしております。その他歳出予算に要する財源といたしまして，繰越金３，３４５万円，市債３，３３０万円を追加計上いたしております。

以上が主な内容でありますが，今回の補正で１億３，０８４万３，０００円を追加することにより，令和４年度奄美市一般会計予算の総額は３１７億３，６３７万９，０００円となります。また，第２表，地方債補正につきましては事業の追加などに伴う限度額の変更を行うものでございます。

議案第５０号　令和４年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては，総務費の総務管理費におきまして，負担割合見直しによる２回目の被保険者証の送付費用などを増額計上いたしております。

歳入につきましては，事業に係る財源といたしまして，後期高齢者医療特別対策補助金等を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして歳入歳出それぞれ２２１万６，０００円の増額となり，令和４年度奄美市後期高齢者医療特別会計予算の総額は５億８，７４２万５，０００円となります。

議案第５１号　令和４年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては，会計年度任用職員一般事務補助及び主任介護支援専門員の任用に係る各費目を増額計上いたしております。

歳出につきましては，国庫支出金，県支出金及び繰入金におきまして，歳出の補正相当額を負担割合にて増額計上いたしております。

今回の補正によりまして歳入・歳出それぞれ７８１万２，０００円の増額となり，令和４年度奄美市介護保険事業特別会計予算の総額は５３億５，４１１万１，０００円となります。

議案第５２号　奄美市集会施設条例の一部を改正する条例の制定につきましては，地域間交流拠点施設を集会施設に位置付けるため，所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第５３号　奄美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては，賦課期日後に保険料が変更になった際の端数処理について，所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第５４号　奄美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきましては，市営笠利住宅１棟２戸及び市営中金久住宅２棟４戸の解体撤去に伴い，所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第５５号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきましては，名瀬辺地，住用辺地及

び笠利辺地における総合整備計画において，事業の追加や事業費の増額に伴い，計画書を変更するものでございます。継続して辺地債を適用するためには計画の変更が必要であることから，辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第８項の規定により，議会の議決を求めるものでございます。

最後に，議案第５６号　奄美市道路線の廃止及び認定につきましては，市道佐仁３５号線道路改良工事に伴い，路線の起点に変更が生じたため，本市道路線を廃止し，再度認定しようとするものでございます。

以上をもちまして，議案第４９号から議案第５６号までの提案理由の説明を終わりますが，何とぞ御審議の上，議決してくださいますよう，お願い申し上げます。

――――――――――――――　○　――――――――――――――

議長（西　公郎君）　日程第５　鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

同議会議員は市内市町村の長及び議会のうちから市長区分６名，市議会区分６名，町村長区分４名，町村議会議員区分４名から構成されています。現在，同議会議員のうち，市議会議員から選出する議員について１名の欠員が生じているため，広域連合規約第９条第３項及び広域連合議会の議員の選挙に関する規程に基づき，選挙告示を行い，候補者の届出を締め切ったところ，市議会議員から選出すべき人数を超える２名の候補者がありましたので，広域連合規則第８条第２項の規定により，選挙を行います。

この選挙は同条例第４項の規定により，全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので，会議規則第３２条の規定に基づく選挙結果の報告のうち，当選人の報告及び告知は行えません。

そこでお諮りいたします。

選挙結果の報告については会議規則第３２条の規定に関わらず，有効投票の内，候補者の投票数までを報告することとしたいと思いますが，御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

したがって，選挙結果の報告については会議規則第３２条の規定に関わらず，有効投票数のうち，候補者の投票数までを報告することに決定いたしました。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員は２１名であります。投票用紙の配付をお願いします。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

異常なしと認めます。

念のため，申し上げます。投票は単記無記名です。

ただいまから投票を行います。

点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

（点呼，投票）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。
（議場開場）
開票を行います。
会議規則第３１条第２項の規定によって，立会人に荒田幸司君，多田義一君を指名いたします。
両君の立会をお願いいたします。
（開票）
選挙の結果を報告します。
投票総数２１票，これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。
そのうち，有効投票２１票，無効投票０票。
有効投票のうち，下川床　泉君１０票，畑中香子君１１票，以上のとおりです。
以上をもちまして，本日の日程は終了いたしました。
明日６月１５日午前９時３０分本会議を開きます。
本日はこれをもって散会いたします。（午前１０時２３分）

第 2 回 定 例 会
令和４年６月 15 日
（第２日目）

○　出席議員は，次のとおりである。

1番	幸多　拓磨　君	2番	弓削　洋平　君
3番	永田　清裕　君	4番	和田　霜析　君
5番	松山　さおり　君	6番	林山　克巳　君
7番	正野　卓矢　君	8番	橋口　耕太郎　君
9番	栄　ヤスエ　君	10番	大迫　勝史　君
11番	奥　晃郎　君	12番	竹山　耕平　君
14番	関　誠之　君	15番	﨑田　信正　君
16番	荒田　幸司　君	17番	与　勝広　君
18番	西　公郎　君	19番	奥　輝人　君
20番	伊東　隆吉　君	21番	川口　幸義　君
22番	多田　義一　君		

○　欠席議員は，次のとおりである。

13番	元野　景一　君

○　地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長	安田　壮平　君	教育長	村田　達治　君
住用総合支所事務所長	用稲　工巳　君	笠利総合支所事務所長	川畑　義成　君
総務部長	三原　裕樹　君	企画調整課長	國分　正大　君
契約・検査指導課長	川上　浩一　君	市民部長	徳永　恵三　君
市民協働推進課長	畠山　成美　君	環境対策課長	大山　茂雄　君
保健福祉部長	山下　能久　君	福祉事務所長	永田　孝一　君
福祉政策課長	喜納　祐司　君	保健福祉部参事兼健康増進課長	徳永　明子　君
高齢者福祉課長	西　幸一郎　君	保護課長	里見　望　君
市民福祉課長	山下　克蔵　君	商工観光情報部長	平田　宏尚　君
商工政策課長	畠山　正明　君	紬観光課長	川畑　博行　君
産業振興課長	里　洋一　君	農林水産部長	竹元　康晴　君

農林水産課長	俵　　裕　樹　君	農林水産課長（笠利）	川畑　健朗　君
建設部長	濱田　洋一郎　君	建築住宅課長	岡江　康裕　君
建築住宅課参事	小玉　さとみ　君	教育部長	石神　康郎　君
教育総務課長	信島　賢誌　君	学校教育課長	小出水　明洋　君
学校給食センター参事兼所長	川畑　良二　君	地域教育課長（住用）	宅間　道和　君

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	島　袋　　修　君	議会事務局次長兼調査係長事務取扱	池田　忠徳　君
主幹兼議事係長	押　川　　治　君	議事係主査	坂元　辰徳　君

議長（西　公郎君）　おはようございます。ただいまの出席議員は２１名であります。会議は成立いたしました。

これから，本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

本日の会議日程は，一般質問です。

――――――――――――――　○　――――――――――――――

議長（西　公郎君）　日程に入ります。日程第１，一般質問を行います。

この際，申し上げます。一般質問は個人質問とし，各自，持ち時間は答弁を含めて６０分以内といたします。なお，重複する質問事項につきましては，極力避けられますように，質問者において御配慮をお願いいたします。また，通告項目の積み残しのないよう，時間配分をよろしくお願いいたします。更に，当局におかれましては，答弁については時間の制約もありますので，できるだけ簡潔，明瞭に行われますように，あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い，順次，質問を許可いたします。

最初に，自民党新政会　和田霜析君の発言を許可いたします。

なお，和田霜析君から書画カメラ使用の申し出がありましたので，これを許可いたします。

４番（和田霜析君）　市民の皆様，議場の皆様，そして，インターネットを御覧の皆様，おはようございます。自民党新政会の和田霜析でございます。前回，令和４年第１回定例会においては，一般質問を最終日の最後と，トリを務めさせていただきました。今回，第２回定例会においては，トップバッターを務めさせていただくこと，大変光栄に思っております。

一般質問を行う前に，所見を述べさせていただきます。前回の一般質問での所見でも述べましたが，ロシアによるウクライナへの軍事侵攻はいまだ終息されず，続いております。一刻も早い終息を祈るばかりです。また，今回の軍事侵攻により，世界中で食料や原油の高騰が続いており，日本においても高騰の波が押し寄せています。秋口には，肉用牛の飼料や農家の肥料の値上がりが懸念されております。政府に対し，早急な対応をお願いするばかりです。そして，日本に目を向けてみると，４月から知床遊覧船事故があり，死者１４名，行方不明者１２名と，亡くなった方に御冥福をお祈りするとともに，行方不明者が早急に発見されることを祈るばかりです。また，山口県阿武町の新型コロナウイルスに伴う住民税非課税世帯への臨時特別給付金の誤送金事故や，持続化給付金詐欺等，マスコミが連日連夜，これらを報道しております。このような中，新型コロナウイルス関係の報道があまりされなくなってきております。政府においても，ゴールデンウィークに関して，３年ぶりに規制を緩和し，コロナ以前のゴールデンウィークと変わらない状況だったと思っております。最近では，奄美大島においても，レンタカーが増え，観光客が目立つようになってきました。しかし，新型コロナウイルスの罹患者は減ってきておらず，奄美市において，本年１月，７６５名，２月，２３７名，３月，４６８名，４月，８６４名，５月に至っては１，２６５名と，初の１，０００名以上の感染が確認されておりました。６月においては，今週の月曜日，１３日ですね，５名，うち，奄美市４名と久々の１桁台でしたが，昨日はまた２０名以上と，連日，感染者が増えていると思っており，いまだ予断を許さない状況だと思っております。最近の傾向では，１０代未満や１０代の感染者が増え，その家族にも感染が広がってきていると思っております。

さて，一般質問に入らせていただきます。所見で述べましたが，新型コロナウイルスの報道が少なくなってきており，現状の把握が難しくなってきていて，市民の意識も低くなってきていると思いますので，現在のワクチンの接種状況をお聞きしたいと思います。

（１）ワクチン接種について。３回目のワクチン接種の状況について，お伺いいたします。併せて，１回目，２回目の接種状況も知りたいと思いますので，それぞれの状況を教えていただけますでしょうか。併せて，先週の６月６日，首相官邸のホームページに全国や各都道府県の年代別のワクチンの接種状況が発表されました。これ，手元にあるんですけれども，全国で１２歳から１９歳，２６．４パーセ

ント。２０歳代，４２．３パーセント。３０歳代，４６．３パーセントと，年代が上がるにつれて，接種状況が増えております。７０代，８０代，９０代に至っては，全国で９０パーセント以上の接種状況となっております。これは，鹿児島県でも同様の接種状況になっておりました。こちら，首相官邸のホームページに載っておりますので，皆さんも，是非，確認されていただけたらと思います。これに伴いまして，奄美市の年代別接種状況も教えていただければと思います。

次の質問からは，発言席にて行わせていただきます。

議長（西　公郎君）　答弁を求めます。

保健福祉部長（山下能久君）　おはようございます。６月６日時点の新型コロナウイルスワクチン接種の接種率についてお答えいたします。市の全人口に対する接種率につきましては，１回目は７８．６パーセント，２回目は７７．５パーセント，３回目は５７．８パーセントとなっております。

次に，本市の年齢階級別の３回目接種率について，６月６日時点の実績をお答えいたします。なお，８０歳代以降はまとめてお答えさせていただきます。１２歳から１９歳２３．４パーセント，２０歳代４０．９パーセント，３０歳代４４．６パーセント，４０歳代５４．５パーセント，５０歳代６９．８パーセント，６０歳から６４歳７２．２パーセント，６５歳から６９歳７９．３パーセント，７０歳代８９．６パーセント，８０歳代以降８３．１パーセントとなっております。以上でございます。

４番（和田霜析君）　ありがとうございます。やはり，奄美市においても，年齢が低いほうが接種状況が低くなっていると思いますが，当局として，こちら，なぜ年齢が若い方が低いのか。また，何か対策を考えているのか，ありましたら，お答えいただけますでしょうか。

保健福祉部長（山下能久君）　それでは，お答えいたします。接種率向上のための施策について，お答えいたします。議員御案内のとおり，本市の年代別接種率において，２０歳から３０歳代の若い世代の接種率が，高齢者の年代よりも低い傾向にございます。その要因として，若い世代は仕事が休みづらいため，副反応への懸念や，高齢者に比べ，新型コロナに感染しても重症化しにくい傾向にあることから，ワクチン接種を敬遠しているのではと推察しております。本市といたしましては，少しでも若い世代にワクチン接種をしていただく機会を提供するため，集団接種において，予約不要で接種できる環境を整備していきたいと考えております。まず，予約なしでも３回目接種を受けられる集団接種の日程を６月２５日土曜日，２６日日曜日と，２日間設け，広報のチラシを奄美市だより６月号と併せて全戸配布し，周知を図っております。続いて，７月以降の集団接種につきましても，通常の予約枠のうち，日々，３０名から４０名の方々が予約不要で接種できるよう，調整を進めており，少しでも若い方を含む多くの方が気軽に接種できるよう，機会を提供してまいりたいと考えております。以上でございます。

４番（和田霜析君）　はい，ありがとうございます。確かに，若い方が仕事が休みづらい，また，副作用があるっていうので，受けづらいんだろうなっていうのは，私も思っておりました。それに対して，市としても対応を，６月２５・２６に予約不要，また，７月以降は通常枠で予約不要ということでよろしいですかね，３０名程度の，で設けるっていうことで，対応してくださるってこと，ありがたく思っております。この新型コロナウイルス，やはりワクチンが鍵だと私自身，思っておりますので，是非，市民の皆さんに受けていただけるよう，頑張っていただければと思います。はい，ありがとうございます。

次に，２番目の質問に移らさせていただきます。４月以降ですかね，５歳から１１歳のワクチン接種が始まったと思っております。この５歳から１１歳の子どもの接種状況っていうのを教えてください。またですね，これはちょっと私事なんですけれども，私の子どもも，今回，６歳なんですけれども，接種を受けまして，１回目は全く怖がることなく，すんなりと受けていただけたんですが，２回目になる

と，息子が受ける前の子がすごいぐずって泣いたりしたようなんです。そのあと，私の息子が受けようとすると，やはり大変ぐずりまして，大変な思いをしました。この子ども接種に対して，何か苦労されていること，工夫されていること，ありましたら，併せてお聞きしてよろしいでしょうか。

保健福祉部長（山下能久君）　それでは，お答えいたします。５歳から１１歳の小児接種につきましては，令和４年４月から集団接種及び個別接種を開始しております。また，集団接種におきましては，龍郷町に加え，宇検村及び瀬戸内町と一部合同で実施いたしました。議員御質問の接種率につきましては，５月末時点で５歳から１１歳のワクチン接種率は１回目接種１１．３パーセント，２回目接種５．７パーセントとなっております。一般に比べ，小児の接種率が低い要因といたしましては，予防接種法上努力義務に該当していないこと，副反応への懸念や重症化リスクがそこまで高くないなどから，接種を希望する保護者が少ないと考えております。本市といたしましては，ワクチン接種を希望する全ての方が接種できる体制を整えるため，引き続き個別接種にて小児接種を進めてまいりたいと考えております。

次に，小児の集団接種の体制を，まず，説明させていただきます。一般のワクチン接種では，看護師が接種を行っておりますが，小児接種の場合は泣き出す子がいたり，嫌がって暴れる子がいたりする可能性を考慮し，接種は小児科医が行い，接種のサポートとして看護師を小児科医の傍らに２名，配置いたしました。そのほか，別室で落ち着いた空間において接種ができる環境整備や，緊急対応として，小児科医を配備するなど，小児接種については特に安全を重視し，接種ができるような体制を構築しております。また，子どもの集団接種が長らく実施していなかったこともあり，安全に接種ができる環境づくりについて，医師や看護師の皆様と協議を繰り返しながら，準備を進めてまいりました。医師の体制につきましても，保健所や県立大島病院をはじめ，大島郡医師会と何度も協議をさせていただき，実際の集団接種は大きな問題もなく，スムーズに接種を実施することができております。また，実際に泣く子は数人おりましたが，小児科医や看護師のフォローもあり，最後は接種され，問題なく帰宅されております。以上でございます。

４番（和田霜析君）　はい，ありがとうございます。思ったよりも，ちょっと接種率が低いのかなと。是非，今後も受けれる体制をつくっていただければと思っています。やはり，先ほどの所見でも述べましたが，若い子が，若い子というか，幼稚園児，小学生というのが増えてきていると聞いております。そこで感染したあと，また，親にもうつってしまって，現状，なかなか毎日２０人以上っていう数字が，２０人だったり３０人だったりって出ていると思うんですけれども，減っていない原因だと思います。ちょっと，その点を考慮して，再度，周知等もしていただければと思います。

一つ，お聞きしたいのが，接種に小児科医が２名いて，また，もう１人，サポートでいるんですかね。確か，診断のほうも別な医者がいたと思うんですけれども，合計で何名ぐらいの体制でやっていたかっていうのをお聞きしてよろしいでしょうか。

保健福祉部長（山下能久君）　お答えいたします。小児のワクチンの集団接種につきましては，問診も含め，ワクチンの接種も含め，合計で５名の医師で対応しております。以上です。

４番（和田霜析君）　はい，ありがとうございます。そうですね，私の息子を打ったときに，接種していた方が小児科医だと気付かずに，問診だけはお医者さんが問診されているなって分かったので，ちょっと，再度，聞かせていただきました。ありがとうございます。これからもワクチン接種，こちら，子どもに対する，小児に対するワクチン接種，大切だと思いますんで，引き続き，努力のほど，お願いいたします。

それでは，次の質問に入らせていただきます。先日，４回目のワクチン接種をやるということでお伺いしています。こちらの４回目ですけれども，６０歳以上と１８歳以上の基礎疾患のある方が，６月下

旬以降に接種券の発行と，奄美市だよりのチラシの方に入っておりました。実際の接種開始時期っていうのがちょっと見当たらなかったんですけれども，そこら辺のスケジュールをお聞かせいただきたいのと，チラシの中には，１８歳以上の基礎疾患のない方の接種というのは見当たらなかったので，それは考えていないのかどうかっていうのも，併せてお聞かせください。

保健福祉部長（山下能久君） それでは，お答えいたします。まず，新型コロナウイルスワクチンの４回目追加接種について，概要を御説明させていただきます。新型コロナ感染症は高齢者及び一定の基礎疾患を有する方が重症化しやすい傾向にございます。このことから，国におきまして，重症化予防を目的として，新型コロナウイルスワクチンの４回目の追加接種を実施することが決定いたしました。本市におきましても，国の方針に基づき，４回目の追加接種対象者を６０歳以上の高齢者及び１８歳以上６０歳未満の一定の基礎疾患を有する方としております。また，接種間隔につきましては，３回目接種後，５か月以上経過する必要がございます。そのため，接種間隔を考慮いたしますと，本市の４回目接種対象者の大半が７月中旬より接種可能となります。６０歳以上の方には，６月末頃より接種券を，申請不要で随時，郵送いたします。一定の基礎疾患を有する方は，接種券の申請が必要でございます。申請書の受理後，接種可能時期に合わせて接種券を郵送することとしております。議員御質問の接種開始時期につきましては，集団接種には７月中旬から，個別接種につきましては６月中旬より，４回目の追加接種が可能な体制を整えております。集団接種の日程や個別接種における実施医療機関の詳細の周知につきましては，接種券と併せ，チラシを同封，また，市のホームページなどで広報を行っていきたいと考えております。なお，１８歳以上の基礎疾患のない方の４回目接種時期につきましては，現時点では国より示されておりません。以上でございます。

４番（和田霜析君） はい，ありがとうございます。６月末より，接種券を随時，配っていくっていうことで，集団接種は７月中旬から，個別接種は６月中旬から行っていくということ，理解いたしました。重症化しやすい６０歳以上と，１８歳以上の基礎疾患のある方，やはり，受けていただいたほうが安全だと思いますので，こちらの対応も，随時，お願いいたします。

これに沿って，ワクチンはファイザーかモデルナかって，何か分かってらっしゃいますでしょうか。

保健福祉部長（山下能久君） ４回目接種におけるワクチンの種類でございますが，現在のところ，ファイザー社製ワクチン，武田モデルナ社製ワクチンを予定しているところでございます。以上でございます。

４番（和田霜析君） はい，ありがとうございます。しっかりと対応のほど，お願いいたします。

もう一つ，ちょっと質問させていただきたいんですけれども，このワクチン接種，今回，４回目っていうことで，もうほぼほぼ，どの方も混合接種になると思うんですけれども，例えば，ファイザー，ファイザー，モデルナ，モデルナとか，ファイザー，ファイザー，モデルナ，ファイザーとか，かなりの混合になってきますが，こちら，安全性は大丈夫なんでしょうか。

保健福祉部長（山下能久君） お答えいたします。前回の新型コロナワクチン接種とは異なるワクチンを使用する交互接種におきましては，３回目接種について，国より有効性及び安全性の観点から問題がないことが示されております。４回目接種につきましても，１から３回目に接種したワクチンに関わらず，ファイザー社，または，モデルナ社ワクチンを使用することが示されており，問題ないものと認識しております。

４番（和田霜析君） はい，問題ないってことで，ありがとうございます。

ワクチンに関して，最後の質問に入らせていただきます。先日，鹿児島県がですね，ワクチンの廃棄，約３万５，０００回分があると報道されておりました。この３万５，０００件の中に奄美市も入っていると思うんですけれども，奄美市において，ワクチンの廃棄はあるのかどうか，お聞かせいただけますでしょうか。また，廃棄の理由っていうのも聞かせていただけますでしょうか。お願いいたします。

保健福祉部長（山下能久君） 本市の廃棄状況についてお答えいたします。本市におきましては，現在，モデルナ社ワクチンのみ廃棄実績がございます。５月２８日，有効期限を迎えた１，６９５回。６月１日，有効期限を迎えた７５０回分の計２，４４５回分を廃棄いたしました。県だけではなく，全国的に発生している事案であり，本市におきましても，やむを得ず廃棄する事態となっております。

次に，廃棄につながってしまった理由等でございます。まず，ワクチンの配給の概要について，御説明させていただきます。ワクチンの配給につきましては，まず，国より都道府県分の配給計画があり，都道府県は各自治体への配給計画を作成いたします。本市といたしましては，接種対象者が全て接種できるよう，ワクチンの配給量を受け入れております。今回，廃棄となりましたモデルナ社ワクチンにつきましては，集団接種，個別接種，施設接種において，できる限りモデルナ社の接種機会を設けるよう，努めてまいりましたが，市民の方のファイザー社ワクチンの接種の要望が強いことや，１２歳から１７歳の接種対象者にはモデルナ社が使用することができないなど，モデルナ社の使用機会を増やすことができていない状況でございました。また，モデルナ社を使用する際にも，有効期限が早く到達するものから優先して使用するなど，なるべく余剰ワクチンが発生しないよう努めてまいりました。なお，県を通して余剰ワクチンの受け入れについて，各自治体へ打診を依頼しましたが，どの自治体もモデルナ社の余剰ワクチンを抱えており，受け入れが困難な状況でございました。このようなことから，やむを得ずワクチンの廃棄となりました。今後，ワクチンの接種においては，先ほど御説明させていただきましたが，予約なしでワクチン接種できる体制など，よりワクチン接種の機会を増やし，接種率の向上を図ると主に，余剰ワクチンが発生しないよう努力してまいりたいと存じますので，御理解をお願いいたします。

４番（和田霜析君） はい，ありがとうございます。ちょっと報道でも聞いておりましたが，やはりモデルナ社の，ちょっと人気がないというか，ファイザー社を接種したいという方が多くて余ってしまったっていう状況っていうのを了解いたしました。こちら，是非，国・県，国に対しても，ワクチンが余らないような体制をつくってほしいと，是非，要望していただきたいと思います。ありがとうございます。ワクチンについては，これで終わらさせていただきまして，次に，教育施設について，お伺いいたします。

答弁書でも出しておりますが，教育，①，教育施設の安全点検の頻度について。②，施設に不備があったときの流れについてというのを，併せてお伺いさせてください。教育施設の安全点検の頻度を教えていただきたいのと，例えば，これはどういうことかと言いますと，教育委員会が年に何回か学校にお伺いし，点検を行っているのか。それとも，学校側からこういうところが危ないですよっていうので，連絡が来て，学校にお伺いして確認をしているのかというのをお聞きしたいと思います。また，不備がそこで見つかったときに，どういう対応をしているかっていうの，流れまで教えていただけますでしょうか。

教育部長（石神康郎君） それでは，お答えをいたします。学校施設の点検につきましては，まず，全体的なものといたしましては，令和２年３月に策定をいたしました，学校施設における長寿命化計画の策定時に，１級建築士による現地調査や学校へのヒアリング調査を行い，現況を確認しているところでございます。また，学校訪問時に要望を受け，確認をしているほか，学校から修繕等の要望があった際に，随時，訪問し，確認を行っているところでございます。施設に不備があった場合の対応の流れといたし

ましては，はじめに，現場状況の確認。続きまして，緊急性や危険性の確認。更に，修繕等に係る見積額の算出などを行います。緊急性などが高く，予算内で執行可能なものにつきましては，修繕のほうへ着手をいたします。緊急性等はございますが，予算が大きいものにつきましては，補正や次年度当初予算に要望をするほか，長寿命化計画に基づく改修時に併せて実施をするということになっております。以上でございます。

４番（和田霜析君） はい，ありがとうございます。一応，現地確認をしたり，学校にお伺いしたときに確認をしていると。もし，何かあったときには，緊急性を把握したり，見積もりを取ったり，できないものに関しては補正をしたりと，通常の流れだと私も認識しております。ここで，ちょっと写真を見ていただきたいんですけれども，ちょっとアップしていただけますでしょうか。こちらですね，４月に私がある学校の校長より呼ばれて行ったときの状況なんですけれども，ここ，渡り廊下になっておりまして，児童が毎日，給食を取りに行って，この下を歩いて行くところです。ここの渡り廊下の梁が完全に抜け落ちて，補強って言ったらいいか分からないんですけれども，ビニールテープ１本で固定されておりました。次の写真をお願いいたします。これが，先ほどの渡り廊下の支柱の部分ですね。私が行ったときにはここまで腐敗しておりました。はい，次，お願いいたします。これ，一応，私が聞いた，その当日ですね，教育委員会にお伺いして，何とかしてくれと言って，通さないように対策をしていただいたところです。はい，次，お願いいたします。そこから１か月ですね，１か月，４月の初旬にこれを聞きまして，５月の中旬ぐらいに応急処置をしていただき，この梁の部分も完璧に補強ができておりました。次，お願いいたします。こちらが支柱ですね，先ほど空いていた，これも追加の鉄板を入れて，補強をしておりました。はい，ありがとうございます。ちょっと私もびっくりして，すぐ学校にですね，行って，教育委員会，お話して，早急な対応していただいたと思うんですけれども，同じ子育て世代の市長にちょっとお伺いさせていただきたいんですけれども，市長もお子さんが小学生，いると思うんですけれども，こういうような状況を見て，親としてどのように感じたか，お聞かせ願えますでしょうか。

教育部長（石神康郎君） 申し訳ございませんが，先に経緯のほう，等について，御説明をさせていただきたいと思います。本件につきましては，昨年末に状況を把握したところでございます。支柱の腐食等から倒壊の危険性を考慮し，調整を行ってまいりましたが，日程等の調整がつかず，本年５月に応急措置の修繕が行われたところでございます。状況把握から応急措置までに期間を要した点や，通行禁止の措置などをとっていなかった点につきましては，今後，更に学校との連携を強化し，改善を図ってまいりたいというふうに考えております。応急措置により，一定の安定性は確保されているものと考えておりますが，渡り廊下の建替え等につきましては，事業費等を踏まえ，今後，検討してまいりたいというふうに考えております。また，御指摘のとおり，施設の維持管理において，定期，まいりたいというふうに考えておりますので，御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

市長（安田壮平君） 私への質問でございますので，こちらの席から答弁させていただきますが，今，和田議員からも御指摘いただきまして，同じ子育て世代としての感想を伺われたということで，お答えさせていただきますが，やはり学校という，子どもたちがですね，やっぱり自由に伸び伸びと学びながら成長していく，大事な施設，環境でありますので，安全第一っていうことは，もうもちろんのことだというふうに思います。その上で，今回の件，その通行禁止のですね，措置をとるのが少し遅かったのではないかというような御指摘かとも思いますけれども，やはりそこはしっかりと，学校と教育委員会とですね，連携を取っていただいて，やっぱり必要な措置は，なるべく早くとっていただく，メンテナンスも行っていただくということが当然のことだと思いますので，そこについては，また，私も同じ思いを持っておりますので，引き続き，しっかりとその思いを共有しながら，取組をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

４番（和田霜析君） はい。市長，ありがとうございます。今，昨年度末，こちらの状況を把握したとお聞きしまして，私もちょっと学校のほうに聞きに，調査をしに行ったんですけれども，去年から赴任している教頭先生が，昨年の早い時期から言っていたと。ただ，そこ，当局に残っている情報が昨年末までしかないっていうことで，これ以上言っても，言った，言わないの論議になると思いますんで，まず，昨年末に把握していながら，なぜ４月の初旬まで通行止め等にしなかった理由をお聞かせください。

教育部長（石神康郎君） それでは，お答えをいたします。先ほどもお答えをいたしましたが，本件につきましては，昨年末に状況を把握したところでございます。支柱の腐食等から倒壊の危険性を考慮いたしまして，調整を行ってまいりました。しかしながら，日程の調整がつかず，本年５月に応急の措置の修繕が行われたというところでございます。それから，状況把握から応急処置までに期間を要した点，通行禁止の措置などをとっていなかった点につきましても，今後，更に学校との連携を強化し，改善を図ってまいりたいというふうに考えております。学校のほうには，うちの教育委員会の職員が現況を確認した時点で，トラロープなどの措置をとってくださいとか，いうふうな助言等も必要であったんじゃないかというふうには考えておりますが，今後はそういう点も含めまして，連携を図ってまいりたいというふうに考えておりますので，御理解を賜りたいと存じます。

４番（和田霜析君） はい。私が聞いていますのは，昨年末に状況確認して，４月まで通行止めをしていなかった理由，それを聞いております。それと，学校施設というのは，教育委員会が建てたものだと思っておりますので，きちんと責任を持っていただきたいと思っているんですけれども，学校と協議できなかったということではなく，これ，施設ですので，教育委員会が早急に対応するべきだと思うんですが，いかがでしょうか。

教育長（村田達治君） お答えをいたしたいと思います。和田議員から御指摘にあった，教育委員会のほうが学校の安全管理については責任を持ってしっかりと対応すべきだということでございましたが，確かにそのとおりだと思います。ただし，日常の安全管理におきましては，財産の管理，あるいは人的な管理，あるいは教育的な管理ということについては，第一義的には校長が責任を持って担当するということになっておりまして，その校長の意見，情報，そういったものを聞き，先ほど説明がありましたように，緊急性等を勘案して対応をしているという流れになっておりまして，このタイムラグ，緊急措置において，今回の件において，かなりのタイムラグが生じたということにつきましては，今後，その対応の迅速性につきまして，校長等にも指導をしながら，また，私どもも，私どももですね，それに迅速に対応できるように努めてまいりたいというふうに考えております。今後のことにつきましてはですね，御指摘がございましたように，更にですね，施設面の安全管理には力を入れて，各学校の校長先生方とも認識を深め，協議もしていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

４番（和田霜析君） はい，ありがとうございます。ちょっとここは，もう何と言っても，なかなか回答が出ないんだろうなと思いながら，ちょっと４年前に起きたある事故を，ここで話させてください。４年前のですね，２０１８年６月１８日，７時５８分，大阪北部地震が発生しました。この地震により，登校中の小学４年生，当時９歳の女児の尊い命が奪われました。このことは皆さんも記憶にある方はあると思います。原因は建築基準法違反によるブロック塀の倒壊です。ここの市は，これは３か月後ですかね，９月に遺族と和解をしております。これは，人災です。今回，この４か月余り何もしていなかったっていう，たまたま何も起きなかったからよかったと思います。これ，地震でも起きていたら，すぐ崩壊しますけれども，この見直し，ちゃんと学校と話せているのか。そこも疑わなくちゃいけなくなっ

てくると思うんですけれども，そこら辺は大丈夫でしょうか。

教育部長（石神康郎君） はい，それでは，お答えをいたします。まずは，当然，学校と今後は連携を図っていくのは当然のことと考えております。先ほど来，申し上げてございますが，まずはその学校のほうから報告があって，現場を確認をいたしまして，補修をすべく調整を図ってまいりましたが，そこの調整がなかなかつかなくて，今年の５月に至ったということでございますので，そちらのほう，御理解を賜りたいと存じます。更にですね，今後，学校のほうとも，先ほども申し上げているとおり，連携を深めながら，どういう形で，危険なところがあればトラロープを張るとか，児童・生徒を中に入れない，怪我をさせない，安全・安心で，まずはそういう対策を講じていくよう，また，徹底してまいりたいと考えておりますので，御理解を賜りたいと存じます。

４番（和田霜析君） はい。このような状況を，私がお伝えした以降の対応は迅速にしていただいて，本当にありがたいと思いますけれども，その前の対応ですね。ちょっとやはり，疑わざるを得ないというような状況でしたので。

ちょっと，次の質問にいかせていただきたいんですけれども，私がこの状況を，確か４月の初旬に教育委員会にお話をして，教育委員会の方々に，これは，今回の一般答弁で話しますよ，お伝えしていたと思います。私がお伝えしてですね，以降に，他の学校，笠利，名瀬，古見方とかありますけれども，現状確認，行きました。それとも，何か把握されている事案とかありますでしょうか。ちょっとお聞かせください。

教育部長（石神康郎君） それでは，お答えをいたします。学校施設の修繕及び整備箇所の把握につきましては，これまでの答弁と重複をいたしますが，学校からの連絡，要望に基づく場合や，学校訪問時の確認等により把握している状況でございます。また，把握しているものにつきましては，先ほど御説明した流れに沿って対応してございますが，学校からの連絡等につきましても，メールにより写真等で送られてまいります。そういうものを把握しながら，危険があるのか，そういうものも考慮しながら，対応しているというところでございます。以上でございます。

４番（和田霜析君） 今の私の質問は，今回，このような状況があり，４か月，放置されておりました。４月初旬に私が報告をいたしました。ほかにもあるのじゃないかと疑うしかないというか，疑う状況になってきているんですよ。なので，全学校の確認を行ったかどうか，そこだけお聞かせください。

教育部長（石神康郎君） それでは，お答えをいたします。現時点で，まだ，全学校というところは把握をしてございません。ただ，今後，各学校を訪問しながら，補修箇所，そういうものは把握をしてまいるというようなところで，計画はしてございますので，御理解を賜りたいと思います。

４番（和田霜析君） はい。ちょっと対応が遅いのではないかなと思わざるを得ないと思っております。もう，修理も終わっていることですので，本当にこれ，安心･安全で，子どもを守るためのことだと思っておりますので，是非，各学校を回っていただいて，現状を確認して，補修しなくちゃいけないところは早急に補修する。長期的に，これは大丈夫だと思うところは，予算等の関係もありますので，予算を付けるような動きをするということを徹底していただけたらと思います。先生が言ったからではなく，きちんと現場を確認していただけないでしょうか。現場に問題があります，必ず。机上にはないです。どっかの映画でもありましたけれども，足を運ぶようにしていただけたらと思います。

次の質問に，最後ですね，いきますけれども，今回，このような状況が起こり，時間が経ったっていうことですけれども，教育委員会のですね，こういう施設の専門的知識，持った方っていうのはいらっ

しゃるのでしょうか。

教育部長（石神康郎君） それでは，お答えをいたします。令和２年度に学校施設長寿命化計画，これは令和３年度から令和２２年度までででございますが，策定を行っており，計画的な改修工事を行うなどの予防，保全に努めているところでございます。なお，策定時においては，老朽度調査等の資格を有しているコンサルタントへ業務委託を行っております。当該調査資格を有している職員は，本市にはおりませんが，日頃の施設の安全点検につきましては，電気，給排水，消防設備等の設備につきましては，専門事業者と保守点検業務委託を締結いたしております。そのほかにつきましては，緊急的に各学校から修繕等の要望があった場合は，まず担当職員が現場を確認し，軽微な修繕等で対応可能な場合は，随時，修繕を行っているところでございます。規模の大きな改修工事を要する場合は，建設部に配属されている建築技師からの技術的助言などにより，緊急性が高いと判断した場合などは，補正予算などで対応をしているところでもございます。今後も建設部と密接な連携を図りながら，学校施設の安全管理には万全を期してまいりたいと考えているところでございますので，御理解を賜りたいと存じます。

４番（和田霜析君） 今の質問ですと，教育委員会の中には，専門的知識を持った者がいないということですね。私がこの質問をした理由はですね，今回のようなものを見たら，緊急性が必要だと分かると思うんですけれども，なかなか専門的知識がない者が，これは本当に応急処置が必要なのか，必要でないのかっていうのを確認ができないと思うんですよ。ですので，是非，そこら辺，すぐ対応できるように，建設部があるので，そこと一緒にしますっていうのも必要だと思うんですけれども，その前に，これは本当に緊急性が必要か，必要じゃないかっていうので，今年度は無理だと思いますけれども，来年度以降，何かしらそのような専門知識を持った方，おけるようにしていただけたら，対応も早かったのじゃないかなと思っての，この質問になります。この学校に，関しては，以上になりますので，次の質問に移らさせていただきます。

認定こども園について，お伺いいたします。昨年の議会でですね，同僚議員が聞いておりましたが，住用認定こども園について，一般質問しております。確かですね，本年度に基本構想に着手するとお答えしていたと思いますが，今後のスケジュール，教えていただけますでしょうか。笠利の認定こども園に関しては，報道で私も見ておりますが，ちょっと住用の状況が見えませんので，教えてください，お願いいたします。

住用総合支所事務所長（用稲工巳君） おはようございます。それでは，議員の御質問について，お答えさせていただきます。住用地区保育施設の整備につきましては，令和４年第１回定例会におきまして答弁を行ったとおり，令和４年度は基本構想策定委員会を開催し，その中で施設規模や設備などの内容についての協議を行うこととしております。次年度以降におきまして，施設整備に向けた基本設計，実施設計を作成する予定になっております。現在，基本構想の前段階として，令和元年度に開催いたしました住用地区保育施設あり方検討委員会の報告も参考にしながら，庁内の関係部署と連携，協議し，住用地区の保育施設について，本市の基本方針の策定に向け，準備を進めているところでございます。本市としての明確な基本方針を策定したのちに，地域住民へ周知を図り，その後，住用地区保育施設基本構想策定委員会を開催いたします。繰り返しになりますが，今後の流れとして，本市としての基本方針を定め，次に，基本構想について協議いただいたのちに，基本設計，実施設計，施設建設の流れになります。今後も関係部署と連携を密にし，住用地区の保育サービスの充実に向け，早期に供用開始できるよう努めてまいりたいと思いますので，御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

４番（和田霜析君） 本年度に基本設計，実施設計をやっていくっていうことでよろしいんですかね。来年度か。本年度に，いつ頃からこの委員会を始めるとか，そこの詳細なスケジュールを，もし，もう６

月ですので，これ，３月までに終わらせるとすると，時間も大分なくなってきていると思いますので，いつ開始予定かっていうのをお聞かせいただけますでしょうか。

住用総合支所事務所長（用稲工巳君） お答えします。ただいま，市としての基本方針を策定している段階でございます。この基本方針と言いますのが，その地域住民の方の意見を反映して作成されると思いますので，その作成後に基本構想策定委員会を開催したいと考えております。以上でございます。

４番（和田霜析君） ちょっと，もう一度お聞きすることになるんですけれども，これから基本方針を地域住民とつくっていくと。基本構想は，これは，今年度つくるってことですか。それとも，来年度ってことですか。

住用総合支所事務所長（用稲工巳君） お答えします。基本構想につきましては，本年度中に策定する予定でございます。以上でございます。

４番（和田霜析君） 基本構想は本年度中につくるってことですね。了解いたしました。

この認定こども園に関して，笠利がちょっと，一部統合するっていう形で聞いておりますけれども，住用の場合は，これは東城校区の保育所の代替なのか，それとも３校区まとめるものなのか，そこら辺は決まっておりますでしょうか。

住用総合支所事務所長(用稲工巳君) お答えします。住用へき地保育所,市保育所の運営につきましても，現在，進めております基本方針の作成後にお示しできればと考えておりますので，御理解を賜りたいと存じます。以上です。

４番（和田霜析君） 基本方針のあとに決めていきたいということなんですけれども，これ，令和元年のあり方検討委員会である程度決まったものではなかったでしょうか。

住用総合支所事務所長（用稲工巳君） お答えします。令和元年度のあり方検討委員会におきましては，各地区の方から保育所を残してほしいという要望をいただいております。その中で，先ほども述べましたが，基本構想策定委員会の前にですね，まず，その要望も踏まえまして，市としての基本方針を定めたいと。その基本方針の中で，住用地区の保育所を，今後，どうするかっていう検討もしてまいりたいと存じます。よろしくお願いします。

４番（和田霜析君） こちら，私が聞いたところによると，笠利よりも早く住用は動いていたと思います。今，聞いた感じですと，私が思っているよりかなり時間がかかっているなと思うんですけれども，もう少しスピード感を持ってやっていただけないかと思います。

今回，私が一般質問した，この学校の問題，認定こども園の問題。子どもがいなくなると，もう市がそうなんですけれども，市の学校の存続も危ぶまれてきております。市のへき地保育所が，現在，休園中です。児童・生徒もかなり減ってきていると。市自体，市出身の本当の生徒は２名だけと。これで，保育所がなくなると，統合されるとかなると，もう市の学校の存続に関わってくると思います。なんとかそこを残すような形っていうのも考えながら，早急に対応していただかないと，もう生徒もいなくなってしまいますし，そこの集落自体が疲弊していきますので，もう少しスピード感を持ってやっていただければと思います。あと，教育現場においても，今回，やはり時間がちょっとかかり過ぎているというのが，思いますので，これは子どもの安心・安全のためです。元気にやっぱり動いていただいて，未来の島の宝になりますので,是非,学校ともいろいろ話していただき,未来溢れる子どもたちをつくっ

ていけたらと思いますので，よろしくお願いいたします。
それでは，これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（西　公郎君）　以上で，自民党新政会　和田霜析君の一般質問を終結いたします。
暫時，休憩いたします。（午前１０時３１分）

―――――――――――――　○　―――――――――――――

議長（西　公郎君）　再開いたします。（午前１０時４５分）
引き続き，一般質問を行います。
自民党新政会　竹山耕平君の発言を許可いたします。

１２番（竹山耕平君）　市民の皆様，議場の皆様，おはようございます。自民党新政会の竹山耕平でございます。
まずは，ロシアによるウクライナへの軍事侵攻，そして，侵略は，一般市民を巻き込み，ましてや核の使用を示唆する発言は，ロシア側にいかなる理由があるにせよ，断じて許すことができません。国が悪いのか，指導者が悪いのか，いずれにしても，即時撤退を望みます。我が日本が置かれている現状を見ても，決して対岸の火事ではございません。隣接国による尖閣諸島問題をはじめ，度重なる領空，領海侵犯。ミサイル発射問題。着実に向上している軍事力への脅威などなど,懸念事項は多数ございます。現在，政府は骨太の方針を決定し，防衛費の増額をはじめ，５年以内の防衛力の抜本的強化を目指すとしています。自分の国は自分たちで守ること。専守防衛を軸に，国の領土，領海，領空並びに国民の誰もが願う安全・安心への必要で十分な議論を進めていただきたいと思います。
それでは，これより私の個人質問に入ります。
はじめに，市長の政治姿勢，ポストコロナ，ウィズコロナを見据えた経済活性化への取組について，お伺いいたします。昨年末の長期休暇，冬休み期間から国内に人の流れが戻りつつあります。コロナの感染状況は，人が動けば，それに伴って増加する傾向であります。特にここ奄美においては，１月から振り返りますと，人口比較をしたときに，全国でも突出するほどの爆発的な感染状況となり，１月早々，県独自の緊急事態宣言が発令され，飲食店や公共施設の休館が続きました。宣言が明けて以降については，いろいろとありますが，現在まで，特に止めるとか，制限の傾向はなく，人の動き，流れは続き，そして，増加する傾向にあると思います。政府としても，４回目のワクチン接種の開始や，投薬のできる環境整備，その予防対策と地域経済の活性化の両輪に向けて舵を切っています。外国人受入の再開により，インバウンド復活へも期待ができます。奄美におきましても，昨年の世界自然遺産登録による国内外からの観光客の増加や，クルーズ船の寄港にも期待を持てるところであります。そのようなことから，今後，人の流れが更に増加されることが予想される中，コロナへの予防策の強化と，観光をはじめとする産業，商業の活性化を同時進行で進めるために，やはり受入地域としてどのような対応をとっていくのか。各関係機関や業界，事業者の皆様と，官民一体となって，どのように取り組んでまいるのかということが，大変重要になってくると思います。本市の取組と御見解について，御答弁をお願いします。
次の質問より，発言席にて行います。

市長（安田壮平君）　それでは,竹山議員の御質問にお答えいたします。コロナ禍の中,観光,商業について，人流が増加することに対して，本市としての考えと取組についてでありますが，新型コロナの感染状況が続く中ではございますが，国・県において，人流規制はなく，旅行費助成などにより，観光客の増加が予想される中，感染対策を徹底した上で，今般，クルーズ船の寄港が再開されました。国においては，訪日外国人の受入が規制緩和されることから，今回のクルーズ船再開を足掛かりに，今後，外国船籍の受入も見込まれ，併せて中心商店街でのおもてなしによるイベントなどで賑わいを創出することで，商

店街への誘客にもつながることを期待しているところでございます。併せまして，訪日外国人観光客などへの受入対策としまして，観光事業者等への受入体制整備費助成事業や，あまみ大島観光物産連盟と本市の国際交流員が連携して取り組んでおります，外国人向けのホームページによる観光情報の発信，通訳案内士との連携を図るなど，今後も受入環境の整備に努めてまいります。また，５月には横浜スタジアムにおいて奄美デーを開催していただき，世界自然遺産登録地である奄美大島のＰＲを行っており，今後も積極的に観光誘致活動を推進してまいります。さらには，今後，国が再開を予定している，新たなＧｏＴｏトラベルや，県が現在実施している，今こそ鹿児島の旅などの旅行割引助成施策と，奄美満喫ツアー事業の連携により，受入側の対策強化に努めてまいります。このほかにも，事業者の事業継続の下支えを目的とした，事業所支援給付金事業や，地域経済の活性化及び消費喚起を目的としたプレミアム商品券発行事業を実施しているところでございます。ポストコロナ，ウイズコロナの状況下の下，観光立島を目指す奄美大島にとりましては，今後，世界自然遺産登録の効果も期待され，観光産業において，稼ぐ力を確立し，持続可能な観光を構築していくことが重要と考えており，併せて商業の振興においても，民間と行政が連携して取り組んでまいりたいと存じますので，御理解くださいますようお願いいたします。

１２番（竹山耕平君） はい，市長，ありがとうございました。まずはですね，今，やはり，今の市長がおっしゃったとおりだと思います。人流が止まることなくですね，逆に積極的に誘致に力を入れるということをしっかりと宣言されていますので，次の，ちょっと質問にも関係してくるんですが，実際に，特に商工観光部が特に中心になっていくと思いますけれども，具体的に，こういう，今，もう人流が止まらないような，逆に増加傾向にもういく，進んでいる中で，庁舎内でどのような見解というか，どのような，今後，予想，そういったものが，今，市長がおっしゃったことだと思いますけれども，何か庁舎内の中で進んでいることっていうのはあるんでしょうか。

商工観光情報部長（平田宏尚君） はい，今，先ほど市長答弁，ございましたけれども，やはり市のほうだけではなくて，あまみ大島観光物産連盟だとか，あるいは奄美群島観光物産協会，そういう形で，大島，あるいは奄美群島全部を連携しながら，その中で一緒に取り組んでくる。一つには，外向けの情報発信っていう形で，奄美群島旅行説明会などございます。そういったことで，まずは外向きな発信を行った上で，それぞれの各島において，観光協会等もございますので，そこで受入体制，しっかりと，各島，受け入れると。そういったことを行っていくということと，併せて，先ほど外国人受入のこともございました。今，本市において，外国人受入の体制整備事業を行っているところでございます。それに関しては，Ｗｉ－Ｆｉ整備であったり，あるいは飲食店においては，メニューの英語化だったり，そういったこともできるような制度も揃えておりますので，そういったことを実施しながら，今後，その状況でいいのかどうかも含めて，庁内で検討を進めながら，外国人の受入だったりとか，あるいは，もちろん従来の日本人の観光客受入も併せて進めてまいりたいと思いますので，よろしくお願いします。

１２番（竹山耕平君） はい，分かりました。

では，次の質問に移ります。今，おっしゃったように，国の政策として，この事業を，まず，進めると。そして，奄美市には奄美市に，本市独自でいろんなものを補いながら，必要なものは必要な時期にやっていくということだと思います。この国のですね，事業展開を見ながら，これまでにも本市独自の事業が展開されてきておりますが，政府のコロナ交付金，この地方創生臨時交付金として，重要な活用ができる交付金も創設されております。また，先ほどもちょっと触れましたが，この外国人観光客受入の再開，この各地での，今，市長からもあったように，県民割やクーポン券の発行ですね，そういった形で，人流，交流人口を増やす取組もされています。今後の流れをしっかりとこの奄美に持って来るために，今，部長もおっしゃったように，各関係機関，連盟，そこにやはり５市町村ですね，やはり５市

町村とどのように一緒になって，奄美大島，そして，世界自然遺産，１２市町村が一緒になって，国・県と一緒になってやっていくのかということだとも思いますし，ポストコロナ，ウィズコロナという形で，これまでも何度も質問，多くの議員の皆さんが取り上げてきました。その中の一つとして，今，あったように，その需要喚起事業，需要喚起の事業，そして，このキャンペーン，各団体とのキャンペーンなどのですね，やはり，それぞれの，もう全ての世界の各国のその観光で，観光産業で，やはり頼りにしている，いうところは，同時にそのキャンペーンを行うわけですよね。その方々をどうやって奄美に，魅力ある奄美に来ていただくのか。そして，おもてなし，受入体制をどうするのかというところが大事になって，それ，競争ですよね。そういったところなので，やはり時宜をしっかり得た，対応の早い，このスピーディな活動を行う，行うためには，やはり前もってしっかりとした準備をですね，それなりの関係の皆さん方，また，県ともですね，一緒になって，そして，国の事業をしっかりと見据えながら，この本市の事業として，やはり，飲食店の方々からもちょっと聞きました。今，先ほどもありましたように，外国人のメニュー，そういったことであったり，いろんな多言語化の対応もしなくちゃいけませんし，やっぱり翻訳とかですね。今，スマホがありますから，そういったことは慣れていますけれども。あとは，何ですかね，やはり一番はコロナの予防対策。やはり普通の事業であれば，その衛生，保健衛生に対して，消毒であったり，そういったものに対しての，それは常時，準備しておかなくちゃいけないというのは，もう一般のお店として当たり前なんですけれども，やはり普通の事業者と比べて，飲食店の皆さんは，やはりもう極端に，量がですね，使用する量が多いし，そこにかかるお金の経費も多いと。なので，１回限りとか，そういったものではなく，随時，そういうものが，いろんな対応ができる，支援ができるような仕組みがあったらなということもありました。やっぱりそれ，切実なる，やはり売り上げが減少している，これからどういう，見込みができるのか，できないのかっていう，本当にもう，この２年間，繰り返しですから。はっきりと，やっぱり難しいんですよね。そういったところから，いろんな方々と協議を重ねながら，やはり本市独自の取組をどのように行っていくかということだと思いますが，その御見解をお示しして，お願いしたいと思います。

商工観光情報部長（平田宏尚君） はい，議員御案内のとおり，本市のコロナ経済対策につきましては，国や県などが実施する事業を注視し，それらを踏まえた上で，本市の経済団体や金融機関等，関係者の方々の御意見，本市に寄せられる要望など踏まえながら，本市として実施すべき事業を検討してきたところでございます。先ほど，観光面におきましては，国が今度実施いたしますＧｏＴｏトラベルや，県が実施している，今こそ鹿児島の旅などの旅行助成，ございます。それと併せて，本市におきましては，先ほど，議員おっしゃいました，５市町村で連携して行っております，あまみ大島観光物産連盟が行っております，奄美満喫ツアー，そういった事業の実施によって，国・県と，そして，市が重層的に取り組むことで，受入体制の強化に努めてまいりたいと思います。また，クルーズ船の寄港等に関しましても，今，感染状況が拡大している中でございますので，なかなかおもてなしっていう部分が発揮されておりませんが，今後，状況を見ながら，引き続き，あまみ大島観光物産連盟とも連携とりながら，おもてなしによる受入体制も構築するよう，補助事業で予定をしているところでございます。また，併せて事業所支援に関しましては，今後とも国や県の事業と本市の事業を重層的に実施することが肝要であると考えておりますので，今後も国・県等の動向を注視し，また，関係機関との意見を参考にしながら，適宜，本市が実施すべき事業を幅広く検討してまいりたいと考えておりますので，これらのことをよろしくお願いします。

１２番（竹山耕平君） はい，ありがとうございます。今，部長からおっしゃいましたように，重層的なものと，あとはやはり本市独自，また，５市町村含めた，この，１２市町村ですかね，奄美満喫ツアーの件もありますけれども，是非，この奄美満喫ツアーをですね，あると思うんですけれども，是非，この制度の中身がより使いやすい，こういう状態，状況の中で，より，この奄美満喫ツアーを利用する側

が利用しやすいような制度への見直しとかですね，いかにしてもっとこの奄美に来ていただいて，もっと満足をしていただけるような，その今の制度は今の制度でいいんですよ。だけど，これから先のことで，奄美満喫ツアーのこの制度の設計の中身を，やはり見直さなくちゃいけない部分もあるんじゃないかなというふうに，私は思うんですよね。なので，そういった部分，まだ，より有効的に活用ができるような，どのように活用ができるのかというのは，もう関係各機関の皆さんとですね，やはり協議を重ねることが一番だと思いますので，その辺り，是非，お願いしたいと思いますが，どうですかね。この奄美満喫ツアー。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 満喫ツアーにおきましては，議員も御承知のとおり，数々の種類のメニューを取り揃えております。そのメニューも，それぞれの年度において意見を確認しながら，御意見，確認しながら，追加，拡充してきたものだと存じております。そういったことを踏まえまして，今後もあまみ大島観光物産連盟とも情報共有，意見交換しながら，制度については検討してまいりたいと思いますので，御理解お願いします。

１２番（竹山耕平君） はい，分かりました。是非，その辺りも，ちょっとしっかりと理解と把握をしながら，進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次の質問に移ります。次にですね，市内における野焼きについてお伺いをいたします。今回，この質問，入れさせていただいたわけはですね，ある方から，道路沿いで草木の焼却をしていたらしく，その煙が結構もう道路中に広がっていたと。それを見た観光客のレンタカーなどがですね，戸惑い，通報とか，そういった，少し騒ぎになったということ，事例があったというふうにお聞きしまして，どうにかして対処してほしいなというふうなこと，お聞きしたので，担当課と直接話をして，こういう事例があって，今後，お願いしますねということで済まそうと思ったんですけれども，いろいろ話をしていくうちにですね，この，結構この野焼き，面焼き，あとはいろいろあって，法律があって，法律もいろいろあってですね，そういったもので，結構複雑なんだなというふうに気付きました。そして，様々なことがですね，この理解をできましたので，一度，議場の場でしっかりと投げかけて，問うてみようということがございましたので，きっかけであります。

それでは，質問に移りますが，この一括して，①と②，中身が重複することもありますので，質問いたします。①現状と課題について。そして，②この通報を受けたときの，この対応。そして，指導，監督を行う部署。また，発生要因やこの通報を受けたとき，発生要因というのは，どういう火の，通報されたときの状況ですね。そういったものの状況に対して，この火や煙が関わることから，この警察や消防も関連してまいります。その協力，連携体制についても，併せてお示しをお願いしたいと思います。

市民部長（徳永恵三君） それでは，市内における野焼きの現状と課題について，まず，お答えいたします。ごみを野外で焼却する行為を野焼きと呼んでおりますが，平成１３年４月から廃棄物の処理及び清掃に関する法律で原則禁止とされています。例外として，処理基準を満たした施設で行う場合や，他の法令に基づくもの，公益上，若しくは社会の慣習上，やむを得ない廃棄物の焼却，また，周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として，政令で定めるものが認められています。政令で定められた例外としては，国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却。風俗，習慣上，または宗教上の行事を行う場合なども例外とされています。本市の野焼きの状況ですが，市街地などで毎年数回，市民からの通報により，現場に注意に行ったり，また，ときには警察に同行したりしております。なお，耕作地などでは，農業における稲わらや林業におけるヒダなどの焼却でやむを得ないものも例外とされていますが，例外であっても，当然の権利というものではございません。地域行事など，それぞれの状況で様々なケースがあるかとは思いますが，周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であることが前提であり，他者に迷惑をかけない範囲でのものと認識しております。また，消

防署に火災と紛らわしい煙，または，火災を発生する恐れのある行為の届け出を出したので，野焼きをしていいと誤解されているケースがありますが，当該届け出は消防署の許可ではなく，火災と間違って出場して，出動してしまうことがないように，事前に情報を届け出していただくものであり，届け出た野焼きであっても，周辺地域の生活環境に支障がある場合，また，気象条件によって，焼却を中止していただく必要がございます。ほかにも，森林に近い地域での害虫駆除や焼き畑などを行う場合には，奄美市火入れに関する条例で，農林部署の許可が必要となっております。許可を受けた者は実施日の前日までに消防署長に通知しなければならないとされており，実施にあたっての様々な制限がございます。このような例外規定における場合でも，延焼を発生させると失火罪に問われますし，煙が原因となって交通事故が発生した場合には道路法違反に問われる場合もあるようです。法律上の禁止行為について，地域行事など，島の風習もございますので，全てを一律に扱えないものと考えておりますが，野焼きは法律上，原則禁止とされていることや，農地や畑などの火入れについて，今後も市民の皆様へ広く周知，広報を行ってまいりますので，御理解をお願いしたいと思います。

続きまして，通報への対応と指導監督，また，警察や消防等との協力についてお答えいたします。野焼きを見つけた場合ですが，火災になる恐れがある場合においては，すぐに消防に連絡をお願いいたします。また，畑などは火入れの手続きに基づく場合もございますので，まずは消防に御連絡いただきたいと思います。野焼きによる煙や臭いでお困りの場合は，市役所，各総合支所の生活環境担当課まで御連絡ください。情報の共有につきましては，昨年３月に奄美警察署から野焼きに関する注意喚起を防災無線で流すよう依頼を受け，放送するなど，これまでも状況に応じ，対応してまいりましたが，今後とも消防や警察と連携を深めていきたいと考えております。以上です。

１２番（竹山耕平君） はい，分かりました。今，答弁にあったように，やはり基本的には原則禁止ということではあるんですけれども，やはり慣習，いろんなものも含めて，例外もあると。そして，奄美市が，先ほどちょっと話もありましたけれども，奄美市火入れに関する条例で，農林部署の許可が必要。許可をされる場合で，その野焼きと面焼きですね，あると思うんですけれども，この面焼きと，この野焼きの違いっていうのは，答弁できますかね。

市民部長（徳永恵三君） すいません，野焼きと面焼き。

１２番（竹山耕平君） すいません，はい，分かりました。野焼きは，基本的にはその農林水産課というか，そこが所管する，法律では，面焼きというか，畑，一面をですね，焼いて，そういったもので，古い草木を，草木っていうか，枝とか，草を燃やす。そういったものが面焼きで，そういったものが許されていると。それ以外はもう基本的に全て野焼きだと。一部ですね。その野焼きは基本的に原則で禁止されているということなので，先ほどそれを部長がおっしゃった，なんですかね，消防にですね，この届け出，届け出っていうのも，特に許可制ではありませんので，だから，届けたから，届けて，消防がそれを把握するだけ。その火事と間違わないように。通報があったときに，受けたときに，消防に先ほど連絡をしてくださいと言ったのは，要は消防が受けたときに，これはあそこから，何々さんから，あそこの畑で面焼き，野焼き，しているよと，というふうなことで，自分たちでただ判断をするため。情報，だから，情報を得るだけのものなんですよね。だからといって，連絡をしたからといって，もう消防に許可をするというわけでは，許可を出しているわけではないということなんですけれども，ちなみにこの消防へのあれは，連絡っていうんですかね，名瀬と笠利と住用では，また，違うというふうにも聞いているんですけれども，その辺り，答えられますかね。

市民部長（徳永恵三君） はい。基本的に名瀬の場合は，主に市街地でのそういう事例が多いもんですから，市の環境対策課のほうでお聞きしております。あと，住用と笠利につきましては，消防のほうへ直接，

お受けしております。以上です。

１２番（竹山耕平君） はい，分かりました。そういったことも，要は焼いた人が消防に連絡する習慣で，自分も，そのある意味好きなので。見ると，やっぱり風習だなという感じはするんですよね。しかし，やはり一部度が過ぎてしまうと，先ほどの一番最初に言った，観光客の方が戸惑ったとか，やはりそういう火災と間違ったとか，そういった事例が起きてしまうということなので，今回，そういったいろんなものをですね，調べていくと，結構複雑なんだなというふうなことが分かりまして，また，その警察をその消防と，あと，所管する，環境対策課と農林水産課が所管をすると。そこで，それぞれの各規約であったり条例であったり法律があると。そういったもので，いろいろあるということがありましたので，今後もしっかりとした，この野焼きについてのルール。今年の市民だよりの最初のやつでしたかね，最初のものだったかな，野焼きについてっていう形で書いてあるんですよね。あと，ホームページもやると，ちょっと出てきはするんで。しかし，さっき言った，その習慣上とか宗教上，そういったものが例外。やむを得ない場合，そういったものもいろいろあったり，人に迷惑がかからない程度であればしていいよということもあったりですね，やっぱり草木も畑からいっぱい出て，それを全部，処理をしてくれっていうのも，やっぱりこれは，また，お金がかかる話ですんで，その辺り，しっかりと，今後，きちんと，今，話ありましたけれども，もう１回ちょっと，どういった形で，それぞれ，名瀬と住用と笠利，しっかりと，もう１回，ちょっと啓発，そういった広報も含め，対応をしていくんですかね。

市民部長（徳永恵三君） 先ほどもお伝えしましたが，警察のほうから依頼を受けて，放送，防災放送でした事例もあります。また，昨年の３月の１１月号で，市政だよりのほうで，野焼きは駄目っていうことで，掲載をさせていただきました。今後も市政だより，ホームページ等を使って，周知をさせていただきたいと思いますので，御理解いただきたいと思います。

１２番（竹山耕平君） はい，分かりました。是非，お願いしたいと思いますので，なかなか，駄目と言いつついいというなことが今回の件なので，その辺り，しっかりとですね，やはり火を入れて，広がってしまったら，それは火事になりますから，そういったところもしっかりと注意をしながら，是非，啓発をしていただきたいと思います。

それでは，次に，このリフォーム助成制度についてお伺いいたします。この制度につきましては，もうこの事業が始まる前，開始される前，そして，導入される前，そして，導入されてからも，やっぱりもっと利便性，また，利用される方々が活用しやすいような制度になるようにと，数度，質問をさせていただきました。この，大変もう皆様に喜ばれる，大変ありがたい事業であるということは，大変，僕も実感も理解も認識もしている次第でございます。この本制度のこれまでの取組，成果，効果についてお伺いをいたしたいと思います。また，この１０年以上，この制度が続いてきた中で，先ほども言いましたが，その制度の中身もですね，やはり進展をなしてきたということで，今後についても，更なる展開と，私も考える内容もありますけれども，まずはこのサービスを受けてこられた方々，また，事業者の皆様の声，この意見などを集約する場を設けてほしいという，そういった取組をしてほしいということから，今回，質問をいたしたいと思います。お示しいただきたいと思います。

建設部長（濱田洋一郎君） それでは，お答えいたします。奄美市住宅リフォーム等経済対策事業補助金は，市民の居住環境の向上と住宅投資の波及効果による地域経済の活性化を図ることを目的といたしまして，平成２３年度に国の緊急総合経済対策事業を活用して始まった制度でございます。平成２７年度は同様の緊急総合経済対策事業がございましたが，市民からのニーズも大変高く，議員も御案内のとおり，大変好評でありましたので，ほかの年度におきましては，単独で行っているところでございます。昨年度までの１１年間の実績を申し上げますと，交付決定件数が２，７２１件，補助総額が約

２億６，６００万円。対象となりました工事費の総額は約２８億８，５００万円となっております。平成２６年度からは，対象工事費の５０万円以上というのを３０万円というふうに引き下げまして，より多くの方に利用できるような見直しを行ったところでございます。また，更なる展開はということでございますが，この補助金の交付に当たりまして，申請者と施工業者へのアンケート調査を実施させていただいております。ですので，その回答内容ですとか，竹山議員の貴重な御意見を参考にですね，事業の継続，そして，対象となる工事，また，費用，そういったことなどを含めて，今後，検討してまいりたいと考えておりますので，御理解よろしくお願いいたします。以上です。

１２番（竹山耕平君） 平成２３年度から２，７２１件，トータルで２億６，６００万円ということなんですけれども，工事費用にしては２８億円以上，もうあがっているということで。今，アンケートをこれまで実施しているということがありましたが，特筆すべきようなアンケートの中身っていうのはあったんでしょうか。

建設部長（濱田洋一郎君） 御利用いただいた方はですね，大変ありがたいと。それと，あと，リフォームをする，こうタイミングというのが少し早まったとか，もう一度あれば利用したいというようなことなど，先ほど来申し上げているように，大変好評をいただいているということでございますね。

１２番（竹山耕平君） はい，分かりました。そういったアンケートの実施する中で，やはり今，おっしゃったようなことも分かってきて，やはりもう１０年以上続いてきて，やはり，当初は何回でも，はっきり言ったら受けられるような事業が，１回に変わって，５０万円が３０万円に変わって，より活用されやすくなった。そして，今，その制度が，今，続いてきているので，やはり１０年以上続いてきたら，やはり，最初のほうにリフォームされた方々とか，今後も，それがもう年次ごとに比例していくわけですから，老朽化とですね，反比例って言うんですかね，していくわけですから，やはりその工事のリフォームするタイミングとかが，やっぱり繰り返しきますので，そういった方々にも活用ができるようにですね，そういった制度だとか，今後もやはり，是非，継続して，持続して，また，発展させながら展開をお願いしたいと思いますので，是非，お願いします。是非，この，また，アンケートは分かりました。また，事業者の皆さんからもアンケート，若しくはそういう協議の場っていうのはあるんですかね。それとも，今後，やっていく可能性があるのか。

建設部長（濱田洋一郎君） 先ほどお答えしましたように，アンケートを対象は利用した方と施工業者の方という方の両方でアンケートを回収させていただいてますので，より深い分析をかけていきたいとは思っております。それと，あと協会の方とかの参考意見，例えば建築協会奄美支部さん，そういった方からですね，この制度についての利用，実施はしておりませんが，そういった機会があれば，心掛けていきたいというふうに思います。

１２番（竹山耕平君） はい，分かりました。是非，お願いします。よろしくお願いします。

次に，質問，移ります。このプレミアム付き商品券，ほーらしゃ券の今後，この電子版，デジタル化の導入について，お伺いをしたいと思います。この，現在，世の中の流れというか，キャッシュレスへの取組が推進されていく中で，全国の多くの自治体でも，このプレミアム商品券に電子版というか，デジタル化を導入されている取組が多くなされています。地方地域におきましては，デジタル媒体，紙媒体，いろいろとですね，やはり当局のこと，いろいろ，これまでもいろいろ話をさせてもらいましたけれども，検討をされたりですね，やはり，今の世の中を考えて，そういう，いろいろ，コロナへの対応とか，いろんなことも含めてですね，接触しない，そういった形で，いろんな対応が，検討がなされてきていることも，しっかりと聞いておりますし，理解もしています。そういった中で，まだまだ，やは

り課題は，やはり地方になれば地方になるほど多いとは思います。しかしですね，このスマホ決済，ネット決済，そういったものにつきましても，やはり流れが，そういうふうな，多く，もう流れてきておりますので，そのスピードもですね，我々が，私が思っていた以上のスピードで加速しているというふうに感じておりますので，今後の展開，御見解含めて，お願いしたいと思います。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 商品券のデジタル化についてでございますが，デジタル商品券はスマートフォンを活用し，手軽に支払いができるといった消費者側のメリットや，決済の簡素化や換金の手間がかからないといった，登録店側のメリットが期待されるとともに，紙の印刷等，事務コストの削減などの効果も見込まれます。本市における商品券のデジタル化につきましては，前回の商品券事業の際にアンケートを実施しておりますが，商品券の電子化を期待する市民の声が一定数あるものの，全体的には紙の商品券がよいという御意見が多い結果となったところでございます。そのような中，現在，第三者認証店舗応援プレミアム商品券事業を，これまで同様，紙の商品券で実施しておりますが，利用者や商品券販売店などの利便性の向上を目的に，申請や購入などに関しましては，デジタル化により実施しているところでございます。具体的に申し上げますと，事前予約申し込みを紙申請とＷｅｂ申請の２種類としており，Ｗｅｂ申請はスマートフォンなど利用し，２４時間，どこからでも予約可能としております。また，使えるお店リストにつきましても，これまでの紙での配布に合わせ，スマートフォンなどでも店舗情報を簡単に把握できるようにしております。商品券の販売店につきましては，購入予定者情報をデータで一元管理し，販売管理データベースを構築することで，商品券の販売状況がリアルタイムでチェックできる状況となっており，まずはできる部分からデジタル化を推進しているところでございます。デジタル商品券の導入につきましては，デジタル化のメリットに併せ，スマートフォンを持たない消費者やスマートフォンの操作に慣れていない消費者，また，キャッシュレス未対応の店舗への配慮も必要なことから，どのようにデジタル化を導入するか，今後も他自治体の事例等参考に検討してまいりたいと思っておりますので，よろしくお願いいたします。

１２番（竹山耕平君） はい，分かりました。アンケートの中でも，やはり紙媒体。しかし，一定のそういった声もあるということで，この第三者認証で，今，デジタルと紙媒体って言うんですかね，連絡で，今，取ってる，公募を取ったと。その比率っていうのは分かるんですか。

商工観光情報部長（平田宏尚君） すいません，その具体の数値まで分かりませんが，御参考までに，先ほどのアンケートの結果でいきますと，申し込み者，要するに消費者側ですが，紙の商品券がいいとおっしゃった方が６２．８パーセントで，電子商品券を使用してみたいという方が３７．２パーセント。また，取り扱い店，販売店のほうですね，紙の商品券がよいという方が５５．９パーセントで，電子商品券を取り扱ってもよいという方が４４．１パーセントという状況でございます。以上です。

１２番（竹山耕平君） 分かりました。この数字もですね，多分，去年と一昨年に同じようなアンケートを採ったら，また，数値が多分変わってきているんじゃないかなと思います。多分，更に，今後も変わっていくんじゃないかなというふうに思いますので，まず，いろんな形で，やはり，その話を聞いたときに，ヒアリングを行ったときにも，その第三者認証の，今回の応援，支援金，応援券，どのような感じですかっていう話を聞いたら，意外と，そのやはり，意外とって言ったらおかしいんですけれども，その高齢者の，やはりそういう紙媒体を望むっていうんですかね，そういった，ちょっと自分も言葉に語弊があったら悪いんですけれども，やっぱりそういった方々の購入が多いというふうなお話もお伺いをいたしました。なので，やはりこれは地方であればあるほど，その両端っていうか，両極っていうか，そういったことはできないとは思いますけれども，あとは二つにしたら，それなりに事務手数料とか，いろんなものも，やはりお金がかかってきてしまって，その分，市がかける費用がですね，削減されたら本末転

倒でありますので，その辺り，また，今後，どういうほーらしゃ券，プレミアム商品券を考えているのかどうか分かりませんけれども，場合によっては，そういったものを，実証実験でもですね，してみて，１回やってみて，どうだった。１回だったら，もうそれで，駄目で終わるかもしれないんで，そういったものも１回，実証していただくのも手なのかなというふうに思います。あと，そうですね，よろしくお願いします。

では，次の質問に移ります。教育行政について。まずはじめに，この本市のフッ化物洗口の取組状況について，お伺いをいたします。安田壮平市長が市議会議員時代に，このフッ化物洗口には幾度と質問を続けて，この取組を推奨してまいりました。その件について，質問したいと思いますが，この笠利地区ではですね，もう以前より取り組んでいるというふうにお伺いをいたしております。これまでの取組に対するこの成果，効果が表れているのでしょうか。もうこの数値的なもの，実感的なものがあれば，お示しをお願いしたいと思います。

教育長（村田達治君） 議員の御質問にお答えいたします。笠利地区はフッ化物洗口が始まった平成３０年度以降，小・中学校１０校中５校が活動に取り組んでおります。笠利地区のこれまでの成果という御質問でございますけれども，笠利地区のフッ化物洗口に取り組んでいる学校の１人当たりの虫歯本数を示すＤＭＦＴ指数というのがございます。この指数を見ますと，令和元年度と令和３年度の比較では，５校中３校が改善しているところでございます。また，虫歯のない児童・生徒の割合の平均は，令和元年度と令和３年度の比較でも５校中４校が改善しております。笠利地区のフッ化物洗口に取り組んでいない学校を同じように比較してみますと，先ほどのＤＭＦＴ指数が改善した学校はございませんでした。また，虫歯のない児童・生徒の割合の平均は，１校のみの改善に留まりました。笠利地区を含めた奄美市全体の比較でも，やはりフッ化物洗口を実施している学校のほうが，実施していない学校より改善が見られているところでございます。ただ，今回申し上げたデータにつきましては，令和元年度から昨年度までの３年間だけのデータ比較でございまして，フッ化物洗口の取組の成果を十分に検証するには，まだまだサンプル，それから，期間的にも足りないと考えております。今後，更に取組を継続し，データを積み重ね，その成果を検証してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

１２番（竹山耕平君） 分かりました。平成３０年からなんですかね。もっと前から，もっと以前より取り組んでいるというふうに，ちょっと勘違いというんですか，していました。しかし，今，ありましたように，改善をされているものの，まだ数値的には，やはりそれが検証結果としてちゃんと，発表するのは，まだ少し足りないということでありますので，是非ですね，そういったものも含めて，やはりいろいろとですね，フッ化物洗口，この本市として，やはり教育委員会としても取組を進めている，推奨している。また，世界保健機関もですね，勧めているということもありますので，ちょっとお聞きをしたところでございます。

次に，②のですね，②の，この現在の各小･中学校，今，名瀬，その住用でも広がりを見せておりますが，この取組状況についてお伺いをいたします。

教育長（村田達治君） 次に，御質問の各学校，幼稚園の取組の現状について，お答えをいたします。平成３０年度，名瀬・住用・笠利地区のそれぞれ１校でスタートした実施校ですが，現在は小・中併設校を含む小・中学校１６校が取り組んでおります。名瀬地区小学校４校，中学校１校。住用地区，小学校３校，中学校３校。笠利地区においては，小学校４校，中学校１校の取組となっております。令和元年度に５校，令和２年度に６校と，順調に実施校が増えていきましたけれども，コロナ禍の影響などを受けて，令和３年度は１校の実施校増加に留まっているところでございます。また，フッ化物洗口については，全ての公立幼稚園で実施しております。幼稚園のフッ化物洗口については，健康増進課が主体と

なって実施しておりますが，平成３０年度から本市の事業として位置付け，保育園，幼稚園において，保護者説明会を実施し，希望のあった４・５歳児を対象にフッ化物洗口を本市全ての認可保育園，公立幼稚園で実施しているところでございます。しかしながら，令和２年度，昨年度につきましては，新型コロナの影響で，集団の保護者説明会は未実施となっておりますので，個別に保護者への説明を行い，希望をとって実施しているところでございます。以上でございます。

１２番（竹山耕平君） 分かりました。しっかりと推進されているということであります。

そこで，③のですね，今後の展開ということで，いまだ，この未実施という学校もあるということから，どのような形で取り組んでいくのか。また，学校の先生方はやはり２年ないし３年，４年で校長先生も変わります。また，校長先生の考え，方針が変わればですね，やはり，変わるというのはおかしいんですけれども，そういう学校もあったということも，離島ですけれども，奄美大島以外の。そういったものもちょっと耳にはしています。そういうところがですね，やはり，推進をしている。各学校で着実に取組が図られているっていうことなんですけれども，もうこれは，あくまでも強制ではなく，希望者のみっていうことでよろしいんですよね。その希望者というのが，その学校における，学年ごととは言いませんから，学校における，その希望する世帯，子どもですね，どの程度なのかというのが把握されているのかどうか，お願いします。

教育長（村田達治君） 議員の御質問にお答えをいたします。最後の御質問にありました，希望世帯の把握ですが，現在のところ，把握はできてはいないところでございます。ただ，今後につきましては，実施していない学校に丁寧に説明を行いながら，また，継続性の維持におきましても，適時ですね，啓発に努めながら，フッ化物洗口の取組を促していきたいというふうに考えております。また，歯科医師会，それから，本市の関係部署とも連携を図り，いろんな場面で継続，啓発をしながら，取組を進めてまいりたいと考えております。大切な歯を守ることが，他の病気の誘発防止や健康維持につながりますので，子どもたちの健康の土台となる歯の健康を守るためにも，フッ化物洗口を今後も推進をしていきたいというふうに考えていますので，御理解をいただければと思います。以上でございます。

１２番（竹山耕平君） はい，今のように，教育長，進めていただきたいと思います。

この関連で，最後に。この，当然，歯科医師会とですね，連携を密にしながら進めていくことが前提だと思いますけれども，やはり専門なんで。そういったところから，どのような連携体制，協力体制が図られているのか。あれば，教えていただきたいと思います。

教育長（村田達治君） 歯科医師会等との連携についてでございますけれども，このフッ化物洗口の歴史を考えてみますと，かなり前になりますけれども，市の学校保健研究大会で，畠歯科医の先生からですね，フッ化物洗口については講演をいただきまして，そういったところで理解を深めながらですね，推進も進んできているところであると思いますので，歯科医師会との連携というのは，かなり大切な要素を占めると思います。先ほどの市の学校保健研究大会におきましては，三つの医師会の先生方にローテーションで御講演をお願いしているところでございまして，やはりそのローテーションに沿いながらですね，また，歯科医師会等とも連携を強めて推進をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

１２番（竹山耕平君） 分かりました。是非，お願いしたいと思います。

それでは，次の質問。この小・中学校の普通教室や更衣室等におけるカーテン設置の状況についてお伺いをいたしたいと思いますが，この，関係してくることから，また，①，②，一括して質問いたします。この各学校の更衣室の現状。また，更衣室や着替えるときの，このカーテンの設置状況を教育委員会と

して，この各学校から報告や調査，また，聞き取り等，現状把握がなされているのか，お願いをしたいと思います。この，併せて，②の学校側のこの要望に対し，これまでも多分，声が上がってきていると思いますので，どのように対処をしてきたのか。そして，また，対処をしていくのかということについて，二つ併せて，お答えをお願いします。

教育部長（石神康郎君） それでは，お答えをいたします。

はじめに，更衣室の数について，お答えをいたします。年度当初に各学校から提供をしてもらう校舎配置図により，更衣室の数を確認することができますが，その数が十分であるのか，男子更衣室まであるのかなど，詳細な把握はできておりません。

次に，普通教室や更衣室のカーテン設置状況でございますが，これにつきましても，これまで調査等を実施したことがないため，把握はできておりません。普通教室においてのカーテンは，電子黒板等の導入により，教室を暗くすることなく目視できることから，以前と比べ，その必要性も低いと考えておりますが，西日対策や室温調整等において有効なものとなっております。

続きまして，学校からカーテン設置要望があった場合の対応といたしましては，カーテンとカーテンレールを学校職員が取付を行うよう，お願いをしているところでございます。理由といたしましては，各学校において，教室として使用する部屋に，毎年度，変更が生じることや，全ての教室に袖付きのカーテンを設置する場合に，多額の予算を要することなどが主な要因でございます。しかしながら，西日や窓を常に開放しなければならない状況があり，授業環境の質の確保が困難である場合，また，多様性を尊重する時代に対応できていない，配慮ある授業環境を準備できていない状況があれば，把握すべきであると考えているところでございます。以上でございます。

１２番（竹山耕平君） はい，分かりました。調査等とかは，最初のその校舎の，何と言うんですか，校舎配置，そこで理解をしていると，把握はされていると。しかし，調査はしたことないということで，今回の件でいろいろと話をしていくうちに，やはり今のＳＤＧｓじゃなかった，何でしたっけ，ＬＧＢＴでしたか，ですね，そういう時代にもやはり突入してきております。やっぱり僕も体育の教員だったんで，よく男の子なんかには，そこら辺で着替えていろというふうなことを言っていましたけれども，もうそういう時代じゃないということで，やはり男の子，小学生であっても中学生であっても，やはりそういう場所で着替えることを億劫になっている生徒もいるんだというふうな現場の声も聞いています。それは，男の子も女の子も一緒です。今，ましてや更衣室の問題なんかは，空き教室があれば，更衣室を使っているんですけれども，例えば朝日小学校なんかは空き教室，ないわけですんで，どのような形で，この更衣室をやっているのかっていうのは，すごい，ちょっと疑問に思うところでありますし，そういったように，女の子の更衣室は用意して，男の子の更衣室は教室でやっているっていうことも多いということを聞いていて，したら，そこの女の子の教室だけ，更衣室だけカーテンを設置。男の子のところは，男の子の教室はカーテンはないと。しかし，さっきのＬＧＢＴとか，いろんな問題があって，やはりそういったところは，指定される以上は，簡易的なものだったり，そういったものでもカーテンが必要だよねということが，先生から，教育委員会にもあがっていると思いますが，僕にもあがっています。なので，是非，その辺も考えていただきたいなと。さっき，カーテンレールの設置はですね，この③の問題にも入るんですけれども，この要望をしっかりとですね，調査，取りまとめを行っていただき，これ，財源がですね，今，ありましたように，多額の財源が必要になってきます。この予算措置が必要になってきますので，今，名瀬の場合は各学校に配分されている，その消耗品だとか修繕費とか，そういうお金で賄ってくれっていうことらしいんですよ。ですけれども，そのお金はほかで使う，使いたいんで，学校は。ですので，しっかりそういった設備，先ほどの和田議員のも含めますけれども，しっかりとそういう声をですね，吸い上げて，ちゃんと必要なもの。もう必要じゃないところは，必要じゃなくていいわけですから。但し，次年度は分かりませんよ。今，必要なのか，必要じゃないのか。早急

に，緊急性があるのかどうかっていうのは，しっかり財源が伴うものであれば，そういったものをしっかりとした年次計画に入れて，この，総務部長がしっかりと市長と一緒になってですね，そういった教育委員会の声をしっかり吸い上げて，集約を行って，また，その財政課とですね，しっかり話し合いをしながら，しっかりと進めていただきたいなと。やはり，教育委員会，なかなか言えないですよ，お金をくださいって，やっぱり。駄目って言われるんで。ですから，そういった環境をなくすと。必要なものは必要っていうことで，是非，お願いしたいなと思います。

それでは，最後の，この（３）のプールへの目隠し，現状の認識についてっていうことなんですけれども，この件もですね，やはりいろいろありますけれども，この質問だけやります。子どもたちや教育委員会の皆さんが，教職員の皆さんから声をいただいておりますが，このプールの目隠し等について，この現状等，認識，そして，改善について，お伺いをいたします。

教育部長（石神康郎君） それでは，お答えをいたします。交通量の多い，少ないに関わらず，プールが道路に隣接され，授業の様子が通行人から見える状況にあるのではないかと思われる学校は，ほかにも数校ございます。水泳大会や授業参観時に応援や見学がしやすいように設置されたものであると，当時は認識いたしておりますが，プールの目隠し板につきましては，昨年度は小学校から１件，修繕要望があり，実施をいたしたところでございます。他の学校につきましても，学校からの要望に応じて，状況の把握を行い，子どもたちの安全確保に最適な対応策を学校とともに講じるよう努めてまいりたいと存じますので，御理解を賜りたいと存じます。

１２番（竹山耕平君） 分かりました。数校あるということで，認識して，昨年ですか，その小学校１校は改善。また，いろんな声を聞きながら，改善していきたいということだと思います。プールの授業はですね，水泳の授業はですね，ほとんどもう，以前に比べて，授業日数が，時数がもうすごい限られてきて，もう，ある一定期間，もう，本当に１か月っていう期間だと思います。６月から７月の，もう６月から７月の終わりまでですかね。っていう，もう限られた期間なので，しっかりとした，どういったものがいいのかというのは，やはりその専門家とですね，また，話し合いをしていただいたり，また，その見えやすい学校というのは限られてくると思うので，その優先順位なのか，必要なものはすぐ応急処置，そういったもので対応するのかというのはですね，是非，多分，すぐできるんじゃないかなというふうな思いがありますので，是非，対応していただきたいと思います。ということで，よろしいんですかね。部長，もう１回。

教育部長（石神康郎君） はい。議員が御指摘されたように，こちらのほうでも早急に対処できるものについては，対応してまいりたいと存じますので，御理解を賜りたいと存じます。

１２番（竹山耕平君） 分かりました。その言葉，しっかりと期待したいと思いますので，よろしくお願いします。

それでは，私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（西　公郎君） 以上で，自民党新政会　竹山耕平君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前１１時４５分）

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

議長（西　公郎君） 再開いたします。（午後１時３０分）

午前に引き続き，一般質問を行います。

日本共産党　﨑田信正君の発言を許可いたします。

なお，﨑田信正君から書画カメラ使用の申し出がありましたので，これを許可いたします。

１５番（崎田信正君）　こんにちは。日本共産党の崎田信正です。さて，今，社会，政治，気候など，もう全てがおかしいなと感じている国民が多くなっているのではないかと思います。そんな中，先日ですね，２４歳の東京国税局の職員が持続化給付金を騙し取っていたことに関して，これ，ネット上ですけれども，東京新聞の社説を見ました。こう書いています。公務員は国民全体の奉仕者として公益を最優先に行動すべきことは言うまでもない。かつて省益,省というのは国交省とか厚労省の省ですけれども,この省益を優先し，国民の利益を顧みない公務員の不祥事はあったが，近年，若手職員の不祥事は個人の利益が動機となっていることが気がかりだというふうに社説は述べておりました。そこには公僕としてのプライドも，組織人としての自覚も感じられないというものであります。私もこの事件を知ったときにですね，やはり真っ先に思ったのが，私自身，昨年の３月にこの議会で質問をしております。そのときの質問というのは，国会，国政の場で嘘の発言が横行する現状は，子どもの教育上，大変問題だと思いますが，教育者としてどう捉えられているのかという見解をお伺いしたわけであります。しかし，その当時のときの答弁は，国会の中で議論されている事案でございますので，私の立場での見解を申し述べることは控えさせていただきますというものでした。この答弁には,私,正直驚きましたけれども。そこで,テレビドラマの台詞を紹介したのを思い出しました。もう一度紹介したいと思います。それは,税務調査官のドラマでありましたけれども,不正を働く政治家に対して,こう主人公が述べております。あなたに限らず,今の日本の政治家は皆嘘をついています。真実に目を背け,数字をごまかし,１０年後,２０年後の日本がどうなっているかなんて考えているやつは誰もいやしませんよ。でもね，怖いのは，大半の大人たちが，政治家が嘘をついていることを見て見ぬふりをしていることです。大人が嘘をつけば，子どもは嘘をついていいんだと思ってしまいます。大人が真実から目を背け，ごまかせば，子どももごまかしていいんだと思ってしまいます。そして，そんな子どもたちが大人になれば，目の前の問題に目を背け，ごまかし，平気で嘘をつくようになるというものであります。肝に銘じたいと思いますけれども，２４歳と若い国税局の職員がこういうことに走るということがあって，真っ先にこのことを思い出したということであります。

それでは，通告に従って，順次，質問しますので，よろしくお願いをいたします。

まず最初に，非核平和宣言都市についてです。先の議会でも取り上げましたけれども，非核宣言都市の看板についてですが，旧庁舎において設置されていたのが，庁舎建て替えということで撤去されたままになっていた。新庁舎が完成したことから，設置を求めてきたわけでありますけれども，６月１日現在ではまだ未設置の状況でした。写真１，お願いをいたします。これ，４月１９日に撮影したもので,二つの懸垂幕がかかっております。次に，写真２をお願いします。これが６月１日に撮影したもので,一方が外されている状況です。しかし,この先日,この質問通告を出したあと,確認したところ,写真３,お願いします，このように懸垂幕が設置をされておりました。６月３日ということでしたけれども，このことでですね,この件については一件落着だと,了承というふうに言いたいわけでありますけれども,そうはいかない。世界の状況を見れば，非核の世界をつくらなければならないという重要性が浮かび上がっていると思います。ですから，懸垂幕が設置されたということだけで，今の状況ではよしというわけにはいかないと思うんですね。質問の項目も，宣言都市看板の設置ということではなくて，その位置付けということにしました。つまり，ロシアのプーチン大統領の核による脅しが現実のものとなっているわけですから，戦争により祖国分離という辛酸を舐めた奄美に住む者にとって，もっと我が身のこととして受け止めることが必要ではないかと思ったからであります。来年，復帰７０年の節目を迎える奄美にとって，やはり重要課題と位置付けていいのではないかと思います。プーチン大統領がウクライナ侵攻に当たって,ロシアは核保有国の一つだと。これ,侵攻のときの２月の戦争,言っているわけですね。こう言明したことに対して，２月２６日の新聞報道にありますけれども，被爆者団体などが総じて抗議声明を発表しております。もっと素早く対処することが必要だったと思うわけです。同じような状況,これから２度とあってはならないと思いますけれども，その心構え，こういったことについては素早く対応するという心構えは，これからも変わりなく持ち続けることが必要だと思いますので，非核平和宣

言都市，この奄美市がどのようにこのことを位置付けているのか，まず，御見解をお伺いしたいと思います。

市長（安田壮平君） それでは，﨑田議員の御質問に答弁をさせていただきます。非核平和宣言都市の位置付けはということでありましたが，若干ウクライナ侵攻に触れる御質問内容もありましたので，そのことも含めて，答弁をさせていただきます。

ウクライナ侵攻を受けての本市の対応としましては，３月９日から３支所において募金箱を設置したことをはじめ，３月１７日には全国青年市長会の一員として，ウクライナから避難されてくる方の受入表明。また，４月にはウクライナ国旗の掲揚などを行ってまいりました。そして，非核平和都市宣言についてでありますが，これ，平成１８年６月２３日に，奄美市議会の非核平和都市宣言に関する決議をもって，この宣言がなされたわけでありまして，奄美市になって，唯一のこういった宣言であるということを厳粛に受け止めております。その上で，非核平和都市宣言の懸垂幕掲示につきましては，その他掲示との調整はあるものの，可能な限り常設とするよう努めてまいりたいと存じます。非核平和都市宣言に示される世界の恒久平和は誰しも共通の願いであり，今回のウクライナ侵攻に係る対応についても，できるだけスピード感を持って，先ほど申し上げました取組に努めてきたところでありますが，御指摘いただいた点につきましては，今後，しっかりと改善を図りながら取り組んでまいりたいと存じますので，御理解のほど，お願いいたします。

１５番（﨑田信正君） はい，ありがとうございます。答弁で，市長も，今，できるだけ常設という表現をされましたけれども，私，この懸垂幕ですね，写真３，もう一度お願いできますか。写真３のように，現在の場所では，これ，大きすぎてですね，かえって目立たないと。これはこの前にも指摘しましたけれども，写真４，お願いをいたします。これ，名瀬小学校正門前の歩道から撮影したものなんですね。続いて，写真５，お願いします。これが庁舎１階前の歩道から撮影したもので，この位置からだったら全く何が書いてあるのか分かりません。前に行かないと分からないわけですね。これではせっかくの掲示物が効果半減かなという気がいたします。写真，ありがとうございました。懸垂幕は，市長が言われたように，何かイベントがあるとその時期ごとに付け替えるということになろうかと思います。恒久的なものが必要だと，私は思うんですね。特に核を巡る新たな動き，核共有論とか，そういった話も出てきておりますから，やはり恒久平和を求める，希求する，奄美市民の意思をはっきり示すことが必要だと。前回も提案しましたけれども，やはりモニュメントの設置が相応しいんじゃないかなと思いますので，この件について，いかがでしょうか。

総務部長（三原裕樹君） モニュメントの設置についてでございますけれども，まず，先ほど市長が答弁をいたしましたように，懸垂幕の常設やデジタルサイネージの活用による啓発に努めることとしております。その上で，議員御案内のとおり，モニュメントという形式のほうが，より長きにわたってそのメッセージを発信し続けることができるものと存じております。また，平和を希求する思いは世代を超えて受け継がれていくべきものであり，恒久的なメッセージとして伝えられていくべきものであります。現在のウクライナ情勢などの報道を目の当たりにするとき，改めて平和の尊さを感じているところでございます。このようなことから，非核平和都市宣言に値するよりよい情報発信のあり方について，議員御提案も含めて，検討を進めてまいります。以上でございます。

１５番（﨑田信正君） ものすごい前進の答弁だというふうに受け止めていいのかなと思いますけれども，前回のね，答弁のときに，庁舎内，デジタルサイネージの活用も検討しているという答弁でした。これも，是非，早期に実現していただきたいと思いますけれども，これ，進捗状況，今，どういう状況ですか。

総務部長（三原裕樹君） 一応，案をつくって準備をしております。ただ，民間の広告も含めて，あそこ，デジタルサイネージ，掲載をしておりますので，その掲載のサイクルと言いますか，そういったものを，今後，上手く詰め合わせて，掲示をしてまいりたいというふうに考えております。

１５番（﨑田信正君） スピード感持って，よろしくお願いしたいと思います。

それで，モニュメントの，大変前向きな答弁だと思いますけれども，やはり外に向かってアピールするというのは重要だと思うんですね。身近に立派なモニュメント，設置されているじゃないですか。それを紹介したいと思う。写真６，お願いをいたします。これ，市民交流センターに設置されているもので，奄美市民歌のものですね。次，写真７，お願いいたします。これが庁舎前にあるやつです。さっきの懸垂幕は，この前から撮ったやつなんですね。全然字が分からないと言ったやつですけれども，これは庁舎前に設置されている，奄美市民憲章のものです。写真，ありがとうございました。このようなモニュメントは是非必要だということで，核兵器廃絶は，答弁もありましたけれども，思想，信条を超えて，全国民，全世界の悲願だと。このようなで留まらず，各地のモニュメントを見れば，もっと目を見張るような立派なものがあります。世界自然遺産効果で来島者は日本国内だけでなく，世界各地からも来るのではないかと思いますけれども，それにふさわしいモニュメントを，是非，設置すべきだと思いますので，よろしくお願いいたします。これ，もうさっき答弁いただいているので。それで，モニュメントのいいところというのは，さっき，懸垂幕は平和都市宣言だけですよね。さっき，モニュメント見ていただいたように，市民歌の歌詞がずっと書いてある。市民憲章は市民憲章の文まで書いているわけです。だから，モニュメントにすれば，これやっぱり非核平和都市宣言に関する決議文をちゃんと書き入れてもらって，展示をするということになりますので，是非，早く設置できるように。場所もどうするかと，いろいろあろうかと思いますけれども，御検討いただきたいというか，もう設置するべき，するということで了解したいというふうに思います。

次に，日本非核宣言自治体協議会，これ，前回も取り上げましたけれども，この活動をもっと積極的に広げるべきではないかというふうに思います。これ，長崎市が事務局，やっておりますけれども，奄美からも被爆者，出ておりますよね。戦時中に大島紬を織っていた女性が，その手先の器用さを見込まれて，長崎の軍需工場で，国の命令で送り出されたということなんですね。その多くが，１０代後半から２０代前半の女性だったということで，８月９日の長崎の原爆投下にあって，被爆者になっておられます。この歴史の事実を振り返っても，核廃絶の行動を強く打ち出すことが必要だと思います。市長，まだお若いので，この戦争の悲惨さをどのように感じているか分かりませんけれども，このような戦争の悲惨さについて，二度とこのような惨事は起こることのないようにですね，奄美群島のリーダーとも言うべき奄美市長として，この非核宣言自治体協議会，鹿児島ではまだ入っている自治体，少ないですよね。だけど，そこは牽引者としての役割をきっちりしていただきたいということで，決意を，是非，お聞きしたいと思います。

市長（安田壮平君） それでは，日本非核宣言自治体協議会の活動について，御説明させていただきます。日本非核宣言自治体協議会は全国の宣言自治体の活動実績の収集，世界の核軍縮の動向や核兵器に関する情報を分かりやすく解説した書籍の発行等の調査，研究事業をはじめ，原爆展事業や平和啓発事業など，様々な活動を行ってきたところでありますが，近年は新型コロナの影響により，具体的な活動ができていない状況とも伺っています。本市におきましては，平和を考える取組として，毎年１２月２５日の日本復帰の日に，子どもたちから大人までが集う日本復帰記念の日のつどいを例年実施しておりますが，我が国は唯一の被爆国でもあります。国際平和，核廃絶は万人の願いでもありますので，本市といたしましても，関係自治体と協力して，引き続き取り組んでまいりたいと存じます。

１５番（﨑田信正君） これ，ずっとの課題ですから，核兵器廃絶まで頑張っていこうということになろ

うかと思いますので，よろしくお願いをいたします。

次に，公契約条例の制定に向けた進捗状況ということですが，この種の陳情というのは，平成２４年，２０１２年ですね，８月２９日に公契約における公正な賃金確保等に関する陳情が提出をされ，もう議会はずっと継続審査やってきたわけですけれども，ようやく平成２７年，２０１５年第３回定例会で採択されました。また，平成２６年，２０１５年第２回定例会で，これは奄美市職労から提案されておりますけれども，公契約条例の制定に関する陳情書，これも１回，継続審査して，第３回定例会で採択をされました。早期の条例制定が望まれますけれども，いまだに実現しておりません。それには理由があるわけですけれども，何が問題で，どんな課題があるのか，専門家の意見なども拝聴されているかと思いますけれども，お示しをいただきたいと思います。

総務部長（三原裕樹君） お答えいたします。公契約条例につきましては，自治体が発注する公共事業等の契約に関し，国が定めた最低賃金を上回る自治体独自の労働報酬下限額を設定をし，受注者に対して，その支払いを義務付けることで，業務に従事する労働者の労働環境整備，地域経済の健全な発展に寄与することを目的とするものでございます。本市におきましては，平成２７年に同条例の制定に係る２件の陳情が採択されたことを受けまして，庁内検討委員会を設置をし，各種団体等との勉強会，それから，先進地視察などを実施してまいりましたが，条例の制定までに至っていない状況でございます。この間，全国的にも公契約条例に関する議論，検討がなされ，現在まで７０を超える自治体において，当該条例が制定されているところでございますが，自治体全体数との比較で申しますと，制定自治体の割合は５パーセント未満となっておりまして，本市を含め，各自治体において，条例の制定に関して，様々な意見，課題もあるものと認識をしております。制定に至らない大きな要因といたしまして，１点目が，雇用情勢の改善や最低賃金の上昇などがあり，ハローワーク名瀬管内における令和３年度の平均有効求人倍率は１．１４倍でございまして，全国平均１．１６倍とほぼ変わらず，地域内の事業所においては，自発的に賃金，その他，労働環境を向上させないと人員確保が困難な状況となっております。それから，２点目が，公契約条例における労働報酬下限額に関しまして，事業所の経営を圧迫することなく，かつ，国が定めた最低賃金を上回る額を設定する必要がありますが，様々な業種，労働者の職種に対する適正な額，この額の見極めが非常に困難というところが，主な要因でございます。以上でございます。

１５番（崎田信正君） それで，今の答弁，聞いているとね，もうこれで終わりかなという感じがするんですけれども，そうじゃなくて，業者ももちろん喜んでいただける，働く者も，それで生活を支えるという条例をつくるためにどうしようかというのは，もっともっと調査，研究が必要だと思うんですよ。そのためには，弁護士を入れるとか，労働組合の団体の代表を入れるとか，いろいろあろうかと思いますけれども，そういった条例制定に向けての協議会というのが，庁舎内の議論ということでしたので，そういう予定はないのか，お伺いします。

総務部長（三原裕樹君） 庁舎内の議論に加えまして，各種団体等との勉強会，意見交換会，これを計６回，実施をしておりまして，延べ１０８名の方々に参加をいただいております。その中から，経営者側の立場としての御意見もございまして，先ほど申し上げた制定に至らない理由の一因となっているというところでございますので，庁内だけの議論ではないということは御理解をいただきたいというふうに思います。この上で，外部有識者を含めた検討会ということでございますが，先ほど申し上げました，条例制定に至らない，各関係機関との意見交換会，そういったのを含めまして，まだ立ち上げには至ってございません。本市といたしましては，以前とは大きく異なる現在の状況を踏まえまして，公契約条例の全国的な動向及び地域の雇用状況を注視してまいりたいと考えております。最低賃金も，毎年，今，上昇をしているところでございまして，公共事業の労務単価につきましても，上昇をしている状況でございます。このようなことから，令和２年度から導入をされました公共工事の週休２日制制度など，中

小企業労働者の労働条件の改善，それから，安定的な経営に資する取組。これをまずは促進をしてまいりたいというふうに考えておりますので，御理解をお願いいたします。

１５番（崎田信正君） 社会情勢ですね，求人倍率がよくなったとかあるけれども，今，またおかしくなっていますよね。求人倍率はこの前，いい数字が出ていましたけれども，資材の高騰とかね，それがもう，全世界的になってくるので，それが今後，労働条件にどう響くかというのは，やっぱり心配するところですので，こういったところもしっかり検討していただきたいというふうに思います。

次に，教育行政についてですが，学校給食です。コロナによる給食提供への影響についてでありますけれども，５月２０日の地元新聞ですね，コロナ感染で特別措置，米飯，副食など提供停止との見出しで紹介をされておりました。職員のコロナ感染の可能性は，どの職場にも存在するわけでありますけれども，学校給食の場合は，簡単に休業とするわけにもいけないので，関係者の方も大変苦労されたかと思います。対策も行ったものと理解しますけれども，どのような対応のあり方だったのか。これらの措置による影響はどうだったのか，お伺いをいたします。

教育部長（石神康郎君） それでは，コロナによる学校給食提供への影響ということについて，お答えをいたします。学校給食センターにおける給食調理員の新型コロナ罹患に伴う米飯，副食提供の中止に至った経緯でございますが，５月１０日に最初の陽性者が判明し，その後，複数の陽性者が判明いたしました。５月１６日月曜日から，翌週の５月２３日月曜日まで，米飯の提供を停止し，５月１８日水曜日から５月２０日金曜日までの間は，併せて副食の停止を行いましたが，５月２４日火曜日からは通常どおりとなっております。保護者の皆様には学校を通じて，文書におにぎりや米飯の持参について依頼いたしましたが，保護者の皆様並びに学校現場に混乱をきたしたことにつきましては，大変に申し訳なく思っており，この場をお借りいたしまして，改めてお詫びを申し上げます。この間，健康増進課や名瀬保健所と情報を共有しつつ，その対応策について，教育委員会において協議を重ね，給食提供に当たっては，学校給食衛生管理基準に基づき，飛沫感染防止対策，手指衛生管理対策，調理員の食事休憩時の感染予防対策をしっかり行った上で実施したところでございます。以上でございます。

１５番（崎田信正君） この経験を生かして，次，同じようなことがあってはならないけれども，すぐ対応できるということで，よろしくお願いしたいと思います。

次に，食材の高騰ですね，これによって奄美市の現状と対応及び対策についてでありますけれども，これも５月２８日の南日本新聞ですけれども，給食費，７市町，値上げとの記事がありました。鹿児島市などとともに，瀬戸内町が入っておるんですね，これ。奄美市の現状はどうなっているのか，その対策はどのようにされているのか，お示しをいただきたいと。

教育部長（石神康郎君） それでは，お答えいたします。昨今の世界情勢による物価高騰により，給食材料費につきましても，全体的に上昇傾向にございます。本市では，学校給食センター会計について，公会計を導入しており，賄い材料費は一般会計において予算確保されております。昨年度の決算状況や今後の物価変動傾向について分析し，判断してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

１５番（崎田信正君） 地域によってはね，デザートを週３回を週２回に減らしたとか，いろいろ苦労しているところもありますけれども，子どもたちや家庭に影響がいかないように，そういった場合は一般会計からの助成ができると思うんですよね。そういったことも考えていただきたいということで，次の質問に移ります。

地産地消ですけれども，名瀬・住用地区での単独自校方式から給食センター方式に変わって，今年の

９月で４年を経過するわけですが，センターへの移行に当たっては，自校方式の利点も取り入れるということでした。それで，学校給食に連動した地産地消，食材流通による地域活性化に関する調査研究委員会，これを立ち上げ，報告書も作成されているんですね。学校給食の地産地消の現状と課題について，お示しをいただきたいと思います。

教育部長（石神康郎君） それでは，お答えをいたします。第４次鹿児島の食交流推進計画の令和７年度の数値目標といたしまして，学校給食における県内地場産物の使用割合７０パーセント以上との目標設定があり，本市の学校給食センターにおいては，昨年度は６０．２パーセントの使用率となっております。一方，本市内における地場産物の使用率は１４．７８パーセントとなっており，県内産の使用率に比べて低くなっております。その要因といたしましては，毎日約４，０００食を提供する給食センターに対し，安定した量，質の確保が極めて困難であるためだと認識をいたしております。給食センターでは，シマウリ，ハンダマ，トウガンなどの特色ある地場産品の活用について，今後とも関係部署と連携を図りながら,安定した供給先の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

１５番（﨑田信正君） いっぺんに４，０００食近い食材をするわけですから，地元の小さな農家さんが主だと思いますので，大変だとは思うんですけれどもね。だけど，今の食料自給率が国全体でもどうのこうのと言っているときですから，これは別，もう一方，農政の問題だとも思いますけれども，是非，こういったところを通じて，地産地消が更に率があがるように頑張っていただきたいと思います。

次に，学校給食についての無償化ですね。学校給食法というのがありますが，食を通じた子どもの心身の健全な発達を目的として，食育の推進を図っているということですが，教育の一環として捉えるならば，憲法第２６条は等しく教育を受ける権利を有するとして，義務教育はこれを無償とすると明記しておりますね。これに則れば，当然，国が責任を持って無償化を推進すべきだと思いますけれども，残念ながら，今の国のあり方はそうなっておりません。しかし，子どもの貧困が問題となって久しくなりますけれども，その解決はまだ道遠いという感じがあります。食を巡っては，全国的にこども食堂が増加していることを見ても，その必要性はもう分かります。１０年以上も前から無償化を実現している自治体もありますけれども，地元新聞でも報道されたのが，伊仙町，天城町でも実施に踏み切っております。喜界町もそうですかね。３月議会では保護者の給食費の年間負担額について，答弁をいただきました。ここで時間切れになっちゃったんですね。改めて，実施に向けての考え方について，お伺いをいたします。

教育部長（石神康郎君） それでは，お答えをいたします。本年の３月第１回定例会でも申し上げましたとおり，昨年度におきましては，コロナ禍の終息が見通せない中，２学期と３学期の給食費の半額減免を実施し，家計への負担軽減を図ってまいったところでございます。また，本市の給食費に対する補助の現状といたしましては，米飯と牛乳代につきましては，全児童・生徒に全額援助を行っているところでございます。給食の無償化を進めるに当たり，第一に財源が必要になることから，実施に当たっては本市全体での予算配分や財源確保等について，総合的に検討が必要であると考えております。無償化のメリットにつきましては，子育て世代への家計への負担軽減が図れるものだと認識いたしておりますが，無償化を進めるに当たり，長期に安定した財源確保が必要になることから，実施に当たっては恒常的な予算でございますので，先ほども申し上げましたとおり，本市全体の予算配分や財源確保等について，総合的に検討が必要であると考えているところでありますので，御理解賜りたいと存じます。

１５番（﨑田信正君） 無償化は，奄美でも広がっていますけれども，全国的にも広がっている状況ですから，今の情勢を，これからの推移を見て，これからも幾度となく質問する機会があるかと思いますけれども。総合的な予算の状況を見てということは，言い換えれば優先順位が高いか低いかの考えですよ

ね。そういったことについては，また，これからも，こちらもいろいろと勉強してみたいと思います。

就学援助制度の完全実施に向けての取組ですが，これまでの繰り返し質問を行ってきました。それは，子育てを支援する必要性が，私は高いと思うからですけれども，３月議会の答弁では，奄美市の未実施の４品目，これを対象としているところは１市，鹿児島県の中でもですね，１市というのは出水市ですけれども，４品，ということでした。検討課題と，１０年も前から検討課題と言っているわけですけれども，新型コロナの影響としておりますけれども，食費等の物価高に直面する低所得者の子育て世帯に対して，今度，国が１人５万円の給付金出しますよね。それだけ支援をしようと，国もやっているんですから，国が決めた４品目，これはそういう状況じゃなくても，やっぱり優先順位が低いということについて，どうも納得できないんですけれども，これ，どうなんですかね。なぜ低くなっているんですか。

教育部長（石神康郎君） それでは，御質問についてお答えいたします。議員御案内のとおり，国では本年６月までを目途に，低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金の支給を行うなど，子育て世帯の実情を踏まえた支援を行うこととしており，本市におきましても，経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒に対する支援は，大変重要な施策であるという認識をいたしております。今年度の本市就学援助制度では，既存の小学校新入学児童学用品費につきまして，国の基準に基づいた支給額の引き上げを行い，従前の５万１，０６０円から５万４，０６０円に変更をいたしております。また，ＧＩＧＡスクール構想で支給されたタブレット端末の持ち帰り学習が開始されることに伴い，準要保護児童・生徒に対するオンライン学習通信費の援助を新たに追加するなど，制度の拡充を実施したところでございます。今後も子育て世帯に対する支援に関する国の制度設計を注視しつつ，関係する皆様方の御意見を伺い，就学援助制度の拡充に努めてまいりたいと考えておりますので，御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

１５番（崎田信正君） 優先順位が低いということですかね，まだね。

教育部長（石神康郎君） お答えをいたします。優先順位が低いというようなことではございませんが，この４品目等についても，学校のほうで滞納状況がどれぐらいあるのかとか，そういうことなども考慮しながら，必要であるのかどうかも含めて，また，検討はしてまいりたいというふうに考えておりますので，御理解を賜りたいと存じます。

１５番（崎田信正君） なんとなく感じが違うのはね，卒業アルバムも品目に入っていますよね。卒業アルバムがいるかいらないかの判断じゃないんですよ。それに対して，お金を払わなきゃいけないと，そのための子育て支援で，そのお金を国が認めているわけですから，それ，実施できないかということなんですよ。だから，ＰＴＡ会費を払わなくてもいいとか悪いとかじゃなくて，払わないといけないから，それに対する支援。１人５万円というのは，今回だけですよね。これからどういう状況あるか分かりませんけれども。これはもう，恒久的じゃないですか。来年，小学に入る人も，それから，再来年，ずっと，恒久的な制度ですから，確実な子育て支援策だという考えにならないのかなと思っての，優先順位がどうかということなんですけれども。

教育部長（石神康郎君） それでは，お答えをいたします。この就学援助費につきましては，議員御承知のとおり，従前は県の補助で４分の３という補助でございました。現在は交付金の扱いとなっておりまして，大体２０パーセントから３０パーセント前後というふうになっております。現在は補助事業ではなく，市の単独事業というような中での支出でございます。先ほどの給食費も含めまして，優先順位を当然付けていかないといけないんですが，総合的に判断をしながら，今後は進めてまいりたいというふうに考えておりますので，御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

１５番（崎田信正君） 交付金制度に変わったからということだったら，逆にね，もう１回，補助制度に戻せと言いたいわけですけれども，それはまた，いろんな状況がありますから，研究してみたいと思います。

次に，住宅問題についてですが，新たに令和４年度から１０年間の基本計画が定められております。奄美市の人口は合併時の平成１８年当時，４万９，０００人超えていたんですね。自衛隊の誘致があったから，２０１９年７月は前年の４万１，７５６人から６１名増加をしておりますけれども，市が，今年５月の推計人口，新聞の数字ですけれども，４万５９６人と，４万１，０００人も割っております。１，２２１人減少したことになりますが，人口減は歯止めがかかっていないという状況です。社会情勢が激動する中での，１０年間の計画というのは，やはり長期なものだと思いますが，基本計画が目指す方向性，特に留意した点は何かについて，お伺いをいたします。

建設部長（濱田洋一郎君） はい，それではお答えいたします。奄美市住生活基本計画は，「やすらぎの住生活が織りなす豊かなきょらの郷」を基本理念としまして，この理念に基づき，「ほっとできる住まい共に支えあうシマ暮らし」，「住みたい・住み続けたい　魅力あるシマ暮らし」，「望む住まい・住まい方に出会え　次世代へ継承されるシマ暮らし」という，三つの基本目標を定めまして，各種施策についての取りまとめを行いました。施策体系の中で，特に地域住民等に期待される役割と，行政による主な支援策をまとめてございまして，住まいに関する施策につきまして，官民協力して取り組む姿勢を示しています。また，議員も御指摘のとおり，将来想定される人口減少ですとか，高齢単身世帯の増加などなどを鑑みまして，安心して居住できる住宅セーフティーネットの充実を掲げています。この中では，公営住宅の長寿命化，再整備事業や新たな施策としての住宅セーフティーネット制度の創設，居住支援の充実への取組，既存空き家の活用等々について検討を進めるとしております。以上です。

１５番（崎田信正君） 公営，市営住宅はあちこちにありますけれどもね，この間，ずっと質問続けております，下佐大熊住宅ですよ。ここの件について，再度，お伺いしたいと思います。元々，この下佐大熊住宅にはいろいろ問題があったところで，一時は街灯が点かなかった時期もありますし，敷地内通路がもう凸凹で，お年寄りの方が危ないということもありました。これは改善をされました。自衛隊宿舎になっている場所ですね，以前は市営の複合住宅でスーパーがあったけれども，耐震問題で居住者と共に退去したあと，近隣の人は買い物難民とも言える状況になっていると。更地となって，当初，売り場面積２００平米以上の商業地を条件に公募してきたわけですが，残念ながら手を挙げるところがなくて，今の状況になっているわけですね。下佐大熊住宅というのは，その後も外壁の落下があったりとか，それから，住宅の傷みが酷いということで，築が一番，高層住宅では一番古いわけですよね，昭和４３年だったと思いますが。その当時から入っている人，いるかどうか分かりませんが，とにかく高齢の方が多いんです。高層，３階以上で生活がきつくなっている人たちの１階への住み替えの要望にも十分応えきれていないというのが現状だと思うんですね。これらについては，一般質問でも再三取り上げました。結論的には，何ら解決されていないわけでありますけれども，今，部屋が空いても新たな入居を受けることなく，空き家は増える一方だと聞いております。まず，空き家の，この下佐大熊住宅の空き家の状況，どうなっているのか，まずお示しをいただきたいと思います。基本計画を作成する上で，入居者の方にアンケート調査しているということですが，聞いてないよっていう人も中にはおりますけれども，聞き取り調査なども実施されておりますけれども，そのときの住民の意向はどうだったのか，お示しをいただきたいと。その上で，今後，その下佐大熊住宅，どうするのか。ここが一番の問題ですが，お示しいただきたいと思います。

建設部長（濱田洋一郎君） それでは，下佐大熊住宅，お答えいたします。まず，議員御指摘の外壁落下等，危険除去や部屋内部等の修繕につきましては，改修工事や業者，または，雇用している大工さんによる

修繕において，可能な限り，対応をしているところでございます。というところで，お尋ねの現在の空き家の状況について，お答えいたします。下佐大熊住宅においては，建て替えの検討を行っていることや，老朽化が進んでいることから，現在，新規の入居は停止をしている状況です。そのような中で，１・２階に退去が出て，大工さんによる修繕が可能な場合には，修繕を行わせていただいた上で，住み替えの申請を希望される方，申請をしている方については，同住宅の高層階からの住み替えを案内させていただいているというところでございます。これまで７世帯に案内をさせていただいて，うち４世帯が低階層への住み替えを行っておるところでございます。空き家の状況，令和４年６月６日現在の居住戸数が全３９０戸のうち２９５戸。入居率に直しますと７５．６パーセントとなっています。

次に，住民の意向がどうだったのかというところで，入所者へのアンケート結果についてお答えいたします。昨年度行いました，公営住宅長寿命化計画策定業務におきまして，市営住宅全住居者へのアンケート調査を行っており，全体の回収率は３１．８パーセントとなっております。その中で，下佐大熊住宅にお住いの方の建て替え事業に係る回答につきましては，建て替えを希望するが４６パーセント，建て替えでなく，改善を希望するが３７パーセント，今のままでよいが１７パーセントとなっております。今のままでよいと回答された方の理由としては，家賃が上がるからが４０パーセント，今のままで十分が４７パーセント，引っ越しが面倒くさいが１３パーセントとなっています。また，新しく建て替えた場合に入居を希望するとの回答が７８パーセント，入居を希望しないが２２パーセントとなっています。希望しない理由としましては，家賃が上がるからが８４パーセント，今と違う地域に住みたいからが１１パーセント，その他，５パーセントとなっています。

今度の，今後の計画としましては，下佐大熊住宅昭和４３年度から昭和４８年度にかけて，全１３棟を建築しており，最初に建築された住宅は築５４年が経過しております。耐用年数が迫っていること，老朽化が進行していること等を踏まえ，今後，建て替えを検討しているところでございます。当該整備に当たりましては，多額の事業費が必要になることもございまして，昨年度，民間活力を導入した新たな整備手法の検討を行ったところでございます。引き続き，様々な整備手法について検討を進めてまいります。下佐大熊住宅の更新，建て替えについて検討するに当たっては，奄美市住生活基本計画において定めた基本理念に基づき，今後の社会情勢や空き家を含めた市内の住宅事情等を注視しながら取り組んでまいります。なお，住宅の更新，建て替えに際しまして，入居者の皆様にとりましては，引っ越しをいただく必要があることや，新しい住宅では家賃が高くなること，周辺環境の変化など，様々な影響を伴うと予想されているところから，慎重かつ丁寧に進めてまいりたいと考えています。以上です。

１５番（崎田信正君） いずれにしても，老朽化したの，そのままと。老朽化した建物がそのままというわけにはいかないので，結論出さんといかんと思いますけれども，あくまでも住民の意向を最大限尊重するようにお願いしたいと思います。

それで，この質問，準備するときに，さっき言ったように，高層住宅では昭和４３年の佐大熊が一番最初なんですが，ネットで見ると３０年代の市営住宅，ありますよね。平屋だと思うんですが，そういったところについてはどうなされるのか，御見解をお伺いします。

建設部長（濱田洋一郎君） はい，お答えいたします。市営住宅の長寿命化につきましては，計画的な改修工事，修繕等により対応しているところでございますが，改修ですとか，そういったことでの長寿命化が著しく困難だと，崎田さんおっしゃるような住宅が存在することは事実でございます。議員御指摘のこれらの住宅につきましては，個別に現状把握に努め，建て替えや除去等などの計画策定の検討を行っているところでございますけれども，計画を実施するに当たりましては，アンケート等により居住されている方の意向調査を行った上で，負担の軽減に努めてまいりたいと思っています。以上です。

１５番（崎田信正君） 建て替えによって，家賃が上がるというのが一番のネックになるのかなという思

いはしますけれども，引き続き，いろんな研究をして，いいように進めればと思います。

あと，住宅の最後なんですが，コロナ支援給付金ですね。家賃は収入によって決まるということですが，これが影響しないかということです。佐大熊住宅のことを考えていたときに，ふとどうなのかなと思ったもんですから，コロナ支援給付金協力金などが影響するのではないかと思いますけれども，奄美市でそもそもこのような事例があったのかどうか，まず，お伺いをしたいと思います。

建設部長（濱田洋一郎君） はい。公営住宅の家賃算定方法につきましては，公営住宅法ですとか，その施行令等で定められておりまして，世帯の所得が関係すると。それにつきましては，所得税法に基づく所得を採用するということになっているところです。御質問のコロナ対策に係る給付金は，所得税法に基づき，非課税になる場合には所得には入らない。ちなみに，令和２年度に行われました１人１０万円の特別定額給付金事業につきましては，非課税ということで，本市において，給付金により家賃が上昇したという事例はございません。

１５番（崎田信正君） これはそうとして，次，生活保護の件について，お伺いをいたします。高齢者の方のエアコンの助成についてなんですが，長らくエアコンは生活保護者には贅沢だというふうになっておりましたけれども，昨今は熱中症が問題となっておりますから，２０１８年からは一定の条件を満たせば購入費が支給されるということですが，これを踏まえて，奄美市でのエアコン助成の現状，また，課題があれば，お伺いをしたいと思います。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは，生活保護，高齢世帯への生活保護のエアコン助成の現状と課題についてということで，お答えいたします。冷房機具の一時扶助の支給対象ということで，議員御案内のとおり，平成３０年４月１日以降に新たに生活保護を利用する世帯で冷房機具のない場合，災害等により冷房機具をなくした場合など，特別な事情がある場合に限り支給ができるということが示されております。併せまして，体温の調整機能への配慮が必要となる者，高齢者や障害者，障害児，子ども，それから難病患者など，いわゆる熱中症予防が必要な者がいる場合に，並びに，被保護者の健康状態などや住環境などを総合的に勘案の上に，冷房機具の購入費用の支給を認めているということになります。費用につきましては，５万８，０００円の範囲内でということになります。昨年度，エアコン助成を行った世帯は，全体で２０世帯となっており，高齢者世帯は１１世帯となっております。課題についてということでございますが，申し上げましたとおり，保護の開始時期によって，これが支給できる，できないがあるもんですから，昔から，平成３０年４月以前から保護を受給されている方については，この給付ができないというところは，制度上の話ではありますが，課題ではないかと考えております。以上です。

１５番（崎田信正君） 線引きは何でも必要ではあるんですが，この場合，何でもね，特例というのはありますよね。この場合，特例はないみたいですけれども，例えば，以前から保護を受けている方で，高齢になって，脳梗塞になったりとか，そういう病気はあり得るわけですよ。医者の診断があって，この人はエアコンが必要だというようなときも認められないのかということなんですが，どうでしょうか。

福祉事務所長（永田孝一君） 以前からの生活保護受給者ということで，支給条件を満たさないという言い方をさせていただきますが，それらの方々には，毎月の保護費のやりくりですとか，社会福祉協議会の貸付等の制度がございますので，そちらを活用するようにというところで進めております。なので，議員のおっしゃる特例と，そういう身体状況によってというところは認めていないというのが現状でございます。

１５番（崎田信正君） 生活保護の情勢ですが，生活保護基準が引き下げられたときがあります。それについて，保護者の方から，これは憲法違反じゃないかということで，裁判になっておりますけれども，先日，熊本地裁で引き下げは違法だという判決が出ました。これは昨年２月の大阪地裁でも同じ判決が出て，そのほかのところは，これは違法という判決にはならなかったんですが，生活保護率が国平均の約４倍という奄美市ですから，こういったことについては，もっと関心があって然るべきだと思いますが，今回の判決をどう感じたのか，御見解があれば，お示しをいただきたいと思います。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは，お答えいたします。ただいま，議員の紹介されました訴訟の見解ということですが，訴訟の当事者ではございませんので，控えさせていただきたいと思います，御理解ください。前回も質問があったのですが，保護の基準については，地域ごとに国が定めるということになっております。本市においては，また，今後，国の動向を十分に注視した上で，していきたいと考えておりますので，御理解をお願いいたします。

１５番（崎田信正君） 当事者じゃないけれども，生活保護を受けている方，多いわけですからね。

次に，奄美市，３級地の１ですけれども，級地引き上げを要求すべきだと思うんですが，これについてのお考えですね。級地は，今，６級地に分かれておりますけれども，消費水準で検討しているということなんですが，この奄美市の３級地の１に合理的な根拠があるというふうに考えているのか，お伺いをいたします。

福祉事務所長（永田孝一君） 生活保護の級地についてお答えいたします。保護の級地につきましては，厚生労働省が生活実態に応じて定めるということになっておりまして，生活様式ですとか，生活水準の差に対応して，同一の水準を保障するということで定められているものだとなっております。議員御紹介のとおり，六つに分かれておりまして，奄美市は３の１級地ということになっております。この合理的な根拠というところでございますが，この級地区分については国の所管事項でございますので，それに従って実務を実施しているという段階でございます。以上です。

１５番（崎田信正君） また，これによって，奄美市の経済にも大きく関わることですから，もっと関心を持って取り組んでいただきたいと思いますけれども，これ，質問したことについては，その国のほうが級地の見直しを行うというような方向なんですね。現行の６区分を三つの区分，つまり，級地の１，２のほうをなくして，１級地，２級地，３級地にしようとしたときに，３級地の１と３級地の２は金額が違うわけですから，それを３級地にした場合，平均すれば，３級地の１は金額下がっちゃうわけですよね。そういった見直しをされれば,奄美市にも影響が大きいかなというふうに思います。これはまだ,国のほうがそういう方針だとはっきり決めているわけじゃないけれども，社会保障審議会の生活保護基準部会がこういうことを言い出しているから，これが本筋にならないように，これこそ水際作戦でね,止める必要があるんじゃないかなという思いだけを述べて，今回の質問，終わります。ありがとうございました。

議長（西　公郎君） 以上で，日本共産党　崎田信正君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後２時３０分）

――――――――――――――　○　――――――――――――――

議長（西　公郎君） 再開いたします。（午後２時４５分）

引き続き，一般質問を行います。

無所属　奥　輝人君の発言を許可いたします。

１９番（奥　輝人君）　議場の皆さん，市民の皆さん，そして，傍聴席で御覧の皆さん，奄美小学校５年生の皆さん，きゅうやうがみんしょうら。こんにちは。もう奄美小学校の５年の皆さん，この傍聴席で見てですね，将来の参考になれるように，勉強しながらですね，議会議員の活動など，いろいろ聞きながらですね，学んでいただきたいと思います。今日は１時間，頑張っていきますので，どうぞよろしくお願いいたします。

私は自由民主党所属，無所属の奥　輝人でございます。あらかじめ一般質問，通告していますので，質問の通告に従って質問をしていきます。その前にですね，少々私の所見を述べたいと思います。

まず，新年度より新部課長に就任されました職員の皆さん，誠におめでとうございます。これまでに培ってきたその能力とその技能をいかんなく発揮されて，奄美市の更なる向上に誠心誠意頑張っていただきたいと思います。期待しております。さて，ロシア軍のウクライナ侵攻についてでありますが，２月に軍事侵攻が始まり，もう既に４か月以上に及ぶ両国の戦争が今なお続いています。現状では，まだまだ終息，終焉，そして，出口が見えない，目途も立たない状況下であります。この模様はニュースで連日のようにテレビで放映され，信じられない悪夢のような光景が，まるで戦争映画のワンシーンのように発信されております。本当に驚きの映像を見て，痛ましい現実の光景に，軍事侵攻の凄さを感じ，前代未聞の出来事に脅威を感じているところであります。そのニュースの中で，ウクライナの東部地区の町で農作物の麦畑が広大に広がる中，収穫間近の小麦だったと思いますが，ロシア軍によるその麦畑，作物への攻撃と，その隣接地帯にある農家の農業施設への攻撃，そして，大型農業機械であるトラクターやコンバイン，トラックなどへの攻撃を行う映像と，その攻撃を受けたあとの麦畑の悲惨さと，焼け焦げたトラクターやコンバイン，そして，トラックの残骸に，また，その後の映像では，トラクターやコンバインなど，大型農業機械と倉庫に保管されている穀物の略奪行為をしている映像シーンなどがあり，農家をしている私には全くの憤りとやるせない気持ちと憎悪感で，悪因悪果を感じたところでありました。食料を供給できているのは農業，農村，農家あっての賜物であり，農作物や農業機械，そして，農家には何ら罪もないことで，本当にショックでならない切なさを感じたところであります。ロシア国によるウクライナ国への軍事侵攻の元々の発端は，ウクライナ国の西側諸国の軍事同盟である北大西洋条約機構，ＮＡＴＯへの加盟申請であります。元々，ロシア国にとってウクライナ国は兄弟国であり，我が国の領土，自国同様とみなしているのであります。そのロシア国にとっては，北大西洋条約機構，ＮＡＴＯとは敵国，脅威国とみなし，ウクライナ国のＮＡＴＯへの加盟申請を阻止しようとしているのであります。国同士の考え方は様々であり，不一致からのロシア国からの軍事侵攻。まずは両国の平和のためにも，また，全世界が平和になるためにも，国連安全保障理事会を筆頭に，各国々が動いて，両国の武力での侵攻を停止させる何らかの対策を早く打ち出して，早急な終息を望みたいものであります。

さて次に，明るい話題であります。ＮＨＫの朝ドラのちむどんどん，皆さん，見ていますか。私はもう既にはまりにはまっていて，毎日見ております。沖縄の日本復帰の５０周年を記念して，沖縄のヤンバル地方のサトウキビ農家を舞台に，沖縄編と東京編を上手くミックスして，主人公の暢子が料理人を目指していく，笑いあり，涙ありの，結構愉快で楽しいドラマとなっています。ちむどんどんとは，気持ちがワクワクする，ウキウキする，ドキドキするという意味で，新しいものへの挑戦や夢に向かって努力していく，そのような状況を演出しているのであります。沖縄が日本へ復帰をして早５０年。その当時の情景やその後の成り立ちなど，うちなー方言にうちなー料理，うちなーの性格の優しさや荒々しさなど，見所満載となっており，また，主人公の暢子自身が，糸満高校卒業生の糸満出身でもあり，本当にちむどんどんであります。ちなみに，奄美は来年は日本復帰７０周年であります。沖縄より２０年も早い復帰であります。できれば，奄美を舞台にしたドラマ，若しくは，世界自然遺産と関連，ミックスしたドラマ化など，要望，提案したいと思っております。今が絶好のチャンスだと思います。沖縄がちむどんどんであれば，私が考える奄美のタイトルはむんぬしりはてやねん，むんぬしりはてやねん，そういったタイトルで，どうにか奄美をＰＲしていただき，ドラマ化してもらえたら，本当にこの奄美

が更なる発展を遂げていくものと，私は強く感じているところであります。あくまでも私の提案であります。

さて，今のコロナ禍の時代，早期のコロナの終息を祈念し，アフターコロナを見据えて，奄美市の新たな挑戦に向けて，沖縄版ちむどんどんで頑張っていきましょう。

それでは，質問に入ります。

１，農水産業資材等の高騰対策について。（１）農業資材等についてであります。ロシア国のウクライナ侵攻により，外国から輸入される燃料や物品など，生活物質に，また，為替相場の円安とも重なり，非常に高騰化している。我が国としては，その対策に，燃料については助成を始めているが，その他の物品等については，ただいま，協議，検討している状況であると思います。さて，本年４月から農業資材等においても高騰化が進んでおり，例えば生産牛の農耕飼料や草地の飼料畑等に，素飼料等において，１０パーセントから２０パーセントの上昇幅となっており，また，サトウキビや野菜，果樹関連の化学肥料や複合化成肥料，農薬などにおいても，４月以降，上昇している状況であります。農家はコスト削減を図りながら，所得の向上を目指して，よりよい品物を育てていますが，現在の価格の高騰では所得の向上につながらないのが現状であります。さて，これまで奄美市としても市の独自の予算や，県や国の予算等を使いながら，農家の支援等を行っておりますが，この高騰化の状況では農家の所得向上には厳しい状況下となっていくと思われます。さて，農家の士気を保つためにも支援等が必要であると思いますが，今後の見通しと見解を伺いたいと思います。

あとの質問からは，発言席で行います。

議長（西　公郎君）　答弁を求めます。

農林水産部長（竹元康晴君）　どうも，お疲れ様です。それでは，農業資材高騰についての御質問について，お答えをいたします。議員御指摘のとおり，穀物需要の増加，ウクライナ情勢や新型コロナの影響による燃油価格や物流コストの上昇，主要な原料産出国家の輸出停滞，更には急激な円安などを受けて，現在，飼料や肥料などの価格が高騰していると認識しております。このような中，配合飼料につきましては，価格高騰時に補填金が支払われる配合飼料安定基金制度がございます。内容としましては，生産者と配合飼料メーカー，国の積立により，輸入原料価格が直前１カ年の平均価格を上回った場合，補填金を交付するというものです。補填金につきましては，令和２年度に２年ぶりに交付されてから，現在も補填金交付が続いている状況であります。一方，肥料高騰につきましては，そのような負担軽減策はございませんが，現在，肥料製造事業者が原料輸入先を転換するとともに，今後，国が調達先の変更に伴って要するコスト経費の補助を行い，肥料の安定供給を図っていくものと認識しております。また，県におきましても，新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して，農家の負担軽減を図るとのことですので，今後も国・県の動向を注視してまいりたいと存じます。本市としましては，このような農業生産資材の高騰に対し，配合飼料安定基金の活用に加えて，緑肥や家畜糞堆肥の活用による土づくりや土壌診断に応じた施肥設計などを通じ，農家の化成肥料削減によるコスト軽減を図ってまいりたいと考えているところでございます。加えまして，栽培面積が大きく，肥料高騰の影響が大きいサトウキビにつきましては，国の事業による肥料３分の２以内の助成を引き続き行い，農家の経営安定を支援してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

１９番（奥　輝人君）　部長，よく理解しました。今の現状をよく分かられていると思いますので，それでですね，今後の見通しについてなんですけれども，この前の，この日本農業新聞の中にはですね，やはり７月から１０月にかけて，この秋肥，肥料とか，もう大幅な値上げということで，もう新聞でもでかでかと載っております。また，その件についてはですね，地元の新聞紙でも，もう農家が悲鳴を上げるとか，そういった記事で出ていまして，もうこの状況では農家としても，本当，立ち行きができない

農家も出てくるのかなという，本当，心配をしているところもあります。その中でですね，今後の７月から１０月にかけてですけれども，今，自分たちが使っている尿素関係ですね，国産尿素とか輸入尿素，ありますけれども，その輸入尿素などにおいてもですね，最大で９４パーセント上がるんですよ。元々の今の現在の単価が２，３００円なんですよ，１袋当たり。私たちは２，３００円で１袋を買って，尿素はその牛の草地畑に追肥などをやったり，また，サトウキビ農家も追肥とか使っているんですけれども，１袋当たりがですよ，今，２，３００円が９４パーセント上がるということは，もう約４，０００円ですよ。倍，もう倍というか，２，０００円から，もう倍以上に上がる形になるんですよね。そこら辺りを，やっぱり農家としては，農家は心配しているんですね。本当，これが１袋とか２袋とかいう，そういった数量の，小規模農家とか，そういった方であれば，何ら，若干，少しは，もうやっていけると思うけれども，これを１００袋とか，１，０００袋とか，大規模農家になれば，そういった数になってきますので，この買った単価に，単価かける２倍と思ってもらわなければいけない状況であります。もう，私も年間に，こういった国産尿素も約２５０袋ぐらいは，農協から注文しております。本当に，４５万円から，もう５０万円ぐらいの，やっぱり経費はかかっているんですよ。それが，今度，１００万円とかなった場合は，おいなんでよと，こないまで上がるんだったら，やっぱり農家に，国でもいいし，県でもいいし，市でもいいから，やっぱり助成をしてあげなければ，これ，本当，立ち行きができないですよというのが，今の現状でありますので，そこら辺りも考案しながらですね，先ほど，部長の答弁の中で，今，国からのそういった対策事業とかも，今後，示されてくるという，発信されてくるということもありましたので，そこら辺りも勘案しながらですね，農家の負担が軽減されるように，今後，取り組んでいただきたいなと思います。その件について，今後の見通しなど，どのように考えているのかまで，ちょっと聞きたいと思います。

農林水産部長（竹元康晴君）　議員御指摘のとおり，肥料とか粗飼料の高騰については，営農指導の際に職員が農家さんのところに出向いたときに，そういうお話を聞いていることは，承知しております。その内容ですね，また，先ほどの答弁もありましたが，県のほうでも対策として，今後，示すっていうふうに報道がありましたので，その辺をやっぱりちゃんと確認しながら，対応をとっていきたいと思っています。以上です。

１９番（奥　輝人君）　是非ですね，やっぱり農家の支援に行き渡れるようにですね，今後の，そういう，それがもう，本当，９２パーセント，９４パーセントに上がったときのその対策ですよね。そこら辺りも十分検討していただきたいと思います。その国産肥料に関しては９６パーセントとかなっていますけれども，その他の肥料ですね，複合化成肥料とか硫化リアン１号とか，いろいろ，そういった品種がありますので，本当，５０パーセント，あとはもう，最低でも２０パーセント以上という，そういった諸々の数値まで掲げられていますので，そこ辺りもよく検討されながらですね，農家の皆さんがこうやって痛手にならないようにですね，頑張ってもらいたいと思います。

それとですね，この農家ということでありますけれども，この私たち，１次産業をやっている農家にはですね，やっぱり牛も飼ってもいるんですけれども，ほかにですね，家畜としては，もうヤギとか，あと豚農家ですね，あと鶏の鶏卵農家，の業者ですね，そこら辺りも付随しておりますので，そこら辺りも，そういった業者とか農家，そういった家畜を飼っている農家さんたちにも，やっぱり目配り，気配りしながらですよ，何らそういった，私にはこうやっていろいろ意見とかいろいろ聞かれるんですけれども，こういった行政の中には，なんか意見が届きにくいとか，届けられにくいという，そういった意見も聞いていますので，そこら辺り，ほかの家畜，飼っている農家，また，それ以外の，また，そういったサトウキビやら野菜とか，いろいろ，果樹とかやっている農家さんの方々もですね，一緒に巻き込んでですよ，こういった対策が図られるように，部長，頑張っていただきたいと思います。この件については，もう以上で終わりたいと思います。

それとですね，（２）番のですね，今度，水産の資材等についてに移りたいと思います。水産資材等についてもですね，農家同様に，やっぱり７月から，やっぱりこうやって，そういった水産資材等も高騰化していくという話も聞いております。本当は水産の場合は，船舶でこうやって魚，捕りに行ったり，こうやって，漁家でありますけれども，やっぱり燃料代が高いとか，そういったのもいろいろ聞かれていますので，その水産資材などについての，高騰化していきますので，そこら辺りの対策等は，水産業に対しての対策などはどのように考えているのかを聞きたいと思います。

農林水産部長（竹元康晴君） 議員御指摘のとおり，水産業につきましても，資材単価や燃油等の上昇により，経営に影響を受けているものと理解しております。本市におきましては，漁業従事者への負担軽減を図るため，今年度より漁業に必要となる漁具，餌，氷や漁業操業における燃油，全国漁業共済組合連合会の共済に関わる掛金など，１人当たり１０万円を限度として，２分の１以内の補助で支援する漁業経営安定化支援事業の開始に向けて，関係機関と準備を行っているところでございます。今後とも，漁家の経営の安定化を図って，漁業振興を促進するよう努めてまいりたいと考えております。以上です。

１９番（奥　輝人君） はい，分かりました。今，部長が言われた漁業経営安定化支援事業っていうのは，この，今年度から奄美市が新規で導入した，その漁家を支援するという事業だと思います。その事業も５００万円という，そういった予算化もされていますので，それに足りなかった場合なども，やっぱり，漁家を支援できるようにですね，やってもらいたいと思います。本当，今，ガソリンの価格がですよ，船舶に関係なく，今，節田方面でも１７３円とかなっておりますね。今，国のほうは３５円の助成をしております，国から。この奄美群島については，奄振の関係で１０円補助されて，約４５円が，今，助成されていますけれども，それでも１７５円台ということで，やっぱり高いガソリン代を，今，支払っている状況でありますので，これは農家だけじゃなくて，やっぱり市民の皆さんも，やっぱりこういったガソリン代が高いとかいう，そういった認識をしておりますので，そこ辺りもですね，農家同様に，やっぱりこういったガソリンの，その支援をしているんですけれども，それに付随されるように，やっぱり漁家も支援ができるように，負担軽減ができるようにですね，もう，ゆとりをもって，こうやって漁に行けるような，そういった形になれるようにですね，取り組んでいただきたいと思います。

それとですね，次に，大きな２番の，パッションフルーツの振興について伺いたいと思います。奄美市の現状と実績について，伺いたいと思います。現在ですね，奄美市や本島内においてはですね，このパッションフルーツの栽培農家が急増しているようであります。奄美市でも若手農家や女性の農家などが，本当に積極的にですね，ハウスを導入したり，ハウスを借りたりですね，パッションを作りながら生計を立てている農家が増えているのが現状であると思います。そういった中でですね，パッションフルーツいうのは，奄美の温暖な気候を利用してですね，ハウスの中で栽培して，狭い面積で高収入があげられるのが，本当，魅力なのが，このパッションフルーツだと思います。それと関連する，マンゴーもそうなんですけれども，やっぱり狭い面積でハウスの中で栽培して，高収入，これが魅力で，やっぱり取り組んでいく農家も多いのかなと，私はもう思っております。そういった意味でですね，今，本当，今後においても有望な品目でありますので，この奄美市のこのパッションフルーツの現在の農家の現状や，昨年度の実績などですね，今，右肩上がりでこうやってきているのか。マンゴー，パッションフルーツに対する農家の意識などはどのようになっているのかを伺いたいと思います。

農林水産部長（竹元康晴君） それでは，本市におけるパッションフルーツの過去３年間の現状について，お答えいたします。令和元年度が栽培戸数５９戸，栽培面積６．７ヘクタール，生産量７４．８トン，生産額が８，０５１万４，０００円。令和２年度が，同じく５９戸，栽培面積が７．２ヘクタール，生産量が８７．７トン，生産額が９，２６５万１，０００円。令和３年度につきましては，５９戸，栽培面積は令和２年度と同じ７．２ヘクタール，生産量が７０．３トン，生産額が７，３８４万９，０００円となって

おります。議員御案内のとおり，パッションフルーツは奄美大島の温暖な気候を生かした収益性の高い園芸品目として，本市の重点振興品目の一つに位置付けており，現在，品評会の開催や巡回指導を実施するなどして，栽培技術や品質の向上を図るとともに，パッションフルーツの農業研修や補助事業による営農用ハウス整備などを行って，担い手農家の育成や面積拡大を図っているところでございます。

１９番（奥　輝人君）　はい，分かりました。現在，農家の戸数は５９戸ということで，横並びなんですけれども，やっぱりそういった面積とか，やっぱり販売実績などもだんだん増えてきていますので，そこら辺りもやっぱり勘案しながらですね，パッションフルーツの今後の，また，有望品目でありますので，取り組んでいただきたいと思います。

そして，その次に，（２）番のですね，生産コストの対策についてであります。本当，パッションフルーツはですね，先ほど言われたように，もう単収が見込めるということで，お金になるということで，人気のある作物だと私も認識をしております。ただ，その中でですね，やはり一番怖いのがですね，今，パッションフルーツの場合は，６月の中旬から７月の下旬までにかけて，収穫時期になるんですよね。今の時期であれば，これ，温暖というか台風も来ない時期であれば，本当に生産量も確実に見込めるんですけれども，もう台風が来た場合が，これが本当にバッテンといって，もう台風のせいで収穫物がなくなるということも考えられます。これも，過去においてはあったんですよね。６月ぐらいに大型台風が来たということで，本当にビニールを，ビニールハウスの，ハウスを全部取り外して，中の作物はもうちんがらで，何も収入がなかったという，そういう時代も過去にありました。そういった危険性もあるんだけれども，やっぱり魅力あるということで，台風が来ないような，そういった対策をしながらですね，やっているのが，農家でもありますけれども，そういった中でですね，やっぱりその農家からの意見としては，やはりこのパッションを植え付けするポット苗ですね，ポット苗をどうにか台風が来る８月から１０月，９月，７月，８月，９月ということで，母株を養成をして，奄美市の営農支援センターのほうで母株，ポット苗を作っているんですけれども，それがちょっと，やっぱり今のコストが高いということで，ちょっと農家から聞くんですけれども，今，１ポット当たり，市内の方には３１０円と，あとは，市外の方には３７０円で販売をしているんですけれども，やっぱりそういった資材等の高騰とかを考えたときに，もう少し安くしていただきたいという，そういった声があります。これ，パッション農家の方からなんですけれどもね。そういったことで，多く聞かれますけれども，そういったポット苗に対する，そういった高騰資材という，今の現状を鑑みながらの対策など，打つ手がないのか，どのような見解を持っているのかを，ちょっと聞きたいと思います。

農林水産部長（竹元康晴君）　御質問のパッションフルーツの苗木につきましては，公益財団法人奄美市農業研究センターで，市民の方は１株３１０円，それ以外の方は３７０円で販売しております。議員御承知のとおり，苗を育てて販売するには，ポット，土，肥料などの資材費だけではなく，親株の管理やウイルス検定，育苗施設の維持管理や人件費など多くの費用がかかっており，現在，農業研究センターでは，苗木販売に加え，農業研修事業や農作業の受託，堆肥販売事務などを行っておりますが，収入の大部分を本市からの交付金や指定管理料により運営しております。この公的資金により，現在の苗の販売価格ができていると，状況でありますので，御理解を賜りたいと思っているところです。

１９番（奥　輝人君）　はい，分かりました。農家としては，やっぱり自分で，自家製のやっぱり母株を養成しながらですね，やっぱり作っていくのが，本当，当たり前かなって私は思っていますけれども，やはりなんせ，夏場の母株の養成でありますので，やっぱり育苗ハウスが必要だと。やっぱり育苗ハウスをするには，やっぱり多額なやっぱり投資が必要ということで，なかなか手を出してくれないのがやっぱり農家の意見なんですよね。やっぱり育苗ハウスを建てれば，やっぱりそこの中にはガラス温室ということで，やっぱり台風が来ても頑丈で，もう中は守られるという，そういった安心感はあるん

ですけれども，やっぱりコストが高いということで，なかなか手が出ないのが実情でありますけれども，やはりパッション農家のそういった要望，やっぱりそういったポット苗の，その単価の引き下げ等についてもですね，ちょっと厳しいという話，今，部長がおっしゃられていましたけれども，１０円でも２０円でもですね，今の現状，実情を見ながら，やっぱり支援できる部分については，やっぱり支援していただければですね，パッション農家もやっぱり士気も上がってですね，このパッションでやっぱり食べていこうという，そういった気持ちになっていくと思いますので，今後はですね，やっぱりパッション農家といろいろ意見交換をしながら，そういった，どういった対策が必要なのか，取組が必要なのかをですね，聞き取りをしながらですね，前に進めるようにしてください。部長，よろしくお願いいたします。

それとですね，次に，もう（３）番の県の認証品目への取組について伺いたいと思います。瀬戸内町ではですね，この県の認証取得ができ，ブランドとして高い評価を受けております。先日もなんですけれども，瀬戸内町の町長さんがですね，県知事のほうにパッションフルーツを贈呈をしております。パッションフルーツっていうのは，本当，皇族に対する，そういった，皇帝に対する献上品ということの，高い高級な果物ということで，やっぱりすごさがあると思います。瀬戸内町では，そういった県の認証品目を取って，ブランド化して，どうにか瀬戸内町の中で販売をして，有利販売をしていると思いますので，そこ辺り，奄美市のほうでは県の認証品目となっていないと私は思っていますけれども，その県の認証品目になれるようにですね，農家の努力も必要だと思いますけれども，そこ辺り，今後の見通しっていうか，今後の農家への指導など，どのようにされていくのかを聞きたいと思います。

農林水産部長（竹元康晴君） それでは，鹿児島ブランドの県認証制度について，まず，お答えいたします。県では，県内で生産された農畜産物が市場関係者や消費者などに評価され，安定的に継続して取引されるよう，鹿児島ブランド確立に取り組んでおります。現在，本市のパッションフルーツは鹿児島ブランド団体の認定を受けておりません。パッションフルーツでは，瀬戸内パッションブランド産地協議会が県内で唯一認定を受けている状況であります。鹿児島ブランド認定基準といたしましては，生産，または，出荷，販売している団体が，１番目に，鹿児島の農林水産物認証制度に基づく認証を受けていること。２番目に，出荷，販売先が求める品質，量を計画的に出荷，販売できる体制であること。３番目に，名称，品質，規格，出荷資材及びそのデザインが統一されていること。４番目に，指導体制や集出荷体制及び検査体制が整備されていることとなっているのが，今の現状です。

１９番（奥　輝人君） はい，分かりました。今のそういった要件に満たせるためにも，やっぱり奄美市のそういったパッションフルーツ農家を指導しながらですよ，やっぱり県の認証が受けられるような，そういったいい物を作るように，そのためには，今，部長が言われた４項目，５項目ですか，そういった基準がありますので，それが課題ですので，その課題を一つ一つクリアできるようにですよ，やってもらいたいなと私は思います。そういうことによって，本当，パッションフルーツの農家のやっぱり技術の向上にもつながると思いますので，また，その奄美市のパッションフルーツの，そのブランド化にもつながってきますので，そこ辺りを，やっぱり農家の指導体制を構築しながら，ブランド化できるように取り組んでいただきたいと思います。本当，今後に向けては，そういった対策，やっぱり農家の意識向上なんです。意識向上と思いますので，近くにはやっぱり瀬戸内町がいい物を作っていますので，そういったいい物を作っている見本とかもあります。ブランド化されている地区がありますので，そこら辺りも一応参考にしながら，やっぱり取り組んでもらえたらと思っておりますので，そこら辺りはどうでしょうかね。

農林水産部長（竹元康晴君） 議員御指摘のとおり，パッションフルーツのブランド認証に向けた課題としましては，出荷体制が整備されていないこと，販売が地元の青果市場出荷や個人販売などが多くを占

めているために，共同販売の体制がされていないっていうことなどが挙げられると思います。ブランド化のためには，まず，生産，販売体制を強化して，共同販売による販路を拡大することが重要であるとの認識をしているところでございます。

１９番（奥　輝人君）　はい，部長，よく分かります。やっぱり課題も多いということでありますので，やはり農協共販とかね，共販にして，やっぱり３名以上の組合をつくったり，そういった部分もやっぱり必要であるかと思いますので，やっぱり安定した，そういったものが出荷できる体制というのも，やはり大事だと思いますので，そこら辺りも，やっぱり生産者とですね，意見交換しながら，どのようにして取り組んでいけばいいのか，そこら辺りも協議しながらですね，取り組んでいただきたいと思います。

それではですね，次にですね，もう大きな３番の台風時における航空輸送についてであります。これも，前回の３月議会のほうでも取り上げておりますので，もう再質ということで，また，取り上げました。（１）のですね，マンゴー，パッションフルーツの取り扱いについてであります。①の，航空会社との連携についてであります。本当に，いよいよ台風シーズンも始まろうとしている時期でありますので，この件については，昨年の７月に本当に台風が来て，この８日間というその期間の中で，マンゴーが出荷できなかったという，それが教訓として残っておりますので，それの対策ということで，再度質問しますけれども，その後，そのときの答弁が，航空会社と，内容はちょっと省略しますけれども，航空会社とやっぱり協議をしていくという，そういった答弁があったと私は認識しているんですけれども，その後において，この航空会社との，こういう台風時の臨時便ですよね，臨時便が出発できないのか。そこ辺りはどのようになっているのか。この３か月間でどのように変わっているのか。そういった進捗状況などをちょっと聞きたいと思います。

農林水産部長（竹元康晴君）　航空便等の輸送につきまして，航空会社から優先度に関しましては，搭乗のお客様，郵便物，生鮮品や貴重品の貨物，最後にその他の貨物となっていると，前回もお答えをさせていただいたところです。本市としまして，貨物便について，航空会社とですね，数回，協議を始めてはおりますが，台風時はもちろん，平時についても，農産物の航空輸送に関して，お互いの課題を共有し，早期の実現を図っていくよう努めておりますので，御理解を賜りたいと思っているところでございます。

１９番（奥　輝人君）　部長，やっぱりですね，臨時便ということは，台風が来たときの，これは想定内ですので，前回も申したとおり，やっぱり農家としては丹精込めた，そういったマンゴー，パッションフルーツも関わってきますけれども，特にマンゴーですね。昨年の教訓ですよ。そこをやっぱり排除させなければ，農家のやっぱり意識向上も，やっぱり，台風が来たらもう何らできないという，そういった気持ちになってしまいますので，やっぱり今年，もし７月ぐらいに台風が来た場合も，同じような状況になったときに，一番困っているのは農家なんですよ。今，全国的にですよ，その航空会社もやっぱりそういった農作物を輸送するという，そういった記事もですね，農業新聞とかで結構見受けられております。実際に鹿児島のほうでは，航空会社じゃないんですけれども，指宿のソラマメ，インゲン豆ですね，そこら辺りを朝収穫して，新幹線に乗せてですよ，鹿児島中央駅から，福岡の博多まで運ぶと。その日の夜にはもう消費者に届けられるような，そういった仕組みまで，もう，今，確立されているんですよ。それと同様に，やっぱりこういった台風が来たときに，やっぱりこの奄美は外海離島でありますので，何ら交通手段がないわけでもないんですよ。飛行機は飛んでいるんですよね。飛行機は飛ばないときは，これは完全にもう，もう駄目ですけれども，飛んでいる，その飛行機を見ながら，なぜ飛行機は飛んでいるのに，飛行機に貨物便としてマンゴーが乗せられないのか，そこ辺りですよね。その飛んでいるときにでも乗せたら，やっぱりその，さっき部長が言われたお客さんですね，搭乗客がいたと

してもですね，１日３便，４便飛んどっても，やっぱり貨物としても積めると私は聞いてるっていうか，認識していますので，どうかそこら辺り，やっぱり農家が意識を落とさないためにも，台風対策ということで，これは本当，県でもいいし，国でもですけれども，やっぱりこれ，訴えていかなければいけない，本当，問題，課題かなと私はもう思っていますので，どうかそこら辺り，更に深く突っ込んでですよ，県といろいろと，国とも協議して，航空輸送ですよ，航空輸送が台風のときに例外扱い，特別扱いでできるように，是非，実現できるようにですね，取り組んでいただきたいと，市長，思いますので，そこら辺りもやっぱり，国のやっぱり，衆議院とか代議士でも動かしながらですよ，奄美市だけじゃないんですよね。徳之島もだから。沖永良部もなんですからね。外海離島ですので。そこら辺りをちゃんと巻き込まれて，航空輸送が可能でありますので，是非，可能になれるようにですね，やっていただきたいと思います。

それではですね，②番目の農林水産物輸送コスト支援での対応についてなんですけれども，その①番の航空便が可能であれば，こういった農林水産物輸送コスト支援での対応でやっていただきたいっていうのが，私の思いであります。今，農林水産物の輸送コスト支援事業が実際にありますので，そこら辺りを活用していけばいいと私は思っていますので，本当，今の現状では，奄美市の２品目ですよね，クルマエビとウミブドウがその対象になっているんですよ，航空輸送に。その事業に乗っかかっていますので，それに乗っかかれるようにしていただきたいと思います。それとですね，今，この奄美市のそういったほかの品目も，何品目かあったと思いますけれども，この輸送コスト支援事業での実績ですよ，実績などを，今，どのようになっているのか。その予算と，その執行残ですよね。奄美市でどのぐらい残っているのか。去年と一昨年の，そこをちょっと教えていただきたいと思います，はい。

農林水産部長（竹元康晴君） 令和３年度における速報値としてお聞きしていますので，令和３年度の速報値としてお答えをしたいと思います。奄美群島における輸送コスト，全体ですね，奄美群島全体における支援事業につきましては，事業費が６億６，８３２万１，０００円に対し，実績が５億２，８９７万５，０００円となっております。執行残につきましては，１億３，９３４万６，０００円となっており，執行率に関しましては，約７９パーセントとなっております。本市の輸送コスト支援事業につきましては，事業費２，３９３万９，０００円に対し，実績１，０６５万２，０００円となっております。執行残につきましては，１，３２８万６，０００円となっており，執行率に関しましては，約４４パーセントとなっております。

１９番（奥　輝人君） はい，分かりました。やはり，今，全体でもやっぱり６億円の予算に対して５億円ぐらいの執行で，約１億３，０００万円が，一応，その事業の執行残ということで，約７９パーセント使用しているということでありましたけれども，そこら辺りもやっぱり執行残残さないためにもですね，こういった航空輸送の，その台風時に対する特別枠ということなどを訴えながら，この執行残がありますので，これなど使いながらですよ，この台風対策に予算が回れるようにですね，回れるように仕向けていただきたいなと，私はもう，強く訴えたいと，私，もう思っております。今度，今年，台風が来なかった場合はですね，もう本当，船舶だけでも十分でありますので，台風が来たときのことを言っていますので，台風が来て，どうしようもならないときに，飛行機は飛んでいるという，そういった条件の下での提案でありますので，できればそういうことを考えながらやっていただきたいなと思います。もう強いて言えば，本当，全ての果物でも，全ての作物でもですね，本当に，本来であればですよ，本当，航空輸送のほうが，その日に送ってその日に本土に着いて，消費者に渡るということで，利便性は一番高いんですよ。マンゴーでもパッションフルーツでも，今日の航空便で載せたら，あとの航空便で載せて，もう１時間後には鹿児島空港に着きました。鹿児島のその繁華街に卸したら，その日の午後とか夜には，今日出した奄美産のマンゴー，パッションフルーツが，もう夕方には鹿児島の販売店で販売されているということで，本来ならば，本来であれば，そういった形式を取れば，農家としては

更に勇気と元気が出て，また頑張ろうとか，作って，また拡大しようとかね，そういった気持ちになると思うんですよ。本来であれば。ただ，今のところは船舶利用ということでの，ありましたので，将来的には，やはり航空，外海離島っていうことで，やっぱり航空便で，もう新鮮な物を，もうすぐそういった消費地に送るという，そういった発想を持っていったほうが，今後の農業の発展にもつながると思いますので，そこら辺りも認識しながら取り組んでいただきたいと思います。

それじゃ，次にですね，もう４番目の，奄美北部の振興策についてであります。（１）番のですね，市長のイメージする北部の振興策についてであります。奄美市が合併をして，早くも１５年の月日が過ぎました。当時は合併することにより，奄美北部地区の笠利地区にも合併の効果や合併のよさを実感できる，そして，期待ができる，賑わいのある，元気に満ち溢れた笠利地区が再建できるものと期待をして合併をしたと思います。その成果や効果についてはですね，着実に出ている事業等もあります。そうでない，また，なかなか伸びていない事業等もかなりあると思います。例えばですけれども，効果の出ているものにはですね，もの，まちづくりの箱物の整備では，笠利総合支所の建設とか，あと，道の駅，ひと・もの交流施設など，紡ぐきょらの郷づくり事業を活用した産地直売所など，各集落ごとの集会施設などが挙げられると思います。またですね，その反面，その期待には程遠く，まだ手を加えなければならない事業等も，もっと予算付けをしなければならない事業等も多く取り残されているものと，私としては実感しているところであります。本当，今後です，今後においてですけれども，賑わいに満ちたまちづくりを推進する中でですね，各集落ごとの活性化対策やひと・もの交流事業の拡大，また，集落内の人口減少対策，そして，第１次産業，第２次産業，第３次産業，第６次産業の更なる普及や推進などを追及していかなければならないと私は感じております。さて，そこでですけれども，各事業の成果を更に伸ばしていくことはもちろん，次なる新たな事業など，推進していくことも肝要だと私は思っております。そういう中でですけれども，これからの北部地区の更なる振興策として，市長のイメージする，この北部地区のもう振興策について，どのように考えているのかを伺いたいと思います。

市長（安田壮平君） それでは，奥議員にお答えをいたします。議員御案内のとおり，合併以降，笠利地区における各種基盤整備や生活環境整備に取り組んでまいりました。加えて，観光面では歴史回廊のまち笠利観光プロジェクトをはじめとした周遊観光の活性化に取り組んできたところです。他方では，合併以降，一貫して大島北高校の活性化に向けて，学校，地域の皆様と一体となって取り組んできており，独自のカリキュラムなどが認知され，一定の生徒数を確保するに至っております。議員御質問の，これからの笠利地域振興に向けては，主に三つの地域特性の発揮が求められるものと存じます。１点目に，本市における農業の集積地であること。２点目に，空の玄関口である奄美空港の地理的優位性があること。３点目に，光回線が全地区開通したことによる情報通信産業の更なる活用でございます。１点目の農業につきましては，サトウキビや畜産，亜熱帯果樹を中心とした農業が営まれておりますが，今後はＩＣＴやロボット技術を活用したスマート農業を展開することにより，より安全で効率的な稼げる農業の実現が求められていると考えております。そしてまた，今，漁業も大変，笠利のほうでは活気づいておりまして，稼げる漁業の後押しを更に進めていくことも大事な取組と認識しております。そして，世界自然遺産登録効果の波及に向けて，２点目の空の玄関口である奄美空港を有する地理的特性を生かし，自然環境や文化，ｅ－バイクなど，新たなツールの活用による笠利らしい観光づくりも必要であると存じております。加えて，３点目の情報通信につきましては，農業分野，観光分野における更なる利活用を図るとともに，美しい海岸景観を生かしたワーケーションの推進などが期待されるところでございます。ただ，一方で議員御指摘のとおり，集落内商店の減少など，住民に身近な課題も顕在化しており，今後は地域の特色を生かした発展の方向性を見据えつつ，地域課題の解決への方策を検討する必要がございます。そのため，市民が中心となった地方創生戦略づくり，この笠利版と言いますか，この戦略づくりを進めることをマニフェストにも掲げておりますので，まずは地域協議会の皆様との意見交換などをしっかりと行いながら，地域の皆様とともに，地域振興に取り組んでいくための環境を整えてまいり

たいと存じます。議員の御理解，御協力をお願いいたします。

１９番（奥　輝人君）　はい，市長，ありがとうございました。やっぱり考えていることは，やっぱり本当，もう一緒で，市長の言われた，今，１番目の本市の農業の振興。あと，２番目の空の玄関口である奄美空港を活用した振興策。また，光ファイバーとか，いろいろ情報システムなどを利用した，その笠利北部の振興については，本当，これらをもう一体化してですね，賑わいのあるまちづくりでを目指して，本当，取り組んでいただきたいと思います。本当，稼ぐ町をつくれば，やっぱりそこには人は集まっていくと思いますので，稼がれるまちづくりを目指しているのが，市長の公約にもあったと思いますけれども，稼ぐ，稼ぐという，そういう言葉ですね，それがやっぱり大事だと思いますので，是非，取り組んで，成果が出るようにですね，頑張ってもらいたいと思います。また，市長がですね，こうやって奄美北部地区の各集落ごとの，今はコロナでいろんなイベントとか，そういった，舟漕ぎやら浜下れとか，もう今，自粛されていますけれども，アフターコロナに向けてはですよ，市長がこうやって，自らフットワークを生かして，各集落ごとに顔を出したら，皆さん喜ばれますので，市長の顔を見るだけで，みんな，元気が出るという，そういった声も聞かれますので，是非，そこら辺り，笠利だけではなくて，それは住用もありますし，名瀬市街もありますので，本当，一つの体でありますけれども，フットワークを生かしながら，奄美市を，全体を見ながらですね，その賑わいに満ち溢れたまちづくりになれるようにですね，取り組んでいただきたいと思います。

それではですね，次にですね，②の，もう，観光資源の利活用についてであります。笠利地区においてはですね，先ほど市長が答弁した説明の中にもありましたとおりですね，もう本当，観光スポットなど，数多く存在しております。その中にあって，農業関連や水産業関連，また，マリンレジャーなど，観光資源は豊富であります。笠利地区においては，海岸線をぐるっと回るコースが一般的でありますけれども，笠利地区の中心を横断している笠利東部線，通称産業道路沿いにはですね，農業振興地帯が広がり，サトウキビ畑や草地畑，野菜畑，また，ハウス施設など，緑の景色など，四季を通して楽しめるスポットも数多くあります。また，その中において，大笠利のほうではですね，桜の時期にはですね，須野ダム周辺での桜見ということで，そういった観光客，そういった地元の客などが向こうに行って，弁当を広げながら桜を見る会なども，催しなどもされていると聞いております。そういった，島内の方に楽しんでもらえるために，そのような観光資源の利活用に向けた新しい様式での観光産業ですよね。今後の取組について，新しい様式の観光産業についての取組などをちょっと伺いたいと思います。

笠利総合支所事務所長（川畑義成君）　よろしくお願いします。それでは，市道東部線沿いの一帯の観光資源としての利活用につきまして，お答えをいたします。議員も御承知のとおり，市道東部線の一帯は，一面に広がるサトウキビ畑と海と空のコントラストから，優れたロケーションとして周知されているところでございます。また，映画やですね，ドラマの撮影では，よく利用されているところでございます。笠利地区におきましては，以前開催されておりました桜マラソンをはじめとした様々なスポーツで利用された実績がございます。また，過去には修学旅行生を対象としたサトウキビ収穫体験などを受け入れた事例もあるところでございます。このような各種イベントにつきましては，民間団体が主として開催するものがほとんどでございましたが，新型コロナの影響でなかなか実施が困難であったと伺っております。民間の活力をですね，利用と，支援とにつきましては，行政としてどのような形で行うか，検討をしていきたいと考えているところでございます。また，東部線につきましては，議員御指摘のとおり，産業道路としての側面が強く，特にですね，製糖時期においても，車両の通行が増大しておりますので，安全面にもですね，配慮しながら，利活用に向けてですね，取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

議長（西　公郎君）　奥議員，①の質問はよろしいですか。

１９番（奥　輝人君） ①。

議長（西　公郎君） 集落ブランド。集落ブランドの活性化。

１９番（奥　輝人君） ちょっと待って。集落ブランド。ああ，それちょっと飛ばしていますね。

①の，本当，集落ブランドの活性化について，再度また，ちょっと伺いたいと思います。集落ブランドということで，笠利地区においてはですね，各集落でブランドがありまして，節田においては，節田マンカイとか，あと，佐仁においては八月踊り。あと，この前新聞でも出ていた，喜瀬のほうでは，かくれ浜とかが，今，人気スポットとなっておりますので，そこら辺りの集落ブランドを活用した，新しい様式でのそういった観光産業ですよね。やっぱりその，地元の方もそうなんですけれども，他から来る観光客に対して，こうやって各集落にブランドがあるという，そういったＰＲですよね。そこら辺りも，やっぱり交えながら，集落の活性化に向けてもらいたいと思いますけれども，今後の取組など，ちょっと聞きたいと思います。

笠利総合支所事務所長（川畑義成君） はい，それでは集落ブランドの活性化について，お答えをいたします。現在，本市におきましては２２の一集落１ブランドがございます。２２の認定ブランドのうち，笠利地区におきましては，現在，１１集落において１１の認定ブランドがあり，議員御案内の節田マンカイや八月踊りなどの地域文化に根差したもの，また，ターマンなどの特産品，また，かくれ浜に代表されるような自然景観など，いずれも北部地域の魅力的な観光資源となっているところでございます。しかしながら，集落の人口減少や少子高齢化などにより，集落ブランドの保存，継承が難しくなっているのも現状でございます。さらに，新型コロナの影響を受け，近年は伝統行事等も開催が難しい状況にあるところでございます。一方で，近年は観光客などの短期滞在者やＩターンなどの定住者も多く見受けられることから，本市といたしましては，各分野と連携を図りながら，交流人口の拡大を図ることにより，集落ブランドの活性化に努めるとともに，集落ブランドの周知につきましては，現在，設置されている一集落１ブランドの看板の充実を図るとともに，観光部署が設置する観光看板も活用しながら，ＰＲに努めてまいりたいと考えています。御理解をよろしくお願いをいたします。

１９番（奥　輝人君） 是非ですね，北部観光振興ということで，取り組んで頑張っていただきたいと思います。私の質問を終わります。

議長（西　公郎君） 以上で，無所属　奥　輝人君の一般質問を終結いたします。

これにて，本日の日程は終了いたしました。

明日，午前９時３０分，本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後３時４６分）

第 2 回 定 例 会
令和４年６月 16 日
（第３日目）

○　出席議員は，次のとおりである。

1番	幸多　拓磨君	2番	弓削　洋平君
3番	永田　清裕君	4番	和田　霜析君
5番	松山　さおり君	6番	林山　克巳君
7番	正野　卓矢君	8番	橋口　耕太郎君
9番	栄　ヤスエ君	10番	大迫　勝史君
11番	奥　晃郎君	12番	竹山　耕平君
14番	関　誠之君	15番	﨑田　信正君
17番	与　勝広君	18番	西　公郎君
19番	奥　輝人君	20番	伊東　隆吉君
21番	川口　幸義君	22番	多田　義一君

○　欠席議員は，次のとおりである。

13番	元野　景一君	16番	荒田　幸司君

○　地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長	安田　壮平君	教育長	村田　達治君
住用総合支所事務所長	用稲　工巳君	笠利総合支所事務所長	川畑　義成君
総務部長	三原　裕樹君	総務課長	向井　渉君
企画調整課長	國分　正大君	財政課長	永田　公洋君
市民部長	徳永　恵三君	市民部参事兼税務課長	保金　満君
市民協働推進課長	畠山　成美君	環境対策課長	大山　茂雄君
世界自然遺産課長	平田　博行君	保健福祉部長	山下　能久君
福祉事務所長	永田　孝一君	福祉政策課長	喜納　祐司君
保健福祉部参事兼健康増進課長	徳永　明子君	高齢者福祉課長	西　幸一郎君
商工観光情報部長	平田　宏尚君	観光課長	川畑　博行君
農林水産部長	竹元　康晴君	農林水産課長	俵　裕樹君
土地対策課長	柳　樹三郎君	農林水産課長(笠利)	川畑　健朗君

建設部長	濱田 洋一郎 君	土木課長	安村 幸一郎 君
上下水道部長	吉 郁也 君	教育部長	石神 康郎 君
教育総務課長	信島 賢誌 君	学校教育課長	小出水 明洋 君
学校給食センター参事兼所長	川畑 良二 君		

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	島袋 修 君	議会事務局次長兼調査係長事務取扱	池田 忠徳 君
主幹兼議事係長	押川 治 君	議事係主査	坂元 辰徳 君

議長（西　公郎君）　おはようございます。ただいまの出席議員は２０名であります。会議は成立いたしました。

これから，本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

本日の議事日程は，一般質問であります。

――――――――――――――　○　――――――――――――――

議長（西　公郎君）　日程に入ります。日程第１，一般質問を行います。

この際，申し上げます。一般質問は個人質問とし，各自持ち時間は答弁を含めて６０分以内といたします。なお，重複する質問事項につきましては，極力避けられますように，質問者において御配慮をお願いいたします。また，通告項目の積み残しのないよう，時間配分をよろしくお願いいたします。さらに，当局におかれましては，答弁については時間の制約もありますので，できるだけ簡潔，明瞭に行われますように，予めお願いをしておきます。

通告に従い，順次，質問を許可いたします。

最初に，公明党　栄　ヤスエ君の発言を許可いたします。

なお，栄　ヤスエ君より書画カメラ使用の申し出がありましたので，これを許可いたします。

９番（栄　ヤスエ君）　市民の皆様，議場の皆様，インターネット中継を御覧の皆様，おはようございます。公明党の栄　ヤスエでございます。質問に入ります前に，少々所見を述べさせていただきたいと思います。この議場におきましては，４月の異動で新しい部長，課長もおられます。どうぞ最後までよろしくお願い申し上げます。

そして，はじめにロシアによるウクライナ侵攻により，犠牲になられました全ての皆様へ心より哀悼の意を申し上げますとともに，１日も早い終結を心よりお祈り申し上げます。また，コロナ対応等で対応されていらっしゃいます職員，また，医療関係者の皆様にも，本当に御苦労おかけいたします。敬意を申し上げます。

さて，長引くコロナ禍で市民生活や事業活動など，依然として厳しい現状が続く中，公明党市議団は６月３日に安田市長へ原油，物価高騰から市民生活を守るため，地方創生臨時交付金を有効に活用することを求める要望書を提出いたしました。生活者に対する電気，ガス料金を含む公共料金等の負担軽減，学校，幼稚園の給食費や保育園の副食費等の保護者負担軽減，テナント事業者，漁業者，農林業者等に対する必要な経営支援など，本市に対しても交付されます交付金を有効に活用し，物価高騰から市民生活を守るための施策の実施を要望いたしました。また，国におきましては，国会が昨日閉会，閉幕をいたしました。首相の会見におきましては，新聞記事になりますけれども，観光喚起策を巡って，都道府県単位で行う近場の旅行割引キャンペーン，県民割の対象，旅行先を全国に広げるとしております。また，感染症危機の備えとして，国と地方自治体が医療資源の確保などに，より強い権限を持てるように法改正を行うなど，専門家組織も一元化し，日本版ＣＤＣを創設するというふうに発表されております。また，少子化対策としましても，出産育児一時金を大幅に増額するということの意向も示されております。私ども公明党は重点政策を三つの挑戦として掲げております。一つに，経済の成長と雇用，所得の拡大。二つ目に，全世代型社会保障の構築，子育て，教育を国家戦略に。三つ目に，国際社会の平和と安定を掲げ，地方と国のネットワークで日本を前へ進めてまいります。

さて，世界自然遺産登録より１周年を迎える７月２６日には，世界遺産センターがオープンをいたします。施設の概要を見てみますと，奄美大島の世界自然遺産の森と，そこに棲む生き物を実際にフィールドを歩いているように体感，観察したり，奄美大島の自然の価値と，それを守るための取組やルールを学んだりすることができる施設ということで，奄美群島国立公園の適切な利用促進と密猟，盗掘対策等の保全活動，管理の拠点であると示されております。ここにまた，国内外より奄美を訪れる観光客などの増加も見込まれます。また，来年は鹿児島国体が鹿児島県で開催ということで，奄美各島にも多くの競技者や関係者が来島されると思われます。そこで，一つ目の質問になりますけれども，一つ，観光

行政についてでございます。観光庁におきましては，全ての人が楽しめるようつくられた旅行であり，高齢や障害等の有無にかかわらず，誰もが気兼ねなく参加できる旅行，ユニバーサルツーリズムの普及促進を目指し，環境整備をするためにバリアフリー旅行相談窓口の設置や機能強化に向けた施策を推進しております。コロナ禍で旅行の制限もございましたが，国は６月１０日より添乗員付きの団体ツアーに限り，９８カ国の外国人観光客の受け入れを再開いたしました。ここ奄美大島まで，また，波及効果があることを期待いたしております。世界自然遺産に登録された奄美大島を訪れたい多様な観光客が安心・安全に，快適に楽しむことができるよう，受入環境やホスピタリティの充実も大切になると考えております。私は令和２年の第３回定例会の一般質問で，このユニバーサルツーリズムの推進について質問しておりますけれども，改めて質問させていただきます。

（１）ユニバーサルツーリズムの推進について。鹿児島県大島支庁において，令和２年度，３年度で奄美群島ユニバーサルツーリズム推進事業を行っております。趣旨としましては，奄美群島において障害があっても楽しめる観光コースが具体的に整備されておらず，受入体制が構築されていない現状であり，今後は感染防止対策を含めた観光コースの形成が求められている。そこで，奄美群島の各島の観光団体，障害者，高齢者団体の代表者を委員とした検討会を開催し，モデルコースの開発，受入体制の構築を進め，観光，交流人口の拡大を目指すとしております。今年度までの事業のようでございますけれども，本市と大島支庁との情報連携などについて伺いたいと思います。

そして，二つ目でございますが，報告書の中で，各島からの課題で，共通課題として車イスで使えるトイレの情報ですとか，観光施設，宿泊施設，飲食店等の入口の段差が挙げられております。令和４年度の推進事業として，実施要綱にはユニバーサルツーリズムに係る実態調査，情報発信とありました。鹿児島県には，鹿児島市にかごしまバリアフリーツアーセンターがございます。県下の観光施設，宿泊施設，飲食店等のバリアフリー調査とともに，情報発信をホームページにて行っております。ここ奄美大島での施設もこのホームページ上でも紹介されております。そこで，本市のホームページで，かごしまバリアフリーツアーセンターのサイトを載せていただき，観光客へのバリアフリーに対応したトイレマップなど，情報発信を提案いたしたいと思います。この２点について，お示しください。

次の質問からは，発言席にて行います。

市長（安田壮平君） おはようございます。栄議員の御質問にお答えいたします。ユニバーサルツーリズム推進について，２点ということで，お答えをさせていただきます。

まず，県におきましては，障害の有無や年齢に左右されることなく，誰もが安心して奄美群島の旅行を楽しめる観光コース整備やコンテンツ開発，受入体制の構築を目的に，奄美群島のユニバーサルツーリズムの普及と促進による観光交流人口の拡大に向けて，令和２年度と令和３年度に，奄美群島ユニバーサルツーリズム推進事業を実施しております。この事業に本市も参画しており，奄美大島の保健福祉，観光，交通及び行政関係者を委員とした検討会や，島内の主要な観光スポットである観光施設や景勝地について，アクセス方法や公衆トイレの状況などの現地調査を行い，モデルコースの作成などを行っております。今後も県との情報共有を行い，連携して取り組んでまいりたいと存じます。

そして，本市内のバリアフリー観光受け入れにおいては，日本バリアフリー観光推進機構に加盟しておりますＮＰＯ法人かごしまバリアフリーツアーセンターが，県全体のワンストップ窓口としてホームページ上において，奄美大島の島内３０か所，うち，市内１３か所の施設を紹介していただいているところでございます。このようなバリアフリー情報につきましては，議員御提案のとおり，さっそく本市ホームページの観光関連にリンク付けをさせていただいたところです。今後もしっかりと情報発信に努めてまいります。本市としましても，ユニバーサルツーリズムは個々の状況により，特性や困り事，必要な支援，対応手段はそれぞれ異なってまいりますので，奄美大島５市町村で構成する奄美地区地域自立支援協議会にも御協力をいただき，各観光施設，飲食店，宿泊施設などの受入体制の整備を促進し，安心・安全な旅行先として御来島いただくための観光づくりに努めてまいりたいと存じます。御理解の

ほど，お願いいたします。

９番（栄　ヤスエ君） 具体的な連携ですとか，具体的な御提案というかですね，いただきまして，ありがとうございます。しっかり，また，早速ホームページにも，確認させていただきました。載せていただいたということで，本当にありがたいと思います。やはり，そういったことを迅速に，スピーディーに行っていただけることに，本当に感謝申し上げますとともに，また，この大島支庁との連携ですけれども，先ほど，詳細は説明していただきましたが，様々な分野で奄美市からも委員として入っていたりとか，連携はとれているということでございましたけれども，やはりその自立支援関係，障害者の部分はですね，自立支援の協議会も，ぴあリンクですか，入っているってことでしたけれども，やはり当事者の，やっぱりこう意見って言うんですかね，具体的な，しっかりとその当事者も入れた，バリアフリー体制のその現場に行っての視察ですとか，検証ですとか，そういったものもすごく大事になってまいりますので，そこはしっかりと連携とっていただきまして，本当にこう，その連携とれたものに，本当に実情に合わせたバリアフリーっていうか，ユニバーサルツーリズムができますように，お願いしたいと思っております。

そしてまた，鹿児島県が情報発信しておりますので，周知，広報もしていただいているところなんですけれども，その中でですね，車イスの利用ですとか福祉タクシーなどですね，そういったツアー以外で来られる方たち，個人観光として，観光客として来られる方たちもいらっしゃいまして，そういった人たちの窓口ですね。どこに問い合わせをしたらいいかってこともありまして，奄美としては奄美大島物産連盟等が，観光関係の窓口になるとは思いますけれども，そういったことも，そういった物産連盟にもお願いしていただいて，そういった福祉関係の情報収集ですね，福祉タクシーですとか，車イスがどこで貸し出しするとか，そういったところまで含めて，情報収集を，奄美としての情報収集をしていただきまして，発信をしていただきたいというふうに思っておりますし，ここに行けば何でもわかるよというふうな情報の集約もお願いしたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

次に，次の質問に入りますけれども，（２）の観光庁の施設，観光施設における心のバリアフリー認定制度っていうことでございますけれども，国においてバリアフリー対応や情報発信に積極的に取り組む姿勢がある観光施設を対象といたしました，心のバリアフリー認定制度というものがございまして，そういったもの，創設しまして，認定された観光施設には，観光庁が定める認定マークを交付をしております。本年５月１２日時点で全国で３４１件が認定をされているとしております。高齢者や障害のある方が生活をする上で，四つのバリアが存在するというふうに言われておりますけれども，まず一つ目に，道路や建物，住宅，駅などにおいて生じる物理的バリア。二つ目に，地域や就労，地域での自立生活を送る中で，制度上の制約などにより生じる制度のバリア。三つ目に，音声情報や文字情報など，生活や移動に欠かせない情報が提供されていないことで生じる文化，情報のバリア。四つ目に，情報，障害のある方に対する差別ですとか偏見，理解度不足により生じる心のバリアです。既存の施設やお店などでは，物理的バリアなどをすぐにこう解消，段差を解消するとか，そういったもの，難しいことでございますが，しかし，この心のバリアはちょっとした配慮ですとか，コミュニケーションで解消できることが多くございます。鹿児島市においては，令和５年，来年ですけれども，特別全国障害者スポーツ大会，鹿児島ですね，国体ですね，あわせて，コロナ収束後の観光需要回復を見据えて，稼ぐ観光の観点から，ユニバーサルツーリズムの推進に取り組んでおります。本年２月には観光庁の観光施設における心のバリアフリー認定制度，認定に向けた研修を専門家，かごしまバリアフリーツアーセンターの代表を講師とされまして，開催をしております。施設の現状把握と情報発信を鹿児島市公式観光サイト，鹿児島観光ナビで紹介をしております。この認定制度に，市内の，この鹿児島市内の２３施設が認定されているそうでございますけれども，そこで質問ですが，①で，観光庁の観光施設における心のバリアフリー認定制度を活用して，本市の観光案内所や民間の飲食施設等の認定取得に向け，セミナーなどの開催へ向けて取組ができないかということで伺いたいと思います。

商工観光情報部長（平田宏尚君） おはようございます。観光施設における心のバリアフリー制度につきましては，認定されるまでには観光施設において幾つかの認定基準を満たす必要があり，議員御案内のとおり，鹿児島市においては認定取得につながる観光事業者向けのユニバーサルツーリズムセミナーを開催し，心のバリアフリー認定制度を推進していることを伺っております。本市におきましても，県主催でユニバーサルツーリズム推進に係るおもてなし研修の開催を奄美大島にて計画していると伺っておりますので，まずはこの研修会に参加をし，その上で，他自治体のセミナー実施状況も参考にしながら，今後，セミナー開催について検討してまいりたいと存じますので，御理解，よろしくお願いいたします。

９番（栄　ヤスエ君） はい，ありがとうございます。おもてなし研修も予定されているということでございますので，しっかりとそういったものも利用しながらですね，研修を受けていただきたいと思っております。この心のバリアフリーは，本当にもう，認定制度でございますけれども，本当にすぐ取り組みやすい制度でございますので，しっかりとまた，前向きに御検討お願いいたします。

安田市長のマニフェストの９番目に，ユニバーサルツーリズムの展開を進めますとあり，高齢者の方や体の不自由な方，障害の有無に関わらず，誰もが気兼ねなく楽しめるユニバーサルツーリズムの普及を促進し，美しい奄美の島旅を提案していきます。そして，そのために公共施設や観光施設のバリアフリー化や多目的トイレの増設，役に立つ情報発信を進めますというふうにございました。是非とも，市長が先頭に立っていただきまして，大島支庁とも連携をしていただきまして，奄美群島におけるユニバーサルツーリズムが実態に沿った当事者のニーズに合ったものになりますように，この心のバリアフリー認定制度もしっかりと受け入れる体制づくりを進めていただきたいと期待しておりますので，よろしくお願い申し上げます。

それでは，次の質問でございますけれども，市民生活についてでございます。（１）のがん患者ウィッグ購入費助成についてでございますけれども，鹿児島県におきまして，本年度，令和４年度より，がん患者のウィッグ購入費助成のための予算ということが計上されております。がん治療に伴う脱毛は，患者にとって心に大きな影響を与えます。外見の変化による精神的負担を和らげるために，医療用ウィッグがございますけれども，医療用ウィッグの購入費用は公的医療保険や，また，医療費控除の対象外ということで，がん患者の経済的負担が大きいとも言われております。県におきましては，がん治療の影響により使用する医療用ウィッグの購入費用の一部を助成する市町村に対しまして，その経費の一部を助成するとしております。このウィッグ購入助成につきましては，令和３年度第１回定例会の一般質問で，同僚の松山議員も質問されております。部長答弁におきましては，本市においてどの程度のニーズがあるのかを，現在，把握できない状況。ニーズを把握することから始めさせていただきたい。その上で，補助の必要性については検討させていただきたいとの内容でございましたけれども，そこで，質問でございますが，その後，ニーズ調査などされているかどうか。①でございますが，本市での対応を伺います。対象者，対象経費までお示しいただきたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） がん患者ウィッグ購入費助成について，お答えいたします。がんの治療に加えて，副作用によって起こる脱毛は，患者さんにとって精神的に大きなダメージとなり，経済的にも負担が大きいことは認識しております。議員御案内のとおり，令和３年第１回定例会において，がんの治療を行っている医療機関等から現状を聞き，ニーズを把握すると答弁いたしました。このニーズ把握につきましては，医療機関からの聞き取りをいたしましたが，これだけで十分ではなく，また，患者さんからの声や要望が行政に届くことも少ないため，本市の現状を把握できていないところでございます。県は今年度の新規事業として，鹿児島県がん患者ウィッグ購入費助成事業を開始いたしました。事業内容といたしましては，実施主体は市町村。負担割合は県２分の１，市町村２分の１。県の１件当た

りの上限は１万円の補助事業となっております。また,県全体の助成見込人数は３７０人となっており,本市においても一定数の対象者が存在すると考えております。今後,他市の実施状況を参考にしながら,事業の実施に向けて検討してまいりたいと存じますので，御理解をお願いいたします。

９番（栄　ヤスエ君） はい，ありがとうございます。１年間の中でニーズ調査等も，例えば難しかったと思いますけれども，やはり当事者の方々の声が一番大事だと思いますので，今，前向きな御答弁，３７０人ほどの，県としては助成をするということでございますが，本当にそれ以上にいらっしゃるっていうのは，もう本当に現状だと思いますので，しっかりとまた，声を聞いていただきまして，前向きな医療助成ができますように，前向きな検討をよろしくお願い申し上げて，終わりたいと思います。

次に，生理の貧困の質問でございますけれども，（２）の生理の貧困，支援促進についてっていうことでございますが，これもまた，令和３年度第２回定例会一般質問におきまして，コロナ禍における女性の負担軽減についてということで，生理の貧困について，防災備蓄の生理用品の無償配布，また，市内の小・中学校や公共施設の女性用トイレへの生理用品の設置についての質問をさせていただきました。福祉事務所長より答弁がありましたけれども，学校や公共施設での生理用品の無償配布が，声を出せずにいる子どもたちをさりげなく支援することにもつながるという可能性についても認識をしている。今後，教育委員会や関係機関などとも連携して，実態把握に努め，先進事例も参考にしながら検討していく。また，防災備蓄の生理用品の使用期限前に買い替える際，無償配布も検討したいとの答弁をいただいております。今回，再度質問しますのは，その後の取組と，また，鹿児島県の今年度の予算ということで，生理の貧困の支援促進事業を創設しております。これもまた，市町村への取組を支援する予算ということで計上しておりますので，質問させていただきますが，そこで，質問ですが，本市における支援の取組の現状と，県の予算でできる取組を併せて伺いたいと思います。県の市町村への支援は現物ということでございましたけれども，聞いておりますが，その使い方ですとか，また，どれぐらいの数があるのか，それを含めて質問させていただきます。

市民部長（徳永恵三君） それでは，議員御質問の本市における生理の貧困問題に対する支援の取組の現状について，お答えいたします。生理の貧困につきましては，経済困窮対策だけではなく，女性が衛生的，かつ，健やかに生活できる環境を確保し，女性の人権を守る意味からも，その支援の重要性を認識しております。これまで関係課と連携を図り，検討してまいりました。民間においては，昨年度，本市が活動を支援している市民団体，男女共同参画あまみ会議が市内３か所の公共施設へ生理用品の無償配布の取組を行っており，今年度も引き続き実施予定となっております。県においても，議員御案内のとおり，今年度，生理の貧困支援促進事業の一環として，市町村へ生理用品の提供が実施されます。本市ではこの県の支援促進事業を促進し，教育委員会と連携して，市内の小・中学校での取組を実施する予定でございます。この学校での取組を実施するに当たりまして，県へ生理用品１，４００パック，個数で２万８，０００個を要望しているところでございます。まずはモデル校で実施し，その活用状況や課題を把握，分析し，併せて児童・生徒，教諭へのアンケートや出前講座も実施し，生理を含めた女性の健康についての知識と理解を深める取組も進めてまいります。今年度の市民団体の公共施設への無償配布や，本市の学校現場での取組をとおし，得られた課題を今後の施策に役立てたいと考えております。以上です。

９番（栄　ヤスエ君） ありがとうございます。詳細にわたる，また，御説明，ありがとうございます，御答弁ありがとうございました。県からの支給としては，現物で１，４００パックの２万８，０００個ということで，学校現場へ配布をするっていうことで，使い方も今，示されましたので，今まで現物で買う予算がなかったものですから，しっかりとまた，県のほうでこうやってつけていただきましたので，これを機にですね，しっかりとまた，生理の貧困というかですね，生理用品に関する子どもたち，特に

女性の，女子の子どもたちが生理用品を買えないとか，本当に恥ずかしながらも先生に言えなかったりとか，いろんな学校現場での現状があると思いますので，前回も質問させていただきましたけれども，やっぱりそういった現状をしっかりと踏まえていただきながらですね，実態調査，アンケート調査も，次の質問になりますけれども，やっていただきたいなと思いますので，二つ目の，すいません，質問になりますけれども，学校現場へのアンケート調査，実態調査について，具体的に伺いたいと思います。

教育長（村田達治君） おはようございます。それでは，議員の御質問にお答えいたします。先ほどの答弁と若干重複する部分もございますけれども，御容赦いただきたいというふうに思います。今年４月以降，学校の保健担当研修会でも生理の貧困支援について話題にし，また，市民協働推進課とも生理の貧困支援促進に向けた状況把握及び課題について協議を行ってまいりました。今後の方向性といたしましては，まずはモデル校を選定し，９月から１２月の間，試行を行い，そのモデル校での活用状況や，今後，実施予定のアンケート結果から課題を詳細に把握，分析しながら，これからの取組に向けて検討していきたいと考えております。そのために，現在，モデル校の希望調査を行っているところでございます。３月の第１回定例会でもお答えいたしましたけれども，今後も実態把握に努め，実情に応じて，支援が必要な児童・生徒，個々に寄り添った対応ができるように，関係機関と連携を図りながら，検討を進めていきたいと考えております。あわせて，異性への理解を深めていくという意味でも，性に関する指導の充実についても努めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

９番（栄　ヤスエ君） はい，ありがとうございました。しっかり，また，保健部局，また，市民協働推進課とも連携をしながら，課題に向けて協議をしていってくださっているっていうことが，現状が分かりました。そしてまた，モデル校を選定をして，９月から１２月までの検証を行うということで，また，アンケートもしていくということでございましたけれども，ちなみにモデル校は何校っていうことで。

教育長（村田達治君） 小学校１校，中学校１校以上というふうに考えております。

９番（栄　ヤスエ君） はい，ありがとうございます。この選定に当たってなんですけれども，小学校，中学校，小規模校，大規模校と，子ども，生徒さんの人数にもよると思いますけれども，その割り振りですかね，検証がしっかりとまたなされるようなところで，しっかりとまた，選定をしていただきまして，意義ある結果が出ますように，是非，要望したいと思いますけれども，今，希望調査を取られているっていうことでしたので，是非，お願いしたいと思います。周りを見てみますと，少しずつですけれども，女性のトイレの無償で生理用品を設置している箇所も，少しずつですけれども，公共施設ですとか飲食店なども増えてきているというふうには実感をしておりますが，まだまだだとは思っております。学校においても，やっぱりトイレットペーパーと同じようにですね，今度，男女共同参画の視点でございますので，本当にこうトイレットペーパーと同様に，当たり前にこう生理用品が女性トイレに設置されていく。保健室に貰いに行かなくても，わざわざ貰いに行かなくてもそこにあるという現状をしっかりとつくっていただきたいと思います。またまた，学校でも，子どもたちがこの，先ほど教育長からございましたけれども，性に関することも含めて，恥ずかしがらないようにですね，しっかりとした，そういった性教育の中でも，この生理の貧困のことも含めていただきまして，普通にこう，本当にこう，男性，女性が関わらずですね，今，本当にＬＧＢＴもありますので，普通にこう生理のことですとか，性のことなどをですね，話せるような環境づくりを，本当，今後，取り組みづくりをつくっていかなければいけないというふうに思います。昨日の一般質問で，竹山議員もおっしゃっていましたけれども，更衣室でのカーテンの設置ですとか，そういったこともですね，本当，多様な子どもたちが，今，いるってことは，もう現状はあると思いますので，しっかりとそのことに気付きながらですね，配慮をしていただきたいなというふうに思っておりますので，しっかりとした検証と，また，実態把握に努めていただき

たいと思いますので，よろしくお願いいたします。

それでは，次の質問に入りますけれども，次は３番目，高齢者のフレイル健診でございますが，この厚生労働省におきましては，後期高齢者，７５歳以上ですね，対象に行う健診で活用されている質問票っていうのがあるそうなんですけれども，質問票に代わるものとして，フレイル状態になっているかチェックをする，フレイルっていうのは虚弱ですね，虚弱，もう弱ってしまうという，フレイル状態になっているかチェックをする，後期高齢者の質問票というものを２０２０年４月から導入をしているということです。後期高齢者につきましては，フレイルに陥るリスクを抱えていることから，疾病予防ですとか，また，重症化予防の取組として，運動，また，口腔，お口の中と栄養，社会参加などへ進めるとしております。このフレイル健診がスタートした背景には，日本では多くの高齢者が長い期間介護を必要としている現状があるっていうことで示されております。令和２年度の高齢社会白書によりますと，男性は８．８４年ですかね，介護期間ですね，もう高齢者になって，介護を受ける年数が。そして，女性は１２．３５年もの間，介護を受ける期間が示されております。介護が必要としている期間が示されておりました。この期間をこう短くするための施策の一つとして，国としてフレイル対策とのことでございましたけれども，この奄美市内でも，高齢者の体操教室ですとか，いろいろこう，フレイルにならないための施策，体操教室，ころばん教室ですかね，いやば，転ばないようにして，骨折にならないようにとか，筋肉を付けましょうとか，いろんな，そういったこう教室が，民生委員ですとか，また，市の職員の方たちを講師にしながらですね，５０以上の会場で開かれて，会場で開催されているというふうに聞いております。そこで，質問でございますけれども，本市における高齢者のフレイル健診の現状ということで，伺いたいと思います。ここで，長寿健診ですね。１５項目の質問票があるというふうに聞いておりますので，よろしくお願いいたします。

保健福祉部長（山下能久君） 高齢者のフレイル健診についてお答えいたします。本市の７５歳以上の方を対象にした長寿健診の実施状況につきましては，集団健診に加え，令和３年度からは近くのかかりつけ医でも健診できるよう，個別健診も実施しております。長寿健診の内容といたしましては，身長，体重，血圧，血糖等に加え，医師が個別に必要と判断した場合には，心電図検査や眼底検査などを追加で行っております。また，健診の際の質問票につきましては，令和２年度からこれまでの標準的な質問票に代わり，議員からも御案内がございましたが，フレイル，これは虚弱を意味する言葉でございますが，このフレイル状態になっているかをチェックする，後期高齢者の質問票を活用しております。この質問票では，食生活の習慣，物忘れの有無など１５項目を尋ねることとなっており，この回答を基に，本人の運動能力や栄養状態などを把握しながら，フレイルの早期発見に取り組んでいるところでございます。以上でございます。

９番（栄　ヤスエ君） はい，ありがとうございます。７５歳以上ですから，本当にこう高齢，後期の高齢者ということで，段々こう体力が衰えていく，いろんな状況が起きてくると思いますので，そこを早く見つけて，対応策をしていくっていうことだと思いますが，ちょっとお答えできるようでしたらお願いします。この対象人数と，あと，受診率ですね。どれぐらいあるのか，ちょっと現状が分かりましたら，教えていただきたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） 御質問の長寿健診の対象人数，受診人数，受診率につきましては，令和元年度から申し上げますと，対象者数２，６９４人，受診者数７４６人，受診率２７．６９パーセント。令和２年度，対象者数２，９８５人，受診者数６９１人，受診率２３．１５パーセント。令和３年度，対象者数２，９４９人，受診者数７９５人，受診率２６．９６パーセントとなっています。以上でございます。

９番（栄　ヤスエ君） はい，ありがとうございます。令和元年度からですね，段々こう，多くは，受診率は，

受診者数は多くはなっているとは思いますけれども，すいません，少なくなっているんですね，少なくなっていて，対象者数は段々増えていると。それに対して受診率が少なくなっているということの現状だということが分かりました。ちなみに，この受診，受けれないその要因というか，そういったものがお示しできるようでしたら，是非，お願いしたいと思いますが，お答えできますでしょうか。

保健福祉部長（山下能久君） 受診率につきましては，令和元年度，２７．６９パーセントということで，その翌年，令和２年度，令和３年度に比べて高い数値なんですけれども，やはりコロナ禍の影響で，受診控えがあったものと考えているところでございます。

９番（栄　ヤスエ君） はい，了解いたしました。そうですね，コロナ禍っていうことで，やはり高齢者は特に疾患等がありますね。あった場合には，なかなか感染率がありますので，控えられたっていうことが現状ということがよく分かりました。ありがとうございます。

このフレイル健診では，健康状態ですとか，先ほどもやりましたように，口腔機能，また，認知機能ですとか，また，社会参加などの１５項目において質問していますけれども，この介護予防群を，早期発見，予防するということでの現状だと思いますが，先日ですが，保健福祉部参事の徳永さんの講師で，市民団体の研修会でのお話にですね，元気な高齢者が多く，長寿の島とされている奄美において，奄美市の平均寿命が，平成２７年度のデータでございましたけれども，奄美市は男性が７８．４歳，女性が８６．７歳。全国が，男性が８０．８歳，女性が８７．０歳。県におきましては，男性８０．８歳，女性が８６．８歳っていうことで，男性におきましては，国と県と比べると本当に低い数字になっているっていうふうに思いますし，また，女性においても低いっていうことが分かりまして，私自身が本当にこの数字を突き付けられてですね，驚いているところでございますけれども，しっかりまた，こういった現状を踏まえながらですね，健康で長寿で，長寿をしていただけるような，謳歌をしていただけるような，本当に高齢者，高齢社会ですね，をつくっていきたい，いただきたいなというふうに思いましたので，是非，またよろしくお願い申し上げます。

それでは，次の質問でございますけれども，現在のフレイル健診の質問項目にはですね，１５項目の中には，耳の聞こえですとか目の衰えというような項目は入っていないわけですけれども，加齢に伴う聴力低下の影響にも関わらず，周囲への聴覚，聞こえの部分ですね，そういったものの知識不足ですとか，関心，もう聞こえないんだからとか，いろいろ関心が無関心になったりとか，そういった薄さから，フレイルですとか，認知性，認知症の傾向と勘違いされやすいケースが多いというふうにもなっております。ただこう，聴覚が少し聞こえづらいとか，そういったことがあるのに，例えばもう，もう聞こえないから，もしかしたら認知症，違う答えが返って来るよねとかいう形で，認知症ではないかとか，疑われたりとか，そういったこともあるっていうふうに聞いておりますけれども，このヒアリングフレイルは聞き取る機能が衰えた耳の虚弱状態のことを指します。聴覚機能の低下でコミュニケーションがうまくいかなくなることがきっかけで，作業の，記憶の低下ですとか，また，言語の疎通性の低下。言葉で，コミュニケーションがとれない。聴力低下の受診の無自覚，自分で聞こえないっていうことが自覚がないっていうことが原因となって，家族ですとか，医療者，また，介護者などから，認知機能の過小評価を受けてしまうことがあるということに聞いております。このヒアリングフレイルを放置してしまうと，コミュニケーションの問題ですとか，本当にもう認知症に陥ってしまう。認知症やうつ状態になるリスクが高まるなど，心身の活力の衰えも進行するために，早めにこの聴覚の低下に気付くことが重要とされているというふうに示されております。そこで，質問でございますが，①このヒアリングフレイルをどのように市として捉えているか，というふうに伺いたいと思います。まずはお示しください。

保健福祉部長（山下能久君） 高齢者の難聴について，お答えいたします。国立長寿医療研究センターによりますと，７０歳男性で５人に１人，女性で１０人に１人が日常生活で支障のある難聴者と推測され

ております。難聴が進みますと，言葉が聞き取りづらくなることから，会話が上手くいかなくなり，人との交流を避けたり，閉じこもりがちになったりすることが懸念されます。このように，難聴により社会生活に不自由を感じ，生活の質の低下につながることから，介護予防や生活の質を維持していくためには，難聴に関する対策を検討する必要があると認識しております。本市といたしましては，今年度は難聴高齢者を把握するための通いの場などでの聞き取りによるアンケートを実施することとしており，このアンケート結果を基に，どのような対策が必要か，検討してまいりたいと考えております。また，今後，高齢者が増加していく中で，高齢者の目が見えにくい，耳が聞こえにくい，歩行がきつくなるなどの特徴を理解するための疑似体験キットなどを活用し，地域や小・中学校で体験をしてもらうことで，相手の立場に立って考えることのできる市民を多くする取組も含め，高齢者に優しいまちづくりを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

９番（栄　ヤスエ君） はい，ありがとうございました。しっかりと捉えていただいているというふうに思っております。先ほど，アンケート調査もされるっていうことでありましたので，様々な聞こえの部分での大変さっていうのはですね，もう難聴，本当にこれから高齢社会になって，本当に大変な部分がなってくると思いますので，しっかりとまた，これも実態把握をしていただきながら，その高齢者も，本当に，１人顔が違うように，一人一人，こう聞こえの部分ですとか，いろんな状況が変わってくると思いますので，しっかりとそういった方たちにこう対応できるような，そういったサポーターもですね，養成していかないといけないというふうに思っていますので，また，このアンケートの調査がしっかりと生かされるようにですね，しっかりと取組をお願いしたいと思います。また，疑似体験のセットも購入されて，子どもたちにも体験をしてもらうということでおっしゃっていましたけれども，本当にこう，やはり高齢者のそういった，出前講座とか，いろんなところでされると思いますけれども，しっかりまた，まずは自分たちがですね，私たちもですけれども，本当にこう聞こえない状況ってどんなんなんだろうとか，ちょっと高齢者になったらどういうもんなんだろう。しっかりと自分自身もこう認識をしながらですね，やはり相手に寄り添った支援ですとか，どういうふうに対応したらいいのかっていうことも含めて，しっかりとまた，取組をお願いしたいと思っております。

その流れで，次の質問になりますけれども，②のヒアリングサポーターの養成についてっていうことでございますけれども，これはヒアリングサポーター養成，やっているところがございまして，これ，医師ですとか，お医者さんですとか，看護師などの医療従事者，介護従事者，また，社会人，私たちのような社会人，大学生，専門学生などへのヒアリングフレイルのサポーター養成講座っていうものを開催いたしまして，高齢者で聞こえにくい人や，聴覚に障害のある人とのコミュニケーションをとる際の基礎知識や，また，対話支援を学んでいただきまして，ただ，高齢者だから，耳が聞こえないから，大きな声でしゃべればいいというものではなくて，やはり，いろんな公共の場で大きな声でしゃべられると，全て，個人情報というかですね，全て分かってしまうような現状だったりとか，逆に怒られているんじゃないかとか，なんか叱っているよねとか，周りにこう勘違いされたりとか，いろんな聞こえに対するいろんな不自由さっていうかですね，そういったものがあると思いますので，しっかりとそういったことも現状を学んでいただきまして，大きな声だけではなくて，相手にこう目を合わせながらですね，安心して，ときには書いたりとかですね，要約したりとかしながら，相手に安心していただきながらその対話ができて，適切なケアサポートができるようになることを目指すのが，このヒアリングサポーター養成講座なんですけれども，こういった講座を，また，取り入れていただけるような形で，必要になると思いますけれども，このヒアリングサポーター養成について，伺いたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） ヒアリングフレイルサポーターについてお答えいたします。ヒアリングフレイルサポーターは難聴高齢者や聴覚障害者とのコミュニケーションを行う場合の聴覚の基礎知識と対話支援術を学び，大きな声ではなく，相手に安心していただきながら対話ができる，民間の実施する

講座を受講された方と承知しております。人と会話することは楽しみですが，聞こえが悪くなると人との会話に自信をなくしてしまい，人との交流を避けたり，家に閉じこもったりする懸念がございます。このようなことから，難聴高齢者などの聞こえに不安のある方に対しては，難聴へ対する理解と，話し手が気を付けてコミュニケーションをとる必要性は認識しております。本市といたしましても，聞こえに不安のある方が安心して生活できる環境を整えるため，難聴へ対する周囲への理解と，話し手が気を付けてコミュニケーションをとる効果的な方法などについて，研究してまいりたいと存じます。

９番（栄　ヤスエ君）　しっかりとまた，研究をしていただきたいと思っておりますけれども，東京都のですね，豊島区においてなんですけれども，２０２１年の７月よりですね，６５歳以上の高齢者を対象に，区民広場などでみんなの聴能力チェックっていうことで，アプリになっておりますけれども，いち早くこのヒアリングフレイルを見つけるっていうことで，こういったアプリをですね，活用いたしまして，ヒアリングフレイルのチェックを無料で行っているということでございます。項目ごとに，こう，いろいろと言葉を発していただいて，その御本人の聴力がどれぐらいの程度であるかっていうことが数値化されて出てくるということでございますけれども，こういったことで，それが市でしてくださっておりますので，こういったことの数値をこう根拠にしながらですね，医師会ですとか，そういったところとも連携をして，このアプリの結果で，語音聴取率，言葉を聞きとるような聴取率が６０パーセント未満っていう数値なんです，６０パーセント未満の方に対しては，耳鼻咽喉科ですとか，そういった病院ですね，病院を御案内するっていうふうな取組も，豊島区においてはされているそうです。これも，ヒアリングフレイルに関する，含めて，周知していただくような形で，こういったアプリを取り入れながら，あと，ヒアリングフレイルに関する講演会なども，豊島区においてはされているっていうことで，それぞれにこう，その，それぞれの段階に応じて，講演会など開催しながら，予防を推進しているということでございました。難聴もですね，本当に加齢に伴う難聴っていうことで，老化現象の一種でございますので，誰にでも起こり得ることでございます。しかし，進行を遅らせる，加齢以外の原因を避けるという意味での予防は十分に可能だっていうことで，これも豊島区のホームページに載っておりまして，耳に優しい生活を心掛けるですとか，老化を遅らせるための生活習慣の見直しですとか，また，先ほど申し上げたように，早期発見，早期治療のために定期的に耳鼻咽喉科を受診をとか，こう見える形でホームページにも示されております。あと，なかなか難聴といっても，皆さんにこう周知されにくいんですけれども，難聴は伝音の難性，難聴がございまして，手術でこれは改善するとも言われておりますけれども，感音性ですとか，また，加齢によるもの，中途によるもの，それぞれこう，難聴，聞き取りにくいっていう，耳に関する不自由さは様々，個人，個人によって違ってまいりますけれども，こういったこともしっかりとしていただきながらですね，ヒアリングフレイルに対する認識を高めていただきながら，サポーター養成も行っていただきたいというふうに期待，希望いたします。

はい，それでは，最後の質問になりますけれども，道路行政についてということでございますが，すいません，（１）の国道，県道，市道の道路沿いの植栽や花壇の改善についてということでございますけれども，この質問の趣旨というのは，奄美への来島者が，レンタカーですとか，徒歩などで通ったときに，道路がきれいで，しっかりと手入れの行き届いた花壇ですとか街路樹を見ながら，気持ちよく奄美の旅をできるようにという思いからでもございまして，まず，現状として，道路の植栽の伐採とか，草刈りなどは，年に１回とか２回とか，予算を付けてされていると思いますけれども，国道沿いの植栽で，特に浦上線とかですね，和光線においては，樹木の間と樹木の間にこうハイビスカスなど植えるような形をとっておりますし，また，龍郷町の大島養護学校とか，また，希望の星学園の通る，国道沿いはですね，植栽が古くなったためだと思うんですけれども，最近通ってみますと，植栽を植え替えるのではなくって，土を埋めてしまっていて，もう何も植栽がないっていうような，そういった取組もされていらっしゃるみたいですけれども，やはりお金をかけて維持管理をしていくわけですから，そういったことのコストダウンにもなるとは思いますけれども，また，県道におきましては，名瀬のこう臨海道

路においては，ビロウの木などですね，奄美らしい木を植えたりとか，植栽もありますけれども，やはりこの日にちが経ちますと，やっぱり草が生えてきたりとか，ちょっと見た感じが，景観が良くないっていうこともあると思います。ですから，また，空港から笠利町とか，また，龍郷町等を通る際に，集落や，また，個人ですとか，団体が主体となって，道路沿いの花壇の手入れですとか，定期的にこの花の植え替えをしている現状を見ます。本当にこう癒されるというかですね，本当に努力をしていただいて，毎回，お花を楽しみにしながら私も通るんですけれども，そういったこともされております。本当にいつも，気持ちよく花を見ながら通らせていただいている現状がございます。そこで質問なんですけれども，この国道ですとか，県道，市道の道路沿いの植栽や花壇の改善について，すいませんがお答えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

建設部長（濱田洋一郎君） はい，それではお答えいたします。国道，県道，市道の植栽帯につきましては，それぞれの道路管理者において定期的な伐採を行い，適切な維持管理を図っているところでございます。市道につきましては，議員御指摘の景観ですとか，道路利用者の見通しの安全性にも配慮をしながら，また，草を生えにくくする防草剤などを活用した対策，そして，地域の方々に御協力をいただくサポーター事業の導入などを検討してまいりたいと考えております。また，国道，県道を管理する大島支庁にもですね，先ほどもございましたけれども，しっかりと要望をさせていただきたいと思っておりますので，御理解をいただきたいと思います。以上です。

９番（栄　ヤスエ君） はい，ありがとうございます。やはり，観光客とか，奄美に来られた方たちは，空港に降り立ったところから，また，奄美の景観をこう見ながら，ずっと観光，奄美をこう満喫されるわけですけれども，やはり草が生えていたりとか，植栽がちょっと枯れ気味だったりとかっていうことも目に付いておりましたので，ここでまた，質問をさせていただきながら，改善が図れればというふうに思っております。来年は，また，１０月に鹿児島国体っていうことで，奄美でも，奄美市におきましても，小・中学校でプランターですとかで育てた５，０００株ですね，５，０００株の花を育てていただいて，沿道へ，また，道路へと設置するというふうに聞いておりますけれども，そういったことで，そういった，また，花いっぱい運動っていうことでですね，進められると思いますが，これまた平成２１年の７月にですね，皆既日食がちょうど奄美であったときには，市民団体の方たちが皆既日食フラワーロード実行委員会っていうのを立ち上げられまして，みんなでつくる花街道っていうふうに銘打ったりですね，道路の沿道ですとか，花で島を訪れる来島者へのおもてなしの心を表現したというふうな記事も聞いております。その中で，また，１００を超える団体の方たちが参加をした，市民参加というか，されたというふうにも聞いております。来年は１２月には日本復帰７０周年も迎えるわけでございますけれども，市民参加ということで，市民が育てた好き好きの，本当，お花好きな方は，もう市民の方，たくさんいらっしゃいますので，市民が育てた花で沿道を飾るなど，市民参加の企画っていうことも提案をさせていただきたいと思いますので，是非，また，花いっぱいで，また，奄美に来られる，訪れる観光客，来島者の皆様が多くなると思いますので，おもてなしの心で，しっかりとまた癒して，癒しをもって，奄美を離れるような形で，景観も含めて，全体，全体化に立って，また，奄美市の行政を進めていただきたいと思いまして，私の，早いですけれども，一般質問を終わらせていただきます。以上です。

議長（西　公郎君） 以上で，公明党　栄　ヤスエ君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前１０時２４分）

――――――――――――――　○　――――――――――――――

議長（西　公郎君） 再開いたします。（午前１０時４５分）

引き続き，一般質問を行います。

輝風クラブ　松山さおり君の発言を許可いたします。

５番（松山さおり君）　市民の皆様，議場の皆様，インターネット中継を御覧の皆様，おはようございます。輝風クラブの松山さおりでございます。２日目，２番目の登壇となりました。どうぞよろしくお願いいたします。

質問に入る前に，少々所見を述べさせていただきます。皆様は世界的スターの韓国アイドルＢＴＳは御存知でしょうか。その７人グループのＢＴＳが活動休止とのニュースが，つい先日，報道されました。４月には国連での若者に向けたスピーチ，そして，国連の会場で撮影されたミュージックビデオが公開され，話題を呼んだのは記憶に新しいところですが，メンバー活動休止の理由として，物理的にスケジュールをこなすことに必死で，自分自身が成長できないと話していたそうです。また，世界ツアーが決まっていたところ，コロナが世界中に広まり，ツアーも中止になったことから，メンバーの間でもいろんな意見が出てきたようです。Ｋ－ＰＯＰアイドルのシステム自体が人間を成熟させてくれない。常に何かを発信していないといけないから，自分が成長する時間がないと発信しています。燃え尽き症候群，そんな言葉が浮かびました。業界内ではアイドルは商品であるという考え方が普通で，消費されるだけでは終わりたくないという意見が，意思が，今回の活動休止を決断させたのではと記者の見解がありました。今日のニュースでは，事務所側がＢＴＳは解散せず，メンバー活動，ソロ活動も支援していくとのコメントが出されていました。ＢＴＳだけではなく，コロナになり，今の若者たちの心の中にも，何かしらの空虚感や絶望感を落としているのは否定できないと思います。学校では入学式，卒業式，運動会，文化祭などたくさんのイベントが中止になり，リモートでの授業が始まり，戸惑ったことも多かったと思います。大学進学で島外へ出たお孫さんが，友達ができず島に帰りたいと，入学当初はよく話していたという話も聞きました。でも，今ではすっかり元気になり，友達も増え，大学生活を楽しんでいるようです。様々な影響を及ぼしたコロナの蔓延ですが，コロナにより立ち止まり，一人で考える時間，新しい生活様式，行動様式の確立，仕事のあり方などの発見ができたのも，この期間があったからかもしれません。これからはウィズコロナの時代です。人と人とのつながりがいかに大切なことなのかも学んだ時間でもあった気がします。奄美は特に結の精神，人の優しさ，温かさがあふれている島だと思います。まだまだコロナ前の状況に戻るのには時間がかかると思いますが，地域で支え合い，大変な方がいれば，さりげなく手を差し伸べ，結の精神を持って，誰一人置き去りにしない，取り残さない社会を目指して，議員としても活動していきたいと思います。

それでは，質問に入ります。

世界自然遺産について。（１）世界自然遺産プラットフォームについて。①の公民連携会議の意義について，伺いたいと思います。奄美市は先月，５月２９日，奄美・沖縄の世界自然遺産登録効果を地域振興に生かすことなどを目的とした，公民連携会議，世界自然遺産活用プラットフォームを設立，初会合を市役所で行いました。市長から委嘱を受けた１４名が初顔合わせの下，協議したい内容を出し合い，今後の会議の進め方を確認。年度内に計６回の会議を開き，市長への成果報告を行うと新聞でもありました。この公民連携会議，プラットフォームを設立した意義について，お示しいただきたいと思います。

次の質問からは，発言席で行います。

市長（安田壮平君）　松山議員にお答えいたします。世界自然遺産プラットフォームについて，その意義でありますけれども，昨年の７月２６日に世界自然遺産登録が達成され，早くも１年が過ぎるところであります。登録がなされたことは大変喜ばしいことでありました。しかし，世界の遺産として認められたことにより，世界の宝としての自然を守り残さなければならないという責任を託されました。これを守っていくための努力に終わりはなく，これまで以上に，島民が生活文化とともに守っていくという，そのプロセスこそが，世界自然遺産の尊い価値であると捉えているところでございます。議員御質問の公民連携会議の意義としましては，このプロセスを深化させ，持続させるために，政治や行政だけでなく，文化や経済など多様な分野の方々を含めて，これからの地域づくりにつなげていきたいということ

で，このプラットフォームを設置したところでございます。なお，５月２９日に第１回の会議を行い，座長の選出，コアメンバーからお持ちよりいただいた課題をお出しいただき，観光，文化，自然環境，人材育成，産業構造など，様々な課題やテーマを共有した上で，今後の会議のあり方やスケジュールなどを確認し，次回に二つの課題に対するコアメンバーからのプレゼンテーションによる提案を行うことなどが決定されたところでございます。御案内のとおり，行政のほうから何かしら課題を投げかけるとか，諮問をするとかいうのではなくて，民間の方々からですね，気付いている様々な課題，テーマについて，自由で闊達な議論をしていただいて，そこから様々な発想が生まれ，そして，それが行動，アクションにつながる，様々なアイディア，企画に結び付いていけばなというふうに思っているところでございます。以上です。

５番（松山さおり君） 市長，答弁ありがとうございました。私もこの議長推薦ということで，議会の中からですね，女性２人，栄議員とですね，２人，このメンバーに入らせていただいております。前回の，この２９日に開催されました公民連携会議のほうにも，私たちも参加をいたしました。産業はじめ，芸能，文化，食のほうですね，観光面からたくさんの方がいらして，専門家の方の意見が，本当に活発に意見交換が行われたというか，それぞれの分野で，確かにスペシャリストの方が集まりまして，協議を行ったっていうことではあったので，協議のほうもですね，３時間に及びましたので，とても意義ある会になったのではないかと，私自身，感じております。その中で，一つですね，一般の方からの要望というかですね，そういった思いっていうのがありましたので，その２番目のちょっと質問としてさせていただきます。昨年７月２６日に世界自然遺産に登録されたことにより，市民の方々の意識の変化はあったのか。登録されてうれしい声，逆に不安の声などは聞こえなかったのか。その辺について，お答えいただきたいと思います。

市民部長（徳永恵三君） それでは，議員御質問の市民の皆様の御意見ということで，答弁させていただきます。世界自然遺産登録に当たりましては，市民の多くの皆様の喜びの気持ちは変わらないものだと思っています。そのような中，市民の方々からの御意見として，例を挙げますと，登録後，観光客優先となっていないかというような御意見もございます。これは，主に金作原や三太郎線による自主ルールに対するものと認識しております。この自主ルールは，自然遺産登録前から，屋久島の先進事例を参考として，保全と活用の両立とガイド業の質を担保するため，１０年以上，時間をかけて検討された経緯もございます。地元住民の活用に関する部分につきましては，公民連携会議において，そのあり方を御議論いただけるテーマではないかと考えているところでございますので，御理解を賜りたいと存じます。

５番（松山さおり君） はい，ありがとうございます。７０代のちょっと女性の方よりお話をいただきまして，今，部長のほうも答弁の中にも入って，答弁されていた中にもありました。個人的にですね，１０分ぐらい，こうお話をさせていただいたんですが，その方が，自分たちが昔からその育った島がですね，観光客優先でなっているような感じを受ける。そして，孫たちに自分たちが育った自然ですね，浜だったりとか，山だったり。そういうところに行くのに制限がかかっているっていう部分で，なぜか本当に自分たちの島じゃなくなっているような感覚で，すごく懸念されて話されたんですが，なので，やはり行政としても，観光客優先っていう，こう感じている市民がいるっていうことは，これは問題だと思います。やはり，自然っていうのは，本当に生まれ育った自然，それが，そのままの自然で残されていて，世界から認められた自然で，それをこう世界の中でですね，やっぱり責任をある，責任を負っていかなければいけない。そして，継続していくっていう責任があるってことは市長も答弁されましたが，やはり市民のこの感覚っていうのも，大事にしていただいて，そこの部分での啓発というと，言葉がどうかと思いますけれども，その市民の，この島民の誇りであるっていう部分も，もう少しですね，

分かりやすく。そして，新聞等でも結構観光客目線の，優先の記事のほうが，ちょっと先行しているような印象にも感じますので，その辺のほうも考慮していただいて，このプラットフォームのほうもですね，私も実際に参加しているので，そういった意見も出しながら進めていきたいと思います。また，よろしくお願いいたします。すいません。

続いて，②です。選定基準，選定方法について伺いたいと思います。新聞等では，環境，文化，芸能，産業などの分野から公募，指名，推薦で公募ですね，推薦で選出。各分野から推薦，指名された有識者１２名と公募で選ばれた市民２人の計１４名と，選ばれたとありますが，一般市民の公募人数は，少し増やしたほうが，もっと広く市民の声を聞くことや意見を反映することにつながるのではないかと考えますが，見解をお示しいただきたいと思います。

市民部長（徳永恵三君） それでは，選定基準，選定方法についてお答えいたします。プラットフォームのコアメンバーは，要綱上，１４名以内と定めており，実際に委嘱したメンバーは１４名でございます。産業，自然，文化，芸能など，各分野から推薦，指名された有識者１２名に加え，一般公募により２名の方を選出したところでございます。公募の選出方法としましては，提案されたテーマが他のコアメンバーが課題や展望をイメージできるか。会議の議論の広がり方が期待できるか。行政だけではなく，一般市民にも議論する必要性が認められるか等の視点から評価を行い，２名を選出しております。この１４名の委員については，市のホームページで所属，氏名を公表しており，男女７名ずつの構成となっております。また，公募の選考に至らなかった応募者からの御意見につきましても，第１回目の会議の資料として共有させていただいているほか，座長の判断において，会議にコアメンバー以外の者の出席を求めることも可能となっておりますので，御理解を賜りたいと思います。

５番（松山さおり君） 今回のような，公民連携会議のメンバーが，いつも同様のメンバーなのではとの話も，市民の方からの声がありました。市民の公募人数を増やすことは考えられなかったのか，市としての見解をお示しいただきたいと思います。また，プラットフォームのメンバーは，再任を妨げないとありますが，広く市民の意見を集約するためには，今年度と違うメンバーを構成したほうがよいのではと考えますが，その辺についても，見解をお示しいただきたいと思います。

市民部長（徳永恵三君） それでは，公募を増やすことは考えられなかったのか。また，次年度のメンバーの見直しや変更等を予定しているのかについて，お答えしたいと思います。コアメンバーにつきましては，任期を１年間。なお，再任を妨げないこととなっており，議論の展開や必要なテーマごとに外部参加を，参加者を招聘の上，必要な意見や説明をいただくことも想定しております。公募の方々の増員につきましては，今年度の議論の状況などを踏まえて，検討していきたいと考えておりますので，議員の御理解を賜りますようお願い申し上げます。

５番（松山さおり君） 部長の答弁の中で，外部参加も招聘できるということで。多分，次回，７月に開催予定かと思いますが，そのときの一般市民の方も傍聴できるっていうことで，外部参加ということはそういう意味で捉えてよろしいんでしょうか。

市民部長（徳永恵三君） はい。傍聴は自由にできるような，人数制限をするんですが，予定しております。また，その２回目以降の会議の中で，そういう招聘が必要な事例が出た場合には，また別で，外部の方を招聘していただくっていうような流れを持っておりますので，御理解のほど，お願いします。

５番（松山さおり君） はい，ありがとうございます。市民の方も自由に傍聴できるということで，市民参加っていうのが，もう本当にできることなんじゃないかなと思います。外部の方の招聘というのも，

会議で必要であれば，市長の意向でっていうことの参加じゃなくて，会の中でのコアメンバーで要望があれば招聘できるという理解でよろしいでしょうか。はい，ありがとうございます。

続いて，３番です。奄美市が求める成果について，伺いたいと思います。市民参加型の政策実現を目指し，提言や意見を最大限尊重し，予算編成や施策立案に役立てる方針と聞いていますが，年度内に６回の会議を開催し，市側の，市のほうのですね，望むような結果が得られない場合は，普通にですね，協議をして，それで終わってしまうっていう場合があれば，反映されなければですね，政策に。公民連携会議プラットフォーム設置は失敗になるのではと，ちょっと懸念しているんですが，その辺について見解をお示しください。

市民部長（徳永恵三君） それでは，議員にお答えいたします。本公民連携会議につきましては，市民参加型の機動的な政策実現を目指すこととしております。具体的には，行政における予算や必要な条例制定など，事務事業に対する提言もございますが，それに加え，民間ビジネスの創出や展開に期待する提言，また，自治会など地域が主体的に保全活用に関わる提言やアイディアなども含め，成果として期待しているところでございます。一方で，遺産価値の活用において，問題点や課題を表面化させ，そのことへの取組の考え方，方針を導き出す継続的な議論の場としても必要なものであると捉えており，連携会議が継続されるべきものとなるよう，本市といたしましても積極的に取り組んでいるところでございますので，御理解を賜りたいと存じます。

５番（松山さおり君） ありがとうございます。市民の皆さんのこう意見を聞きながら,施策ということに,政策立案とかでき，予算編成とかですね，そこのほうにですね，できなかったとしても，これを継続することによって，市民の意識だったりとかですね，理解とか，そこの部分も広げることができるという解釈でよろしいでしょうか。はい,ありがとうございます。引き続きですね,私もコアメンバーで,ちょっといろんな意見をですね，出させて，しっかりと協議してまいりたいと思います。ありがとうございます。

続きまして，２番の脱炭素社会の実現についてということで，質問させていただきたいと思います。①ですね，カーボンニュートラルに向けての進捗状況について，伺いたいと思います。県内初，奄美群島で沖永良部，和泊，知名両町が脱炭素先行地域に選出されましたが，奄美市の現在の脱炭素に向けての進捗状況について，伺います。新たに設置された世界自然遺産課が所管となっていますが，３月に質問した際，奄美市二酸化炭素排出抑制等対策事業の奄美市全体のデータ収集や奄美市に適した再生可能エネルギーの調査，検討するとの答弁でしたが，調査，検討はされたのか，お伺いしたいと思います。

市民部長（徳永恵三君） それでは，お答えいたします。本市では平成３０年から今年度までの奄美市地球温暖化防止活動実施計画，事務事業編において，市役所の施設や事務作業などで排出される温室効果ガスの削減に取り組んできたところでございます。あわせて，議員御質問の，昨年度に奄美市二酸化炭素排出抑制対策等事業を実施し，二酸化炭素排出量などの基本的なデータ収集と再生可能エネルギーの導入のポテンシャルの検討，地域の関係者等との合意形成を行うための検討会議を２回開催し，脱炭素推進方策の検討に必要な御意見をいただいたところです。これまでの事務事業編のノウハウを活用し，昨年度，調査したデータを基に，現在，民間事業所を含めた市全体への取組に拡大するための新たな計画策定に向けた取組として，複数の市民参加手法等の実践や，多様な市民意見の把握を行いながら，地方公共団体実行計画，区域施策編の策定に向け，検討を行っているところでございます。本計画は，本市の自然的，社会的特性を踏まえ，市域から排出される温室効果ガスの削減に向け，市民，事業者，市等の各主体が互いに連携，協働して取り組むための計画でございますので，議員がイメージされている脱炭素に向けた計画に最も合致するものになると存じます。また，昨年度実施した奄美市二酸化炭素排出抑制対策等事業につきましても，報告書を市ホームページに公開させていただく準備を，現在，進め

ておりますので，公表後に御参考にいただければと存じます。以上です。

５番（松山さおり君） はい，ありがとうございます。

では，続いて２番のですね，これからの具体的な計画について，伺いたいと思います。地球温暖化防止活動実施計画はいつ頃策定予定か。また，策定後，どのように進めていくのか，お伺いします。

市民部長（徳永恵三君） それでは，具体的な計画について，お答えいたします。温暖化防止のための地方公共団体実行計画，区域施策編につきましては，先ほど答弁いたしました，地域の合意形成のほか，施設用地確保のための促進区域の設定など，導入の拡大，促進のための施策の検討が必要でございます。計画策定の開始時期につきましては，必要な予算措置と併せて，令和５年度末までの策定完了を目標に検討を進めているところでございます。以上です。

５番（松山さおり君） 具体的なというか，計画のほうも進めていくという答弁であったかと思います。先ほどの１番目の質問のときの，奄美市二酸化炭素排出抑制等対策事業，これも市のホームページに掲載する予定ということで，準備中ということで，お聞きしました。和泊，知名のほうが，１島でですね，認定，国の方からカーボンニュートラルのアイランドということで，ゼロカーボンアイランドっていうことで認定されたかと思います。奄美市も世界自然遺産課が４月からですね，所管で進めているっていうことは，私自身もちょっとお話も伺って，中で，理解しているところなんですが，先日ですね，ちょっとワークショップをちょっと行いまして，奄美自然学校の方からの，一緒にですね，ちょっとワークショップっていうことで，脱炭素社会への転換っていうことで，自給できる島づくりに関して，ワークショップっていうのは，地域でどのような，項目ごとにですね，いろんな問題，課題を集め合って，それを選定して，落とし込んでいく。どのように，具体的な案ですね，施策にまで，ちょっと落とし込んでいったっていう，ワークショップが，先日，２日間ありました。議員の方も何名か参加されまして，一般市民の方も参加してくださいました。やはりですね，台風が多い島ではあります。なので，自給自足というのは昔に帰化していく，戻っていくっていうわけではなくて，今ある，地産地消だったりですね，昨日，ちょっと質問の中で給食の質問を同僚議員がされていたと思います。地産地消という，その現状もですね，給食で使われているかというと，１４パーセントぐらいですかね，その分しか使われていないっていうこと。これが，やはりこう，輸入の物資に頼っているという現状が，今，奄美市は多いっていう現状ですね。それを，これから地球温暖化の対策として，進めていっていく中での大きな脱炭素社会っていうのをですね，自然を守りながら，本当に地域でこう経済を回していくっていうところに，こうなっていくと思いますので，勉強しながら，私も，いろいろですね，世界自然遺産課の方ともお話しながら，させていただきたいと思います。大事な施策だと思いますので，本当に関係課とですね，協力し合いながら，是非，来年，また，質問させていただきたいと思いますので，是非，進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

またですね，この３番目の質問になります。地球温暖化対策専門職の配置はできないか，伺いたいと思います。脱炭素社会といっても，皆さん，こう，一般の方はなんか認知度が低いというかですね，あまり分からない方が多いかと，もちろん思いますので，また，その施策を進めていくためにも，専門職の配置，和泊のほうですね，知名のほうは専門職員が２年間，派遣されて，勤務して，奄美のほうにもですね，視察にいらしたっていうことは，新聞等でも拝見いたしました。やはり，この事業ですね，進めていくためにも，専門職の配置とか派遣っていうのが必要ではないかなと思っておりますが，その辺については，どうお考えでしょうか。

市民部長（徳永恵三君） はい，それでは議員にお答えいたします。地球温暖化対策に係る専門職の配置につきましては，国においては今年度より地域活性化とカーボンニュートラルの同時実現を推進する地

域支援体制の強化を図るため，環境省の沖縄・奄美自然環境事務所に地域脱炭素創生室が設置され，脱炭素地域づくり専門官や再エネ促進区域推進専門官などを配置しております。本市におきましても，地域温暖化防止及び脱炭素関連施策の企画及び総合調整に関し，今年度より世界自然遺産課を新設し，強化を図っているところでございます。議員御提案の専門職配置につきましては，まずは現体制で各種事業を推進し，環境省の専門官との連携や情報共有を密にしながら，その必要性や全体のバランスに応じて，庁内での議論を進めていただければと感じております。以上です。

５番（松山さおり君） はい，ありがとうございます。すぐすぐの専門職の配置とか派遣っていうのは考えていないっていうことですね。沖縄・奄美自然環境事務所地域脱炭素創生室が設置されて，脱炭素地域づくり専門官，再エネ促進区域推進専門官などが構成されているという答弁だと思います。しばらくはそちらのほうと連携をしながら進めていくという認識でよろしいでしょうか。はい，ありがとうございます。是非ですね，この施策は本当に島にとっても物資に頼らず，自給自足ができる島づくり，その第一歩だと思いますので，進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続いて,次の質問に移ります。３,市民の健康について,伺いたいと思います。女性がん検診について,伺います。５月に，今年の５月ですね，毎年５月に女性がん検診が行われています。乳がん検診と子宮頸がん検診になりますが,コロナ禍でこの２年間は受診控えの現象が起こり,受診を控えたことにより,がんに罹患する人も増加傾向にあります。現在も，コロナ感染対策を行いながらの検診になっていると思いますが，先月５月に行われた子宮頸がん検診，乳がん検診の受診率，人数など，過去２年間との比較をお示しください。受診する人が少しでも増えていることを願っての質問になります。

保健福祉部長（山下能久君） 女性がん検診についてお答えいたします。議員御質問の検診受診率でございますが，本市が使用している健康増進法に基づく各種検診及びがん検診結果の集計報告による受診率の最新のデータが令和２年度でございますので，受診率ではなく，受診者数の比較としてお答えさせていただきます。また，今年度の受診者数につきましては，令和４年５月３１日現在の受診者数となります。子宮がん検診につきましては,令和２年度,３,１５７名。令和３年度,３,０８６名。令和４年度,３,３７９名となっており，前年度比２９３名増加しております。乳がん検診につきましては，令和２年度１,６８６名。令和３年度，１,５８１名。令和４年度，１,７４５名となっております。乳がん検診は隔年受診のため，令和２年度と比較して５９名の増加となっております。受診者数の推移につきましては，令和２年度は新型コロナの影響で日程や実施方法が大きく変更になり，通常の検診に加えて，追加の検診を実施したにも関わらず，受診者数は減少いたしました。また，令和３年度も感染拡大時期と重なり，警戒レベル５の中での実施となったため，受診者数が更に減少いたしました。今年度におきましては，感染拡大時期ではあったものの，予約制により，短時間で検診ができることや，感染対策をしっかり行っていることなどの定着により,受診者数が増加したものと考えております。以上でございます。

５番（松山さおり君） ありがとうございます。子宮頸がんのほうが２９３名増えているっていうことで,乳がん検診のほうも５９名アップしているっていう答弁だったかと思います。やはりですね，その新聞やメディアでの報道もありました。先ほどと重複するかと思いますが,この検診を怠ったためにですね,大変な病気に罹患しているっていうケースが増加していると，全国で広がっていると思います。感染防止,コロナのですね,感染防止対策っていうことで,私自身も,昨年ですね,受診させていただいた中で,女性の方がすごく多くて，その日は住用のほうでの検診だったんですが，雨が降っていまして，それでもこう傘をですね，さしていただいて，移動中ですね，傘をさしてくださったりとか，本当に配慮が行き届いているなと思って，安心して受診することができました。また，環境の雰囲気って言うんですかね，女性の方，スタッフが多い中で，本当に気兼ねなくいろんな話をしながら受けさせていただいたっていう記憶があって，すごく良かったなと思っているところなんです。

その２番目の検診環境っていうことで，再度，ちょっと質問をさせていただきたいんですが，再度って言うかですね。私自身，子どもも，小さい子どももおりませんので，親子で，３代で検診をしたっていう状況だったんですが，毎年３地区での検診場所があり，住用・笠利は予約なしでの受診が可能で，名瀬地区に関しては予約が必要ですが，予約することにより，時間設定ができ，時間を有効に使い，検診を受けることができていると思います。今，答弁がありました。検診場所，スタッフの人数など，女性が受けやすい環境づくりに本当に取り組んでいらっしゃるのは，もう理解しているところなんですが，子育てをしながら，当日，子どもを預けることができずに，お子様を連れての検診の場合もあったのではないかと思います。その場合の対応について，伺いたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） 女性がん検診の検診環境について，お答えいたします。先ほど少し触れましたが，名瀬地区においては完全予約制で実施をしておりまして，検診時間は１時間ほどで終了するため，待ち時間も短くなり，大変好評だと伺っております。また，休日や夜間に検診を実施したり，乳がん検診につきましては，マンモグラフィー，これは乳房専用のレントゲン機器でございまして，この機器の操作，全て女性技師が行うなど，受診しやすい環境づくりに努めております。さらに，新型コロナ感染予防対策といたしましては，検温，こまめな消毒，十分な換気，アクリル板などによる飛沫対策などをしっかりと行っており，安心して御来場いただける体制を整えております。議員御質問のお子様を連れての検診についてでございますが，赤ちゃんや幼児を連れて検診に来られる方もいらっしゃいます。その場合は，スタッフがお子様をお預かりして，検診を受診していただいております。このことは特に周知をしておりませんでしたので，子育て中の方に向けて，環境づくりの一つとして，チラシ等で啓発し，検診率上昇に努力してまいりたいと存じます。以上でございます。

５番（松山さおり君） はい，ありがとうございます。やはりですね，子どもさんを連れての受診っていうのも，病院の受診でも，医療機関でも考えられることかと思いますので，そこまで配慮していただいたら，安心して，子連れの方もですね，受診をできると思いますので，そこが，また，啓発だったりとかですね，受診控えとかですね，受診率って少ない，あまりないかと思うんですね。徐々にこう増えてくればいいなっていう，私自身も思っているんですけれども，そういう，一つ，こう子育て世代の方でも安心して受けられるよっていう状況が，皆さんがですね，周知していただければ，受診率も，検診率も上がっていくのではないかと思いますので，是非，よろしくお願いしたいと思います。

そして，続いて３番です。乳がんの対象年齢，受診間隔の見直しができないかということで，お伺いしたいと思います。この質問は昨年の３月にも行いました。今回で３回目の質問となります。身近な方，若い方の罹患率が高くなってきている観点から，再度，質問させていただきます。３０歳から６０歳の女性の死亡率で，一番高い病気が乳がんと言われています。１０年前には１８人に１人だった乳がんですが，今は９人に１人と，罹患率が高くなっています。毎年，約６万人の方が乳がんに罹患し，１万３，０００人が命を落とされているという現状があります。昨年の３月に質問させていただいたときに，奄美市では乳がん検診の受診率は目標値４０パーセントに対し，２８．５３パーセントと伺いました。その目標に近づいているのであればよいのですが，罹患率を抑えるためにも，自分でのセルフチェックの促進に加え，自治体での検診を多くすることにより，女性の方々の意識，社会の意識も高まるのではと考えます。受診年齢，受診間隔の見直しができないか，伺いたいと思います。若年性も増えているっていうこと。２年に１回の受診を，是非，是非，年に１回にしていただきたいという，ちょっと要望もありましたので，ここで質問させていただきます。

保健福祉部長（山下能久君） 乳がんの対象年齢，受診間隔の見直しについてお答えいたします。国のがん予防重点教育及びがん検診実施のための指針に準じて，本市の乳がん検診は対象年齢を４０歳以上，受診間隔につきましては２年に１回として実施しております。１９市の実施状況といたしましては，

１３市が毎年検診を受診できる体制をとっております。市民からも毎年受診できるようにしてほしい。乳がん検診だけ病院で受診するのは二度手間だとの声も上がっており，乳がん検診を毎年受診できる体制について検討が必要だと感じております。また，乳がん検診を２年に１回の実施とするに当たり，重要となるのが，月に１回の自己触診でございます。乳がんは唯一自分で発見できるがんであり，実際に自分で気付いて病院を受診されるケースもあると聞いております。しかし，ここ数年間は新型コロナの影響により，検診の場などでの集団教育が実施できておらず，自己触診について，十分啓発できているとは言えない状況が続いております。様々な機会を捉えて自己触診の大切さを伝えていくとともに，検診を毎年受診できる体制について検討し，乳がんの早期発見に努めてまいりたいと考えておりますので，御理解をよろしくお願いいたします。

５番（松山さおり君） 是非，是非ですね，１９市，県下１９市のうち１３市が毎年受診をやっているということなんですね。そうすれば,奄美市のほうでも,いろんなこう要望とかですね,私自身も年に１回,やっていただきたいっていうことで，今回，３回目の要望になります，質問になりますが，そう思っている方が本当に市民の方で多くいらっしゃると思います。私自身もその啓発の意味で，街頭で啓発グッズをですね，配布したっていうことがありまして，その際に，男性の方に啓発グッズをお渡ししたらですね，自分の娘もそうだったんだよって。３０代の娘がそういうふうに罹患して，手術を受けたっていう話もよく聞きます。女性の方では本当に，こんなに多いのっていうぐらい，やはり罹患して，その治療は終わったんだけどっていうことで話される方も多くいらっしゃいます。先ほど，栄議員のウィッグのお話がありました。そこもですね，県のほうで２分の１の助成っていうことで，上限が１万円ということを話されていましたが，鹿児島市内でもですね，そのウィッグを購入するのは本当に高い，数万円から何１０万円。安いのでは３,０００円ぐらいからあるんですけれども，市内の美容室でレンタルっていう動きもあります。その一時しかですね，使わない，使用しないっていう分もありますので,経済的な負担も考えて，レンタルにするっていう考え方も必要じゃないかなっていうことで，私たちもちょっといろいろこう話を聞いたりとかしています。そういうことも考えられるのではないかと思います。またですね，１３市は毎年受診を実施しているっていうことなんですが，実施方法としましたら,自治体による検診と企業検診，事業者検診ですね，あと，自由診療，自分での検診っていうのもあると思います。もし,毎年のこう受診っていうのが実施できないのであれば,事業者の方にですね,理解して,啓発っていう部分も，市としてはちょっと考えていただけたらなと思います。自己負担での自由診療なんですが，マンモグラフィーで４,０００円から８,０００円，エコーがありますと３,０００円から６,０００円，大体１万円から１万５,０００円ぐらいの自己でですね，検診の料金がかかってきます。両方ですね，そのセルフチェックをするという，その部分での啓発と，あと，やはり受診率がなかなか上がらないっていう要因っていうのは，一つやっても無理だと思います。二つ並行でやっていかないことには，本当に広がらないと思います。私もこういろんな知人の方から聞くんですが，看護師の方，子育て世代の方があまりこう受診，検診をしていないっていう現状がありますので，そこの辺のこともですね，ちょっと配慮していただきながら，啓発，周知って言うのは徹底してやっていただきたいと思います。お隣の瀬戸内町なんですが，こちらも毎年１回受診しているという，女性の方の認識があります。いろいろ，保健師の方にお聞きしたんですが，事業所での受診ていうのもすごく勧めているっていうことと，あと町での受診がある。それと，専門病院とですね，こうちょっと連絡をとりながら，提携して,それを町のお知らせに載せる，掲載する。それを三つ網羅してやっているっていうことで，市民の，その女性の方が，毎年，１年に１回は自分たちは検診しているんだよという認識をされているっていう,聞きました。やっぱりそういうふうに，市民の方が肌感覚で，本当に，ちょっと今回できなかったら,何か月かあとにちょっと行ってみようとか，１年間に３回あるのであれば，そこの中のどちらかに検診ができればいいなっていう，それがやりやすい環境，受診をしやすい，受けやすい環境にもつながっていくんじゃないかなと思いますので，その辺のほうも，是非ですね，考えていただいて，検討していた

だいて，進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして，（２）子宮頸がんワクチン接種の推進，啓発について，質問させていただきたいと思います。子宮頸がんの罹患率も高くなっています。最近のデータでは１年間に１万人が罹患し，２，８００人が全国で命を落としていると聞いています。３分の１ですね，１万人の罹患で２，８００人が全国で命を落としているっていうことですので，３分の１の方が亡くなっているっていう現状があります。また，２０代後半から３０代前半に罹患する女性が多くなってきています。対応策として，検診の勧め，ワクチン接種の推進が考えられると思います。今年４月から，国が子宮頸がんワクチンの接種を勧奨しています。奄美市での接種対象者への接種啓発とはどのように行っていくのか,お示しください。また，国の勧奨ではなく，任意での接種期間が数年あったと思います。その間のキャッチアップ世代への啓発はどのように進めていくのか，お伺いしたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君） 子宮頸がんワクチンの接種についてお答えいたします。子宮頸がんワクチンにつきましては，平成２５年６月から積極的勧奨が控えられておりましたが，令和４年４月より積極的な接種勧奨が再開されたところでございます。子宮頸がんワクチンにつきましては，国の審議会において，安全性や有効性などについて検討されており，最新の知見を踏まえ，子宮頸がんワクチンの安全性について，特段の懸念が認められないことが確認され，接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたことにより，令和４年４月より接種勧奨を実施することになっております。本市におきましても，ワクチン接種の有効性や副反応などについて，正しい情報を提供し，接種希望者が接種時期を逸することなく接種することができるような体制を整えてまいります。４月からの接種勧奨を行うに当たり，３月末に大島郡医師会と奄美大島５市町村合同で勉強会を開催いたしました。また，先日，本市の子宮頸がんワクチン接種の勧奨，周知などについて，大島郡医師会と協議を行ったところでございます。子宮頸がんワクチンにつきましては，定期接種となる小学校６年生から高校１年生までの女子と，積極的勧奨が控えられていた時期に接種をする機会のなかったキャッチアップ世代，２５歳から高校２年生までになりますが，計約１，９００人が対象となっております。ワクチンは３回接種することになっており，接種期間が半年から１年かかるため，島外へ進学する可能性のある中学３年生，高校３年生へ先に予診票を送付し，その後，定期接種，キャッチアップ世代全ての対象者への送付を予定しております。ワクチン接種につきましては，個別接種に同封する接種案内や奄美市だより，市ホームページへの掲載，ラジオなどにおいて周知を行ってまいります。本市は全国に比べ，子宮がんで亡くなる割合が高いため，ワクチンの接種勧奨と併せ，子宮がん検診受診も推進し，子宮頸がんの早期発見につながるよう啓発に努めてまいります。以上でございます。

５番（松山さおり君） ありがとうございます。やはり，ワクチンっていうのも，本当に必要なことになってきていると思います。６月の４日の新聞でですね，昨年出生数，過去最少の８１万人という記事がありました。厚生労働省が３日，２０２１年の人口動態統計を公表したところなんですが，出生率が前年から２万９，２３１人減り，過去最少の８１万１，６０４人になったとあります。１人の女性が生涯に産む子どもの推計人数を示す合計特殊出生率は１．３となっています。多分，国が目標としていた特殊出生率は１．８３だったと思いますが，この女性の方が生涯に産む子どもの人数ですね，出生率が１．３と，もう激減というか，しているということの記事がありました。この，一つは確かにコロナが原因ということも書いているんですが，この記事の中にもう一つ，２０代，母の出生率が低下していることが要因という，書かれてありました。なぜ，このことを，ちょっと私のほうがこう，話を出すっていうか，というのは，先ほど言いました子宮頸がんで亡くなっている方が全国で毎年１万人罹患して２，８００人が命を落としている。ということは，２０代後半から３０代前半の，まず，人生の計画で言えば，結婚，妊娠，出産，その時期の女性の方が命を落としているっていうことが多く挙げられると思います。それは，人口減少にも，これから本当につながっていく，一つの大きな要因だと考えますので，その部分で，

やはり今回の子宮頸がんのワクチン接種っていうのの推進っていうのは，とても大事なことだと思います。私たち世代の下の子どもたちがですね，そういう思いをしてほしくない。そういう意味で，この質問をさせていただきたいと思います。推進の中で，啓発っていうのが，いろんなことを考えられると思いますが，医師会との協力，そしてまた，この，そのあとの，次の質問にもあるんですけれども，キャッチアップ世代の保護者。ワクチンの接種に対してですね，マイナスのイメージがあります。私の娘も２６なんですが，その下の世代から，確か，ワクチン接種がメディアのほうで，接種したことによる副反応がとても酷く出たっていうことの報道が，大きく出されまして，それから接種が勧奨じゃなく，任意になったかと思います。その世代の保護者の方々のですね，印象がとても悪くて，私も最近，ある方に，娘さんが２人いらっしゃるので，ワクチン，やっぱり接種したほうがいいよって話をしたらですね，いや絶対しないっていう答えがきました。やはりそれは，皆さんの，市民の方の認知度というかですね，メディアで言われていることをそのまま鵜呑みにしてしまったっていう部分もあると思いますが，全世界のこうデータに考えますと，日本のほうはワクチン接種が２パーセントぐらいに低いんですね。任意での接種の期間が長かったっていうのもあるんですけれども，２パーセントぐらいなんですが，全世界のほうは，小学校６年生から対象に，８０パーセントぐらいですかね，確か，実施しているという，記憶しております。なので，罹患者が少ないんですね。本当に少なくて，安全，本当にこう自分の人生計画っていうのができる，体調になっていると思うんですけれども，それが日本では，これを，ワクチン接種をしなかったがために，そういう罹患者が増えているっていうのは，本当に奄美市からでも発信していただいて，本当に，先ほど部長も言われましたけれども，奄美市は特に多いっておっしゃいました。そこの認識だったりとかですね，その勉強会でも，教育の中に取り入れていっていただきたいっていうこともありますので，そこは是非，進めていただきたいと思います。そのマイナスイメージをどのように払拭していくか，その辺についてはどうお考えでしょうか。

保健福祉部長（山下能久君）　子宮頸がんの副反応にかかわるマイナスイメージについてでございますが，やはりこの２５年に副反応による積極的勧奨が止められていたっていうことが，一番大きな要因だと考えております。市といたしましては，議員御案内のとおり，いろんな場所でこの副反応，また，有効性についてですね，広く市民に周知してまいり，接種率の向上に努めてまいりたいと考えておりますので，御理解をお願いいたします。

５番（松山さおり君）　是非，そうですね，是非，積極的に取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

３番の病気罹患者への助成ということで，質問させていただきます。島外での医療機関の治療が困難な場合，医療機関を島外で受診する方が多いかと思います。治療の旅費の助成ができないか。また，島外の専門医療機関への通院の場合ですね，宿泊施設の助成が少しでもあれば助かりますが，助成がちょっとできないのか，伺いたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君）　それでは，病気罹患者への助成について，お答えいたします。本市におきましては，対象を限定した旅費助成として，心身障害児の療育や心身障害児を自宅へ送迎するための旅費，また，臓器の移植手術に関する旅費についての助成制度がございます。しかしながら，議員御質問の疾患を問わず，島外での治療に関する旅費や宿泊費の助成については，現在，実施していない状況でございます。病気の治療に関わる医療費の負担だけでなく，離島であるが故に旅費や宿泊費の負担が生じることによって，経済的負担が大きくなることは承知いたしております。しかしながら，どの対象に助成が必要なのか，優先すべき疾患はないのか，予算規模はどの程度になるのかなど，検討すべき事項が多数ございます。まずは，他市町村の実施状況について調査を行い，この調査を踏まえた上で研究してまいりたいと考えておりますので，御理解をよろしくお願いいたします。

５番（松山さおり君） 病気罹患者，島外で，島内でできずに旅費をかけて治療に行くっていう，こう現状がありますので，前向きにですね，少しでも助成があれば，その方のですね，メンタル面っていうのも救われるかと思いますので，前向きに検討していただきたいと思います。

続いて，４番，教育について。これは部活動指導員について。中学校部活動顧問についてと，地域住民の活用について，一括でちょっと質問をさせていただきたいと思います。メディアでも最近取り上げられている問題ですが，部活動顧問の負担を減らすためにですね，専門の指導者を地域で確保して，有償で活動してもらうことも必要だと考えますが，見解をお示しください。

教育長（村田達治君） お答えいたします。部活動指導員について，有償での活用ということでございますけれども，現在，地域住民の部活動への活用の現状でございますけれども，昨年度，本市において外部コーチとして部活動に関わられた方は７校，３７名でございました。幸いにも，本市は社会人スポーツが盛んでございまして，多くの市民が野球，バスケットボール，サッカー等，社会人リーグや大会等に積極的に参加されております。そういった意味でも，地域の中に指導者候補となる方は多数いらっしゃると考えております。しかしながら，こういった方々を部活動指導員として学校に招くことにつきましては，指導する時間帯，それから，手当，自己責任問題等，様々な課題を解決していく必要があると考えているところでございます。本市の実情にあった地域人材の活用など，有償の可否も含め，部活動のあり方について研究し，部活動改革へ向けた準備を進めてまいりたいと，そのように考えております。

５番（松山さおり君） やはり，これは全国的な問題でたくさんの協議が必要かと思います。幸いに，外部コーチ，３７名活用されているっていうことで，これがまた，有償であれば，また，その方たちも助かるかなと思っておりますので，また，前向きにですね，検討しながら進めていっていただきたいと思います。

すいません，（２）ですね，地元高校魅力アピール支援事業でございます。これ，魅力ある学校づくり支援事業ってありましたが，事業名で５００万円の事業費がついていたかと思います。これが減額した要因について，お伺いします。

教育部長（石神康郎君） それでは，お答えいたします。事業当初の予算額は５００万円を計上いたしておりましたが，毎年，１００万円程度の不用額を出してきたということでございます。

議長（西　公郎君） 以上で，輝風クラブ　松山さおり君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前１１時４５分）

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

議長（西　公郎君） 再開いたします。（午後１時３０分）

午前に引き続き，一般質問を行います。

自民党新政会　川口幸義君の発言を許可いたします。

２１番（川口幸義君） 皆さん，こんにちは。質問の前に，字句の訂正をお願いしたいと思います。大きな３番の（１）各地域，それから，地籍の籍。大きな５番の①の各地区。この三つの訂正をよろしくお願いします。

それでは，質問に入ります。市民の皆様，議場の皆様，こんにちは。令和４年度第２回定例議会にて一般質問をいたします，自民党新政会の川口幸義でございます。

質問の前に，私の所見を少しだけ述べさせていただきます。去る２月２４日，ロシア軍によるウクラ

イナ侵攻から早３か月を超えようとしております。残忍な戦争を仕掛けたウラジ−ミル・プーチン，ロシア大統領は，国連憲章も無視，数々の国際法違反を繰り返し，戦争犯罪に介在し，国際社会を恐怖に陥れた，危険な孤立した独裁者と，話をつけれそうな人物が世界でいるであろうか。私たちが毎日のように目にするようになったのは，２１世紀とは思えぬような破壊を，残虐の限りを尽くした戦場の姿であります。また，地政学の専門家からは，第２次世界大戦以来の世界的危機との声が上がっております。確かに，冷戦時代のはるか以前にまで時計の針が戻ってしまった感覚があります。米国の元レーガン大統領と旧ソ連のゴルバチョフ書記長がスイスで歴史的な会談を行ったのは，１９８５年，その３０数年後には同じ欧州で西側とロシアとの戦争が起きてしまった。ポスト冷戦と言われた時代は消え失せたと思うしかない。新型コロナウイルスの蔓延に続く衝撃によって，グローバル化やそれを支えた新自由主義への風当たりはもっと強くなるであろうか。国際社会が直面する課題は深刻であります。新しい世界秩序や社会の仕組みなど，どう構築されるか，私たちはどう生きていけばよいのか。頼りになるのは良質で正確な情報や知識，そして，蓄積された教養であります。国際社会が混乱しているときこそ，我が国の立つ位置をしっかり示して，国際社会に責任ある行動を果たさなければなりません。また，侵略戦争により３，０００発以上のミサイルや空爆，街が破壊され，多くの犠牲者が毎日のように報道されております。犠牲になられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに，負傷なされた方々の１日も早い御快復と，侵略戦争の収束を願うばかりであります。

これから，質問に入ります。

大きな１番，まず１番目に，市長の政治姿勢について伺います。（１）航空路の水際対策と実績について伺います。現在，新型コロナウイルス感染症は私たちの人類が初めて経験する感染症です。２０１９年１２月の最初の報告以降，世界中で研究が進む中で，新型コロナウイルスが人に移りやすい場面や，それを予防する方法が次第に分かってきました。また，感染した方よりも，安全で安心していただけるような治療や療養についても対応が進んでいるようですが，２０２２年１月から６月現在，オミクロン株が本市でも急速に拡大をし，感染流行の主流となっております。（２）番，２番目に，新型コロナウイルス感染症と診断された方への対応について，伺いいたします。

このあとは，発言席にて伺いいたします。当局の誠意ある御答弁を求めます。

市長（安田壮平君） それでは，川口議員の御質問にお答えいたします。まず，私のほうで（１），航空路の水際対策と実績についてというところで，お答えをさせていただきます。水際対策として実施しているサーモグラフィーによる検温につきましては，県や奄美大島５市町村と連携をとりながら，奄美空港が令和２年４月２０日から，名瀬港におきましては，令和２年４月２９日から実施いたしております。水際対策において，追跡調査が必要となった方は，令和２年１１月に確認された方が最後となっておりますが，発熱者が確認された場合には，健康確認のための追跡調査を行う体制を整えております。水際対策を継続して行っていることで，島民一人一人の感染対策への意識が向上していると考えております。また，来島前に，各空港や港においての検温などが行われ，島民のみならず，観光で来島される方々も感染対策を意識して来島をしていただいているものと考えております。発熱者を確認することで，事前に体調不良の方を確認できることは，感染対策として重要であると認識をしており，空港や港においても，サーモグラフィーでの確認を行っていることで，感染対策への動機づけになるものと考えておりますので，御理解のほど，お願いいたします。

２１番（川口幸義君） 市長，これね，私がなぜこれを取り上げたかということは，皆さん御存知のとおり，毎日のように新聞では感染者の数が，減ることもなく，増え続けておるという。これがあってですね，この，果たしてこの空港の，航空路の水際対策が本当に役に立っているのかなと，僕の思いであってね，これを一応，取り上げたんですけれども，とりあえずはないよりはあったほうがいいかなと，私も思っておりますので，やはり頑張る以上は，費用対効果があるようにですね，しっかり答えを出してもらわ

ないと，やはり，これからも，また，どんどんどんどん，市内には蔓延して，これからも増え続けるのではないかなと，そういう心配がありまして，今回は水際対策について伺いました。どうもありがとうございました。

それでは，（２）番，新型コロナウイルス感染症と診断された人への対応について，伺いますけれども，議長，これはね，①から③までね，大体同じような内容だと思うので，一つ，一緒に質疑をしたいと思っております。よろしくお願いします。

保健福祉部長（山下能久君） それでは，議員の質問にお答えいたします。新型コロナウイルスのオミクロン株の感染が拡大し，本市においても自宅待機となる方が増えております。県においては，自宅療養となった方については，自宅待機者という取り扱いとしておりますので，今回の答弁においても，自宅待機者として答弁いたします。厚生労働省の新型コロナウイルス感染症の軽症者等にかかわる自宅療養の実施に関する留意事項によりますと，自宅待機者の同居者への注意事項として，自宅待機者との接触は最小限。生活空間を分ける。可能な限り，特定の人が待機者のケアを行う。マスクの着用。こまめな手洗い。共用部分の消毒。共用する場所の換気などを挙げております。自宅待機者については，外出をしない。極力，個室から出ない。マスクの着用。こまめな手洗い。部屋の換気。禁煙などが自宅待機中の過ごし方として示されております。自宅待機者の世話をする方につきましては，感染の不安や自由に行動できないストレスなど，大変な思いをされていることと認識しております。自宅待機者の世話をする方，濃厚接触者においても，体調の変化や不安に思っていること，日常生活においての困り事などは保健所が相談を受けていると伺っております。体調の変化についての連絡からＰＣＲ検査を実施し，医療機関受診へもつながっております。また，保健所の対応が困難なケースにつきましては，保健所と本市が連携をとりながら，自宅待機者への対応を行っておりますので，御理解のほど，よろしくお願いいたします。

２１番（川口幸義君） この自宅待機についてはですね，これは要するに家族がいわゆる濃厚接触者に認定を受けるわけですから，こういったものについては，奄美市はどんだけ把握しているかどうか分かりませんが，保健所任せなのか。それには，例えば家族５名，濃厚接触者が出たと，こういった家庭の場合に，どのような物がその家庭に提供されるのか。ちょっとそこら辺りは奄美市は把握していないですか。

保健福祉部長（山下能久君） 自宅待機者の支援についてお答えします。まず，生活支援物資がございます。自宅待機者への生活支援物資の対応については，健康管理や食料品などの支援等，原則は県の事業として実施をしておりますが，緊急の支援が必要な場合や県の支援の対象外となるような場合など，世帯の困窮状態なども鑑みて，市のほうでも食料品等の生活支援物資の支援を行っております。生活支援物資の内容につきましては，県の支援用品を参考に，パック御飯やレトルト食品などの保存食を中心に，１週間分を生活用品として，マスクや消毒液，生理用品などを配布しております。今後も自宅待機者への支援につきましては，県が中心となり実施するものと認識しておりますが，状況に応じて，市のほうでも対応していきたいと考えております。以上でございます。

２１番（川口幸義君） これはね，東京の江戸川区で，私の知り合いの家族の件で，東京とかだとですね，１週間分の食料やら飲料水，全て買い物行けなくても賄えるようなですね，そういった物資がいっぺんで持ち込まれたと。そして，うれしい悲鳴だと思うんだけれども，このようにしてですね，持ち込まれて，非常に助かったんだと。そういうことで話を伺いましたけれども，その後の状況についてはですね，逐次，保健所から電話のやり取りによって，外出する，しないの，そういった話なども伺っておりますけれども，奄美市は保健所任せで，こういったその，例えば宿泊で，宿泊で療養されている方も，結構，

今，いらっしゃると思うんだけれども，こういった方々の把握は行政としてやっていますかな。

保健福祉部長（山下能久君） まず，先に本市が実施いたしました生活支援物資の実績について，まず，お答えさせていただきます。６月６日現在，３２世帯７０人分，支援をしております。

次に，宿泊療養施設の状況について，お答えします。県のほうで，地域ごとの宿泊療養者の公表はしておりませんが，保健所のやり取りの中で，宿泊療養施設の状況については，ことあるごとに情報をいただいているところでございます。以上でございます。

２１番（川口幸義君） 今，毎日のようにね，新聞等を見ると，なかなか収束の兆しは見えないわけですから，これからも危機管理については，お互いに十分に気を付けながらですね，やっぱり連携をとっていかなければいけないかなと思っているんですけれども。同居する方の場合って，同居する方は，生活空間を分け，極力，個室から出ないようにしてください。部屋を出るときに，手をアルコール消毒をし，マスクを着用してください。部屋の窓を常に５センチから１０センチ開け，換気してください。それが難しい場合は，感染者のいる部屋と同居人がいる部屋を別々に，１時間に１回，１０分程度，窓を大きく開けて空気を入れ替え，換気をしましょうと。こんなふうにして，これはね，私，この間，京都に行ってきたときに，京都のある病院でこういったもの，いろいろ聞いたりして，自分のところのいわゆる病院から送った患者に対しては，管理体制，しっかりどうなっているか，電話でたまにやり取りをして，指導も電話でなさっているという話を伺いましたので，保健所任せだけでもなくてね，医師が直に電話を入れて，そういった指導もあるということなんですけれども，奄美市はこれは保健所任せで，医師会辺りからはそういったアドバイスとかいうのは，助言とかいうのはあるんでしょうかね。

保健福祉部長（山下能久君） 自宅待機者に対する医師のかかわりについては，具体的な話は保健所のほうからお伺いしておりませんので，ちょっとお答えすることは。

２１番（川口幸義君） ちょっと声が小さくて聞き取りにくいんだけれども。もっと大きい声で言って。

保健福祉部長（山下能久君） 自宅待機者に対する医師のかかわり方につきましては，保健所のほうから詳細な話を伺っておりませんので，ちょっと答弁ができない状況でございます，すいません。

２１番（川口幸義君） はい，よく理解できました。

それではですね，大きな２番，教育行政について伺いいたします。（１）番，給食センターの休業について，地元紙でも大きく報道されておりましたが，これについて伺いますので，ちょっとよろしく頼みますわ。これは，地元の南海新聞でこの間掲載されておりましたが，名瀬の学校給食センター，これは皆さん御存知のとおりですから，それについてですね，これが避けられなかったかということで，僕は今，この質問に立っているんですよ。初動体制をとれば，何とか防げたんじゃないかなということは，毎日，新聞で罹患者が出ているわけだから，それについては教育行政の危機管理について，僕は今，伺おうとしているわけ。職員が罹患をすると，当然，給食センター手薄になる。そういうことは想定の範囲の内の中で，補助員をつくるべきじゃなかったかということで僕は質問しているから，それについて，ちょっと答えて。

教育部長（石神康郎君） それでは，議員の御質問にお答えをいたします。はじめに，給食調理員の件でございますが，４０名，正職員，会計年度任用職員，合わせて４０名おります。それに加えまして，６名の代替職員で運営をいたしております。学校給食センターでの給食調理員の新型コロナ罹患に伴う米飯，副食提供の中止に至った経緯でございますが，５月１０日に最初の陽性者が判明し，その後，複数

の陽性者が判明をいたしました。５月１６日月曜日から翌週の５月２３日月曜日までの米飯の提供を停止し，５月１８日水曜日から５月２０日金曜日までの間は，併せて副食の停止を行いましたが，５月２４日火曜日から通常に戻っております。保護者の皆様には学校を通じて文書にておにぎりや米飯の持参について依頼をいたしました。緊急的な対応により，保護者の皆様，学校関係者の方々に御迷惑をおかけしたことに対し，大変に申し訳なく思っているところでございます。罹患者が発生してからは，健康増進課や保健所と情報を共有しつつ，その対応策について教育委員会において協議を重ね，給食提供を継続していくことといたしました。その理由といたしましては，児童・生徒の学びの保障という点と，保護者の皆様になるべく負担がかからないようにという点から，給食提供を継続しているところでございます。先ほども申し上げましたが，給食調理員４０名体制で行っておりましたが，その中でも対応ができなかったと。米飯，副食を止めなければいけなかったというところでございます。以上でございます。

２１番（川口幸義君） これね，新聞に報道されて，あくる日，僕に手紙が来た。ちょっと読み上げましょうかね。奄美市名瀬の学校給食センター職員感染に小・中学校１８校，給食停止。保護者に衝撃が走った。生活困窮者から悲痛の叫びは教育委員会にどのように聞こえたのでしょうか。コロナ禍の中でパートの仕事も時間に制限があり，雇用先も限られた中，稼ぐに稼ぎようがない。毎日の食生活は三度の食事を２食に切り詰め，頑張っている。保護者の気持ちを分かっていただきたい。生活困窮者にとって，頼りにしている給食中止の連絡を受けて，頭が真っ白になった。職員の感染は想定の範囲である。１８校の子どもたちのことを考えるときに，あまりにも軽率だ。教育委員会の危機管理のなさ，露呈した。貧困の家庭へ弁当持参の通達をしても，弁当持参ができるはずがない。毎日のように地元紙で罹患者の発表があるにも関わらず，補助職員の対応が必要なことは，火を見るよりも明らかだって，このように書いてある。補助員の準備ができなかった理由，ちょっと教育長，あなたに聞きたいんだ。管理者として，最高責任者として，あなたの意見，ちょっと聞かせて。

教育長（村田達治君） お答えいたします。先ほど，部長からもありましたように，今回の状況を招いたことについては，本当に申し訳なく思っております。その上で，議員からの御質問ですけれども，温食，牛乳，副食，ご飯，これが四つのそれぞれの製造ラインで作られているわけですけれども，その中のご飯，そして，給食停止６日間のうちの３日間につきましては，副食の停止，ありまして，給食センターでは温食と牛乳の提供のみという日があったわけでございまして，今，御指摘のとおり，職員の感染に伴う給食センターの運営ということは，当然予想をして動かなければならず，一部についてはそういった対応も考えていたわけですけれども，予想以上に感染があったということ。それから，日々，打ち合わせをしながら，明日の，あるいは明後日の給食センター運営をどうしていこうかと，みんなで知恵を絞ったんでございますけれども，なかなか補助員を配置するにしても，検便が伴います。その結果を待って，お願いをすると，入ってもらうというような状況もございましたので，なかなか思うような対応ができなかったというのは，現状でございますので，言い訳になるかもしれませんが，これからまた，今回のような状況を二度と起こさないように，事前の対応，マニュアル作成，そういったものを早急に進めてまいりたいというふうに考えております。なお，この期間，私どもの協力依頼に応えていただいて，日々，大変厳しい中でおにぎりやご飯の持参に協力していただきました各御家庭の保護者の皆様には，心から感謝も申し上げたいというふうに思っているところでございます。以上です。

２１番（川口幸義君） 教育長のしどろもどろの，こういった言い訳はね，僕はあんまり聞きたくないんだけれどもさ，やはり補助員をどのようにしてやるかっていうのはね，やればできるんですよ，これは。通常の奥様方，いつでもあんた，１日，２日，手伝いはできるんですよ。そのための補助員をやろうという意識があったかどうか，僕は聞いているんだって，そんなもの，作文作ってね，僕にそんなの読み

上げたって，こんなの通用するわけないじゃない。現実にあったんだから。これはね，防ごう思ったら防げることなんだよ。簡単なこと。毎日新聞，あなた，見ているでしょうが。だから，それは想定をして，そういった予備をつくらんといけんなと。それが教育委員会の最高責任者としてのあなたの危機管理の問題と僕は思っているから，聞いているわけであって。それについては，そういった行動があったかどうか，もう１回，ちょっとお聞きしますけれども。

教育長（村田達治君） 議員から厳しく教育長の対応能力，あるいは，そういったもの，危機管理意識，そういったものについて御指摘がありましたけれども，今回，このような事態を招いてしまったということでございますので，弁解もしようもないというふうに思っております。ただいまの御教授，これから真摯に受け止めて，これからに生かしていきたいと，そのように思っております。

２１番（川口幸義君） こういった案件もね，これから十分に，お互いに気を付けて，先々，手を打っていかなければならない。打とうと思ったら，打てるものはやろうよ，お互いに。やりましょうや。できないことじゃないわけだから。そのようにしてですね，大事に至らんでよかったんですけれども，一つ，奄美の将来を担う子どもたちの育成のためには，一つ，一肌，二肌も教育長には脱いでもらいたい。その気持ちがあって，僕は聞いたんだけれども，これは，これについては一応終わります。

それから，老朽化した校舎点検について，補修や応急処置についてと。これね，昨日，同僚議員の和田君が聞いたんだけれども，今日はこれは僕は割愛しようと思ったんだけれども，ただ１点だけ，昨日，教育長の答弁の中で，僕が非常に気になったことがあったので，あえてこれを聞くんですけれども，その点検について，ちょっともう１回，伺いたいと思います。市内にどの程度のいわゆる危険な箇所があるかどうかというところまで，ちょっとお願いしたいと思います。

教育長（村田達治君） 市内，学校の危険箇所ということでございますけれども，それぞれ小さいものから大きいもの，日々，発生をしているわけですけれども，学校からの報告による分につきましては，担当課のほうでですね，適切に対応をしているというふうに思っておりますけれども，昨日の質問においては，教育委員会といたしましては，やはり対応の遅れ，そういったものを大いに反省をして，今後に生かしていかなければならない部分があるというような答弁もさせていただきました。それから，通行止め等のその対応，手立てがですね，長期間なされていなかった分についての，今後の取組，所管，所見，所管と言いますかですね，それも問われましたので，先ほどのような答えとともにですね，必要に応じて，学校への指導も強化していきたいというふうにお答えをしたところですが，この理由といたしまして，この初動態勢にはですね，法できちんと定められた手順がございまして，学校保健安全法の２８条の中に，次のような条文がございます。校長は当該学校の施設，または，設備について，児童・生徒等の安全の確保を図る上で，支障となる事項があると認めた場合には，遅滞なくその改善を図るために必要な措置を講じ，または，当該措置を講ずることができないときは，当該学校の設置者に対してその旨を申し出るものとするということで，校長の責務がしっかりと述べられておりますし，設置者としての義務も述べられております。設置者としての義務を十分に果たしていくということはもちろんのことでございますが，その前の校長としての責務，その部分についても，いろんな研修会で，また，しっかりと共通理解を図って，場合によっては，毎年，年度初めの校長研修会においてはしっかり確認をしつつ，そういった意味で指導の強化を図っていきたいと申し上げたところでございます。以上でございます。

２１番（川口幸義君） 教育長ね，昨日の答弁は，現場の校長に責任があるかのごとく，あなた，答弁をしておりましたけれども，僕は違うと思いますよ。校長は危険な箇所を見つけて，教育委員会に対して，これ，やってほしいと。もう前から，去年からずっと陳情していると思う。だから，それを受けて，教育長としてよ，危機管理から見れば，これはすぐ，予算が絡む問題だから，応急処置をするためには何

をしたらいいかっていうこと。それは土木課なり建築課に行って相談すれば，仮に，応急処置はできると思うわけよ。それをやっておいて，安全策を取りながら，予算が付いたときにやればいいわけであって，そういった対応がね，やはり僕はね，必要かなと思うんですよ。ＰＴＡが人的に努力してもね，できる範囲は知れているわけですよ。だから，そうでしょう，教育長。今は，日本の法律は変わって，教育長は市長が任命するようになった。その以前は，５名の教育委員があなたを互選をして教育長として認めたんですよ。それはなぜかって言ったら，これがなくなった理由は，現場でいろんないじめや体罰，自殺があったりするときに，責任が教育長に来た。そのときに教育長の責任が明らかじゃない，定かじゃない，誰が責任なのかという，そういう問題があって，これから法律を変えて，責任の所在を明らかにしようというのが，今，日本の教育業界の法律を変えて，全て市町村長が教育長も任命をするようになったんですよ。とすることは，あなたが責任を負わなければ，市長が責任あることになるんですよ，これからは。

（「そうだ，そうだ」と呼ぶ者あり）

だから，十分にこれからの世の中はね，お互いに横の連携をしっかりとって，そういうことがならないようにするためにはどうあるべきかっていうことは，私は，今，問いたいんですよ。なぜかって言ったら，やっぱりなんでも現場にあるんですよ，問題は。現場に小さいことがあって，これがマグマのようになって噴き出す。その前に現場に行って，教育長，やっぱり回って見られたら，一番現場の情報がよく分かる。そして，現場で一生懸命取り組んでいる，現場の教員の皆さん。やはり，教育長がたまには行ってね，激励をすれば，自分たちの頑張っていること，よく見てくれているなと，うれしいじゃない。そうすると，やる気も出るんだよ。将来の奄美の子どもを育てて，鹿児島県や日本を背負う子どもをつくる。これが，教育長，あなたの夢だよ，これ。そうすることによってね，今，そばにいらっしゃる，安田市長さんみたいなね，立派な子どもが育って，こうして島に帰って来て恩返しができるわけだよ。それを夢見て，教育長というのの人事っていうの，あるわけで。教育長，それはね，あなたの仕事は男冥利につきるよ。頑張り次第では結果が出るんだ。だから，私はいつも申し上げているとおり，この島は資源はありませんよ。豊かにあるのは，自然だけだ，奄美の豊かさは。でも，この島，資源がない代わりに人材教育するしかないですよ，この島は。その人材に，優秀な人には先行投資もして，行政が育てるという，それぐらいのね，気持ちがなかったら駄目なんですよ。奨学金，借りたら返さんばならん。一生懸命働いても返しきれない人もいるんだ，世の中には。給付型の，いわゆる奨学金，我々も設置をしてね，将来的には，そういった夢を持ちながらね，実行せんとならん。それはなぜかって，人材教育に使わんといけん。ということを僕は思ってね，今，このようにして熱弁を奮ってやっております。そういうことで，一つ，教育長，一つ頼みまっせ。あなたの腕にかかっているんだ，奄美の子どもたちは。そういうことで，この問題は終わります。

それでは，大きな３番，農業行政について。各地区の，地域の地籍の進捗について，今年度のスケジュールまで，一つ，お願いしたいと思います。

農林水産部長（竹元康晴君）　それでは，今年度の本市全体及び各地域における調査計画面積及び進捗率について，お答えをいたします。今年度の調査計画面積といたしまして，本年度末でございますが，本市全体で３．５５平方キロメートル，調査実施し，進捗率を全体で３８．４４パーセントを見込んでおります。各地区の調査計画面積といたしましては，名瀬地区，根瀬部，小湊，浦上，仲勝の各地区の一部で，面積１．９６平方キロメートル，進捗率が３１．９５パーセント。笠利地区，須野，屋仁，宇宿の各地区の一部で，面積が１．０２平方キロメートル，進捗率が７１．９パーセント。住用地区，城，摺勝，山間，見里の各地区の一部で，面積が０．５７平方キロメートル，進捗率が２６．４７パーセントとなっております。今後の調査区域につきましては，具体的には前年度調査区域と隣接している区域を計画しておりますが，急傾斜地等公共事業に関連した調査要望があった場合は，関連部署と随時連携を図りながら，調査地区の調整に努めてまいりたいと考えているところでございます。今後も予算の確保に努め，

調査を実施してまいりますので，御理解を賜りたいと思っております。以上です。

２１番（川口幸義君） 部長，よく理解できましたが，この進捗率については，まだ３０パーセント台よね。この間，新聞で，沖永良部辺りはもうほとんど１００パーセント，地籍は終わっていると新聞に載っておりましたが，それで，この，今，奄美市の場合は三つの地区に分けて地籍をやっていると思うんですけれども，この地籍の予算については，これは３か所，みんな同じ金額で分配式でやっているんですか。

農林水産部長（竹元康晴君） それぞれの地区の予算につきましては，施行する調査面積やその地域の地形とかによって，若干，地区の予算が変わっているところでございます。

２１番（川口幸義君） 今年度の見込みはどれぐらい予定していますか。例えば，笠利がどれぐらい，住用地区がどれぐらい，名瀬地区はどれぐらい見ているんだという，ちょっとそこまで聞かせてちょうだい。

農林水産部長（竹元康晴君） それでは，各地区の事業費の内訳について，御説明いたします。先ほど，まず，名瀬地区が１．９６キロ平方メートルで３，８８０万円の内示をいただいているところです。笠利地区が１．０２平方キロメートル，予算で３，０６９万円を予定しております。住用地区が０．５７平方キロメートル，２，２９０万円。本市全体では９，２４７万円を計画しているところでございます。以上です。

２１番（川口幸義君） この予算の，限られた予算内でね，進捗率も思うようには，なかなか進んでいないなと思っているんですけれども，これは国の予算や県やら，奄美市も応分の負担はしていると思うんで，そうだな，これは大体，何年度ぐらいに予想していますか。何年度ぐらいまでには，何パーセントぐらいいけるんじゃないかという，想定はないのかな。この予算は毎年９，０００万円ぐらいしか来ないよな。ね。だからこれ，倍ぐらい貰えるように動いたらどうですか。

農林水産部長（竹元康晴君） 各地区ごとの完了予定年度なんですが，現在，令和２年度から第７次１０か年計画っていうことで，事業を実施しております。第７次が終わるのが，令和１１年度で，令和７年度が終わるのでございますが，そのときの進捗率を４６．４パーセントを見込んでおりますので，令和１２年度，次の１０か年計画においては，せめて半分の進捗率，５０を超えるような形で見通しを立てているような状況です。以上です。

２１番（川口幸義君） よく頑張りましたね。これね，これどんどん進めていかなければ，公共事業のね，やはり妨げになる箇所も結構出てくるから，地籍ができなかったら，なかなか公共事業がね，前に進めない場合が多いんですよ。そのために，やっぱり国は親心として，地籍を，これ，進めなさいという，予算，その割には予算が少ないなと思っているんですけれども，これについては一応終わりますが，①，多面的機能支払交付金について。これは笠利・住用地区，三つの，３か所でやっていると思うので，ちょっとそれのデータをちょっとお願いしたいと思います。

農林水産部長（竹元康晴君） 議員御指摘の多面的機能支払交付金事業の状況，組織数，事業の推進について，お答えをいたします。本事業は平成１９年から始まっておりまして，今年で１６年目になります。現在，本市で２３の組織がございますが，内訳は名瀬が４組織，住用が４組織，笠利１５組織で，農用地及び農地の法面の草刈り，また，水路の土砂上げ，農道の路面維持などの補修活動を行っているところでございます。最近の事例では，令和２年度から新規で古見方地区７集落，朝戸，伊津部勝，西田，西仲勝，前勝，名瀬勝，崎原で古見方美島人（きょらじまんちゅ）という組織を立ち上げて，活動を行っ

ているところでございます。

次に，事業の推進についてございますが，この事業は管理する農地の面積によって交付額が決まりますので，国でも事業の推進を図るため，パンフレットを作成しており，本市といたしましても，組織を立ち上げていない集落と情報交換を行いながら，事業の説明や支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。以上です。

２１番（川口幸義君） 奄美市，名瀬と住用は，この組織率がやっぱり４団体だからちょっと少ないなと思うんだけれども，これ，書類の作り方が邪魔くさいので，なかなかやってもらえないのよね，村の区長さんがね。こういったものを，やっぱり雛形を作って，部長，そっちから役所からこのようにして，分かりやすく，そういったものも指導したほうがいいかなって僕は思っているんですけれども，これについては，多面的支払交付金については，了解しました。

それから，②県の直接支払の，いわゆる同じ内容の事業があるんですよね。この県の直接払いのいわゆる，これ，水土里サークルと同じだけれども，これについては，これはどこの地域が何団体でやっていますかね。把握できているかな。

農林水産部長（竹元康晴君） 議員御案内の中山間地域等支払交付金事業について，お答えをいたします。本事業は中山間地域等の条件不利地域と平坦地の生産費などのコストの差を支援し，農業，農村の多面的機能を維持することを目的として行われている事業であります。奄美群島が平成２７年度から事業の対象地域となって，新しい事業となっているところでございます。現在，笠利地区において７組織が活動を行っており，農地保全を目的とした農地や水路の草刈り，泥上げなど，先ほど説明した内容と同じようなところを，事業としてやっているところでございます。以上です。

２１番（川口幸義君） はい，どうも，はい，ありがとうございました。

それでは，土木行政と書いてあるんだけれども，これ，環境課かな。（１）と畜場建設と今後のスケジュールについて，伺います。

市民部長（徳永恵三君） それでは，川口議員にお答えいたします。現在，建設を進めている市食肉センターにつきましては，本年度から建設工事に着手する予定です。議員御案内のとおり，本体工事の設計額が概算で３億円を超える予定となっておりますので，奄美市制限付き一般競争入札実施要領の規定に基づき，制限付きの一般競争入札となっております。本体の建設工事は一般的な鉄骨造りの工事であることから，地元企業で構成した特定建設工事共同企業体を条件とし，同規模の建設実績などを考慮した入札を検討しているところですが，議員御提案の入札参加事業者の評価につきましても，今後，入札制度検討委員会に諮ってまいりたいと考えております。今後のスケジュールにつきましては，防衛省から補助金の交付決定を受け，７月中に公告を行い，８月中に入札を執行し，仮契約を行う予定としており，契約議案を９月議会に上程したいと考えております。工期は１５か月を見込んでおり，令和５年１２月の完成を予定しておりますが，工事完成後に県の設置許可が必要ですので，試験運用など準備期間も含め，令和６年４月の供用開始を目指しているところでございます。以上です。

２１番（川口幸義君） いよいよと畜場建設に向けてですね，スケジュールも分かりましたので。それでね，これは一応，金額にしても，もう４億円近いわけだから，これについては，入札のあり方にちょっと僕はお聞きしたいんだけれども，これ，一般競争入札の公募型でやってね，本土の大手が参入してきたら困るでしょう。だから，そこには条件付きを入れて，地元のＡ級業者を２社ぐらいでＪＶでやれるのかどうか，ちょっとそこを聞きたいんだけれども。

総務部長（三原裕樹君） 申し訳ございません。入札の関係で，私のほうから少し答弁をさせていただきます。今，議員からございましたけれども，３億円以上，２４億３，０００万円未満につきましては，先ほど議員からございました制限付き一般競争入札ということを予定をしております。このことから，本市の建築のＡランクの業者の中で２社のＪＶを組んで，制限付き一般競争入札ということで進めてまいりたいというふうに考えております。

２１番（川口幸義君） 部長，うれしいことを言うじゃない。それでね，地元の業者が落札することによって，税金がやっぱり地元に落ちるからね。僕が言いたいのは，公募型の一般競争入札を募ると，本土の大手も参入してくるから，それについては歯止めをせんといけん。だから，条件付きでなければ駄目だよっていうことを僕は希望したんだけれども，そのように皆さんが考えていらっしゃるんだから，一応，安心しましたが，その奄美市の抱えるＡ級業者っていうのは，県の考えているＡ級とは，またかなり力が違うわけだ。だから，奄美市はＡ級業者，何社いますかね。

総務部長（三原裕樹君） 今，１５社ございまして，今，議員からございました，そのうち，県のＡ級業者，７社というふうになっております。以上でございます。

２１番（川口幸義君） 県のＡ級業者７社っていうのは，これは経審がね，大体９００点超えるわけ。総合点で見ると，１，３００から１，４００あるわけだな。中には１，７００も１，８００もある大手業者もいらっしゃる。こういう人たちが，やっぱり技術力が高いから，経審が高いわけだよ。これ，県が認めているわけだから。そういった業者がやっぱりしっかりした建物をね，僕は造ってほしいなと。恒久的なものを造ってもらいたいと思いがあって，それが受け入れられるんであれば，地元の人たちが参入をする。その中には，県のＡ級，奄美市のＡ級っていうのは，県のＣのランクなの。部長，分かる。県のＣのランクは，大体総合点で１，０００点ぐらいしかない。そうするとね，経審はね，７５０ぐらいしかないんだよ。でも，それも奄美市がＡ級として入れている以上は，県のＡ級と奄美市のＡ級とＪＶで組めばちょうどバランスが取れていいのかなと思って伺いをしましたが，そのＪＶについては，それは業者間が考えることなので，それは良とするけれども，そういったようにしてですね，一つ，技術力の高い企業にも参入をさせるように，一つ，頑張っていただきたいと思っております。それでは，土木行政については終わります。

それから，大きな５番，下水道事業について伺いますが，（１）用安集落，農業集落排水事業の進捗率について伺います。よろしくお願いします。

上下水道部長（吉　郁也君） それでは，お答えいたします。用安地区の農業集落排水事業の進捗率は，令和４年３月末で３２．５パーセントとなっております。以上でございます。

２１番（川口幸義君） それでね，今年度はどの程度まで進められるか，ちょっとそれまで聞かせて。

上下水道部長（吉　郁也君） それでは，今後の整備計画ということで御説明いたします。今年度から令和６年度にかけて，処理場の整備を行い，処理場完成後の令和７年度に，一部供用開始を予定しております。以上です。

２１番（川口幸義君） それで，部長ね，これが令和７年の，これ，完成を見込むということですから，供用開始のことだと思います。そうなったときに，今，赤木名地区などは下水道，供用，やっているけれども，この，要するに接続の問題なんだよ。これが，利用が何パーセントになっているのか，それが聞きたいんで，それは把握できていますかね。ただ，事業ありきでね，予算だけ執行して下水道，やり

ました。ところが，ここの人がその，なかなか接続をしないと。この事業を持ち込むまでについては，住民の皆さん，１００パーセント同意を出しているわけだから。完成すると，なかなか接続に応じないという，こういったその問題があるので，そこらは把握できているかな。

上下水道部長（吉　郁也君）　それでは，笠利地区の接続率について御説明いたします。大笠利地区と赤木名地区の２地区は特定環境保全公共下水道事業で整備を行っております。大笠利地区につきましては，もう既に整備を完了しており，接続率は７９．３パーセントでございます。赤木名地区につきましては，一部供用開始しており，接続率は３０．２パーセントで，現在も管路整備を進めている状況でございます。

次に，農業集落排水事業では，４地区が事業を完了しております。各地区の接続率は用地区９８．２パーセント，宇宿地区，９１．０パーセント，屋仁地区，８６．５パーセント，佐仁地区，４１．１パーセントとなっております。以上でございます。

２１番（川口幸義君）　部長，努力をして，できるだけ接続，９０パーセント台を狙ってですね，頑張っていただきたいなと思っております。これは，農業集落排水事業について，これは生活環境の整備で，この下水道事業，やっていると思うので，海にそのいろいろ流しっぱなしにしてもいかんだろうから，そのために，こういった下水道事業，導入されているわけで，できれば９０パーセント超えるような接続を願って，願いたいと思っておりますので，これで終わります。ありがとうございました。

議長（西　公郎君）　以上で，自民党新政会　川口幸義君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後２時２９分）

――――――――――――――　○　――――――――――――――

議長（西　公郎君）　再開いたします。（午後２時４５分）

引き続き，一般質問を行います。

立憲民主党　関　誠之君の発言を許可いたします。

１４番（関　誠之君）　議場の皆さん，市民の皆さん，インターネットを御覧の皆さん，こんにちは。私は立憲民主党の関　誠之でございます。一般質問を行う前に，若干の所見を述べさせていただきます。さて，今回の令和４年第２回定例会は，安田市長が誕生して半年が経過し，市長にとって３回目の市議会になります。市長の，市民の皆様の思いに寄り添い，市民の皆様と何度でも対話し，市民の皆様とともに汗をかくとの姿勢は，日常の職務遂行の上で少しずつ見えてきております。特に，民間と市役所の協力，連携体制の中で，それぞれの持てる力を十分に発揮できるような体制づくりとして，公民連携会議，いわゆる世界自然遺産活用プラットフォームを設置し，市民参加型で政策実現を目指すとしたことは，大変評価のできることだと思います。しかし，各種審議会に民間代表を参加させるだけでは，従来の審議会方式と何ら変わらないのではないでしょうか。民間代表の日常を考えていることを具体的に集約することと，島外からの視点，例えば全国に組織されている奄美会からの意見等も取り入れる努力などを含め，幅広い施策の構築，方法論をもっと研究すべきではないかということを提言いたしておきます。市長は４月の人事異動に当たり，基本的姿勢，機構の改革，事業の新設，改善，施策の解決方法及び手段を提起しておりました。今回の質問は３月定例会で役割と目的について質問いたしました。その後，どういう取組になっているのかについて，再度，①重層的支援推進監の配置。②は子ども家庭総合支援拠点の設置についての取組と具体的な内容，進捗も含め，質問をいたします。

（１）安田市長の行政課題，公約の取組状況について。重層的支援推進監の配置と具体的業務について。一つ目は，重層的支援推進監の配置はどういう位置付けで，どこに，どのようなネーミングで配置したのか。庁内における横断的な体制をどう強化し，必要な制度，施策，相談のあり方，体制などのあり方

をどのように検討されたのか。三つ目は，重層的支援体制事業への申請状況はどうなっているか，お示しをいただきたいと思います。

以上，３点について，お答えください。次の発言からは発言席にて行います。よろしくお願いいたします。

議長（西　公郎君）　答弁を求めます。

保健福祉部長（山下能久君）　それでは，議員の御質問にお答えいたします。

まず，最初に，重層的支援推進監についてお答えいたします。現在，市では市民の相談に対し，既存の制度を基にしながら支援に努めているところでございます。一方，社会情勢の変化により生じる既存の制度では対応できない複雑化，複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため，令和４年度に高齢者福祉課へ重層的支援推進監改めつながる相談統括監として配置いたしております。高齢者福祉課には地域包括支援センターがあり，６５歳以上の方へ各種相談や訪問，ケース検討会議，生活支援体制整備事業による地域づくりなどの取組を行っており，高齢者に対して横断的内容に対応できる体制が整備されていることから，重層的支援体制整備事業導入についても，関連して移行しやすいとのことで，高齢者福祉課へ配属いたしました。

次に，庁内における横断的な体制の強化と必要な制度，施策，相談体制などのあり方についてでございますが，これまでも本市としては安心して暮らせる地域を目指して，保健福祉部をはじめ，各部署においても，各種相談や各種の事業に取り組んでいるところでございます。これまで，相談につきましては，各部署で相談を受け，必要に応じて他の部署と連携しながら対応しておりますが，ダブルケアや引きこもりなど，制度の狭間におられる方などへの相談に対して，十分な対応が図られていたかという課題もございました。そのため，縦割り行政での相談の現状や課題を把握し，横断的な対応により，市民一人一人の相談の解決を図るため，保健福祉部を中心に，つながる相談窓口検討会を設置し，各課への聞き取りやアンケート調査を行い，相談における現状や課題の把握を行っているところでございます。

次に，重層的支援体制整備事業の導入につきましては，現在，庁内関係各所と協議を進めているところでございます。先進地の事例も参考に，事業導入によるメリット，デメリットも精査しながら，本市に適した体制を検討していくこととしております。なお，今回の補正予算において，講師旅費１２万円を計上し，先進地の福井県坂井市より講師を招き，勉強会を実施する予定としております。以上でございます。

１４番（関　誠之君）　ありがとうございました。②の，関連しますので，質問をさせていただきます。子ども家庭総合支援拠点の設置と支援業務の現状について，質問いたします。子どもとその家庭及び妊婦に関して，家庭，その他からの相談を受けた直近３年間の件数があれば，お示しをいただきたいと思います。二つ目は，子ども家庭総合支援拠点はどこにどのような形で設置をされているのか，また，されたのか。子ども家庭支援員は何名で，どのような支援を行っているのか，具体的に御説明ください。三つ目は，子ども家庭総合支援拠点を設置することによって，支援のあり方がどう変わるのかまでお示しをいただきたいと思います。

福祉事務所長（永田孝一君）　それでは，子ども家庭総合支援拠点についてお答えいたします。直近３か年における子どもと家庭の相談件数ということでしたが，子ども家庭総合支援拠点は今年度から設置をいたしておりますので，子どもやその家庭に関する相談を実施して，これまで実施しておりました福祉政策課，それから，健康増進課の実績についてお答えしたいと思います。福祉政策課が所管しております家庭児童相談室におきましては，令和元年度，５２９件。令和２年度，６８１件。令和３年度，７４７件の相談を受けており，年々増加の傾向にあるというところです。また，健康増進課が所管して

おります，妊婦や乳児に関する相談におきましては，令和元年度に８９０件，令和２年度に６４２件，令和３年度に６５８件と，出産や育児不安を抱える家庭からの相談件数も高い水準で推移しているということでございます。

次に，支援拠点の設置場所というところですけれども，本支援拠点は平成２８年度の児童福祉法の改正に基づき設置されるものでございます。令和４年度中には全市町村に設置することが義務付けられております。本市におきましても，子ども家庭支援員を３名配置しております。児童等に関する支援を一体的に担うための機能を有する拠点として，本年度，名瀬総合支所の福祉政策課内に設置をしているというところでございます。支援拠点の主な業務内容といたしましては，実情把握や情報の提供，相談等への対応，要支援，要保護児童への支援計画の作成，関係機関との連絡調整などでございます。

支援のあり方，どう変わったのかというところでございます。これまでも子どもや家庭に関する問題を抱えた世帯や，妊娠，出産に不安を抱える特定妊婦などへの支援は，福祉政策課及び健康増進課，この中に子育て世代包括支援センターというのがございます。これが主体となり，庁内連携の上，実施しておりましたが，支援拠点を設置したことで，月１回の定期的な拠点情報共有会議を実施しております。子ども家庭支援相談員を中心とし，他機関との更なる連携が強化され，これまで以上に課題の早期発見や切れ目のない支援につなげられると考えております。以上でございます。

１４番（関　誠之君） はい，ありがとうございました。あと三つ，関連の質問させていただきます。子育て包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の違いは何であるのか。二つ目は，子育てに関して，奄美市において進んでいる点，また，遅れている点について，お示しをいただきたいと思います。三つ目は，安心して子育てを行う環境整備ができると期待されている，奄美市子育て・保健・福祉複合施設センターにどのような期待をしているのか。現在の子育てに関する施設の老朽化は著しく，この施設を早急に建設する必要があると思うが，いつ着工し，完成するのか，お答えをいただきたいと思います。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは，まず，子育て包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の違いについて，お答えいたします。子育て世代包括支援センターは主として妊産婦及び乳幼児並びにその保護者を対象としておりまして，妊娠期から子育て期にわたって，母子保健施策と子育て支援施策を提供するため，実情を把握し，妊娠，出産，育児，この流れですけれども，に関する各種の相談に応じて，必要に応じて支援プランの策定を行うということをやっております。次に，子ども家庭総合支援拠点でございますが，管内に所在する全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象としておりまして，その福祉に関しまして，子ども等に関する相談全般から通所，在宅支援を中心とした専門的な相談対応や必要な調査，訪問等による継続的な相談支援，支援業務を行う機関であります。保護を必要とする児童の早期発見や適切な保護を図るため，福祉政策課に設置された要保護児童対策地域協議会という会を開いておりますけれども，それと，子育て世代包括支援センターの機能を併せ持った機関ということになります。

子育てに関して，奄美市の進んでいる点と遅れている点についてという御質問でございます。本市においては，子どもが生き生き，健やかに育つ心豊かなまちづくりを基本理念といたしまして，奄美市子ども子育て支援事業計画を策定し，子育てに関し，多様化するニーズに応えるため，様々な事業を展開し，支援につなげているところです。特に，妊娠，出産，育児期に関しての支援については，県下でも子育て世代包括支援センターの早期立ち上げ，それと，市としてそこに助産師を配置して，子育て世代の相談や支援に当たっていることは，進んでいる点として評価できるのではないかと考えております。また，子ども医療費の助成対象の拡充に，これまでも努めてまいりました。このことは子育てに資するものと認識しております。一方で，子育てに関する資源が市街地区に集中するなど，奄美市３地区が等しく子育て支援を利用しやすい環境整備については，引き続き課題として取り組む必要性を認識しております。

続きまして，奄美市子育て・保健・福祉複合施設についてでございます。奄美市子育て・保健・福祉複合施設は子育て支援センター機能，健康づくりに資する保健センター機能，高齢者の生き甲斐づくりの場として，老人福祉会館機能，この三つを有することで，各世代の課題に応え，また，そこで生み出される多世代交流活動の拠点として期待し，計画を進めてまいりました。本市としても，施設建設の必要性を認識しているところですが，本施設建設事業を進めるに当たり，新型コロナ感染症により交流を制限する生活様式の変化でありますとか，全国的な建設需要の高まりやウクライナ情勢の影響による建設関係費用の更なる高騰など，本事業を取り巻く社会情勢の変化や，本市の大型建設プロジェクトが続く中で，次世代にわたり活用していく施設の維持管理費用も踏まえ，事業を調整する必要が生じているところであります。現時点で具体的な着工の時期はお示しできませんが，事業実現に向けて努めてまいりますので，御理解のほど，よろしくお願いいたします。

１４番（関　誠之君）　一つ，教えていただきたいのは，現在の保健センター，相談等をしていると思いますが，これはいつ完成をしたか，もしお分かりになれば，教えていただけますか。現在使っている保健センター。

福祉事務所長（永田孝一君）　手元に正確な資料はないんですが，多分の答弁で申し訳ないんですけれども，昭和３７年に建設されたということを聞いております。以上です。

１４番（関　誠之君）　なぜ，今，お聞きしたかというと，それほど古いところで子どもたちの相談やいろんなことをやっているということですから，先ほど提起をした子育て・保健・福祉複合センターですか，複合施設センター，これ，やっぱり早急にですね，場所の問題も十分承知をしておりますけれども，考えていただきたいということであります。そういう中で，今，議論をしましたけれども，私は重層的支援推進監の配置，ネーミングが固いということで提起をしましたら，つながる相談統括監ということで，非常に柔らかくしていただいてありがとうございます。そういった，ともに共存，既存のですね，制度で対応ができているように思うんですよ，今のこの問題はですね。しかしながら，現在の支援体制を十分に分析をして，どう生かしていくかという視点を持つことが大切だというふうに思っております。例えば，相談支援は介護地域支援事業，障害地域生活支援事業，生活困窮者自立支援事業でなされておるわけですよね，それぞれで。このような事業，一体として実施するため，一体とは，やはり各係の横断的な事柄について，連携をとりあいながら，月１，２回が適当かどうか分かりませんが，少なくとも合同で連絡協議会を開くなど，現場での相談を共有することが大切だというふうに思っております。共有が図られないと，組織をつくっただけで，ということに相成るかも分かりません。相談者に寄り添うという言葉は簡単ですけれども，仕事の遂行において，職員自身の意識ある行政機構の縦割り構造を撤廃をして，それぞれの現場で積み上げたノウハウをともに共有し合い，スキルを高めることが大切なことだというふうに思っております。問題意識を共有し，スキルを高めるということこそが，断らない命と福祉の相談窓口として確立することだというふうに考えております。重層的支援体制の整備事業の参加支援事業，地域づくりにしても同じようなことが言えるんではないかというふうに思っております。このことは，最も幅広い地域のつながりや人的交流が必要となるというふうに思っております。現在，地域づくり事業などは，地と知の交流館を拠点に，大変頑張っている奄美地区と，地と知の交流運営協議会など，モデル事業として，モデル地区として指定するなど，積極的な事業展開が必要だというふうに考えております。このように，子ども家庭総合支援拠点も基本的には行政の立て縦割り構造を横断的機構に変えていくことが，子どもの支援推進を図ることだと思いますので，もし今のことについて，当局の見解があれば，お聞かせをいただきたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君）　地と知の交流運営協議会への地域づくりの委託について，お答えいたしま

す。現在，介護保険事業の生活支援体制整備事業において，市内を８圏域に分け，地域のつながりを広げながら，地域づくりや安心して暮らせるための対策に取り組んでおり，奄美地区においても，在宅介護支援センターが事務局となり，地域の方々と一緒に検討会を実施しているところでございます。重層的支援体制整備事業導入については，地域の方々の理解や協力も必要であると認識しておりますが，既存事業も含めまして，保健福祉部として，今後，検討を進めてまいりたいと存じますので，御理解をよろしくお願いいたします。

議長（西　公郎君）　積み残しのないようにお願いいたします。

１４番（関　誠之君）　ありがとうございます，御注意。

③の奄美市総合計画の策定の進捗状況について，お聞きをいたします。議会の議決事項になっていることは真摯に受け止めている，総合計画についての議論が可能となる時期を見据えながら，次期総合計画については検討を行うとの，令和３年第４回定例会の答弁でありましたけれども，議論が可能になる時期をどう捉えているのかということを，まず１点，お聞かせください。そこで，策定までのスケジュール的なものがあれば，お聞かせをいただきたいと思います。通告してありますので，これまでお聞きをしますが，そういう総合計画の中で，航路航空路運賃の軽減事業に子供料金等の創設は，何度も議会で取り上げておりますけれども，その反応がありませんので，お聞きしたいと思います。以上です。

市長（安田壮平君）　それでは，関議員にお答えいたします。私のほうで前段を答えまして，後段については，担当の部長よりお答えをさせていただきます。

まず，総合計画策定についてでありますが，議論が可能となる時期について，これまでコロナ禍においての会議のあり方などについて検討してまいりましたが，昨今では比較的大規模な会議などが対面式により開催されるようになり，庁内においても様々な会議が開催できるようになってきたところであります。また，社会的にもウィズコロナからアフターコロナというような機運もありまして，やはりですね，この総合計画の策定もですね，やっぱり着実に取り組んでいかなければならないと，そういう思いも，今，募っているところであります。このようなことから，コロナ禍における会議開催については，感染防止対策を徹底することでしっかりと対応できる環境にあると考えております。加えて，令和２年国勢調査についても確定値のみならず，様々なデータが順次公開されており，今後，昼間の人口をはじめとするデータも揃ってくるものと想定をしております。その一方，県が策定したかごしま未来創造ビジョンや奄美群島１２市町村長が策定を進める奄美群島成長戦略ビジョン２０３３，仮称でありますが，などとの整合性を図りつつ，ＳＤＧｓをはじめとする新たな視点を含めた論点整理も必要であると考えております。このため，現時点では行政を取り巻く新たなキーワードの調査，研究など，最上位計画策定に向けた論点整理作業を進めているところでございます。今後の総合計画策定までのスケジュールについてでありますが，年内を目途に，論点整理などの内部作業をまとめ，市民の皆様にも御参加いただく具体的な議論を始めたいと考えております。市民参加型の議論につきましても，一定期間を要するものと考えておりますが，最上位計画の策定について，最終的には議会での御審議をいただくものと認識をいたしております。以上です。

商工観光情報部長（平田宏尚君）　それでは，私のほうから，子供運賃に関してお答えさせていただきます。子供運賃につきましては，各航空会社の自助努力，サービスの一環として自主的な割引制度を用いて実施されております。また，現状の割引制度を拡充することについても，奄美群島航空航路運賃軽減事業として限られた予算の中で多額の費用を投じている中，鹿児島県及び奄美群島１２市町村の更なる負担金の恒常的な増加が生じることから，多くの解決すべき課題があるものと考えております。一方で，平成３０年度より鹿児島・奄美路線に新たな航空会社が参入したことによって，より幅広なニーズに沿っ

た安価な価格帯の提供がなされているほか，現在，昼と夕方の２便が運航されております。これにより，お子様を含む利用者の皆様の価格面，利便性の面において，選択の幅が広がったものと認識しておりますので，御理解をよろしくお願いいたします。

１４番（関　誠之君）　子供料金はですね，やる気があるかないか，しっかりとやはり，議会で出たことですから，県のほうにもお伝えをしてですね，議論をさせていただきたいというふうに思っております。

次に，（２）番の奄美市開発公社から無償譲渡された土地の売買状況と，今後の開発公社の方向性ということで質問させていただきます。一つ目は，補正８号における土地売買収入１９億９，９７４万２，０００円のうち，５月末までに収納された額をお示しをいただきたいと思います。二つ目は，名瀬港事業代位弁済金，いわゆる１８億７，７７３万円の返済日はいつになるのか。三つ目は，昨年１０月に契約候補として決定した７業者の契約，売買の状況を具体的に説明をいただきたいと思います。契約ができなかった業者の契約予定金額はあると思いますので，お示しをいただきたいと思います。四つ目は，当初から売れ残っていると言われている４区画の譲渡価格と，今後の取組について，お答えをいただきたいと思います。この譲渡価格については，当初，評価した額，いわゆる新聞で公表されておりますので，是非，その額をお示しをいただきたいと思います。以上です。

総務部長（三原裕樹君）　それでは，お答えします。

まず，１点目の土地売り払い収入の５月末まで，収納閉鎖期間だと思いますが，その収納額について，お答えをいたします。御質問の補正第８号で予算計上いたしました，土地売り払い収入１９億９，９７４万２，０００円のうち，令和４年５月末，これは令和３年度の出納閉鎖期間内ということでございますが，までの収納額は１４億９，１８９万９，４８３円でございます。

それから，２点目の代位弁済金の返済日というところでございますが，これも補正第８号で計上させていただきましたけれども，この返済日につきましては，令和４年３月３１日でございます。

それから，３点目でございます。契約候補者として決定をした７業者の現状というところでございます。契約状況につきましては，本年２月より奄美市開発公社から引き継ぎました７社の契約候補者と契約交渉を進め，令和４年３月３１日までに６社と契約をし，土地の引き渡し，移転登記までを完了いたしております。６社の契約総額といたしましては，先ほど答弁させていただきましたとおり，１４億９，１８９万９，４８３円でございます。なお，それぞれの契約者ごとの具体的な情報につきましては，非公表を望む御意見もございましたので，控えさせていただきたいというふうに思っております。また，残りの１社につきましては，令和３年度内の契約には至ってございませんけれども，現在，引き続き契約に向けた協議を進めているところでございまして，契約予定額といたしましては，５億７８４万２，４４０円となっております。以上でございます。

もう１点あります，すいません。それから，売れ残っている区画の譲渡価格ですね，失礼いたしました。議員御案内のとおり，２次公募を終えた時点で，あと４区画が未契約となっております。譲渡価格につきましては，２次公募時点で，これ，奄美市開発公社が提示をいたしました４区画の合計額でございますが，これにつきましては１１億１，０６７万５，０５３円でございます。今後の公募につきましては，本市へ無償譲渡されたことに伴い，本市としての土地処分検討委員会を立ち上げ，以前の公募内容について，改めて審議をした上で，８月頃を目途に公募を開始し，今年度内にはマリンタウン地区の全ての土地処分が完了できるよう，努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

１４番（関　誠之君）　何が問題なのかということなんですよね。今，数字を出していただきましたけれども，１４億９，０００万円余りの歳入しかなかったと。それで，１８億７，０００万円余り，いわゆる市の税金か，この１４億円を足したのか分かりませんが，その差し引きをしますと，約４億円足らないわけですよね。ですから，足らないということは，市の税金で立て替えて支払ったというふうに考えざ

るを得ません。そういうことで，市長は新聞の１月２４日の記者会見で，市が土地処分を行うので，実際の損害は生じないということですけれども，今，やると約４億円が市の税金で立て替えられているというのが問題なんですよね。逆に言えば，これが市が弁済をせざるをえなかったお金になるわけです。ですから，今度，信金の償還期限が来年の３月３１日，６億円あるわけですよ。ですから，先ほど出していただいた４区画１１億円なり，残っている１社なりをしっかりとこれ，売買しないと，それもまた，市のほうで代位弁済をしなきゃいかんくなるわけですよね。損失補償４６億円があるからいいじゃないかというふうに思うけれども，これはもう，開発公社の土地に関して４６億円やっているんであって，この債務保証の４６億円というのはどういうふうになるのか。開発公社の先ほどの売買については，前市長の問題もあるわけですけれども，免許失効とかいろいろ。しかし，今回の問題は安田市長が市長になられてから判断をしてね，引き取ったわけですから，そういうことで起こった事象なんですけれども，やはり開発公社の理事長，奄美市長として，責任をどう考えているのか。やっぱりその辺はけじめをしっかりつけていかなければいけないんじゃないかというふうに思います。それと，もう一つはこの開発公社，抜本的改革も必要じゃないかと。ただ，今，施設の委託管理をしているわけですから，しっかりこの辺を，前，提案したスポーツ振興公社にするとか，そういったことも必要だと思いますが，今のことについて，見解があればお聞かせください。

総務部長（三原裕樹君） まず，代位弁済金の不足分につきましては，確かに議員御指摘のとおり，３億８，５８３万５１７円，これが立て替え払いという形になっております。事業者について，契約に至らなかったことにつきましては，事務を所管する部長として，大変申し訳なく思っております。お詫び申し上げます。このような中でございますけれども，残り１社につきましては，先ほども答弁させていただきましたが，引き続き契約に向けて交渉を続けておりまして，令和４年度中には契約が完了する見込みというふうになっておりますので，今後の土地の処分において，財源は全て確保できるという見込みで取り組んでおりますので，そこについては御理解をいただきたいというふうに思っております。

それから，開発公社の損失補償の件，ございましたけれども，これは当初予算に債務保証ということで，債務負担行為で計上しているところでございますが，これまでも，この債務負担行為に基づき，損失補償などを行っておりまして，既に一部の借入金につきましては，返済が済んでいるものもございます。議員御承知のとおり，この度，市が代位弁済をするに至ったわけでございますが，先ほど議員から御質問ございましたとおり，今年度末にも償還期限を迎える債務，６億円ございますので，これら関連する債務が整理された段階において，改めて債務負担行為について見直しを行ってまいりたいというふうに考えております。

それから，開発公社の今後の方向性というところでございます。現在，開発公社におきましては，公の施設の指定管理業務，それから，道路等の公共施設の維持管理業務，これに努めていただいているところでございます。開発公社におきましては，安定的なサービスの提供の担い手として，また，雇用の面でも一定の受け皿となっていることも含めて，期待される役割を発揮している段階でございますので，まずは現時点における各業務を確実に担っていただきながら，議員御提案の新たな役割等について，今後，研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから，責任問題の話，少しございましたけれども，今回の開発公社における免許失効に関する事務処理に対しまして，役員並びに関係する職員について処分を行ったところでございます。その上で，今回の事案については，弁護士同席の上，警察のほうへも報告を行っておりまして，現時点においては，今後の動向を見守っている状況でございますので，御理解をいただきたいというふうに思います。

１４番（関　誠之君） 代位弁済というのは，やはりそういった損害を受け，与えたから市が代わってそれを払うわけですから，そういう意味ではよく理解をされておるとは思いますが，やはり何らかのけじめをしっかりつけていただきたいということを注文しておきたいというふうに思います。

次に,教育行政について,質疑をさせていただきます。学校給食センター,課題と問題点ということで,何名かの同僚議員が質疑をしておりますけれども，まず私が申し上げたいのは，この学校によって対応が違ったということも聞いておりますが，その辺のところ，どうであったかということが１点と，この米飯，副食調理提供の中止，停止と言うんですか，に至った，先ほどの時系列的な，５月の１６日から２３日まで米飯が停止だということで，１８,１９には副食を停止しましたと。５月２４日には通常どおり給食を開始しましたということはよく理解をしておりますから，それはいいとして，やはりそこに至った経過対応ね，それは給食を中止にしなかった。これはえらいと思うんですよ，ある意味で，給食，中止にしないで副食と米飯だけを停止にしたと。しかしながら，現場では給食中止しなきゃいかんじゃない，いわゆるコロナに感染をして，そういったことが給食を作ることによってですね，生徒方にどういう影響を与えるかというのが，まだ知見的にできていなかったわけですから，そういう中で非常に不安を与えておったということも事実であります。そういう中で，給食を中止にしなかった理由と，そこの判断に至った，最終的な判断はどなたが行ったのかということが１点と，もう１点は，この川口議員も言われておりましたが，危機管理マニュアル，これがあれば，これに従ってやればですね，現場の混乱もそうなかったのかなというふうに思いますので，この点，お願いをしたいということと，米飯，副食調理提供を中止，停止したことによる課題と問題点についてお答えをいただきたいというふうに思います。それで，ざっとやりますけれども，現在の学校給食センターの人員，先ほど４０名ということで，正職が３名で再任用４名，会計年度職員が３３名ということでありましたけれども，こういう中でですね，正職員が３名しかいないと。非常に現場でも，それぞれのラインの主になる人がですね，もういないわけですから，３名，４名，７名ではですね。そういう，非常に現場のほうは大変な思いをしながら，毎日，給食を作っている，いうふうにお伺いをしております。この人数の件はよく理解をしましたので，あと，この調理員，今の状況で，給食センターの運営は今後もこのような形，これ，あと何年かしたら，この正職員,いなくなるわけですよね。あとは再任用か会計年度任用職員,そういう中で,給食センターの運営は，今後，どのような形でやっていくのか。直営なのか委託なのか，よく分かりませんが，その辺のことをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

教育部長（石神康郎君） それでは，お答えをいたします。コロナの罹患者が発生した当初より，健康増進課及び保健所と情報を共有しつつ，その対応について，教育委員会内において協議を重ね，給食提供を継続していくということといたしております。その前段では，給食センター長と栄養教諭，調理，全ての中でどういう体制で，この人数でどこまでやれるのかというものについても協議をしていただき，そこで，教育委員会としてどう判断していくかということで，決定をいたしております。その決定いたしました理由といたしましては，先ほども申し上げましたとおり，児童・生徒の学びの保障という点，それと，保護者の皆様になるべく負担がかからないように，給食提供を継続していくということにさせていただいた次第でございます。なお，給食提供に当たっては飛沫感染防止，手指衛生対策，調理員の食事休憩時の感染防止対策をしっかり行った上で実施をいたしました。

感染マニュアルという件につきましては，このコロナが発生した頃から，いろんな，厚労省であったり，文科省であったり，いろんなところから様々な感染防止対策，いうものが出ております。本市にいたしましても，奄美市職員の行動指針というものがございまして，健康，当然のことならが三密を回避すること，そういうものもございます。それから，今年の令和４年２月には，オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止対策についてというようなところで，事業所についても会話をなるべく避けると，そういうものに沿ってやってきております。しかしながら，今回，こういう事態になったということでございますので，この件については重く受け止めたいと思います。なお，給食センターのほうでは，先週，６月９日の木曜日に，名瀬保健所のほうが現地視察をしていただいております。健康増進課のほうにも同行していただいて。

１４番（関　誠之君） 先ほど聞きましたから，それはよく分かり。僕が言いたいのは，危機管理マニュ

アルがあったんですかという話です。

教育部長（石神康郎君） その危機管理のマニュアルというものについては，なかったということでございます。以上でございます。

１４番（関　誠之君） これ，４，０００食を作るときに，確か提案をしたのは，こういういろんな災害とかなんとかあるときの，この給食の運営についての危機管理マニュアルを作るべきだということで提案をしているわけですよね。そういう中で，これがなかったことによって，現場にいろんな混乱が生じたというふうに思っております。先ほど，時間がありませんが，はしょって言いますが，給食の人員は正職員が３名しかいないというような中で，今後のこのセンター運営，どうしていくんですか。答弁してください，お願いいたします。

教育部長（石神康郎君） 学校給食センターにつきましては，直営堅持を基本として運営していくということについては，これまでと変わりはございません。職員の採用につきましても，現状の給食センター調理員体制を精査した上で対応してまいりたいというふうに考えておりますので，御理解を賜りたいと存じます。

１４番（関　誠之君） ②の小・中学校の給食費の滞納状況と給食費の無料化の課題ということで出しておりますので，まず，開設以来の滞納額が幾らになっておるのか。以来，開設以来，年ごと，分かっておれば，お示しをいただきたいと。それと，滞納の徴収方法。滞納状況の管理及び，先ほど言いました徴収方法をお示しをいただきたいと。今回の補正に，収納システムの改善等も出ておるようでありますけれども，そこも含めてですね，少し説明いただきたいと思います。それと，給食費の値上がりがいろいろ取りざたされておりますが，今，小･中学校幾らか分かりませんが，まず，給食費の月額幾らなのか。幼稚園，小学校，中学校とあるのか分かりませんけれども，と，この辺の対応はどうするのかということが１点。２点目は，給食の無料化について，財政的なものが問題だというふうに言っておりましたが，確かに賄い材料費が１億７，４００万円ぐらい歳入として入っておりますんで，それを市の財源で振り替えないといかないということでありますが，その問題は理解をしたとして，ほかに何か問題点があるか，お示しいただけますか。

教育部長（石神康郎君） それでは，奄美市の市立学校給食センター開設の平成３０年以降の徴収率について，申し上げます。平成３０年度が９５．６４パーセント。令和元年度，９８．８パーセント。令和２年度，９７．８７パーセント。昨年度が９８．０９パーセントとなってございます。滞納徴収の方法といたしましては，まずは督促状や催告書の送付による納め忘れ等について，催告をいたします。納付がなされない場合については，臨戸訪問を実施するなどして，滞納整理に努めてまいりました。今後も文書による催告や臨戸訪問などを実施しながら，納付の意志が見られない方につきましては，法的措置なども視野に入れ，税務課滞納整理室とも連携を図りながら，債権回収に努めてまいりたいと考えております。

値上げの件についてでございますが，報道等により，県内他の自治体においては，給食費の値上げが報道されております。本市では学校給食会計において，公会計制度が導入されているため，賄い材料費の購入にあたる影響はすぐには出ておりませんが，昨年度の決算状況や今後の材料費の価格の推移を見極めながら，検討してまいりたいというふうに考えております。

無償化につきましては，先ほど議員のほうから御指摘がございましたが，賄い材料費だけで約１億７，０００万円ございます。やはり恒久的な財源となってまいります。それ以外に理由はということでございますが，まずはそこを，恒久的な財源として，どこから，どういうところから持ってこれる

のか，そういうところが第一なんだろうというふうには認識いたしておりますので，御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

１４番（関　誠之君）　一つだけね，パーセンテージで言ったってあんまり分かりませんので，現在の滞納額の総額，幾らですか。

教育部長（石神康郎君）　現在の滞納額，申し訳ございません，平成３０年度，調定額が９，１８２万９，８９３円。収納額が８，７８３万５７円。令和元年度。

１４番（関　誠之君）　現在の滞納額という質問ですけれども，総額。

教育部長（石神康郎君）　現在の滞納額総額が４０５万３，８８０円でございます。以上でございます。

１４番（関　誠之君）　はい，４００万円余りの滞納があるということですよね。幾ら公会計というのは，公会計というのは，その分は税金で払って，払っていない方々が食べているということですから，その辺をどうするかということは，もう十分に考えていただきたいというふうに思います。

有限会社，③の奄美市名瀬米飯給食センター，私も非常にうかつに，これ，しておりまして，気付いてみたらなんか建てたものを壊す補正が今年出ておりますけれども，この有限会社は，現在，存続しているのか。いわゆる登記がね，有限会社ですから，法的になると思いますが，存続しているとすれば，予算執行予定表など，毎年出されるべきではないかと思いますけれども，稼働停止後の現金，市の出資金の管理はどの部署が行い，現在の状況についてお答えをいただきたいと思いますが，いかがですか。

教育部長（石神康郎君）　お答えいたします。現在，有限会社奄美市名瀬米飯給食センターにつきましては，令和３年８月２０日付で清算結了登記がなされており，会社としての清算手続きが完了をいたしております。市の出資金及び清算剰余金につきましては，学校給食センターにおいて管理しており，本年度中に出資金の返還及び配当金支払いを行う予定にしてございます。建物につきましては，有限会社奄美市名瀬米飯給食センターの所有ではなく，奄美市の所有ということでございます。以上でございます。

１４番（関　誠之君）　はい，ありがとうございます。

（２）の奄美市の教育行政における課題，問題点について。小・中学校の教員不足の現状と問題点，今後の対策についてお示しをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

教育長（村田達治君）　議員の御質問にお答えいたします。まず，問題点，今後の対策ということで，一つ目に直近の３か年につきまして，令和２年度，小学校に配置すべき正職員数等について，御報告を申し上げます。令和２年度につきましては，配置すべき正職員数２５３名，不足した職員数は２８名でございましたが，５月１日までに配置できた臨時的任用職員が２８名ということで，不足数は０でございました。中学校におきましては，配置すべき正職員数１５９名，不足した職員数は１５名，５月１日までに配置できた臨時的任用講師は１５名ということで，不足数０でございます。昨年度，同様に，小学校に配置すべき正職員数は２５７名でございましたが，不足した職員数３０名，５月１日までに配置できた臨時的任用講師は２７名，結果として不足数は３名でございました。その後に，３名は補充はできたところでございます。中学校におきましては，配置すべき正職員数１５７名，不足した職員数は２０名，５月１日までに配置できた臨時的任用講師は２０名，不足数は０でございます。同様に，今年度，小学校では２６１名の必要数に対して不足数は２４名。５月１日までに配置できた講師は２４名，不足数０でございました。中学校においては，配置すべき正職員数１６３名，不足した職員数は１７名，５

月１日までに配置できた臨時的任用講師は１７名，不足数は０となっております。そして，３年間で職員の配置定数は，令和２年度と比較して，小学校は８名の増，中学校は４名の増となっております。これは，主な理由としまして，特別支援学級の増加に伴う教職員の配置増になります。５月１日までに職員を配置できなかったのは，令和３年度の小学校でございますが，例年，４月中には配置ができている状況であると言えます。

２点目のことについてでございますが，２点目は，年度途中の職員の産前産後休暇，育児休業，病気休暇，求職等の代替職員の確保につきまして，答弁をいたします。このことにつきましては，速やかに県と連絡をとりながら，連携しながら，職員の配置に努めているところでございます。しかしながら，現状といたしましては，年度途中ということもございまして，教職免許保有者で既に就職している方も多く，人材の確保が難しい状況でございます。人材の確保に向け，ハローワーク等を活用し，県内のみならず県外の方にも声を掛けさせていただいているところでございます。

三つ目についてですが，三つ目に，教員不足における問題点についてでございますけれども，やはり教員を目指す若者の減少傾向が，やはり大きな問題であると思っております。教員はとても多忙な職業であるとは思いますけれども，一方で大変こうやりがいのある仕事でございます。学校における業務改善を図りながら，魅力あふれる仕事として，広くアピールをしていきたいと考えております。

１４番（関　誠之君） ありがとうございます。はい，教員不足ですね。問題なのは担任不在とか，教師が専門でない先生が教えるようなことになって，子どもへのしわ寄せを放置してはいけないという視点ですから，是非，そういう視点で頑張っていただきたいと思います。

次に，奄美市立中学校生徒の自殺，自死と言うんですけれども，事案のその後について，質問いたしたいと思います。生徒指導審議会というのは１回開かれておりますけれども，協議内容はもう新聞等でよく理解をしました。今後の開催予定，方向性について。任期が１年となっておりますので，その１年ではなかなか十分な議論ができないんではないかというふうに思います。そして，公開になっていないというやに聞いておりますから，これは公開にすべきではないかと。委員長もそのように新聞で言っておりますが，この３点について，よろしくお願いをいたします。

教育長（村田達治君） お答えいたします。生徒指導審議委員会の委員の任期につきましては，設置要綱において１年となっておりますけれども，再任することができるともしておりますので，議員の御指摘のとおり，十分な協議を実現するための委員会組織の構築を図ってまいる所存でございます。以上でございます。

１４番（関　誠之君） はい，ありがとうございました。この件はですね，ちょっと時間とってゆっくり議論をしないと，ちょっと相互の理解ができないと思いますので，お願いしたいと思います。

最後になりますけれども，その他の政策について。自衛隊駐屯地開設後の状況変化について。一つ目は，基地交付金が交付されていない状況であると思いますけれども，見解を伺いたい。二つ目は，防災無線ラジオ，この間，５００台でしたかね，予算が付いておったが，そのあと，どうなったか分かりませんけれども，全戸配布ということで，自衛隊の民生安定助成事業というので，各，やっている地域もありますから，是非，その辺を実施できないかということと，電子部隊の追加配備の現状と市長の認識を伺いたいと思います。三つ目は，奄美市国民保護計画の見直し，その実効性について，答弁をよろしくお願いします。

総務部長（三原裕樹君） まず，基地交付金について，お答えいたします。基地交付につきましては，自衛隊の滑走路や港を対象とした移設不可能な基地を対象としておりまして，飛行場や演習場などの用に供する国有財産，また，国が米軍に使用させている土地，建物及び工作物の国有財産を対象とする交付

金でございまして，本市の陸上自衛隊奄美駐屯地につきましては，基地交付金の対象外というふうになっております。ただ，自衛隊の用に供する土地につきましては，普通交付税に，もう，議員御案内のとおりですが，算入されておりますので，その点については御理解をいただきたいというふうに思います。

それから，防災ラジオの件，ございました。今年度，当初予算で５０台ということで，予算を計上させております。今回の５０台につきましては，各避難所，それから，個別受信機のない防災拠点施設，そういったところに，実証実験ということ，試験的に５０台を導入をしております。この事業も民生安定助成事業の対象になるということで確認をしておりますので，今後，この運用状況を検証して，導入を受けて，検討をしてまいりたいというふうに考えております。

それから，電子部隊につきましては，当初，予定どおり，３月１８日付で奄美駐屯地に配置をされたと伺っております。定員が３５０名から３９０名というふうに増員されたということで，これ，マスコミ関係，リリースされた結果，その同様の情報でございます。

それから，国民保護計画でございますけれども，これまでの国・県の修正を踏まえて，避難実施要領パターンの追加など，必要に応じて見直しを実施をしているところでございますが，今般のウクライナ情勢などを勘案いたしますと，新たな見直しも視野に入れながら，国・県と連携を図ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

１４番（関　誠之君）　ありがとうございました。早足で，大変当局には失礼をしましたけれども，これで私の，終わります。

議長（西　公郎君）　以上で，立憲民主党　関　誠之君の一般質問を終結いたします。これをもって，本日の日程は終了いたしました。

明日，午前９時３０分，本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後３時４６分）

第 2 回 定 例 会
令和４年６月 17 日
（第４日目）

○　出席議員は，次のとおりである。

1番	幸多　拓磨君	2番	弓削　洋平君
3番	永田　清裕君	4番	和田　霜析君
5番	松山　さおり君	6番	林山　克巳君
7番	正野　卓矢君	8番	橋口　耕太郎君
9番	栄　ヤスエ君	10番	大迫　勝史君
11番	奥　晃郎君	12番	竹山　耕平君
14番	関　誠之君	15番	﨑田　信正君
16番	荒田　幸司君	17番	与　勝広君
18番	西　公郎君	19番	奥　輝人君
20番	伊東　隆吉君	21番	川口　幸義君
22番	多田　義一君		

○　欠席議員は，次のとおりである。

13番　元野　景一君

○　地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長	安田　壮平君	教育長	村田　達治君
住用総合支所事務所長	用稲　工巳君	笠利総合支所事務所長	川畑　義成君
総務部長	三原　裕樹君	総務課長	向井　渉君
プロジェクト推進課長	當田　栄仁君	市民部長	徳永　恵三君
環境対策課長	大山　茂雄君	世界自然遺産課長	平田　博行君
保健福祉部長	山下　能久君	福祉事務所長	永田　孝一君
福祉政策課長	喜納　祐司君	保健福祉部参事兼健康増進課長	徳永　明子君
高齢者福祉課長	西　幸一郎君	商工観光情報部長	平田　宏尚君
農林水産部長	竹元　康晴君	農林水産課長	俵　裕樹君
教育部長	石神　康郎君	教育総務課長	信島　賢誌君
学校教育課長	小出水　明洋君		

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	島　袋　　修　君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	池　田　　忠　徳　君
主幹兼議事係長	押　川　　治　君	議事係主査	坂　元　　辰　徳　君

議長（西　公郎君）　おはようございます。ただいまの出席議員は２１名であります。会議は成立いたしました。

これから，本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

本日の議事日程は，一般質問であります。

――――――――――――――　○　――――――――――――――

議長（西　公郎君）　日程に入ります。日程第１，一般質問を行います。

この際，申し上げます。一般質問は個人質問とし，各自持ち時間は答弁を含めて６０分以内といたします。なお，重複する質問事項につきましては，極力避けられますように質問者において御配慮をお願いいたします。また，通告項目の積み残しのないよう時間配分をよろしくお願いいたします。さらに，当局におかれましても答弁については時間の制限もありますので，できるだけ簡潔明瞭に行われますように，あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い，順次質問を許可いたします。

最初に，公明党　橋口耕太郎君の発言を許可いたします。なお，橋口耕太郎君から書画カメラ使用の申し出がありましたので，これを許可いたします。

８番（橋口耕太郎君）　市民の皆様，議場の皆様，そしてインターネット中継を御覧の皆様，おはようございます。公明党の橋口耕太郎です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず始めに，字句の訂正をお願いいたします。質問４，発達障害の児童についての児童という言葉を乳幼児へ訂正お願いいたします。また，（１），（２）も同様に児童という言葉が入っておりますが，そこも乳幼児へ訂正お願いします。また，質問５の（２）１２種類を１３種類へ訂正願います。よろしくお願いいたします。

それでは，一般質問に入る前に，少々所見を述べたいと思います。私の自席から当局側を見渡し，また各部，各課を訪ねますと，３月定例会とは大分顔ぶれが違い，とても新鮮な感じがいたします。安田市長にとっても初めての人事異動発令に緊張感を持って臨んだことと思います。４月１日の人事異動で新たな体制で臨まれている当局の部課長，係長の皆様，そして職員の皆様，更に消防職員を含むルーキー職員２９名の皆様，今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

さて，ここ１週間から１０日の間に奄美大島がテレビ放送をされました。皆さんも御覧になったかもしれませんが，まず６月４日午前，「朝だ！生です旅サラダ」という番組では，卓球の福原愛さんが瀬戸内町のキビ工場やリゾートホテルを紹介，また，リオオリンピック前に合宿を張った宇検村を訪れて，村民の皆さんとふれあう姿が放送をされました。また，６月１１日午後，「秘境のガソリンスタンドに密着してみたら」という番組では，同じく卓球の水谷隼さんが，本市住用町のガソリンスタンドで３日間アルバイトをしながら町民とふれあい，市小中学校や住用小学校の児童生徒と交流をしたり，住用支所でハブの保管箱を見たり，タンギョの滝に行き，ドローンでの撮影をしたりと，盛りだくさんの内容で放送をされておりました。わたしはタンギョの滝を見るのは初めてでしたので，とても感動いたしました。聞けば，住用支所には何の連絡もなかったようですが，地元の方がコーディネーターとして撮影クルーに入り，番組構成をしたようであります。コロナ感染症の影響がまだ残っている奄美大島でございますが，少しずつ人が動き出しており，昨年，世界自然遺産に登録されたことが，国内でも注目されてきている証左だと感じております。

さて，話は変わりますが，先月の中旬，文教厚生委員会は３年ぶりに所管事務調査に行ってまいりました。快く受け入れていただいた愛知県岡崎市と和歌山県橋本市の学校法人には，心から感謝したいと思います。もちろん，行く前と帰って来てからはしっかりとＰＣＲ検査を実施し，万全を期しての調査でありました。後ほど若干質問いたしますが，詳しくは後日，担当部課の皆さんに対し報告会を実施する予定です。その際は当局の皆さんからの鋭い質問をお受けして，我々文教厚生委員が誠意ある答弁を行いたいと思いますので，よろしくお願いいたします。委員の皆様，質問がきますので復習方，よろし

くお願いします。

さて，通常国会も閉会し，来週２２日公示，７月１０日投開票の３年に１度の参議院選挙が執り行われます。全国的に投票率が低調なのに加え，衆議院選挙と比べ参議院選挙は投票率が低くなる傾向にあります。しかし，大事な大事な国政選挙ですので，一人でも多くの方に投票していただき，御自身の権利を行使していただきたいと思います。私も議員の一人として積極的に投票勧奨してまいりたいと思います。議場の皆さん，中継を御覧の皆さん，市民の皆さん，投票に行きましょう。

それでは，通告に従い質問に入ります。

１，コロナ感染症の本市の現状について。（１）４月からこれまで，連日数十人の感染が報告をされております。直近３日間では新聞報道ベースで，本市感染者は６月１５日２４人，６月１６日７人，本日６月１７日２２人であります。１桁に戻ったかと思えばまた２桁にと,それが繰り返されております。本市の現状と感染者や濃厚接触者に対する本市の対応はいかがですかという質問です。見解をお示しください。これまで，同僚議員が同様の質問をしていますので，市当局の対応や保健所との連携など，一定理解しましたが，コロナ感染症の質問を繰り返すことで，市民の皆様にも改めて，まだ油断しないでくださいねと，考え続けていただきたいとの思いも含め質問いたします。よろしくお願いいたします。

以下の質問からは発言席にて行います。

議長（西　公郎君）　答弁を求めます。

保健福祉部長（山下能久君）　おはようございます。それでは，議員の質問にお答えいたします。

新型コロナの感染状況につきましては，今年年明けに爆発的に急拡大し，その後，感染者がやや減少したものの，３月後半から再度拡大傾向となり，高止まりの中，５月の大型連休以降は更に感染が拡大する状況となりました。

月別の新規感染者数を申し上げますと，１月７６５名，２月２３７名，３月４６８名，２月，３月は減少いたしましたが，４月は８６４名，５月は１,２６５名と１月を上回る状況となっております。１月の状況は年末年始に島外から持ち込まれたウイルスが，会食等の機会により急激に広がり，それが家庭内や職場に持ち込まれ，感染拡大となりました。その後も感染が途切れることなく続いていることから，常にウイルスが市中に存在しており，島外との行き来や社会活動が活発化する中，感染リスクが高まる場面などでの感染から，その多くが家庭内での感染につながったと考えております。特に４月以降は年代の特徴といたしまして１０歳未満や１０代，更にその親世代である３０から４０歳代の感染が多く見られており，庁内におきましても関連部署との連携を密にしながら，感染防止対策に取り組んでいるところでございます。

対応の違いにつきましては，１月の急激な感染拡大時には，奄美大島警戒レベルを５に引き上げ，感染対策の徹底とともに市が所管する施設の閉鎖や行事の中止などにより接触の機会を減らし，感染拡大を防ぐという考えの下，対応してまいりました。しかしながら，オミクロンの流行状況に応じた対応として，２月には国から科学的知見に基づき，濃厚接触者の待機期間の変更など，社会活動の維持や事業継続の方針が示されたことから，奄美大島５市町村において策定しております奄美大島警戒レベルの見直しを行い，現在は感染対策を徹底した上で社会活動を維持していくという考えの下，進めております。また，多くの新規感染者が確認されていたことから，入院や宿泊療養施設，自宅待機者の状況につきましては，保健所へ状況確認を行いながら連携を図り，支援が必要な方に対しましては，市としても対応を行い，生活支援物資の配布や本市保健師の保健所への派遣も継続して行ってきたところでございます。

今後は夏場の健康管理の必要性も高くなっておりますが，感染拡大防止のポイントを押さえた対策の徹底を図りながら，市民の日常生活を守り，社会生活との両立が図れるよう，関係機関や団体などとも連携して取り組んでまいりたいと存じます。

８番（橋口耕太郎君） はい，分かりました。もう１点，質問したいんですけれども，１月はレベル５に入って施設の休館などの措置がありました。７６５名でレベル５になったんですけれども，５月は１，２６５でレベル４のままです。一定の基準があってそうなっていると思いますけれども，このレベル４がですね，下がる可能性はあるのかないのか，その辺が分かればお示しください。

保健福祉部長（山下能久君） それでは，警戒レベルについてお答えいたします。

まず，この奄美大島警戒レベルにつきましては，感染の状況に応じてレベルごとに住民，事業者，来島者が取るべき主な行動の目安等を設定し，併せて公共施設の対応例を示し，新型コロナに対して統一した方向性の下，連携した感染防止対策を講じていくための基準として，令和２年７月１０日，奄美大島５市町村が策定しております。

お尋ねのレベル４からレベル３ということでございますが，感染の状態でレベル４におきましては，奄美大島内で感染拡大の可能性が認められる，もしくは医療体制への負荷の蓄積ということで，この両方が解消されない限りレベル３に下がらないと考えております。いずれにしましても，感染状況の分析や保健所からの情報や助言を賜り，奄美大島５市町村において判断してまいりたいと存じますので御理解をお願いいたします。

８番（橋口耕太郎君） はい，分かりました。両方の要件を満たさない限りは４３に落ちないということですね，分かりました。今朝の新聞でしたけれども，奄美はですね，１０万人当たりのワースト２位ということで報道がされておりましたし，先ほど話しましたように，直近でも２０名，１桁に戻ったと思ったらまた２０名とか，そういった状況が続いております。なかなか収束は難しいと思いますけれども，引き続き関係部署と連携を取りながらやっていただきたいと思います。

私も訪問介護の事業に携わっておりまして，訪問先の高齢者の方がコロナに感染をいたしました。そこにスタッフが数名入っておりましたので，これは５月の中旬なんですけれども，あわてて保健所に電話をしました。そうすると，保健所では現在濃厚接触者は同居家族しか濃厚接触者としないということを言われまして，それぐらいやっぱり人数が，感染者の数が多い，イコール濃厚接触者も２倍３倍４倍といる中でのことでしょうから，そういう判断だったんだろうなと思いましたし，スタッフも現場に入る前は手洗い消毒をして，支援中はもちろんマスク，それからプラスチックグローブなどをつけて作業に入っていたんですけれども，やっぱり心配でしたので，無料ＰＣＲ検査を利用して陰性であることを確認して，少しほっとしたところです。先ほど部長がおっしゃったように，様々なことをやりつくしているんですけれども，なかなか収束をしないので，上手に付き合っていくしかないのかなという気はしますけど，前回の質問でもお話をしましたけど，名瀬保健所所長がですね，提唱しておりますＡＢＣですね，Ａ，当たり前のことを，手洗い，うがい，消毒，マスクなどですけど，Ｂ，ばかにしないで，Ｃ，ちゃんとやる，を徹底していくことが最善の策ではないかと思います。

それでは，次の質問に入ります。２番，農業施策についてです。ここで資料を投影したいと思います。お願いいたします。

少し小さくて申し訳ございませんが，奄美群島成長戦略ビジョン２０３３のまだ案ではありますが，骨子の概要でございます。左側が現行のビジョン，右側が２０３３のビジョンということでございます。少し右側の三つの柱から下のほう，少し，そこからもう少し上に上げていただけますでしょうか。新しい案のビジョンでは，三つの柱，つなぐ宝，稼ぐ力，支える基盤ということで，下のほうにそれぞれの細かい内容が書いてありまして，右側に稼ぐ力４分野の中にですね，島／シマの恵みを活かす農林水産業というふうにあります。具体的には新規就業者等の担い手確保，デジタル技術を活用した生産性の向上，沖縄向けなど島外出荷の推進，域内循環，地消地産の観点から農林水産物の自給率の向上を目指すとしております。そこで質問（１），今説明をしました奄美群島成長戦略ビジョン２０３３の骨子の中で，島，漢字の島というのは，それぞれの島を指すそうです。片仮名のシマは集落を指すそうです。島

／シマの恵みを活かす農林水産業とあるが，本市が農業分野で特に力を入れていきたい施策はという質問でございます。見解をお示しください。

市長（安田壮平君） おはようございます。橋口議員御質問の農業施策についてお答えいたします。

本市では，現在，基幹作物であるサトウキビ，畜産，また施設園芸のマンゴー，パッションフルーツや傾斜地を活用したタンカンなどの果樹の生産により農業振興を図っております。また，水産業におきましては，漁場の保全，漁業後継者の育成，鮮度保持による魚価の向上，加工品開発，販路拡大，魚食の普及に向け振興を図っているところでございます。しかしながら現在，本市において農業従事者の高齢化や後継者不足，販路開拓など，課題も多々あります。これらの課題につきましては，農村集落の活性化や新規就農，担い手農家の確保育成に向け，先進的な営農活動や生産向上の支援を行い，輸送コスト支援事業などにより販路拡大を目指しているところでございます。今後とも引き続き本市におきましては農畜産物の地産地消の推進など，付加価値の高い農業生産による自給率の向上を目指し，農業所得の稼ぐ力の推進を図っていく所存でございます。以上です。

８番（橋口耕太郎君） 稼ぐというのは,市長のマニフェストの中にもですね,大きくうたっている言葉で,この骨子案を見たときにだいぶ市長が力を入れたんじゃないかなと，ふと思ったりしたんですけど，先ほど言われたように,付加価値の高い,（２）に続きますが,付加価値の高い,よりいいものをですね,作ったり,加工したりすることが大事だなと思っておりまして,続けて質問に入りますが,本市の風土に合ったより付加価値の高い作物の研究，進展状況はいかがかという質問です。最近では津之輝がポンカンに変わる品種として，高価で味も良い品種として推奨をしております。まだ量的にはそれほどないのかなと思っておりますが，付加価値の高い，先ほど市長も言われた作物として，名が浸透してきていると思います。またほかにも農家独自のブランドでですね，タンカンですけれども，新種が出てきているやに記憶していますけれども，そこで現在進行形の新しい品種の研究やその進展状況などがあればお示しをいただきたいと思います。

農林水産部長（竹元康晴君） おはようございます。それでは議員の御質問についてお答えいたします。新たな振興作物の導入につきましては，市町村，ＪＡ，大島支庁，県農業開発総合センター大島支場などで構成されております。園芸振興協議会大島支部において実証試験栽培や市場評価調査などを行い，適性品目や品種の検討をしているところでございます。現在期待しております新たな品種といたしまして，タンカンの平井Ｒｅｄがあります。これは令和元年度に登録された新しい品種で，現在のタンカンの主要品種である垂水１号より色が濃く，収穫時期が早いことが特徴であります。２月から収穫が始まる通常のタンカンと違い，１月中旬に収穫が可能なため，１２月の津之輝の出荷に始まり，１月の平井Ｒｅｄ，そして２月のタンカンとリレー出荷による販路拡大や選果場の利用率向上，更に労力分散による生産性の向上などが期待されているところでございます。そのほかアボカドについても試験栽培を行っているところでございます。新たな品目，品種につきましては，引き続き各関係機関，団体と連携し，栽培技術や流通体制，経営収支などを検討し，安定的，継続的に農業経営が可能かを見極めた上で農家への普及を図ってまいりたいと考えているところでございます。以上です。

８番（橋口耕太郎君） タンカンの新種の平井Ｒｅｄ，先ほど私が記憶しているのはこれでしたけれど，１２月の津之輝，１月の平井Ｒｅｄ，それから通常の垂水１号ですかね，１２，１，２と毎月しっかり出荷ができる体制ができるというのもすばらしいことだなというふうに思います。

なぜ今回，このような質問をしたかと言いますと，昨日の世界自然遺産の中の話で，市長が産業構造についてもちらっとお話をされていましたが，１次産業というのが本市は非常に弱い，産業の中でもですね。もっともっと力を入れてほしいなという思いで質問をさせていただきました。

ここでまた，資料の投影をお願いいたします。この表は国勢調査，平成２７年と直近の令和２年の産業別就業者数の本市の比較をしたものでございます。左側が平成２７年，右側が令和２年です。令和２年の数字は，１０月でしたけれども，まだコロナの影響が反映されていないと見たほうがいいのかなというふうに，いただいた資料のときに言われたので，そうかなと思います。ただ，割合を見ていただきますと，第１次産業が平成２７年３．８％，令和２年３．７％，ほかも１４．７％，１３．６％，第３次産業８０．９％，８２．６％ということで，割合はそれほど変わっていないと，人数が若干増えているかなというところです。１次産業のうち括弧でくくっている，赤字でくくっているのが農業従事者，農業就業者数です，若干減っているのかなというところです。先ほど説明をさせていただきました成長戦略ビジョンの中には，稼ぐ４分野に農林水産業が打ち出されております。先ほどの成長戦略ビジョンは群島全体のビジョンでありますけれども，昨日の質疑でもありました総合計画もですね，必ずここにリンクしてくるのではないかなというふうに思っていますので，国勢調査の数字が出てきて，正確なデータが割と取れる状態での総合計画の策定になると思いますので，こういった資料もしっかり使っていただきながらやっていただきたいと思います。

この表を見れば，本市は圧倒的にですね，第３次産業就業者が多くて，両年の調査とも８０％を超えております。いわゆる観光産業，小売業，飲食店などが入ります。今回のコロナ禍でですね，大ダメージを受けたのが第３次産業ではなかったのかなというふうに思います。市長のマニフェストの中にもですね，大きな２番の中に，稼ぐ地域を作る経済政策の中で，１３，１４，１５，１６というところで，農林のマニフェストがあります。食と農の総合戦略を作り，実行します。１４番，農業支援を継続強化しつつスマート農業を推進します。１５番，新規若手就農者への支援を強化します。１６番，付加価値の高い農林水産物や加工品の生産支援を行いますと，市長のマニフェストにもしっかりとうたわれている分野でありますし，１次産業をですね，もっともっと盛り上げていくと，奄美のですね，経済に大きく貢献すると思いますので質問させていただきました。とりあえずこの分はこれで終わりたいと思います。

次に，質問の３番に入っていきます。教育環境についてであります。

質問（１）教員免許更新制度が廃止する方向で進んでおります。また，県の教員採用試験の受験年齢も引き上げられました。その２点について現場の声や教育委員会としてどう捉えているか，見解をお示しいただきたいと思います。

教育長（村田達治君） おはようございます。議員の御質問にお答えをいたします。

まず，１点目の教員免許更新制についてでございますけれども，平成１９年６月に改正教育職員免許法の成立によりまして，平成２１年４月１日から導入された制度でございます。その時々で教員として必要な資質能力が保持されるように，定期的に最新の知識，技術を身につけることで，教員が自信と誇りを持って教壇に立ち，社会や保護者の信頼を得ることが目的でございました。その研修内容であります教育技術や方法につきましては，時代の流れもあって最新の教育の在り方を学ぶ機会として，大変有意義な講習であったとの現場からの声もありました。しかしながら，更新のために必要な講習として３０時間以上の講座受講が必要でございまして，ほとんどの本市の職員が自費にて島を離れ，宿泊を伴った講習を受けていたという現状がございましたので，時間的経済的な負担はあったというふうに認識をしております。令和５年４月から新たな研修制度が始まるということで，まだ具体的な通知等はございませんけれども，今後は国や県の指針に沿って教員の資質向上に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に，２点目の令和５年度の鹿児島県教員採用試験につきましては，議員のおっしゃるとおり受験年齢が４９歳から５４歳に引き上げられまして，選考基準が緩和されております。メリットといたしましては，より多くの方々に受験機会が増えたということに尽きるのではないかというふうに考えております。現在，全国的な教員不足が学校現場での課題でございますので，教職員の確保に向けて大いに期待

をしているところでございます。以上でございます。

８番（橋口耕太郎君） 私もこの二つのことについて，いろいろ調べましたら，まず免許更新制度については，先ほど教育長がおっしゃったように有意義な研修ではあるけれども，離島というハンデから時間をつくらないといけなかったり，自費で講習に行かなければいけないというところの負担が大きかったという声も聞いております。また，教員採用試験の受験年齢についてですね，今年度の募集要項を見ましたら，昭和４２年４月２日以降に生まれた者と書いてあるんですね。ちなみに私４４年３月４日生まれですので，免許を持っていたら受験可能な年齢にはなるかなと，個人的には思ったところですけど，それぐらい，昨日も答弁でありましたように，教員がちょっと不足をすることが起きると。学校現場ですので，当然，子供たち，児童生徒の人数によって加配が決まってくるので，例えば３５人学級がひとくくりとして７２名とすると３クラスに分けて３人負担しなければいけないと，加配しないといけないということが年度末に起こって不足が生じて４月中に埋めるという作業を，毎回されていると思います。すごく現場も大変なんだろうなと思いますし，また，県議会の一般質問でもですね，先日，ちょっと読みますけど，公立学校５６人の教員不足と，これ６月９日の一般質問ですけど，県の教育長の答弁によりますと，教員不足の現状は今年５月１日時点で小学校１５人，中学校３２人，高校６人，特別支援学校３人と，小中学校でここ数年特別支援学級の増加などに伴って新規採用者を増やしたことから，臨時的に任用教員勤務者が正規教員として採用され，必要な臨時的任用教員の確保が難しい状況となっていると。ここで例として，例えば，高校の免許を有する方に小学校の免状を授与したり，教員免状は持っていないけれども，英語検定の資格など教科に関する専門的な知識を有する方に特別免許を授与して，必要な教員の確保に努めたいという答弁をされています。昨日教育長からも教員の不足がちょっと問題なところがありましたけど，先ほど私が言ったように，子供の年度末の転入転出で，とにかく動く年度末，年度初めは学校現場もそういうことで苦労されているというところから，教員年齢も受験年齢も引き上げられて，幅広い，退職の年齢の後ろにいくことも多少影響しているのかなというふうに思ったりするんですけど，必要なことだなというふうに思います。

次に，質問（２）に入っていきます。政府が，スポーツ庁ですけれども，部活動の地域移行について進めております。私自身は教員の負担軽減にとても有効だと思いますけれども，課題もあると思っております。これも本市としてどう捉えているか，お示しいただきたいと思います。

教育長（村田達治君） 議員の御質問にお答えいたします。県の調査によりますと，正規の勤務時間を超えた教職員の数は，中学校の先生方のほうが小学校の先生方より多くなっております。これは中学校の部活動の指導が起因の一つと思われます。そういった面からも，議員のおっしゃるとおり政府が唱える部活動の地域移行が進めば，教員の負担軽減につながるものと考えているところでございます。

８番（橋口耕太郎君） 今，教育長がおっしゃったとおりだと思いますけど，また新聞の記事を紹介してお伺いしたいんですけど，朝日新聞のですね，６月１日の１３面にあったこの件に関する記事の中で，課題としてですね，先行のモデル地域では，専門的な指導を受けられるという声は上がるが，指導者の派遣はＰＴＡのＯＢを中心とした任意団体に市が委嘱をしたと。ただ，個人的なつながりで人材を探すにとどまり，限界が見えた。土日だけの移行で負担軽減になるが，事故やトラブルが起きた際の対処方法が難しい。地域移行しても指導者不足で正規教員が結局駆り出されるのでは，などでありました。このような課題があると思いますが，この件について，また見解をお願いいたします。

教育長（村田達治君） お答えいたします。議員の御指摘のとおり，人材確保，責任問題，地域移行の体制づくり等，様々な課題があると認識をしているところでございます。そのような課題を受けまして，今後は様々な課題について関係機関と連携を図りながら，本市の実情に合った地域人材の活用など，部

活動の在り方について研究し，部活動改革へ向けた検討や準備を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

８番（橋口耕太郎君） 教育長，昨日の質問の中で，本市では７校３７名の部活動指導員ということがありましたけど，これとはまた地域移行の今後政府が推奨している移行としていることは，ちょっと違う形というふうに捉えているわけでしょうか。

教育長（村田達治君） ７校３７名の地域の外部指導員ということで，部活動に関わっていただいておりまして，大変ありがたく思っているところでございますが，この部活動の地域移行につきましてもですね，これの方々の直接的に，間接的にですね，関わっていただく部分も多いのではないかというふうに考えております。市の体育指導員，あるいは総合型地域スポーツクラブ，そういったところを受け皿にしながらですね，移行を進めてまいるわけですけれども，当然，今外部指導員として関わっていらっしゃる方々もですね，その中に含まってくるのではないかなというふうに考えているところでございます。

８番（橋口耕太郎君） はい，分かりました。私も３名子供がおりまして，全員部活動をしておりました。当時は，学校の先生が指導者として土日の練習も入っていました。その先生方は全然，いやいややっているのではなくて，何としてもこの子たちを育てて上手にしたいとか，そういう思いが強い先生方だったので，私はほら，何とも思ってなかったんですけど，よくよく考えると，土日のその部活動というのは時間外労働で，ましてや賃金も発生しない状態ですので，その先生たちには今改めて感謝をしているところですけど，そういったほら，先生方としては，やりたい先生も中にはですね，いらっしゃると思うんですよね，土日。そうじゃない方も当然いらっしゃって，そこら辺のすみ分けも非常に難しい問題なのかなというふうに思いますので，これからまた，国のあるいは県のことを注視しながら取り組んでいっていただきたいというふうに思います。

次に，質問の（３）です。児童・生徒の減少により，今後，休校等の措置が考えられる地域があると思うが，私学，私立の学校ですね，を誘致する可能性などはないか，見解を示してくださいという質問でございますが，先日，文教厚生委員会で視察をしてきました。少し画像を使って紹介をしたいと思います。お願いします。

学校法人きのくに子どもの村学園というところで，和歌山県の橋本市というところにあります。駅から車でですね，約３０分ぐらいですかね，どんどんどんどん山奥に入って行くので，本当に学校なんてあるのかなという思いをしながら行きました。

次，お願いします。学園長の堀さんです。法人の理事長もされていますけれども，楽しいから学校，楽しくなければ学校じゃないという信念の下にですね，この学校を設立をされました。個人的にちょっとお話をしたら，子供はですね，好奇心の塊なんだと。その好奇心の塊を邪魔しない教育，好奇心をどんどん出させる教育を私は目指しているという話をされているのが印象に残っています。

次をお願いします。教育目標と基本方針ですけれども，小さくて申し訳ないんですが，教育目標としては，自由な子ども，自由な子ども，これ三つありまして，少し下げていただけますか。緑の部分だけですね，感情面の自由，知性の自由，人間関係の自由ということです。感情面の自由というのは，自己意識がしっかりして，自信と自己肯定感を持って生きる子になってほしいというものです。知性の自由，具体的な課題に取り組む知識や創造する体験を積み重ねて，知的探求の態度と力を伸ばしてほしい。人間関係の自由，自立した個人としてみんなと目標を共有し役割分担し，問題解決の体験に参加して共に生きる喜びを味わい，人間関係の術を学んでほしいと。

次，右側の基本方針をお願いします。三つ原則がありまして，自己決定の原則，子どもがいろいろなことを決めます。次が個性化の原則，一人ひとりの違いや興味が大事にされます。三つ目，体験学習の原則，直接体験や実際生活が学習の中心になっています。

次の画面をお願いします。授業についてですけれども，少し丸い図を大きくしてもらえますか。先ほどの原則に従って，上が自己決定の原則，下に個性化の原則，右側に体験学習の原則というのがありまして，真ん中にプロジェクトというものがあります。これが活動的な仕事ということで位置づけられておりまして，小学校は週１４時間，中学校は週１１時間組まれております。

右側をお願いいたします。右側の子どもの村ミーティング，そこですね，ここをちょっと読みたいと思います。子どもの村では毎週水曜日の３時１０分にみんなで集まりミーティングをします。議題内容は，誰かがいじわるをされた，パーティをしたい，野球部を作りたいなど，様々です。パーティの話し合いのときは，意見がたくさん出るのに，内容によってはしーんとしてしまうことがあります。そんなときは大きい子が意見を出します。その意見を聞いて小さい子も意見を言い合い,話し合いが進みます。小さい子が大きくなったら同じようにお手本になっていくと思います。だから，子どもの村のミーティングは大切だと思いますというふうに意見が載っております。

次お願いします。先ほどの授業の小学校の１週間の様子ですけれども，時間割です。プロジェクトというのがいっぱいあると思います。小学校は週１４時間ということですので，月曜日と水曜日はオールプロジェクト，木曜日はプロジェクト，プロジェクトと，金曜日はプロジェクトということで，とにかく体験学習がたくさんある学校でございました。ありがとうございました。

この学校は校則などはなく，子どもが中心となって学校運営をしています。大人は子どもたちに寄り添い，見守る姿勢で関わっていく学校です。学園長の堀さんは故郷の福井県から休校，廃校になりそうな地域があり，是非，ここでも学校を造ってほしいとの声を受けて，福井県でも開校をしております。本市でも将来，地域に学校がなくなる可能性が出てきた場合，この学校のような私立の学校を誘致するような考え方はありますかという質問ですけど，感想とか御意見でもかまいませんので，お答えお願いいたします。

教育長（村田達治君） それでは，議員の御質問にお答えいたします。学校法人きのくに子どもの村学園について，具体的に御紹介をいただいてありがとうございました。子どもたちが主体となった学校の在り方について，大変参考になったというふうに思います。現在，学校教育におきまして，子どもを主体とする考え方は，大変重要であると認識をしておりまして，また，基本的なことであるとも考えております。本市教育委員会の基本方針であります地域に根ざしたふるさと教育，奄美の子どもたちを光ににおいても，子どもを中心に据えて教育活動を展開しているところでございます。御紹介のありましたことの一部に，基本方針というのがございまして，自己決定の原理，それから個性化の原則，それから体験学習の原則ということで先ほど御紹介をいただきましたけれども，このことにつきましては，本市の基本方針とも合致するところも多くですね，大変共感も覚えたところでございます。

議員御指摘のように，児童・生徒数が少なくなりまして，地域から学校がなくなることは大変寂しいものでございます。そのような課題の解決に向けて，現在，地域の方々を中心とした活性化協議会や学校の保護者と連携しながら，児童・生徒の確保に向けて取り組んでいるところでございまして，本市といたしましては，まずは現在ある学校の存続に力点を置いて取り組んでまいりたいと，そのように考えているところでございました。大変貴重な資料の御提示ありがとうございました。以上でございます。

８番（橋口耕太郎君） 可能性なので，具体的に話すことはないんですけれども，先ほどちょっと話しました，この堀さんは，福井県の御出身で，福井県から公立の学校が何校か統合した学校がですね，廃校になるので，うちにも学校を造ってくれんかという要請を受けて，福井県に造ったそうなんですね。そのときには，和歌山県の学校に入りたい子どもが５０人ぐらい待機者がいて，その５０人を連れてですね，福井県に学校を開いたと。それは公立の学校の校舎を使うので，いろいろな障壁があったそうなんですけれども，それをこう一つ一つクリアして，そこに私立の学校を置いて，地域に学校を残したという形を取ったそうですが，これは一つの参考事例として，非常にいいなと思いましたので御紹介させて

いただきましたが，現場も見させていただきました，子どもたちが授業をしている，細かくはまた報告会で御説明しますけど，とにかく小さな子どもが料理したり，大工したりしているんですね。危ないんです，見てて。わっ，危ないと，思わず言いそうになるような場面もいっぱい見たんですけど，そこに大人の方が３人ぐらいいて，本当に横でじっと見ているだけでですね，不思議な感じがしましたけど，行った委員の皆さんも，それぞれ現場を見てますので，それぞれに感想があると思いますが，そこはまた報告会などでしていきたいと思いますが，是非参考にしていただきたいと思います。市長，何か，聞かれて感想などあればお聞きしたいんですが，大丈夫ですか。よろしいですか。

市長（安田壮平君）　私も今スライドで見させていただいてですね，非常に自由で，そしてまた独創的で，個性的でですね，独自の教育をされているなというふうに感じた次第であります。実は今ですね，本年度から総合教育会議というものを開催しまして，今，奄美市の教育大綱というものもですね，策定に向けて取り組んでいるところなんですけども，その中でもこういった基本理念などもですね，是非参考にさせていただきたいなと思っております。以上です。

８番（橋口耕太郎君）　突然の振りにありがとうとざいました。是非また参考にしていただいて，こういう考え方もあるんだなとか，こういうやり方もあるんだなということを研究していただきたいというふうに思います。

それでは，次の質問に入ります。４番，発達障害の乳幼児についてでございます。本市の１歳６か月健診，３歳児健診時の発達障害と疑われている乳幼児の数はどの程度いますか。直近３年間の結果はいかがでしょうかという質問であります。本市でも健診時にですね，発達障害の疑いのある乳幼児が増えているように聞いております。まずは数が分かればお示しください。

保健福祉部長（山下能久君）　発達障害の乳幼児についてお答えいたします。

発達障害は生まれつき脳の働き方に違いがあり,行動面や情緒面に特徴がある状態を言います。また，発達障害があっても家族や周囲の人が特性に応じた対応を工夫することで，持っている力を生かしやすくなったり，日常生活の困難を軽減することができると言われております。市町村が行う乳幼児健診におきましては，発達障害の早期発見に留意することと，発達障害者支援法に明記されており，発達に特性のある乳幼児の早期発見に努めているところでございます。

実際の健診におきましては，乳幼児の発達の状態を確認するだけでなく，保護者の困りごとに寄り添い，アドバイスを行ったり，子育て教室の参加を促すなど，必要な支援につなげております。しかし，健診時に発達障害の特性が見られたからといって，一概に発達障害疑いと判断することはできません。子どもたちには育つ力が備わっており，適切な療育を受けることで社会に適応できる力を身につけ，特性や年齢に応じた環境を整えていくことによって，どんどん成長していくからでございます。したがいまして,議員御質問の発達障害児疑いの人数につきましては,明確にお答えすることは難しいのですが,発達に特性がある乳幼児を含め，継続した関わり方が必要な家庭は受診者の約１割程度だと認識しております。以上でございます。

８番（橋口耕太郎君）　なかなかその疑いはあるけれども，そうでないかもしれないという判断基準が難しいということですね。でも受診者の１割程度にはそういう傾向が見られるということかなと思います。私も以前，数年前ですかね，市内にある放課後デイサービスの施設などを見学したことがありまして，そのときにちらっと聞いたお話では，疑いのある子が増えているということを思っていたのでそういう質問をしたんですけど，それを部長がおっしゃったように，早期に療育にいく保護者もいらっしゃれば,いやいやうちの子はそんなことはないですよということで,認めない保護者もいらっしゃったり,分かれると思うんですね。それはこの間，視察先でも，今から紹介する視察先でも聞いたんですけど，

明確にくくることができないというのが，この発達障害関係のですね，施策でもあり，方向性になると思うので，難しいと思うんですけど，ここでちょっとまた，先日視察してきた施設の取組を紹介したいと思います。画像をお願いします。

愛知県岡崎市のですね，子ども発達センターすくもという施設です。すくすくのすに，すくすくのく，子どものもですくもと名付けているそうです。

次をお願いいたします。これ，景観図ですけれども，これ入口の部分しか撮ってなくて，後ろにずっと続いているんですね。平成２９年度からＰＦＩ事業で総事業費が１６億２，３３７万円。敷地面積がですね，８，５６１平米，ちなみに名瀬奄美市市民交流センターが３，１２７平米ですので，約３倍弱ぐらいの広さをほこっています。

次のスライドをお願いします。３階建てで，１階と２階がですね，子ども発達支援センター，ともに受け止めて育てると，お子さんの発達状況に合わせ支援計画を作成し，適切な療育活動を行います。お子さんがよりよい環境で育つよう，お子さんに関わる人たちを応援する，ここは専門療育と相談を受けると。

次お願いします。３階の黄色い部分をアップにしてもらえますでしょうか。３階に子ども発達相談センターということで，ともに気付き支える，普段のお子さんの様子や家族の困り感を丁寧にお聞きし，保護者と一緒に対応方法や必要な支援を考えます。発達に心配のあるお子さんをはじめ，発達障害に関する地域の理解を深める事業を行いますということで，療育的支援事業と専門相談をやっていると，下の緑の部分をお願いします。子ども発達医療センター，ともに向き合い受け止めると，いろいろな角度からお子さんの様子を観察し，必要に応じて発達評価や診断を行います。お子さんの発達特性に合わせて専門的な助言や医療的な支援を行います。事業の内容は診察，発達検査，小児リハビリということで，医療機関も中に入っているということですね。ありがとうございました。

岡崎市ではですね，早期支援システムというものをもう確立をしておりまして，１歳６か月健診が終わったら異常なし，要指導，それから要観察，要精査，要医療ということで５段階に分けて，真ん中の要観察のところを今の発達支援センターの中で相談を受けたり，療育をしたりということをやっているそうです。そういった細かいことは，また報告会でさせていただきますけれども，そこで質問の２ですね，発達障害の疑いのある乳幼児について，本市としてはどのような取組をされているか，伺いたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君）　本市の取組についてお答えいたします。

健診で支援が必要となった乳幼児に関しましては，保育所や幼稚園と情報を共有しながら，保健師が訪問を行い，子どもの発達を確認しながら，必要なサービスにつなげております。子どもと体を使って遊びながら関わり方を学ぶ子育て教室，発達検査や医師の診断が受けられる発育発達クリニック，療育が必要な子どもが通う児童発達支援センターなど，保護者の声を聞きながら，医療機関や保育所，幼稚園等の関係機関と連携し，対応をしております。これらの流れは奄美地区地域自立支援協議会の奄美地区障害児･障害者支援システムにおいて，早期発見，診断，相談から早期療育，支援につながるよう，しっかりと位置付けられており，このシステムに基づいて対応しているところでございます。

８番（橋口耕太郎君）　何か体系づけたものがあるんでしょうか。フロー図みたいなものがありますか，その今おっしゃった，部長がおっしゃったシステムについての，ありますか。

保健福祉部長（山下能久君）　先ほど答弁の中で，奄美地区障害児・障害者支援システムということでお答えいたしましたが，これにつきましては乳幼児期，学童期，成人期に区分いたしまして，それぞれにおける関係機関，例えば乳幼児期では市町村児童発達支援センター，医療機関，保健所，児相が連携して支援するシステムを構築しております。

８番（橋口耕太郎君） 私の勉強不足で大変恐縮でした。奄美市としてもそういった形で早期発見，早期支援ということができているということで安心いたしました。もう少し周知活動といいますかね，広報的に訴えていただきまして，小さなお子さんをお持ちの方がスムーズに相談などできるようにお願いしたいと思います。

最後の質問に移ります。５番，名瀬クリーンセンターについてです。（１）施設の更新計画が進んでいると思いますが，具体的なスケジュール，事業費等についてお伺いいたします。

市民部長（徳永恵三君） それでは，具体的な施設更新計画，また事業費についてお答えいたします。大島地区衛生組合に確認したところ，現在の最終処分場が令和１６年度末まで利用可能と考えられていることから，新しい最終処分場と廃棄物処理施設を含めた基本計画の策定を，令和９年度から着手し，令和１７年度から供用開始できるように準備を進めている予定とのことです。また，現在の想定では新たな焼却施設につきましては，令和１３年頃から実施設計等に着手し，令和１６年度中には完成する計画とのことです。

事業費につきましては，現在の施設が処分場も含めて約８６億であったこともあり，平成２７年度に算出した概算指標である１００億円を想定して準備を進めていると伺っております。次期施設供用開始予定の令和１７年度の８年前から取り組む予定で考えており，ごみの減量化など現施設の延命化を図りながら，適切に準備していきたいと考えているとのことです。以上です。

８番（橋口耕太郎君） はい，分かりました。Ｒ１７年度スタートに向けて，今から積み上げていくということですね，分かりました。

次に，質問（２）にいきます。現在，１３種類のごみの分別をしておりますが，更なる分別の考えはないかという質問でございます。よろしくお願いします。

市民部長（徳永恵三君） それではお答えいたします。更なる分別につきましては，現在，他町村からも分別搬入いただいており，島民全体に影響があるものでございますので，構成自治体とともに大島地区衛生組合と協議してまいりたいと思いますが，その都度適切にそのような事例がありましたら対応してまいりたいと考えております。今年からですね，古紙類の再資源化活動に取り組む自治会を支援する目的で，資源物循環活動助成事業を開始しております。試験的な運用でありますが，古紙の再生利用ということで積極的に取り組んでいきたいと思っておりますので，御理解を賜りたいと思います。

８番（橋口耕太郎君） 後半ちょっとばたばたしてしまい，申し訳ございませんが，昨年も同じような質問をさせていただいております。そのときの答弁ではですね，ごみ減量と分別リサイクルに取り組むことは，最終処分場の延命化につながることから，分別種類を増やすことや市役所及びあるいは町内会に設置してある常設回収所の増設，学校や自治会，町内会などのコミュニティを活用した集団回収に取り組むとありました。現に昨年は１１種類だったんですね,分別は。１年間で２種類増えているんですよ。使用済電池と珪藻土マットが分別に増えておりますので，実際に進んでいると思います，分別は。なかなか先ほど部長がおっしゃったように，５市町村の全域から持ち込まれてくるということもありますので，そういった調整も必要なんだろうなと思いますので，それは引き続き努力していただきたいなと思いますが，奄美市がこれだけ分別しているということを訴えることが，観光客が入って来たときにですね，ああ，こんなに取り組んでいるんだということを，逆に意識させる意味でもですね，できるだけ僕は分別は進めていっていったほうがいいのかなというふうに思っていますが，いろいろな問題もありますので，そこら辺を協議をしていただきながら，より良い方向に進めていっていただきたいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（西　公郎君）　以上で，公明党　橘口耕太郎君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前１０時３１分）

――――――――――――――　○　――――――――――――――

議長（西　公郎君）　再開いたします。（午前１０時４５分）

引き続き，一般質問を行います。

チャレンジ奄美　幸多拓磨君の発言を許可いたします。

１番（幸多拓磨君）　市民の皆様，議場の皆様，インターネット中継を御覧の皆様，こんにちは。チャレンジ奄美　幸多拓磨でございます。笑顔あふれる奄美市を，笑いが循環するこの島を，一緒に作ってまいりましょう。質問に入ります前に，所見を一言述べさせていただきます。

先日，文教厚生委員会の所管事務調査へ行ってまいりました。愛知県岡崎市，岡崎市発達支援センター，和歌山県橋本市，きのくに子どもの村学園，発達支援センターでは先ほど橘口議員もおっしゃっていましたが，幼い時期の子どもの特性を早期に見つけ，早期支援システムを構築することが非常に重要であることを学び，きのくに子どもの村学園では子どもたちの自主性をいかに大切にしていくべきかを学ぶことができました。また，愛知県岡崎市の宿泊施設におきまして，私の趣味で行っている早朝のごみ拾いを行ったところ，奄美よりも実はごみの量が少ないことに驚いて，本当，そして宿泊施設のオーナー様が私の共通の知人を持っていたという，驚きに次ぐ驚きだったり，いろんなことがございました。さて，私が大切にしている四字熟語に温故知新という言葉がございます。古きを学びて今に生かすとの思いを持っております。先人，先輩方から学び成長していく。今回も道中，多くの先輩議員の方から生き方を学ばせていただきました。３人の先輩議員へ一つずつ質問をさせていただきました。まず，お一人の方には，どのようにしたらあのようにボキャブラリーが豊富で，数字を資料を見ることもなく，人の前で話すことができるんですか。そのように御質問させていただきました。お答えとして，続けていけばできるようになる。私が新人議員だったときは，あなたたちのように話せなかった。とてもすばらしいと思うよ。しかしね，やらないといけないことは，新聞を隅から隅まで読む。読んで大切なことはファイリングし，資料としてしっかりと保管しておく。ほかの議員の方々の議事録や市の情報を頭にたたき込む。そして何よりも市民のために働くこと，動くこととのお話でした。そして，次になぜ市議会議員になろうと思われたのですかと御質問させていただきました。お答えとして，私はね，以前は公務員だったんだ。ずっと国民の方々にお世話になってきたんだ。だからね，これからは恩返しをしたくて挑戦したんだ。最初はみんな反対していたよ。でも，私は一度決めたら曲げないからね。それで皆が応援してくれて今があるとのお話もありました。最後の先輩議員からは，こちらの質問をさせていただきました。もし今，１０年前の自分に声をかけるなら，何と声をかけますかと尋ねました。すると先輩議員はおっしゃいました。１０年前の自分に言いたい言葉は，とにかく動け，動いて動いて動くことだねというお話をいただきました。その３人の先輩からいただいたお言葉は，私単純なので，私はもうそれからというもの，新聞をファイリングし，人の役に立つ人間になると，改めてそこを追求し，そしてとにかく動いて動いて動くを念頭に生活しております。この豊かな自然，人情，情緒あふれるシマンチュ，笑顔あふれる子どもたち，私たち大人がこれからの島の宝のこのたすきを，次なる世代へ受け渡していくためにも，これからも先人，先輩方の言葉，後ろ姿をしっかりと見続け，学び続けていきたいと強く感じた所管事務調査でした。

では，質問に入ります。１，公共施設の自主財源確保について。（１）ネーミングライツの導入について，①今現在の計画の進捗について，②対象となる公共施設についてをお聞きします。昨年の１２月議会一般質問にて御質問させていただいた公共施設の修繕につながることでもございますが，施設の維持管理には大きな費用が伴います。公共施設等総合管理計画の内容にも，国においては新しく造ることから賢く使うことへの重点化を推進，耐用年数は標準的な耐用年数とされる６０年を採用することとするとあり，施設の長寿命化を図ることとなっております。しかしながら，現在は新型コロナ感染症対策

を中心に，福祉，公共インフラ等，多くの予算を必要とすることから，各施設の修繕や市民の方々に対するサービスの向上に手が回らないのが現状だと思われます。安田市長のマニフェストにございました７６番目，あらゆる知恵を生かし収入増加を目指します。ふるさと納税について，ほか自治体で成功している事例に学び，積極的に活用して特産品や観光メニューの発信を強化し，経済活性化と市の収入増加を目指します。また，ネーミングライツ（公共施設への命名権）や市有財産などを有効活用して市の収入増加につなげるというマニフェストの内容もございました。ネーミングライツは先ほど括弧でありましたが，具体的に言いますと，企業がスポーツ施設などの名前に企業名や社内ブランドをつけることであり，公共施設にふさわしい愛称をつけることができる権利を買うことでございます。イベントとかですね，大会を開催するとなると，一度に多くの人が集まり，そこでネーミングライツが入っている施設だと，自然と人々の印象に残り，企業としては大きな宣伝効果につながります。また，テレビなどですね，メディア等でも愛称が連呼されることや，現在ではＳＮＳ等でのタグ付けなどで拡散され，宣伝効果はかなりのものであると考えられます。自治体としては，スタジアム，球場のことを例えばでお話させていただきますと，スタジアムの維持費や設備費などに莫大な資金が必要です。自治体のみで維持管理,新たなサービスを提供していくには限界がございます。企業よりネーミングライツで資金を集め，その資金を基に維持管理，新サービスの提供を行うことが可能となります。そのことから，利用者としても公共施設がより快適な施設となっていくことだと感じます。企業，そして自治体，そして施設利用者，三方が幸せになれる，まさに三方よしの考えだと思います。

そこで御質問させていただきます。①今現在の計画の進捗について。②対象となる公共施設について。二つまとめてお願いいたします。

では次の質問から発言席にて行わせていただきます。

市長（安田壮平君）　それでは，幸多議員にお答えいたします。

御質問のネーミングライツにつきましては，公共施設に愛称を付与する命名権を設定し，権利を取得した企業などからの収入により，当該施設の運営資金を調達する手法として，全国の自治体に広がりを見せております。これまで，本市におきましても検討を行ってまいりましたが，慣れ親しんだ施設名称が変わることへの懸念や，価格設定，採用に向けた基準設定が容易でないことから，導入に至らなかった経緯がございます。しかしながら，自主財源の確保及び官民連携による地域活性化の観点から，今年度新設された官民連携推進室において，改めて導入の検討を行っているところです。

進捗状況については，これまでに課題の整理や各地の導入事例の調査を行うとともに，本市の保有する施設ごとに導入可能性に向けたアンケート調査を行っております。今後はその結果をとりまとめ，７月末までにはその調査結果を基に，関係各課と施設ごとの協議を行ってまいります。つきましては，今後，協議を重ねた上でネーミングライツ導入について検討してまいりたいと考えておりますので，御理解のほどお願いいたします。

１番（幸多拓磨君）　ありがとうございました。官民連携ということで，とても大切なことだと感じます。先ほどおっしゃったように，アンケート等調べていらっしゃったり，いろんな状況というのを，課題等を精査されたりしているという段階であると思うんですが，ちょうど来年，国体が行われるということもあり，鹿児島県全体が全国から，そして世界から目を向けられるタイミング，できることならですね，その国体前後，国体の前ぐらいまでにですね，そういったものが実際の形としてできていたら，なおいいんではないかなと。それはやはり目を向けられるということで，先ほど私もお話したんですけど，企業様のメリットがやっぱり増加するというところもございますし，そのことによって，そのネーミングライツに対する認知だったりとか，あと皆さんが認めてくださるというところに，周知の方ですけど，つながっていくのではないかなと感じるところでございます。どうかどうか本当，前向きによろしくお願いします。

では，ネーミングライツはメリットがある反面，先ほどもお話がありましたが，デメリットもございます。一つは先ほどと同じですね，定期的に愛称が変わることにより，利用者や市民の方々が困惑してしまうこと，そしてもう一つはネーミングライツパートナーとなった企業が何らかの問題を起こしてしまうと，施設のイメージダウンにつながる可能性もございます。私思うに，コンプライアンス，ガバナンスが効いているなど，基準も必要だと思われます。

御質問です。③公募をかける際のエリアについて。④公募をかける際の企業採用基準について。お願いいたします。

総務部長（三原裕樹君） お答えいたします。御質問の公募のエリアや企業採用基準につきましては，議員御案内のとおり，施設の名称が定期的に変わる可能性があること，トラブル等により施設のイメージダウンにつながること，またネーミングライツにかかる料金の設定基準など，導入に向けての各種基準づくりが非常に重要であると認識をしております。今後，ネーミングライツ導入に向けた協議を重ねることと併せまして，公募エリアや採用基準につきましても，先行事例を調査など行いながら，効果的な手法などについて検討をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

１番（幸多拓磨君） ありがとうございます。やはり先ほどと同じように，調査をしているという状況でございます。とてもとても見切り発進するよりは，時間をかけて大事にやっぱりしていくということは，長いプランで考えるととても大事だと思うので，そこの部分もあると思うのですが，ただ本土のほうでも成功事例というのが多々ございますので，そういった事例を基にですね，プラスのところはプラスで，私たちのほうでその案件を使っていって，事例を使っていって，なるべくスピーディーに進めていければと感じるところでございます。やはりエリアの問題であったりとかすると，やはりその資本力がある本土の企業さんが来ることによって，もちろんそのネーミングライツとしての自主財源の確保というのは大きいと思うんですが，ただそこの部分をどう捉えるか，その地元の企業を中心としてやっていくのか，地元の企業を中心にするにあたり，例えばの話なんですけど，例えば最初の５年間だったり３年間だったりするんですけど，そのときはその地元の企業を対象にして誘致をし，そしてそれを最初だけは価格的に補助があったり，助成ということで落として，そして２回目の公募をかけるときから，例えば本土を含めしていくなど，多くの考え方ができるのかなと思ったりします。是非本当にとても大切なことだと思います。先日，私がお話させてもらいました公民館，名瀬公民館，その床の問題であったり，ほかにも様々な公共施設老朽化が目立っている状況だと，もう皆さんが分かっていらっしゃると思うんですけど，そこの利用者の人たちの幸せ度にも関わってくることだと思いますので，多くの施設に導入できたらいいなと思います。ただ，そのネーミングライツというのは，私も長年営業をしてきたので分かるんですが，簡単に企業さんが手を挙げてくれるとは思えない部分がございます。ですので，営業でしたら，商品を扱うためにはこの商品の良さだったり，メリットデメリットだったり，夢を持たせてあげるだったり，この商品はどのように生きるだったり，いろいろな話があります。今回のネーミングライツにしても同じことが言えるんじゃないのかなと。この施設の利用者の人数だったり，男性，女性の比率であったり，あと年齢層の比率であったり，あとはどのような形で使われるか。そのようなプレゼンの資料を各施設ごとに用意することにより，その企業さんが，まあ言えばマッチングですよね。この企業さんはここの公共施設に対し，ネーミングライツに公募をかけるとか，そういったことも大切になってくるのではないかなと思いますので，これはもう先は大変なことをしないといけない，準備が必要なことだとは感じるんですが，是非形にしていただければと思います。ありがとうございます。

では続きまして大きな２番，福祉行政について。障害者支援について。ハンディキャップを持たれている方々にとって，過ごしやすい町なのか，ふと考えることがございます。多くの課題はあると感じますが，御相談がございました件について，御質問させていただきます。

①奄美市の障害者を対象とする採用試験について。奄美市も他自治体と同じく障害者の方々も積極

的に採用していることだと思います。そこで現在の障害者を対象とする奄美市職員採用選考試験について，お話をお聞きする機会がございました。試験の内容が知的，身体，精神の障害，特性として別々なのに，問題の内容が同じと困惑された御意見でした。身体，知的，精神の障害を持たれた方々それぞれに得意不得意がございます。そこで，同じ試験問題だとどうしても差がついてしまうという現状がございます。記事に合理的配慮という言葉がございました。合理的配慮とは障害の有無は関係なく，全ての人が平等であるということを基本とし，人権と基本的な自由を当たり前に行使できるように，環境の変更や調整といった配慮をすることです。必要な配慮は全て障害者に一律ではなく，どのような障害を持っているかということや，現在置かれている環境などによって異なってまいります。それぞれの障害者の特性を理解し，個々に合わせた対応をすることが必要ですとございます。そして，障害者雇用促進法について，障害者を雇用する義務である法定雇用率，民間企業が２．３パーセント，国・地方公共団体が２．６パーセント，都道府県等の教育委員会２．５パーセントとございます。そこで御質問です。①奄美市の障害者を対象とする採用試験について。②現在の障害者雇用促進法に対する達成度について，お答え願います。

総務部長（三原裕樹君）　まず，障害者を対象とする採用試験についてお答えをいたします。

本市における障害者雇用に関する取組につきましては，平成２４年度から身体障害者を対象とした枠を設け，採用試験を実施しております。さらに，令和元年度からは身体障害者だけではなく，知的障害者，また精神障害者も受験できるように受験資格を拡充をしております。平成２４年度から令和３年度までの障害者採用試験におきまして，６名の方を採用しており，結果，いずれも身体障害者の方が採用をされております。障害者の雇用の促進等に関する法律におきましては，事業主は障害者に対し募集，採用時や採用後において障害の種類や状態に応じ，合理的配慮措置を取ることが求められております。本市といたしましても，これまで作文試験において身体の不自由などにより筆記が困難な受験者に対しまして，パソコンでの入力を許可するなど，合理的配慮としての措置を取ってまいりました。議員御案内の知的障害者の試験問題の件に関しましては，現在，全国の約９割の市町村が公益財団法人日本人事試験研究センターが作成をいたします問題様式で実施をしていることもございますので，他自治体を参考にしながら，今後研究してまいりたいというふうに考えております。

続きまして，法定雇用率の件の御質問についてお答えいたします。障害者雇用促進法第４０条に基づきまして，国及び地方公共団体は，毎年６月１日現在の身体障害者，知的障害者，または精神障害者である職員の任免に関する状況を厚生労働大臣に報告しなければならないこととされております。同法施行令第２条に定められる法定雇用率につきましては，先ほど議員からもございましたが，国・地方公共団体が２．６パーセント，都道府県等の教育委員会が２．５パーセントとなっております。本市の令和３年６月１日調査時点の雇用率は，市長部局が２．２５パーセントと法定雇用率に達していない状況ではございますが，今年度，令和４年度につきましては新規採用などによりまして法定雇用率に達する見込みでございます。また，教育委員会におきましては，昨年度の雇用率は２．５パーセントでございまして，法定雇用率に達しております。なお，障害者雇用促進法におきましては，地方公共団体は自ら率先して障害者を雇用することとなっておりますことからも，今後も法定雇用率の達成に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

１番（幸多拓磨君）　ありがとうございます。今，令和４年度達成の見込みということもございました。その２．６パーセントに達成して，２．６パーセント，ちょうどじゃないといけないという理由もないとは思いますし，様々な多様性，個性というのがやっぱりあります。発達障害にしても障害というよりは個性という見方をされるという流れというのか，今の現状もございます。ですので，障害を持たれた方々を採用するにあたっての受け皿というのは，とても大切だなと。ですので，先ほどの身体障害者の方に対するパソコンでの，筆記は難しいからパソコン，それも大事だと思うんですけど，例えば知的障害だっ

たり，精神障害を持たれた方が採用されて，採用されるというか，採用されるためには，そういった方々がお仕事ができる内容というのを，やっぱり作っていかないといけないと感じるわけですね。ですので，そこに関して今現在，奄美市の市役所ですね，どのような形になっているか，ちょっとすみません，一つだけそれをお聞きしたいなと思います。お願いします。

総務部長（三原裕樹君） 法定雇用率に関しましては，労働基準監督署との協議を進めておりまして，労働基準監督署からも障害者の方々が働ける場を提供することも事業所としての務めであるということも言われております。そういうのを踏まえまして，職員の採用もそうでございますが，会計年度任用職員におきましても障害者の方の雇用も，今積極的に進めておりますので，そこと併せまして今後また改めて検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

１番（幸多拓磨君） ありがとうございます。会計年度任用職員で採用しているのもある。ごめんなさい，もう一つと言ってしまったので，そのことに対しての御回答はあったと思うんですけど，受け皿として，例えば先ほど，知的，身体，精神の障害を持たれた方々ができる仕事の内容とか，そういったものが今現状としてきちんと受け皿としてできているのか，ちょっとお聞きしたかったんです。お願いします。

総務部長（三原裕樹君） 具体的に申し上げますと，給食センターのほうで現在採用しております。また，一般事務におきましても，今後，精神，知的障害者の方につきましては，どういう職種が適正な労働環境になるのかということは，また検討しなければいけませんが，まずは現在，給食センターのほうで採用している事例もございますので，そういったのを全庁的に検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

１番（幸多拓磨君） かしこまりました。ありがとうございます。今話しました知的障害，身体障害，精神障害の方が採用された際には，お仕事としてできる内容というのもあるという認識でよろしいんですね。

総務部長（三原裕樹君） 身体障害者の方の採用６名，先ほど申し上げましたが，現に一般事務としてしっかりと仕事に務めていただいておりますので，そういった受け皿，周りの職員のサポートも含めまして，実際に普通に，普通にと言ったらおかしいですけども，職員と同じ職務を遂行していただいていますので，そこについては御理解いただきたいとお願いいたします。

１番（幸多拓磨君） すみません。今，お話の中で，その６名の採用の方が身体障害の方という形でお話しいただいたということは，募集をかける際に，身体障害以外に知的障害の方や精神障害の方も含めて募集されていると思うんですけど，実際，じゃ，今までの形としては，知的障害や精神障害の方々の採用というのは，今の時点ではできていないという認識でよろしいでしょうか。

総務部長（三原裕樹君） 先ほども申し上げましたが，募集はしております。ただ結果として身体障害者の方が６名採用ということでございますし，また応募がない場合もございます。そういうのを含めまして採用に関しましては広く採用を行いたいというふうに考えておりますので，その辺については御理解いただきたいというふうに思っております。

１番（幸多拓磨君） ありがとうございます。ということは，話最初に戻るんですけど，その研究センター，全国のなんとか研究センターが，全国の９割自治体が採用している共通の試験の内容ということなんですけど，その内容について，例えば知的障害を持った方だったりとか，精神障害を持った方々というの

は，やっぱり筆記が苦手な方が多いとは思うんですね。数学において二次関数の出題がされたとかいうお話も聞いているんですけど，実際，その内容が日々の業務につながってくる内容なのか，逆に，まあ言えば，５教科あったとして，国社数理英あったとして，国語と社会は得意ですけど，数学が苦手とか，そういった方からすると，やっぱり特性としてあるんですよね。そういった方々に対した，その採用試験の内容も，要は独自で作ってもいいんじゃないかなと，強く感じるんですね。もちろん，その全国共通でするということは，実績もあって，もちろん信用も信頼もあるかもしれないんですけど，でも，先ほどちょっと話したら合理的配慮といったときに，それが今，正しいのかということで，やはりちょっとそこの部分を，やっぱり当たり前になっていたことだと思うんですけど，ちょっと振り返ってみて，これでいいのかと見つめ直すことも大切なのかなと思ったりします。これに対しては，よかったら考えていただければと思います。以上です。じゃ，お願いします。

総務部長（三原裕樹君）　本市の採用試験につきましては，高校や大学のように各科目の試験ではございませんで，一般常識の試験でございます。ですので，それを総合的に判断をして，それに加えて作文，それから小論文の試験も同時に課しております。それを総合的に判断をして採用に至っておりますので，一次試験がまずそこであります。それから二次試験で集団討論というのがございまして，三次試験で個人面談という３段階を踏んで採用しております。その中で，障害者雇用につきましては，我々採用計画会議というのがございまして，その中で障害者の採用についても，大体何名ほど採用しようというのを，全体の採用枠の中で決めまして採用を行っておりますので，その中で総合的に判断をしていくということですから，科目で得手不得手，これはもう，健常者でもあると思います，正直言ってそういったものは。ですので，総合的に判断するということにつきましては御理解いただきたいということでございます。以上でございます。

１番（幸多拓磨君）　ありがとうございます。確かに一つの試験の中に多くの科目が入っている，教科が入っているということだとは思うんですが，その内容の部分というのも，私が訴えかけたいのは，それによって現在，本当にその試験を受けられたり，試験問題を見られた方が，やっぱり悩んでいらっしゃるとか,困っていらっしゃるというようなお話をいただいているというのは現実なんですね。ですので,私たちが，健常者のお話もありました，健常者の方がどう捉え，考えるかというのも，もちろんあるんでしょうけど，でもやっぱりそのように障害を持たれた方々が，やはり困っていることがある，悩んでいるという，これが事実だったりするので，そこに関しては先ほどちょっと私お話したんですけど，今までの当たり前が，それでいいのかと見つめ直すということも大切かなと，私はお伝えしたいところです。先ほど,その研究センターの共通の試験問題というのが９割というお話があったんですけど,実際,その１割の自治体は御自分たちで作成されているというところもあるというふうな認識，もしくは，もしかしたら障害者雇用がないのかもしれないですけど，よく分からないです，その１割が。でも，我々もそこをやっぱり考えていくということは大切なのかなと思いますので，是非それは継続で考えていただければと思います。以上です。

では続きまして，③ヘルプマーク・ヘルプカードの普及率・認知度につきまして。先日の奄美市だよりにも掲載されていましたヘルプマーク・ヘルプカードの支給について御相談があったことから，病院の待合所にいらっしゃる御老人やお怪我をされている方，体が不自由な方に私自身，病院に行き，目を向けてみました。障害者手帳や愛の手帳の有無に関わらず，身につけることができるヘルプマーク・ヘルプカード，その病院にはですね，３０人から４０人の方がいらっしゃいましたが，カバン等に見えるところにヘルプマークを付けている方を見かけることはございませんでした。

奄美市ホームページにもこう記載がございます。ヘルプマーク・ヘルプカードとは，義足や人工関節を使用している方，内部障害や難病の方，妊婦初期の方など，援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が，周囲の方に援助を必要としていることを知らせるものです。こちらですね，

私いただいてきたんですけど，これがヘルプマーク・ヘルプカード，ヘルプマークになりますね。これをバッグにつけて歩くことによって，周りの方々がですね，援助してくださる。こちらがですね，ヘルプカードというんですが，これは鹿児島県，各自治体によって内容も見た感じ変わってくるんですけど，このヘルプカードの表と裏側に必要とする支援を書き込むというカードでございます。こちらはセットで扱っていらっしゃるんですけど，福祉政策課のほうで，簡単なアンケートでいただくことができるという話なんですけど，大変すばらしい取組だと感じるんですが，現在の普及率，認知度はいかがでしょうか。また，こちら④なんですけど，障害者支援のためのマークの認知度，そして取組について，障害者のための国際シンボルマーク，これ数多くありまして，盲人のための国際シンボルマークや身体障害者標識，視覚障害者標識，補助犬マーク，耳マーク，ヒアリングループマーク，オストメイトマーク，ハートプラスマーク，今のヘルプマークですね，あと白杖ＳＯＳシグナル，手話マーク，筆談マーク，１３ものマークがあるということ，私今回初めて，恥ずかしながら知ったんですけど，このマーク，様々多くあるんですけど，このマークの意味を知ることで，その障害を持っていらっしゃる方々は安心されるというお声を聞きました。例えば，市役所窓口に行きましてもですね，健康増進課でしたかね，ここにマークが載っているんですね。筆談マークであったりとか，まあ言えば，手話をできる職員さんもいらっしゃいますよね。その方にもお話したんですけど，手話のマークは載っていなかったんですね。ですのでこの手話のマークをつけるなりすると，やっぱり耳が聞こえない方々というのは，やっぱりそういったところで安心を感じる，自分たちがコミュニケーションを取れる場所があるというのを目で見て分かるというところから。そういったものもやっぱり大事かなと思ったりします。

この３番と４番ですね，同じような内容になるんですけど，普及率や認知度，今現在，奄美市として感触として感じている部分，多くのお答えがあると思うんですが，よかったら分かる範囲でいいんで，教えていただければと思います。以上です。

福祉事務所長（永田孝一君） それでは，議員御質問のヘルプマーク・ヘルプカード，それから障害者のマークについてお答えしたいと思います。

まず，ヘルプマーク・ヘルプカードでございますが，議員御案内のとおり外見から援助等が必要などがよく分からない方に対して，その方がマークやカードを提示することで，配慮や支援を受けやすくなるように作成したものとなっております。鹿児島県を通しまして本市でも令和元年の７月からヘルプカード，まずカードですね，の配布を開始しております。令和３年度から昨年度ですが，ストラップ型のヘルプマークの配布も始めたということになります。配布につきましては，各支所の福祉相談窓口にチラシを配置して紹介しております。希望する方に対して配布する形を取っております。

配布実績といたしましては，令和元年度が４８件，令和２年度，これが２９件，ヘルプマークの配布を開始したのが令和３年度からなんですが，まずカードが６１件，ヘルプマークが６４件，合わせまして１２５件となっております。

同カードやマークの普及率については，配布対象を限定するものではないため，具体的に示せるものではありませんけれども，業務に当たって地域社会の認知度という点では，まだまだやはり低いのではないかと考えております。周知方法でございますが，奄美市だより，ホームページ，御紹介いただきましたが，庁内デジタルサイネージなどの掲載も行っております。今後とも配慮が必要な方が，より援助を得やすくなるような，様々な機会を捉えて普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に，障害者のマークでございます。このマーク，様々なマークがあるというところですが，これにつきましてもまだまだ住民の方の周知という点では不足しているのかなと思います。市役所の総合窓口においても，聞こえない人ですとか，聞こえにくい人への配慮を示す耳マークですとか，人工肛門などのストーマ装着の方が利用できるオストメイトトイレマークなどは，庁内に掲示をしているところでございますが，やはりなかなか認知等については不十分であると，障害からくる支援や配慮を求めるマークは，やっぱり社会の理解と協力がなければ成立しないと思っております。先ほどのヘルプマークもへ

ルプカードも，このマークもそうなんですが，いずれにいたしましても障害のある方もない方も，ある方については，さりげない手助けができることで，障害の有無にかかわらずに暮らしやすい奄美市というのが目指せると思いますので，これからも普及啓発に努めてまいりたいと思います。以上です。

議長（西　公郎君）　時間配分をお願いいたします。

１番（幸多拓磨君）　かしこまりました。ありがとうございました。こちらの周知の件についてなんですけど，例えばＳＮＳございます，奄美市のＳＮＳ，フェイスブック，インスタ，ツイッターされていると思うんですけど，そのＳＮＳの在り方についても，ちょっと私もちょっと，人数があまりに違い過ぎていて，フェイスブックの登録数が約３，０００人，奄美市のですね，そしてツイッターの登録数が７，５０１人，そしてインスタグラムが１５７人と，極端に下がるんですね。ですので，その周知をする媒体であるそのＳＮＳ自体の周知というところも大切なのかなと思ってきたりします。ですので，フェイスブックとインスタをリンクしていくだったりとか，インスタがあまりにも少なすぎるんですよね，１５７名しかいらっしゃらない，フォロワーが。ですので，私たちの持っているものを広げていくんだったら，広報で広げていくんだったら，周知していくためには，その広報の媒体であるこのＳＮＳの広報というものも大切になってくるのかなと深く感じますので，そこのところも余談ですが入れていただければと思います。ありがとうございました。

　では，続きまして３番，教育行政について。安心・安全な教育現場について，今現在，奄美市のホームページからの調べによりますと，幼稚園４園，小学校２１校，中学校１２校，地域型保育園を含めますと１９園とございます。小学校，中学校は創立５０年以上が経っており，備品等定期的な点検が行われてきたと思いますが，そこで気になりますのが，学校設備・備品等の安全チェックについて，これにつきましては，同僚議員の方々が多く質問しているので，重複するところは答弁としては省いてもらっても大丈夫です。私がちょっと思うことは，別の角度から言いますと，修繕と修復というのも大事なんですが，それに対するチェック体制ということをちょっとお聞きしたいです。シーソーやジャングルジム，鉄棒など，昔ながらの遊具もある地域もございます。中にはさびてきた遊具を繰り返し塗装して使用しているなど，私自身としても一保護者としてどうにかならないのかなと思うところもあります。以前，私が幼稚園の教諭をしていた時代がございました。たった３年間でしたが，毎朝遊具のチェック，子どもたちが帰園した後の再チェックを毎日しておりました。危険箇所が見つかった場合には，その都度に対応し，未然に事故を防ぐ活動をしてまいりました。それでも事故は起きる可能性があるのは事実です。保護者の方々が安心していただける学校，子どもたちが安心してのびのびと学校生活を過ごせる場所の提供，私たちの大人の責任だと感じます。例えば，今現在，奄美市の公園遊具で見かけます，ＳＰマーク，ＳＰマークは家電製品やおもちゃなどにつけられるＳＧマークやＳＴマークと同様に，安心・安全な遊具が一目で分かるようにしたものです。公園利用者，特に保護者の方は一目で安心・安全な遊具を見分けることもできます。奄美市においても，今奄美市の公園にもですね，ＳＰマークつけている公園，いっぱいあります。しっかりとしたチェック体制，できていると感じますが，今現在，学校内においての学校，幼稚園，保育園においての老朽化した施設の修繕等，どのような形で，今行われているか，お聞きしたいです。お願いします。

教育部長（石神康郎君）　それではお答えいたします。学校に設置されている遊具類の点検につきましては，主に教頭からの報告を毎月ないし随時受け，必要に応じて現場確認を行っているところでございます。また，定期的な学校訪問の際に，直接危険箇所や校舎等の不具合についても報告を受けてございます。修繕等が必要なもののうち，遊具等の備品にあたるものは，修繕を基本といたしますが，校庭遊具はその材質から修繕費用が高額になることがございますので，昨年度におきましても教育委員会が遊具類の修繕を執行した経緯もございます。学校において校庭に設置された遊具等で授業に必要なものは，

鉄棒ということになっております。また，体力づくりの観点から登り棒や雲梯はあれば望ましいということになってございます。授業において使用する鉄棒は，必ず修繕を行っておりますが，安全性に欠けると危惧されるその他の遊具につきましては，使用禁止等の措置を取る場合もございます。限られた予算でございますので，今後新たに遊具類の設置，入替え計画は予定はしてございませんが，今後も修繕で対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

１番（幸多拓磨君） ありがとうございます。チェックの件はどのような形でチェックされているのかなと思います。遊具のチェックですね，定期的なチェックだったらどれぐらいのスパンでされているのかとか，お願いします。

教育部長（石神康郎君） 先ほども議員のほうもおっしゃられたように，毎日学校のほうで確認をしていただいて，不具合があればこちらのほうに連絡がまいりますので，職員も同行して，再度現場を確認をして対応してまいるというようなことでございます。以上でございます。

１番（幸多拓磨君） これは，毎日というのは確実に言えることでしょうか。例えばですね，ある場所，これは学校内じゃないですけど，ある公園のほうでは，子どもたちが高い位置にある棒に紐を結んだりして，放置しているところも見かけたりしているんですね。例えば，それで私過去，幼い頃あったんですけど，誤って私，それ首にかかったことがあったんですね。これってすごい危ないことだと思うんですよ。だから，そのやっているかやっていないかというのは，本当にとても大切なことだと思いますので，子どもたちは興味があって，どうしても行ってしまったりすることもあります。そのために，ちょっと安全管理についてお聞きしたいんですけど，これはもう毎日確認されているという認識でよろしいでしょうか。

教育部長（石神康郎君） 基本的には，月に１遍，教頭先生が確認をするということでございますが，そのほかにも鉄棒を使う授業，そういうもの等で担任の教職員の方々が気が付けば，その都度報告が入ってきているものというふうに考えているところでございます。以上です。

１番（幸多拓磨君） ありがとうございました。また引き続きその安全管理，安全チェックの件ですね，お願いいたします。また，今後ですね，私も質問させていただきます。

続きまして，②プールでの水難事故対策について。これからの季節は梅雨も上がり，奄美にとっても最高の季節になります。気温は３０度を超える日も出てくるなど，海や川のレジャーも活発となってまいります。しかしながら，プールにおいての事故が後を絶ちません。つい先日，２０２２年４月５日，ベトナム南東部のリゾートホテルのプールにて，日本人の１０歳の男の子，子ども用のプール水深１メートルの排水口に背中を吸い込まれ，身動きが取れなくなり，溺水によりお亡くなりになるという事案が発生。過去にも２００６年７月３１日，福岡県富士見市，これは流れるプールだったんですけど，小学校２年生，７歳の女の子が排水溝の柵が外れ，吸水口に吸い込まれ，壁に強く頭を打ち，お亡くなりになる。ほかにも多くの案件の事故が毎年毎年ですね，起きています。本当に痛ましい事故で，将来ある子どもたちのことを考えると胸が締め付けられる思いです。心より哀悼の意を表しますとともに，謹んでご冥福をお祈り申し上げます。日頃より，事故対策に対して尽力されていると思いますが，改めて今の奄美市，現在の奄美市の事故の防止に対する具体的な対策や，どのような形で監視をする側だったりですね，行われているか，研修等されているか，お聞かせください。

教育長（村田達治君） それでは，議員の御質問にお答えいたします。

水難事故を防ぐためには，環境の要因と人的要因の二つの視点から対策を講じることが大事だろうと

いうふうに考えております。まず，環境要因の視点からの対策でございますけれども，学校現場では水泳の授業で水難事故が起こらないように，水泳授業シーズン前，シーズン中，シーズン後に施設点検，整備が行われます。具体的には平成１９年３月に文部科学省，国土交通省が示しているプールの安全標準指針などに沿って，プールの排水口に関する安全確保の不備による事故をはじめとしたプール事故を防止するため，プールの施設面，管理面で配慮すべき点について，点検整備が行われます。市教委といたしましては，その点検整備を徹底するよう，学校へ日常から指導を行っているところでございます。

次に，人的要因の視点からの対策でございますけれども，無理な飛び込みによる事故の未然防止は，その一例でございます。また，水泳の授業におきましては，プールサイドでの事故も過去には発生しております。走り回って滑って転んで怪我をするとか，そういった類の事故も実際起こっているところでございます。それらの事故を防ぐために，市教委といたしましては，学校における水泳事故防止必携２０１８年改訂版などの資料活用を学校に促し，事故防止の対策としているところでございます。さらに，基本的に水泳の授業は可能な限り複数の教師で行うことも人的な要因のこととしては効果があるというふうに考えております。また，夏休みにプールを開放する学校もございます。その際の監視員に対する対策として，学校では消防職員や赤十字といった外部講師を招いての水難救助講習会などが開かれております。ＰＴＡプール開放の監視員は全員講習会への参加を義務づけている学校もございます。このような各学校の取組を今後もしっかりと支えて，安全なプール開放の実施を呼びかけていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

１番（幸多拓磨君） ありがとうございました。引き続き今の活動をお願いしたいところでございます。次いきます。（２）番，部活動・クラブ活動の多様性について。島の子どもたちは大きな可能性を秘めていると思います。スポーツにおきましても大島高校甲子園出場，また文化に関しても吹奏楽部朝日中学校の全国大会出場等，すばらしい活躍に島民だけではなく，全国の島を愛する方々が心躍った出来事だと感じます。先日行われました東京オリンピックにおきましては，新種目が正式に決まりましたスケートボード，そして２０２４年に開催されるパリオリンピックではブレイキンが正式種目となりました。ストリートカルチャーが今，大変盛り上がってきているところだと実感しております。東京オリンピックの結果につきましては，名前は言いませんけど，スケートボードだけで五つのメダルを獲得しております。また，子どもたちの新たな可能性の発掘，大好きなゲームが競技として認められているｅスポーツ，こちらの安田市長のマニフェスト，６２番目にもございました。ｅスポーツの振興に向けて取り組みます。離島でも雨の日でも楽しめるｅスポーツ，電子機器を用いて行う娯楽競技スポーツ全体の振興のため，企業と連携してイベントを開催し，ｅスポーツの選手との交流を企画します。これにより更に奄美市をＰＲしますとございます。子どもたちの可能性をより多く引き出すために，私たち大人が環境を作っていくことの大切さを感じるところです。

①スケートボードやＢＭＸ，ｅスポーツの取組について，今現在，どのような形か，進捗を教えていただければと思います。お願いします。

教育長（村田達治君） それでは，議員の御質問にお答えいたします。

現在，学校における部活動やクラブ活動におきまして，スケートボードやＢＭＸ，ｅスポーツ等の活動は行われてはいない状況でございます。今後，大きな可能性を秘めた島の子どもたちが，将来の進路の選択肢が広げられるためにも，児童・生徒が興味関心を抱く競技等の把握に取り組みながら，関係部局とも連携して情報の発信，共有に努めてまいりたいと，そのように思っているところでございます。

１番（幸多拓磨君） ありがとうございます。私が当市，奄美市においてもですね，街角ストリートのほうでですね，スケートボードを練習されている方，やっぱり見ますね。奄美市内において正式な練習場所は今ない状況とお聞きします。スケートボードやＢＭＸが楽しめる場所の確保を考えていけないかと

感じるところはありますが，財源の確保というのも難しいと思いますし，民間の企業と連携するなど，前向きに御検討をお願いしたいところです。そして今，既存の公園において例えば御殿浜公園等のある部分だけ，そういった場所を用意してですね，例えば，夏祭りにおいて，片やステージで演奏が行われる，片やそういうスケートボード場で大会が行われるなどですね，多様性のある祭りの楽しみ方もできるんじゃないかなと思っております。

そしてｅスポーツは今回，２０２４年パリオリンピックでは，結局ｅスポーツの採用がかなわなかったんですが，ＩＯＣが２０２１年４月にｅスポーツの公式イベント，オリンピックバーチャルシリーズの立ち上げを発表しております。これから，ｅスポーツの動向が目が離せないとも強く感じますので，引き続きお願いいたします。御検討のほうお願いいたします。

では４番，ＳＤＧｓの取組につきまして。達成目標１７の項目について，国連で定めた目標達成は２０３０年でございますが，残り８年です。当市におきましても官民連携推進室において，先日推進官が任命されるなど，具体的な形として活動が始まったことを，とてもうれしく思います。先日，奄美市より発表された奄美市ＳＤＧｓ推進プラットフォーム，公民連携であり，官民連携である，すばらしい取組だと感激いたしました。今からどんどん加速していく奄美市のＳＤＧｓへの取組，期待しかございません。そこでお聞きしたいです。これはまとめて①②優先的に取り組んでいる項目について，②官民連携，公民連携について，官民連携，公民連携につきましては，民間主体となる場合，ＣＳＲ，企業の社会的責任等に取り組んでいる企業なども踏まえてですね，奉仕として活動していくのが中心になるのか，補助金，助成金も取り入れ，行政主体で進めていく官民連携のほうが主なのか，その比重というかバランスをお示しいただければと思います。お願いします。

総務部長（三原裕樹君）　まず，優先的に取り組んでいく項目についてお答えいたします。ＳＤＧｓ１７の目標，これにつきましては，どれも重要な目標でございまして，現段階で本市として優先順位をつけるものではございませんが，国が示した８分野には優先的に取り組む必要があると考えております。その中でも８番目に挙げられておりますＳＤＧｓ実施推進の体制と手段につきましては，まずは奄美市ＳＤＧｓ推進プラットフォームを設立いたしまして，持続可能な社会の構築に向けた奄美らしい活動や，高い社会的価値を生み出す活動を推進するための体制を構築してまいります。現在，ホームページでＳＤＧｓプラットフォーム会員を募集しており，今後，広報紙などにおいて順次，本市の取組を周知してまいりたいというふうに考えております。いずれにいたしましても，ＳＤＧｓの目標を達成するためには，企業や団体の理念，それから市民お一人お一人の当事者意識，地域の実情に則した取組が大変重要と認識しておりますので，御理解と御協力をお願いをいたします。

続きまして，取組の主体についてお答えをいたします。議員御案内のとおり，ＳＤＧｓの推進には個人，民間，行政の連携が必要不可欠でありますが，個人及び民間企業等が主体的に活動することが望ましく，行政はその取組を後押しするものと考えております。その上で，先ほど答弁いたしました奄美市ＳＤＧｓ推進プラットフォームについては，官民連携推進室が管理運営を行いまして，地域全体の機運醸成，パートナーシップの構築，ＳＤＧｓ未来都市構想の策定及び構想実現に向けた国庫補助であります自治体ＳＤＧｓモデル事業などの導入も視野に検討してまいりたいというふうに考えておりますので，御理解をお願いいたします。

１番（幸多拓磨君）　ありがとうございます。基本，民間主体で後押しということで，官民連携もあるんですが，公民連携がバランス的には強いという認識を受けました。

最後の質問になりますが，今現在，電気自動車，電動バイク等の充電スタンド規制についてお聞きしたいです。今後その電気自動車等の普及が広がりが出てくると思うんですが，本土からも電気自動車を持って来たり，例えば原付バイクで電気で走るものがあったりするんですが，実際，遠方に行ったときに，充電が切れて帰って来れないという現象とかも出てくると思うんですね。ですので，奄美市として

の，奄美市の現在の充電スタンドの配置についてお聞きしたいです。
以上で質問を終わります。お願いします。

市民部長（徳永恵三君） 議員御質問のとおり，一般市民が使用できる充電スタンドは確認できておりません。なお，今後につきましては，本市の計画は地球温暖化対策地方公共団体実行計画区域施策編の策定時において電気供給事業者や関係事業者との協議を通じ，具体的な計画につなげてまいりたいと思いますので，御理解賜りたいと存じます。

議長（西　公郎君） 以上で，チャレンジ奄美　幸多拓磨君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前１１時４５分）

――――――――――――― ○ ―――――――――――――

議長（西　公郎君） 再開いたします。（午後１時３０分）
午前に引き続き，一般質問を行います。
日本共産党　荒田幸司君の発言を許可いたします。

１６番（荒田幸司君） 議場の皆さん，市民の皆さん，こんにちは。日本共産党の荒田幸司でございます。６月議会一般質問最後の質問者となりました。どうぞよろしくお願いいたします。

さて，２月の２４日，ロシアによる国連憲章違反のウクライナ侵攻から間もなく４か月になろうとしていますが,いまだ収束の兆しすら見えていません。ウクライナにおける殺りくと破壊の悲惨な状況は,マスコミを通して日々報道されており，軍事対軍事の応酬では国民の命を犠牲にすることはあっても守れないことが，誰の目にも明らかではないでしょうか。ウクライナに一日も早く，日常の暮らしが戻ることを願うものです。

一方，日本国内では政権中枢の方々を先頭に，敵基地攻撃能力の保有，核共有論，軍事費のＧＤＰ比２パーセントへの倍増，憲法改正などが声高に叫ばれております。この機に乗じて一気に戦争できる国への転換を図ろうとの思惑が見て取れます。憲法９条では国は守れないなどの主張も聞かれますが，そもそも憲法９条は政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることがないように，つまり日本の国家権力が他国を侵略しようと思ってもできないように縛りをかけているものです。平和憲法といわれる日本国憲法を生かす国づくりを進めるということが，日本の平和を守り，世界の平和につながっていくと確信するものです。１９２２年，大正１１年創立された日本共産党は，この７月１５日に１００周年を迎えます。党創立以来掲げてきた反戦平和，国民こそ主人公の旗，引き続き反戦平和，国民こそ主人公の政治を実現するために微力ではありますが力を尽くす決意を申し上げ，質問に入ります。

１，市長の政治姿勢について。（１）未来都市奄美市を実現するために，８８項目のマニフェストを掲げ市民の圧倒的支持を得て当選し，昨年の１２月１日市長就任から半年が過ぎました。年明けより新型コロナの爆発的な感染が始まり，その対応をはじめ，議員から行政のトップという立ち位置となり，行政の在り方について改めて考えることも少なからずあったのではないかと思いますが，市政についての思いを改めてお聞かせください。

次の質問より発言席で行います。

市長（安田壮平君） それでは，荒田議員にお答えをいたします。多くの市民の皆様からの御信託をいただき，昨年１２月１日から市長としての重責を担わせていただき，半年が経過いたしました。就任早々に令和３年第４回定例会の開会を迎え，大変な緊張感をもって議会に臨む１か月でございました。

一方，新型コロナにつきましては，年明け以降，爆発的な市中感染の拡大がございました。市民，事業所の皆様の感染拡大防止への御協力，医療従事者の皆様の献身的な御努力があり，重大な局面を乗り越えることができましたが，約２か月に及ぶ飲食店への営業時間短縮要請など，社会経済活動に大きな

影響を与えたことは，御案内のとおりであります。この影響の回復も依然として途上の中，世界情勢急変による物価の上昇による家計や経営への直接的な影響など，今後とも様々な側面での支援が求められているものと考えております。改めて皆様の声をしっかりと受け止め，必要な施策を講じてまいりたいと存じております。加えて，１月１６日未明，津波警報が発令され，緊急的な災害対応に当たりながら，有事の際の避難体制の在り方など，多くの課題にも直面いたしました。

また，本年２月には奄美群島広域事務組合管理者に選任いただき，令和５年度末に期限を迎える奄美群島振興開発特別措置法の延長拡充という最重要の課題に対し，まずは群島町村長はもとより，関係する国会議員の先生方や国や県の奄振担当の方々とも意見交換を重ね，現状や課題の共有に努めてきた次第であります。

一方で，先の３月議会におきましては，私の責任の下，副市長人事に関連して多くの皆様に御心配，御迷惑をおかけする結果となりました。改めて自戒の念を持って，行政の長としての説明責任について認識を強くした次第でございます。

市政についての思いを改めてとの御質問でございますが，私自身としては激動と感じられる半年を過ごしてまいりました。市長として全方位的に問題を把握し，解決に向けて市民の皆様，議会の皆様，職員とともに解決策を考えていく日々の中で，施政方針でも述べさせていただいた，明るく，優しく，風通しのよい未来都市・奄美市の理念実現への思いを一層強くしているところであります。加えて，手応えを感じていることなどとの御質問もいただきましたが，職員との相互理解を深める中で，記者懇談会の開催や公民連携会議，世界自然遺産プラットフォームの立ち上げなど，新たな取組にも着手してきたところであります。今後とも市民の皆様，議会の皆様の御理解をいただきながら，職員としっかりと力を合わせ,一つ一つの課題の解決に取り組んでまいりたいと存じます。御理解のほどお願いいたします。

１６番（荒田幸司君） 御丁寧な答弁，ありがとうございました。この半年がですね，やはり何度かお聞きしていますけれども，非常に激動の半年だったということは，十分に私どもも推測できるし，また，そうだったなというふうに思います。

第２の質問でですね，やはりこの半年間で手応えを感じることをしようかなと思ったんですが，今お答えいただきました。そういった意味では，やっぱり職員との連携をどうつくっていくのか，そこに一定の手応えを感じながら，また今後それを更に進化させていかなくちゃならんということの決意だったかなというふうに見えます。とにかく，この半年間の思いと，今後に対してですね，どういう決意を市長がしていらっしゃるか，十分に私としては認識ができたかなというふうに思っているところです。

就任から半年，現在は未来都市・奄美市を実現するための組織づくりを進めている段階かなと，私は認識をしております。掲げていただいた８８項目のマニフェストを着実に実行していただき，市民が主人公の奄美市政の実現に力を尽くしていただくことをお願いしたいというふうに思います。

そういった中で，一定，マニフェストを８８項目掲げていらっしゃる。今年の予算の中にもかなり反映させておりますけれども，今後の市長としての心積もりというかな，そういったマニフェストをどう段階的に実現していくのか，その辺何かありましたら一言お願いできますか。

市長（安田壮平君） マニフェストの実現に向けでありますけれども，まず，今年度のですね，２月に行いました施政方針の中には，８８項目中４１項目に関することをですね，入れさせていただいて，マニフェストに関する事業をそれぞれその取組の深さにはそれぞれあるとは思いますけれども，進めているところでありますし，また目玉とも言える稼ぐ地域づくり，あるいはまたつながる支援の体制の充実なども着々と進めているところであります。そしてまた今年度以降にですね，しっかりと策定をさせていただく総合計画にも，私の思いというか，マニフェストもしっかり反映した形で，そしてまた新しい課題などにもですね，それをしっかりと盛り込んだ形で策定をして，全庁を挙げて取り組んでいくということをやっていきたいなというふうに思っております。

１６番（荒田幸司君） はい，ありがとうございます。それで，先ほど申し述べた，今，基盤づくりといいますか，いろんな委員会をかなり立ち上げていらっしゃいますけれども，それはおそらく今後，一気にいろんな形で，施策を進めていくための基盤づくりということで，私は認識をしておりますけれども，当面の理解については，よろしいでしょうか，そういったことで。

市長（安田壮平君） 基盤づくりということでですね，官民連携というのも，また私自身掲げた大事な理念だというふうに思っておりまして，是非民間の方々，市民の方々のですね，自由で闊達な意見を交わしながら，よりよい奄美市づくりを，行政だけでなく民間の皆さんと一緒になって進めたい，そういう思いで様々なプラットフォームなど，仕掛けづくりをさせていただいております。やはり大事なのはコミュニケーションだと思っておりますので，官民連携のコミュニケーションであったり，また，私自身もできる限り市職員の方々とのコミュニケーション，大事にしたいと，住用・笠利もですね，事あるごとになるべく現場に足を運んで，フットワーク軽く動いていく，そしてコミュニケーションを積み重ねていって，今抱える様々な課題，そして将来に向けた課題なども一緒に考え，一緒に汗をかいて取り組んでいこうと，そういう姿勢で臨ませていただいています。まだまだ足りないところは多々ありますけれども，これからもしっかりとその姿勢を保持し続けて取り組んでいく所存であります。以上です。

１６番（荒田幸司君） ありがとうございます。最後にですね，今，市長のほうから官民連携を自分の一つのマニフェストの大きなやはり目玉といいますかね，そういうことをおっしゃっていただきました。確かにやっぱり官民連携，重要なことだと思うんですけども，その民のところのですね，やはり，一緒にやっぱり何かをしっかりやっていこうということの思い入れといいますかね，その辺はどういったところにあるか，もしよろしかったらお話いただけませんか。

市長（安田壮平君） そうですね,民のところというところで,いろんな捉え方あるとは思いますけれども，もちろん我々行政に関わる者たちも，全て等しく市民でありますし，そしてまた行政に求められている様々な課題についてですね。例えば，これはもう以前からも言われていますけれども，民間的な発想であったり，あるいは効率性とか，費用対効果の出し方とかですね，そしてまたやはりしっかりと結果を出していくということとか，そういう部分も，また時代に応じてしっかりと捉えて，そして行動で示さないといけないなというふうにも思っております。そういった感覚も持ちながら，でもまた行政は行政としての安定性，継続性，行政にしかできないことなども多々ありますので，そういったしっかりと区分けを行いながらもですね，より民間，市民の皆様の思いに通ずるような，そういう行政の姿，そしてそういう奄美市づくりに，これからも邁進していこうと思っております。以上です。

１６番（荒田幸司君） はい，ありがとうございました。よく理解することができました。是非ですね，やはり市民が主人公の市政，これはもう市長も目指す所が一緒だと思いますので，是非その実現に向けてですね，今後，力を発揮していただくことをお願いして，市長への質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

次の質問に移ります。２番目，安全保障に関連して。奄美における米軍機の低空飛行に関連して，地元紙によると県が発表した住民から寄せられた航空機の低空飛行などの県内目撃情報は，昨年の４月から１２月に九州防衛局に照会した累計１０２件のうち，米軍機の可能性がありとしたのは８６件で，過去最多だった前年同月比を３件上回った。そのうち奄美市が最も多いものの，前年の５８件を大きく下回る水準で推移をしているとの内容でした。目撃情報は，県全体では前年を上回り，奄美市は前年を下回ったとの報道ですけれども，このことを当局はどのように受け止めるのか，受け止めているのか，見解をお聞かせいただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

総務部長（三原裕樹君） お答えいたします。航空機の低空飛行につきましては，市民からの目撃情報が寄せられた際に，その都度，県を通して九州防衛局へ通報をしております。議員御案内のとおり，令和３年度の本市の目撃情報につきましては，前年度，令和２年度の９０件と比較をしまして４５件と減少している状況でございまして，これまでの奄美大島５市町村長による九州防衛局長への要望活動や県市長会を通じた関係機関への要望など，本市の地道な取組も少なからず結果として表れているのではないかと考えているところでございます。以上でございます。

１６番（荒田幸司君） 御答弁ありがとうございます。と言いますと，当局のほうは一定，目撃情報が少なくなったのは，実質的にやはり５市町村，首長さんたちのやはり一定，申し入れ等が功を奏して少なくなっているんだということの捉え方なんですね。そうすると，目撃情報は確かに少なかったかもしらんけど，実際の低空飛行，それとの関係ではどうお考えですか。

総務部長（三原裕樹君） これまでの地道な取組が，私少なからずと申し上げました。これが全てではないと思いますし，目撃情報につきましても，市民の皆様から情報をお寄せいただいていない，そういったことも考えられますので，今後も引き続き，これは国・県と連携を取りながら対処してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

１６番（荒田幸司君） ということは，今後，その情報収集というかな，そこについては積極的にやっていきたいということの受け止めでよろしいでしょうか。

総務部長（三原裕樹君） この目撃情報の件数につきましては，県が発表した正確な情報として本市も取り扱っているところでございますけれども，議員御指摘のとおり，場合によっては通報がなされていないということも想定をされますので，今後も市民の皆様からの情報提供を呼びかけ，国・県とも情報共有を図りながら市民の皆様の安全・安心に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

１６番（荒田幸司君） はい，私はこの質問を取り上げたのはですね，やはり実質的には，この低空飛行は減っているものではないんじゃないかなと，減ってないんじゃないかなというふうに考えていますね。と言いますのは，私の個人としての意見は，航空機の低空飛行は減ったのではなく，目撃情報を寄せる方が減ったのではないかというように思っています。その根拠としてはですね，県内で奄美市の次に多いのは日置市の２０件で，前年比較で１７件増えているんですね。鹿児島市が１６件で前年より９件増えています。実質的に沖縄から飛んで来る軍用機のほうが多いと思うんですけれども，そういったところが鹿児島が増えて奄美が減るということは，なかなか考えにくいですね。実質的にやはり奄美のほうは，じゃ，海のほうを通って鹿児島のほうに行っているのかということでは，なかなか訓練をやっていると，私は認識をしていますので，そういった意味では海の上は通っていかないと，そういうふうに考えたときは，決してその低空飛行は減っているからということは言えないんじゃないかなというふうに考えていますね。その辺はいかがでしょう。

総務部長（三原裕樹君） いろんな御意見があろうかと思います。人によっては肌感覚として少なくなっているという声も，私たちは正直いただいております。これが先ほど申し上げました地道なこれまでの活動ということで表現させていただきました。ただ，県全体で増えているというところでございますので，先ほど申し上げましたように，目撃情報が達していないと，届いてないということも，それは想定はあると思います。それも含めまして，我々は今後も引き続き，こういったことにつきましては，国・県，九州防衛局を通じて米軍のほうに，そういった要請をしてまいりたいというふうに考えております

ので，減ったからこれで何もしないということでは，決してございませんので，その辺については御理解をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

１６番（荒田幸司君） 今，部長のほうから話がありました，やはりこの間のですね，御努力といいますかね，そこについては私もいろいろ認識していまして，そういったことは一定の効果を発揮しているということは，共通するところですけど，ただやはり，このままでいいというわけにはいかないというように私は考えてまして，行政サイドとしては独自の情報収集に努めてほしいと考えているんですね。例えば，市役所本庁や支所の近隣の低空飛行については，必ずやっぱりチェックをして県に上げるとか，自治会の会長さんとか，あと行政協力員，そういった方々の協力を得て，そういう情報があったら必ず市役所に上げていただくとか，そういったことを積極的に是非今後進めていただけないかなというふうに思っているんですね。この間,市役所本庁の上を通ったりということもあったと思うんですけれども，実質的にその場合は，これまでは特に県のほうに情報として上げてないですかね。いかがでしょう。

総務部長（三原裕樹君） 我々が目撃した情報については，県のほうに上げております。その上で，先日，５月の２０日だったと思いますが，オスプレイが緊急着陸を奄美空港にいたしました。その際につきましても，その日のうちに九州防衛局のほうに安全飛行と情報の提供について申し入れを行っておりますので，そういったことについては，絶えず情報が入った時点で国･県のほうに連絡をしておりますので，その辺については御理解をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

１６番（荒田幸司君） ありがとうございます。それは一つはやっぱり私の認識不足だったというように思いますが，市のほうがやはり市役所の近辺を通っている低空飛行については，しっかりと上げているということはよかったなというふうに安堵したところですけれども，ただやはり，これだけで済ませるのではなくて，先ほどからお話をしていますように，やはりもう少し積極的な情報収集をしないと，やはり何か事故が起きてからじゃ遅いと思うんですよね。その前にやはりしっかりと対応していくということが必要だと思いますので，市民の皆様のやっぱり安心・安全をどう担保していくのか，そういった観点になったときは，やはりもう少し積極的な情報収集をしていくことが非常に必要じゃないかなというふうに思います。それで，改めて要望させていただきますけれども，奄美大島の５市町村の市町村長さんたちの連名で，米軍機など低空飛行については遺憾の意を表明しています。連携して最大限正確な情報収集できるような取組を進めてほしいと思います。そして，奄美市は市民からの情報を待つだけではなく，市独自の情報収集を行っていただきたいと思っています。市民の安心・安全を守るために，実際には必要なことだとは思いますが，それについてはやっていくという方向性はお答えできないでしょうか。いかがでしょうか。

総務部長（三原裕樹君） 独自のというのが，どの範囲のことをおっしゃっているかというか，ちょっとまたいろいろ今後お話させていただきますけれども，九州防衛局のほうからも米軍機の飛行に際しましては，安全面に最大限配慮しつつ，地域の方々に与える影響を最小限にとどめるよう求めてまいりたいということで，要請を真摯に受け止め，しっかり対応してまいりますという返事も，その要望時に受けております。そういうのを踏まえまして，我々も絶えずそういった情報につきましては，協議をしながら要望してまいりたいというふうに考えておりますので，その辺についてはどうぞ御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

１６番（荒田幸司君） はい，ありがとうございます。九州防衛局のほうがそういったことをおっしゃっているんだったら，よりいい方向で進めることができるんじゃないかなと思うんですよね。ですから，先ほど言った具体的によく分からないとおっしゃっていましたけど，実質的にやっぱり地域の情報を集

めるということとは，各地域の自治会長さん，それから行政協力員，それから民生委員さんとか，いろんな方がいらっしゃいます。そういった方々からの情報をしっかり集めることができる，そのシステムづくりをやっていただきたいなということなんですけども，その辺はいかがでしょう。

総務部長（三原裕樹君） 今も現在も市民の皆様からの情報提供を呼びかけております。やっぱり幅広い，これは地域での情報があろうかと思いますので，地域の自治会の会長さんがよろしいのか，それともやっぱり市民の皆様から遠慮なく情報提供をできるような環境を作る，これが一番情報の収集としては一番やりやすいのかなと思いますし，また幅広に対応できるのかなというふうに，今思ってやっているところでございますので，このやり方がちょっと完璧ではないとか，適切ではないということでおっしゃるんであれば，またいろいろ相談をさせていただきながら検討させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

１６番（荒田幸司君） 部長がお話されていることは，別に完璧ではないと思うんですけども，やっていただいているなということは認識を改めてやったところなんですけれども，ただやはりシステムを作らないことには，市民の方々に情報をくださいというふうに言っても，なかなか市役所に電話をかけていく，それはハードルがある意味では高いと思うんですよ。やはりそういった意味では，地域の定位置のところ，定置定例と言いますけど，定置，決まった位置というところで常に情報がつかめるというか，そういったことのシステムづくりが必要じゃないかなと私は思って，そのほうがやはり正確な情報が，市民からどんどんどんどんそういった情報収集をしたらいいと思うんですけども，それと別にその情報が集まる仕組みをちゃんとつくるというか，そういったことをやるべきではないのかなというところから，この質問をさせていただいているわけですけども，なかなかそこは踏み込みができないところなんでしょうか。

総務部長（三原裕樹君） 踏み込みと申しますか，定点で検査をするということも一つの手だと思います。ただ，件数の把握，これも報告をしている我々の立場上，何件という報告をしておりますけれども，これは重複する可能性もございますので，そういう意味じゃ，今幅広に来ている御意見，目撃情報を伺いながら，それをやっぱり県を通して九州防衛局に報告するというやり方を，ただいまやっている状況でございまして，議員御提案のいろんな方法もあろうかと思いますので，そこは幅広に検討はさせていただきますけれども，現段階でそういった情報は全て，提供いただいた情報については，県を通して国のほうに上げているというところでございますので，また新たな方法については，また検討させていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

１６番（荒田幸司君） なかなかこれ以上話は進まないみたいな気がしますけれども，部長がおっしゃっていることは十分に理解できるところなんですが，ただ，だから私が懸念している，今，そうですね，国の動きも，自衛隊基地もかなり強化されていく一方の状態の中で，やはり市民の安心・安全をどう担保していくか，ますます課題として大きくなってきていると思うんですよね。安全保障の問題と絡めてになってきますけども，やはりこういった軍用機の，こういった訓練といいますかね，これは決してやはり今の情勢だと弱くなっていくというかな，いう状況はないと思っている，強化されるばっかりの状況の中にあって，どうやはり市民の方々の安心を担保していくのかということを考えたときに，やれることはやっぱり全てやりつくしていくということを考えていかないと，なかなかそういかないんじゃないかなというところからの踏み込みでしたけれども，とにかく，これ以上なかなかうまく話が進まないようですので，一応今日はこれで終わりますけれども，是非ですね，積極的に私が提案したことも含めて，今後，情報収集の在り方をですね，検討していただくことをお願いして，一応この質問としては終わりたいと思います。ありがとうございました。

それじゃ，次の質問に移ります。新型コロナウイルス感染症の対策について。新型コロナウイルスの感染情報について，新型コロナウイルスの感染情報については，地元紙は日々，県感染状況及び奄美群島の感染者数，奄美群島１２市町村の感染者数，新規感染者が多かった県内自治体，クラスターの発生状況，県の累計感染者数，医療機関の入院者数，宿泊者数，宿泊している方の数，自宅待機者数，それから重症及び中等症，亡くなられた方，そういったことの報道が日々されております。また，市の他の情報としては，市のホームページやテレビ等を通じて市民に届いているところですけれども，情報が少ないということを市民の方々からちょくちょくお伺いすることがあるんですね。そういうことを踏まえて，現在の市民の情報提供はどのような観点で行っているのか，お示しをいただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

保健福祉部長（山下能久君） 新型コロナ感染者についての情報発信についてお答えいたします。新型コロナを含む感染症につきましては，感染症法に基づいて情報の公表に関わる基本方針が定められているところでございます。現在，市が発信している感染者情報につきましては，感染拡大防止と個人情報保護の観点から，県が判断を行った上で公表しているものを発信しております。県の感染者情報発表後，速やかにホームページにて本市の感染者数を公表しており，公式ＬＩＮＥなどＳＮＳにおいても情報発信を行っているところでございます。また，必要に応じて防災行政無線での感染対策についての呼びかけや，市の各部署の関係団体，関係事業者へ感染対策についての周知及び感染防止対策の強化をお願いしているところでございます。現在，発信している情報について不満に思っている市民もいるのではないかということでございますが，市が所管する施設などで感染が発生した場合は，感染拡大防止について個別に対応を行い，重点的な対策を行っておりますので，感染対策についての情報発信ができているものと考えております。

市民の皆様におかれましては，感染のリスクが常にあるという認識の下に日常生活を送っていただき，お一人お一人が感染防止対策を行っていただくことが重要であると考えております。本市といたしましても，市民への正しい情報の提供や，それに基づく迅速な感染防止対策は重要だと考えております。奄美市だよりやホームページ，ラジオなどを活用し，感染防止対策についての情報発信を行うよう努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

１６番（荒田幸司君） ありがとうございます。では，今の情報の出し方としては，県の一定判断で今の情報の提供につながっているんだということの捉え方でよろしいですね。現在のですね，情報伝達等，感染対策全体をね，収束に向けての道筋が見えている中での進め方だというふうに考えていらっしゃる，その辺の見通しとしてはどうなんでしょう。私個人としてはですね，もう少し踏み込んで，例えば今だったら家族感染がやはり多くなっているというふうな状況なんですね。その辺の状況はあまり報道されてないということですね。やはり市民の方々が気にしているのは，一定，誰がどうのこうのというよりも，大きな流れとして，どういったところでやっぱり感染が見れるというところぐらいの情報がほしいなというところじゃないかなというふうに思ってますけども，その辺についてはいかがお考えでしょうか。

保健福祉部長（山下能久君） 県からうちのほうに届く情報といたしましては，まず発生市町村の感染者お一人お一人の年代，性別，症状の有無，感染者との接触の有無，この情報が毎日届いております。これに併せまして，本人の同意が得られれば感染者に関する詳細な情報が届いております。また，学校，保育園，市町村の対応が必要な施設については，保健所のほうから感染者本人に対し，これらの施設に連絡を取るよう指導しているところでございます。この学校，保育所について，保護者の皆様から情報が届いた際は，学校及び保育所で感染対策をしっかりと行っているところでございます。議員，先ほどの年代の情報とか，そういった集計については，ホームページ等で公表しておりませんが，今後，検討

課題とさせていただきたいと思います。以上でございます。

１６番（荒田幸司君） 分かりました。ありがとうございます。ということは，関係するいろんな施設とか，事業所とか，そういったところとは，十分にやはり連携は取れているということで，一般市民の方々にその情報が届いてないというかな，そういった一面はありますけども，現在の方向性としては今の状況の中で推進をしていくということの認識でよろしいんですかね。

それでちょっと，もしお分かりだったら教えていただきたいんですが，県との情報のやり取り，先ほども少しあったと思うんですけれども，その辺が今，具体的にどうなっているのか，それから現在の情報提供では情報のマンネリ化を招かないかなと，要するに緊張感が途切れてしまうというか，市民の方々は一生懸命，やはり三密を避けるという，基本的なスタンスでの感染予防対策に取り組んでいるんですけれども，やはりずっと同じような形で毎日毎日が過ぎていくと，どうしてもマンネリが起こってしまわないのかなというところで，少し懸念をしているところがあるんですけれども，その辺についてはいかがでしょうか。

保健福祉部長（山下能久君） 御質問の県との情報のやり取りにつきましては，毎日，保健所のほうから市の健康増進課のほうに連絡が入っております。感染者の情報と併せまして，医療体制のひっ迫といいますか，蓄積等の情報であったり，宿泊療養施設の状況について，お話を毎日お伺いしているところでございます。それを含めて，市が取れる感染防止対策について実施に移しているということで御理解をお願いいたします。

１６番（荒田幸司君） はい，分かりました。市民への情報の伝達がマンネリ化にならないように，県とも十分に意思疎通を図っていただき，新型コロナウイルス感染の収束に向けて着実に前に進めていただけるように，引き続き御尽力をお願いいたしまして，一応この質問については終わりたいと思います。ありがとうございました。

続いて，コロナ感染関係ですが，新型コロナ感染症の水際対策について，質問をいたします。鹿児島県は民間の委託により水際対策として新型コロナウイルス感染症の検査を空港や港で実施をしています。その実情，ＰＣＲ検査の状況について，以下のことをお示しをいただきたいというふうに思います。

まずは，来島者の検査の件数，陽性者数，来島時の検査の割合など，もしこれはお分かりになったらで結構です。また，検査を受けるための手続上の煩雑さが結構あると思うんですけれども，その辺については課題がないのか。この間，私がこの質問をするのは，鹿児島空港でＰＣＲ検査を受けた経験からですね，空港での検査予約はパソコンやスマホでないと検査の手続きをすることができないんですね。そういった意味では，行ってそれが使えない方はなかなかそこに足を踏み入むことができないということでは，どうしても制限されてしまうかなというのを心配があったもんですから，一応この質問をさせていただいているんですが，よろしくお願いいたします。

保健福祉部長（山下能久君） それでは，議員の質問にお答えいたします。まず，来島者ということでの確認ができませんので，県が実施している無症状の方で感染の不安がある方に対してのＰＣＲ等検査無料化事業の実績についてお答えいたします。

現在，県内において２３２か所の検査事業所があり，奄美市内には９か所の検査事業所が設置されております。検査件数について県に確認したところ，市町村単位での統計は取っていないということでございましたが，６月１１日時点での県内すべての検査件数は２０万１，５０９件ということでございました。このうち，陽性者数は５，７９１人となっております。

次に，来島時の検査割合についてでございますが，これについては把握ができてないところでございますので，御理解をよろしくお願いいたします。

続きまして，ＰＣＲ検査の煩雑さということについてお答えいたします。現在，鹿児島空港や奄美空港で検査を行っている事業所につきましては，全国で検査を実施しており，独自のシステムによる効率化を図り，検査料金も抑えることができているとのことから，ウェブ予約のみとなっているとのことでございます。ウェブでの質問項目が多く，入力が煩雑であることは認識しております。本市においては９か所の事業所がＰＣＲ等無料化検査を実施しております。９か所の内訳といたしましては，医療機関４か所，薬局３か所，奄美空港１か所，名瀬港となっております。医療機関，薬局での検査につきましては電話での予約，名瀬港での検査につきましては予約も不要となっているため，無料検査についての問い合わせでウェブが予約しがたい，しづらいという方へは，医療機関，薬局，名瀬港での検査場を案内しているところでございます。以上でございます。

１６番（荒田幸司君） ありがとうございます。そうですね，私の視野がちょっと狭かったかなと思いますが，空港，それから名瀬港，それから民間のところで全体９か所というのは私も認識はしていたんですが，そういった意味では確かに空港で私は受けたもんですから，そういった認識に立ったんですけれども，実質的に，じゃ，どうしても空港での申し込みができない方は，そのほかのところの検査所を使ったらいいということでは，確かにおっしゃるとおりですね。分かりました。その辺は少し認識を改めたいというように思います。

それから，この来島者の検査の件数で，実質的には２０万余りの方が検査件数，で，陽性者が５，７００ということでは２．５パーセント程度の方が陽性ということになります。そういった意味では，非常にこの検査の，やはり効果というかな，それはこの数字から見ても十分にやっぱり発揮されているのかなというふうに，改めて今，認識をしたところです。そういった意味では，その電話の申込みのところの内容を取り上げるつもりだったんですが，そこは一応もう割愛をしたいというふうに思います。

それと，さっきも言いましたように，やはりこの検査の有効性，そこについては十分に認識できるデータがありますので，それはそれでよろしいかと思いますが，ただ，残念ながら，この検査が６月の３０日までの予定になっているんですよね。そこのところは奄美市としてはどのように捉えていらっしゃるのか，お聞かせいただけますか。

保健福祉部長（山下能久君） 議員御案内のとおり，検査体制を充実させていくことは，新型コロナ感染対策として非常に重要だと考えております。県の実施する無料化事業につきましては，議員御案内のとおり，現在のところ６月３０日までとなっております。しかしながら，県のほうも感染の状況を見ながら，これをまた延長するのかどうかという判断をされると思います。県の判断も参考にしながら，市でどのような体制を構築できるのか，検討させていただきたいと考えております。以上でございます。

１６番（荒田幸司君） はい，分かりました。是非ですね，積極的に今後もですね，大きなポイントを握ってくると思うんですよね，ＰＣＲ検査ですね。前から私もずっと言っているんですが，ここにきていろいろやはりデータが出てきて，この有効性というかな，それがしっかり認識できる状況になっていますので，決して県もこのデータを無視することはできないと思うんですね。是非奄美市のほうも積極的に働きかけをしていただいて，引き続きＰＣＲ検査が実施がしていけるように，まだシステムがですね，続くように御尽力をいただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。一応この質問はこれで終わります。ありがとうございました。

それじゃ，続きまして４番，介護，福祉制度についての質問に移ります。奄美市における介護保険制度の運用状況について，２０００年より，平成１２年より施行された介護保険制度，３年単位で制度や介護報酬の見直しが行われ現在に至っております。介護保険のサービス提供全般，特に次の点について，お示しをください。

ケアプランの作成件数，訪問介護利用者数，通所介護利用者数。二つ目には，それぞれのサービスの

提供事業者数。そして三つ目には，それぞれのサービスを希望者全員が受けることができる状況にあるのかどうか。それから四つ目には，介護認定を受けても，サービスを利用していない方の割合など。そういった４点について，大きくはですね，お示しをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

保健福祉部長（山下能久君） それでは，議員の質問にお答えいたします。

まず一つ目，ケアプラン作成件数等についてお答えいたします。ケアプランにつきましては，利用者の家族の状況，環境を考慮し，提供すべき介護サービスの目標と内容をまとめた計画書のことで，利用者一人一人に適切な介護サービスを提供するために欠かせないものとなっております。

そのケアプランの作成件数についてお答えします。令和３年度の介護保険の請求状況によりますと，延べ件数で１万７，８８５件となっております。次に，ヘルパー派遣などの訪問介護サービス利用者数は，令和３年度で延べ６，９８２人，また，デイサービスなどの通所介護サービス利用者数は延べ６，１４２人となっております。

続きまして，それぞれのサービス提供事業者数についてお答えいたします。まず，ケアプランを作成できる事業者の数は，令和４年４月１日現在，名瀬地区２３か所，住用地区２か所，笠利地区６カ所の市内合計３１か所となっております。

次に，訪問介護サービス事業者数については，市内合計２３事業者となっております。また，通所介護サービス事業者数は通所介護事業所６，地域密着型通所介護１４，市内合計２０事業所となっております。

次に３番目でございます。それぞれのサービスを希望者全員が受けることができる状況にあるのかということについてお答えいたします。介護保険の要介護，要支援認定を受けますと，ケアマネージャーが本人の健康状態や必要なサービスを確認し，ケアプランを作成し，サービス利用につながる流れになっております。それぞれのサービスを希望者全員が受ける事ができる状況にあるのかという御質問ですが，訪問介護サービスや通所介護サービスなどの在宅サービスは，各サービス事業所のヘルパーの数や定員の空き状況などの影響が考えられます。そのような状況ではございますが，各事業所におかれましては，本人の状況を考慮しながら，適切なケアプラン作成及び介護サービスの提供をしていると考えております。令和元年度に本市が実施いたしました高齢者実態調査におきましても，約９割の方が希望するサービスを全てまたは一部利用していると回答されております。各事業所におかれましては，ヘルパーを含む介護従事者の確保に苦慮されているとお聞きしております。更には新型コロナの影響，例えば介護従事者が新型コロナに感染したり，濃厚接触者になり，就業の制限を受けることにより，サービスを制限せざるを得ない状況等もあり，対応に苦慮されている事業所もあるとお伺いしております。

次に，④番目になります。介護認定を受けても，サービスを利用していない方の割合についてお答えいたします。令和元年度本市で実施いたしました高齢者実態調査の中の在宅要介護者調査によりますと，約１割の方が介護サービスを利用したことがない，または利用しなくなったと回答されております。要介護及び要支援認定者の人数は，令和３年度末で２，９０７人となっておりますので，単純に先ほどの割合で２９０人前後の方がサービスを利用していないと考えられます。サービスを利用していない方の主な理由といたしましては，同じ調査の回答によりますと，現状ではサービスを利用するほどの状態ではない。本人にサービス利用の希望がないなどの理由が多く，この調査の対象外の方の理由といたしましては，医療機関への入院中であるため利用ができないという方が多いと考えております。以上でございます。

１６番（荒田幸司君） ありがとうございます。私がこの質問を取り上げたのはですね，訪問介護の利用者さんから訪問介護を利用したいけれども，ヘルパーさんが不足していて，３か月ほど待っても利用することができないと，何とかできないのかとの相談を受けたところから，改めて奄美市の介護保険の運

用状況というかな，そういったことをお聞きしたほうがいいのかなと思って質問をさせていただきました。今，ヘルパーさんがやっぱり不足しているということの認識は，当局も知っていただいているようですが，そこはそれで是非ですね，ヘルパーさんのなり手が少ない，いろんな要因があると思うんですけれども，そこは何とか解消できるように，努力をしていただけないかなと思っているところですね。実質的にこのケアプランの作成数，それから訪問介護，通所介護，そういったところの全体の状況がつかめましたので，概要的にですね，奄美市の今の介護保険のサービス提供状況はどうなのかということがつぶさに一定，つかめることができたかなというふうに思っています。ただ，少し気になったのが，訪問介護それから通所介護はしないという表現をされていましたけども，要するに笠利の地域とか，住用の地域には事業所がないということなんでしょうか。

保健福祉部長（山下能久君）　笠利・住用における訪問・通所介護事業所の数についてお答えします。訪問介護におきましては，住用１か所，笠利３か所となっております。通所介護につきましても，住用１か所，笠利３か所となっております。以上でございます。

１６番（荒田幸司君）　分かりました。ちょっと私の認識不足だったんですね。はい，ありがとうございます。それで最後になりますけれども，例えば今，私もヘルパーさんを何とか派遣できるように手だてを取ってもらえませんかということの相談を受けたときに，どこでどういうようなつなぎ方をしたらいいのか，なかなかその道筋がですね，見えないところがあってですね，知り合いのところの介護保険事業所にいろいろ相談したんですが，やはりそれぞれの利用者さんはケアマネージャーさんがそれぞれいますので，そこのつながりの問題で，なかなか別のケアマネージャーさんがそこに足を踏み込むわけにいかないみたいなのもあって，なかなかうまくいかないところがあるんですね。そういったところでは，今後，どういった道筋をつけていったらいいのかなという，お困りの方はですね，行政のほうで一定のところの相談に乗っていただけるのか，その辺のところを少しお聞きをしたいんですけど。

保健福祉部長（山下能久君）　相談支援についてお答えします。本市の高齢者福祉課には，地域包括支援センターというのがございまして，高齢者に関わるいろんな相談支援を行っております。是非ですね，市役所のほうに相談いただければと存じますので，よろしくお願いいたします。

１６番（荒田幸司君）　はい，分かりました。ありがとうございます。じゃ，今後はそうさせていただきますので，よろしくお願いいたします。時間の関係もありますので，一応この質問については，これで終わりたいと思います。

最後の質問に移ります。ヤングケアラーについてです。大人にかわって家族の世話や介護をしているヤングケアラーについて，今年の１月に厚生労働省が行った調査結果は，次のような内容でした。

全国の２万４，５００人の小学校６年生を対象に実態調査を行い，９，７００人余りから回答を得た結果，１５人に１人，６．５パーセントの方が家族の世話をしているというものでした。そこで気になったんですけれども，奄美市の実態について，もしつかめていることがありましたら，是非お示しをいただきたいというふうに思います。今，ＮＨＫの番組や新聞報道でヤングケアラーについては社会問題になっている状況を目にしています。全国の状況からして，奄美市でも少なからずヤングケアラーで悩み苦しんでいる子どもたちがいることは予想されることから，行政としての実態をつかんで対応することは必要じゃないかなというふうに考えたところから質問をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

福祉事務所長（永田孝一君）　それでは，ヤングケアラーに関する奄美市の実態というところの御質問でございます。本市におきましては，本市の家庭相談員が対応している相談，それから児童虐待などで対

応する奄美市要保護児童対策地域協議会，この中でヤングケアラーではないかと思われるケースを複数把握をしておりますが，市全体にわたる調査というのは実施しておりませんので，正確な人数につきましては把握ができていないというところでございます。議員も御紹介しておりますが，ヤングケアラーという問題，実際はですね，家庭内のデリケートな問題であることや，家族に自覚がないというような理由もあるかと思いますけれども，支援が必要であっても表面化しにくいというところもあるのではないかと思っております。全国の話が出ましたが，国といたしましては，中高生の８割以上がヤングケアラーという言葉を知らないという実態もあるようなので，この認知度を向上するための取組をするということを聞いております。併せて，県におきましても，今年度県内の小学校６年生から高校３年生までを対象に１万人を抽出して実態調査を行うということを聞いております。本市といたしましても，地域においてヤングケアラー問題の認知が不十分なままの実態調査を実施いたしましても，正確な数が得られないのではないかと思われますので，県の実態調査などの結果も踏まえながら，まずは周知啓発に力を入れたいと考えております。以上です。

１６番（荒田幸司君） ありがとうございます。秋にはですね，鹿児島県が実施をする調査で奄美市も１００名ぐらいの児童を対象に実施をするということのようですが，是非それ待ちにならないでですね，地域には先ほどから出ております家庭の相談員，または民生委員さん，また行政協力員，いろんな方がいらっしゃいます。是非そういったところから情報収集には努めていただきたいというふうに思うところです。この問題は大変デリケートな問題で，実態を掌握してもなかなかうまく手を差し伸べることができないのが，全国の状況からも伺い知ることができます。しかし，うまく手を差し伸べることができた事例も少なからずあって，やはり子どもたちが生き生きとその後暮らしている，そういった条件整備もできたというニュースも聞いております。是非奄美市においても待ったなしの課題だと思いますので，是非進めて，失礼しました。終わります。

議長（西　公郎君） 以上で日本共産党　荒田幸司君の一般質問を終結いたします。

これにて，本日の日程は終了いたしました。

６月２１日午前９時３０分，本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後２時３１分）

第 2 回 定 例 会
令和４年６月 21 日
（第５日目）

○　出席議員は，次のとおりである。

1番　幸多　拓磨君	2番　弓削　洋平君
3番　永田　清裕君	4番　和田　霜析君
5番　松山　さおり君	6番　林山　克巳君
7番　正野　卓矢君	8番　橋口　耕太郎君
9番　栄　ヤスエ君	10番　大迫　勝史君
11番　奥　晃郎君	12番　竹山　耕平君
14番　関　誠之君	15番　﨑田　信正君
16番　荒田　幸司君	17番　与　勝広君
18番　西　公郎君	19番　奥　輝人君
20番　伊東　隆吉君	21番　川口　幸義君
22番　多田　義一君	

○　欠席議員は，次のとおりである。

13番　元野　景一君

○　地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長	安田　壮平君	教育長	村田　達治君
総務部長	三原　裕樹君	総務課長	向井　渉君
企画調整課長	國分　正大君	プロジェクト推進課長	當田　栄仁君
保健福祉部長	山下　能久君	福祉事務所長	永田　孝一君
福祉政策課長	喜納　祐司君	商工観光情報部長	平田　宏尚君
商工政策課長	畠山　正明君	観光課長	川畑　博行君
デジタル戦略課長	押川　裕也君	農林水産部長	竹元　康晴君
農林水産課長	俵　裕樹君	教育部長	石神　康郎君
学校教育課長	小出水　明洋君	学校給食センター参事兼所長	川畑　良二君

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	島　袋　　修　君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	池　田　　忠　徳　君
主幹兼議事係長	押　川　　治　君	議事係主査	坂　元　　辰　徳　君

議長（西　公郎君）　おはようございます。ただいまの出席議員は２１名であります。会議は成立いたしました。

これから，本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配布の議事日程第２号のとおりであります。

――――――――――――――　○　――――――――――――――

議長（西　公郎君）　日程第１，議案第４９号　令和４年度奄美市一般会計補正予算（第３号）についてから，議案第５６号　奄美市道路線の廃止及び認定についてまでの８件を一括して議題といたします。

ただいま議題としました議案８件に対する質疑に入ります。

通告がありましたので，立憲民主党　関　誠之君の発言を許可いたします。

１４番（関　誠之君）　市民の皆さん，議場の皆さん，おはようございます。私は立憲民主党の関　誠之でございます。

早速，議案第４９号　令和４年度奄美市一般会計補正予算（第３号）について，質疑をいたします。まず最初に，９ページ，２０款１項１目１節繰越金３，３４５万円は前年度剰余繰越金のようでありますけれども，前年度の形式収支，実質収支，単年度収支，実質単年度収支についてお答えをいただきたいと思います。

二つ目は，１１ページ，２款１項１目１節報酬，３節職員手当等，４節共済費の予算計上が各項目になされておりますので，全体を総括した質問をいたします。

会計年度任用職員は令和２年４月１日に改正法が施行され，３年目にあたります。移行時の予定職員数は，特別職からの移行も含め，４４７名でありました。質問はまず，①今年度の会計任用職員は２１ページによりますと４６６名と，増加している原因をどのように分析しているのか。移行時，令和２年の４月１日現在と令和４年４月１日現在の職員定数と実人員をお示しをいただきたいと思います。二つ目は，会計年度任用職員のうち，フルタイム，パートタイム，各何名で，臨時的任用職員，特別職非常勤職員は何名であるのか，お答えいただきたいと思います。また，雇用の期間も御説明ください。③会計年度任用職員の給与・報酬の格付けはどのように行われているのか。④会計年度任用職員に支給している職員手当の種類とその支出基準を示すとともに，期末手当の支給基準，支給率等について，詳細に御説明いただきたいと思います。五つ目は，会計年度任用職員は，採用方法と採用の現況について，お示しをいただきたいと思います。

（３）１２ページ，２款１項９目１２節委託料８８万円，公式ＬＩＮＥ連携機能導入支援業務は，どこに委託をし，どのような業務改善が期待できるのかを，業務の概要を含めお答えをいただきたいと思います。

（４）１２ページ，２款１項１３目１８節負担金，補助金及び交付金７５０万円のうち，市町村振興助成金交付事業負担金３３０万円，どこへの負担金でどのような事業をする予定なのか。地方活性化起業人負担金４２０万円は，どこへの負担金で，負担割合があるとすれば，お示しをいただきたいと思います。また，地域活性化起業人はどこに配置され，どのような業務を行い，どういうことに期待をしているのか，お答えいただきたいと思います。

（５）１４ページ，３款２項３目１節報酬１，２６７万５，０００円について，保育士，幼稚園教諭，栄養士，給食調理員は，各何名で，何パーセントの報酬での処遇改善になるのか。また，１８節，負担金，補助金及び交付金２，４６４万２，０００円の内訳と，何パーセントの人件費の改善になり，直営を含め，改善の確認はどのような手段で行っているのか。同８目，地域型保育費，１８節，負担金，補助金，交付金５７４万７，０００円について，内訳と内容について御説明いただきたいと思います。

六つ目は，１６ページ，６款３項３目１２節委託料１６６万７，０００円は，当初予算に造林事業４ヘクタール除伐，９ヘクタールが間伐，７７７万２，０００円計上されておりましたけれども，今回の

補正について説明するとともに，除伐・間伐する面積，木の種類等と場所について御説明ください。

１７ページ，２款１項５目１８節負担金，補助及び交付金６００万円は，３地区の花火大会，舟こぎ競争とのことでありますけれども，当初予算は２６６万９，０００円計上してあります。どのような配分になり，予算が不足したときの対応は，どう考えておられるのか，お聞かせいただきたいと思います。

８番目に，１７ページ，１０款１項２目１２節委託料１２３万４，０００円のうち，小規模通学バス運行事業６７万円の変更ルートなど，当初予算４９６万３，０００円も含め，小規模通学バスの現況とネットワーク回線増設業務５５万９，０００円の内容説明をお願いをいたします。

９番目は，１９ページ，１０款６項２目１２節委託料５４４万円のうち，解体工事設計業務２５０万円の積算根拠と業務委託の方法と解体の時期，併せて，収納管理システムライセンス適用業務２９４万円の内容と，今回に補正する理由をお示しいただきたいと思います。

最後になりますが，有限会社奄美市名瀬米飯給食センターの解体工事が遅れているように思われますけども，令和３年８月２０日と会社の清算結了登記も遅れたように思われますけども，その要因と，建物に付属，付随している土地の所有について，御説明をいただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いをいたします。

議長（西　公郎君）　答弁を求めます。

財政課長（永田公洋君）　おはようございます。財政課に関する質問にお答えいたします。

１の（１）の前年度，令和３年度の決算でございますが，現在，決算の作業中でありますので，見込み額として申し上げます。

まず，一般会計総額の歳入から歳出を差し引きました形式収支額は９億８，０５７万２，０００円，この形式収支額から翌年度への繰越財源２，９４７万５，０００円を差し引きました実質収支額は，９億５，１０９万７，０００円の見込みでございます。また，この実質収支額と令和２年度を比較いたしました単年度収支額は，６１万２，０００円の赤字を見込んでおります。更に，この単年度収支額に財政調整基金の積立額を加え，取崩額を除いた実質単年度収支額は，５，４６１万４，０００円の赤字を見込んでおります。以上です。

企画調整課長（國分正大君）　それでは，続きまして，企画調整課分についてお答えいたします。

質問は１の（２）の①前段部分を私のほうから，後段部分のほうにつきましては，担当課長から答えさせていただきます。

まず，会計任用職員の制度移行後の令和２年度当初予算ベースから，令和４年度までの本市における会計年度任用職員の推移を申し上げます。

令和２年度当初４１２人，令和３年度当初４１５人，令和４年度当初４６１人となっております。この上で，本議会に上程しております補正予算第３号において，４６６人となりますが，令和４年度において，過去２年間と比較して増加した要因といたしましては，今年度から教育委員会に入ってきております，特別支援教育支援員やふれあい相談員等を会計年度任用職員制度に移行したことや，新型コロナウイルスワクチン接種に係る必要人員の増加が要因であると考えております。以上です。

総務課長（向井　渉君）　おはようございます。それでは，私のほうから，大きな１の（２）①から⑤まで答弁させていただきます。

まず，①の職員定数と実人員についてお答えいたします。令和２年４月１日時点の職員数は６０７名でございます。令和４年４月１日，今年度の職員数は６１５名となっております。なお，職員定数は令和２年，令和４年のいずれも６１７名となっております。

続きまして，②の会計年度任用職員の人数について答弁いたします。人数につきましては，フルタイ

ム職員０名，パートタイム職員は４６６名となっております。また，臨時的任用職員は０名，特別職非常勤職員は令和４年度の当初予算ベースにおいて，延べ人数で２，０８６名となっております。雇用の期間につきましては，会計年度任用職員につきましては，年度ごとの更新であり，最長１年となっております。特別職の非常勤職員につきましては，それぞれの委員の委嘱により任期が定められているところでございます。

続きまして，③の会計年度任用職員の給与についてです。会計年度任用職員の給料につきましては，一般職の職員と同様の給料表を適用しております。格付けに関しましては，職務の内容や職務遂行上必要となる資格，技術及び職務経験などの要素を考慮しつつ，決定しておるところでございます。

続きまして，④についてです。会計年度任用職員に支給している職員手当の種類につきましては，奄美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき，期末手当，通勤手当，特殊勤務手当，時間外手当を支給しております。支出基準につきましては，通勤手当が，職場から自宅までの距離が２キロメートル以上で，車やオートバイなどの交通用具を利用する職員に対して支給されています。通勤距離により支給月額は異なっております。特殊勤務手当につきましては，職員の勤務が著しく危険，不快，不健康，または，困難な勤務，その他の著しく特殊な勤務で，給与上特別の考慮を必要とし，かつ，特殊性を棒給で考慮することが適当でないと認められるものを対象とする手当であり，その勤務した実績に応じて支給することとされております。

次に，期末手当の支給基準，支給率等についてお答えいたします。支給基準につきましては，一つ目として，任期の定めの合計が６月以上あること。二つ目として，１週間の勤務時間の定めが１５．５時間以上あること。三つ目として，基準日，夏の場合ですと６月１日時点になりますが，その時点で在籍していること，の三つの基準を満たす必要がございます。また，支給率については，６月が１００分の７２．５，１２月が１００分の７２．５，年間で１００分の１４５となっておるところです。

最後に，⑤の会計年度任用職員の採用方法と採用の現況についてです。会計年度任用職員の採用にあたっては，職務内容，勤務地，報酬，勤務日数等を明示し，市のホームページやハローワーク名瀬を通じて広く募集を行っております。その上で，当該職種に生かされる資格や経験などの客観的能力や面接評価で，総合的に採否を判定しております。採用の現況につきましては，各部署において採用を行っておりますが,公募を行っても応募が少ない職種などもあると聞いているところです。以上でございます。

デジタル戦略課長（押川裕也君） おはようございます。私からは，（３）の２款１項９目１２節委託料８８万円の公式ＬＩＮＥ連携機能導入支援業務についてお答えいたします。

奄美市公式ＬＩＮＥは，ＳＮＳを活用した市民への情報発信の充実を図るため，令和３年４月の新型コロナワクチン接種予約受付を契機に導入いたしました。公式ＬＩＮＥで受信できる情報は，登録時のアンケートに基づき，お住いの地域や年齢などの属性や，市からの情報に対する関心事に合わせて，情報を選択することが可能な仕組みとなっております。また，お住まいの地域に合わせたごみ収集のお知らせや，お問い合わせの多いごみの分別方法の自動応答など，便利な情報受信機能を提供いたしております。しかしながら，市から住民への情報配信機能は充実しているものの，住民から市への情報提供機能を有していないことから，今回，国のデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し，住民から直接情報を収集する機能を追加するものでございます。委託先は，既存システムの納入業者である，トランスコスモス株式会社でございます。今回のシステム構築により，住民から，河川の氾濫や土砂災害の発生，安全面で対応が必要と思われる道路や公園での破損個所の報告などを，写真や位置情報とともにＬＩＮＥ上で受け付けることができるため，職員間での情報共有やその後の適時適切な対応につながることから，更なる住民サービスの向上と業務改善を期待しております。今後も，デジタル活用を通じて，住民や観光客からの情報を地域の魅力向上や課題解決につなげるため，引き続き取り組んでまいります。以上です。

商工政策課長（畠山正明君） おはようございます。商工政策課からは，通告書１の（４）のうち，前段部分，市町村振興助成金交付事業についてお答えいたします。

まず，市町村振興助成金交付事業につきましては，本格的な人口減少の到来により，住民生活に必要なサービスの提供に支障が生じるなど，県内市町村における地域社会の衰退が危惧される中，地域コミュニティー等が取り組む人口減少対策に対する事業に対し，公益財団法人鹿児島県市町村振興協会が，宝くじの収益金による助成を行う事業でございます。今回，奄美市通り会連合会が本交付金事業を活用いたしまして，買い物をする場だけではない，住民のための商店街としての役割が重要であると捉え，地域住民のための商店街を視点に，改めて商店街として島に何ができるかを考え，継続して取り組んでいくための計画を策定する事業として申請を行いまして，採択となったことから，事業主体である奄美市通り会連合会に対し，支出する市町村振興協会負担分と本市負担分を併せて予算計上させていただいたところでございます。本事業の助成率につきましては，事業費３５０万円のうち，市町村振興協会が１０分の９の３１０万円の負担となっており，残り１０分の１となる４０万円の２分の１，２０万円ずつを奄美市通り会連合会と本市でそれぞれ負担をすることとしており，今回，市町村振興協会負担分，そして，本市負担分を合わせた３３０万円を奄美市通り会連合会に負担金として支出することとなっております。なお，歳入予算のほうにつきましては，市町村振興協会からの補助分の３１０万円を諸収入，雑入の商工費収入に計上させていただいているところでございます。奄美市通り会連合会といたしましては，この計画作成をとおして，地域の人が集まる，楽しむコミュニケーションをつくる場としての新しい商店街の価値をつくり，住みよいまちづくりに取り組むことで，少子高齢化や人口減少に伴う対応を図りたいとしており，本市といたしましても，通り会が主体的に行う本事業に対し事業費の一部を負担し，共に商店街の振興について取り組んでいくこととしております。以上でございます。

プロジェクト推進課長（當田栄仁君） おはようございます。プロジェクト推進課からは，通告書１の（４）のうち，地域活性化起業人負担金４２０万円について答弁させていただきます。

地域活性化起業人負担金につきましては，全日本空輸株式会社ＡＮＡへの負担金となります。出向者の賃金や交通費，住宅手当，各種保険等の費用をＡＮＡから支出いただいていることから，その一部を本市において負担するよう，本市とＡＮＡとの協議の上で，覚書を締結しているところでございます。地域おこし協力隊の業務としましては，４月から総務部プロジェクト推進課に配属され，ふるさと納税を後押しする特産品の開発や，移住定住やＳＤＧｓに関する情報発信などのプロジェクト推進課に係る業務のほか，世界自然遺産課が所管する奄美市世界自然遺産活用プラットフォームへもコアメンバーとして参画するなど，観光交流分野を中心に幅広く取り組んでいただいております。また，本市の新入職員を対象とした初任者研修においても，接遇の講師を務めていただいており，客室乗務員として培ってこられた技能と経験が十分に発揮されますよう，引き続き連携を図ってまいりたいと考えております。以上です。

福祉政策課長（喜納祐司君） おはようございます。それでは，福祉政策課所管分についてお答えいたします。

質問通告書の番号５番になります。今回，計上する報酬等の補正につきましては，国の施策として保育，教育現場で働く方々の収入の引き上げのため，本市でも本年２月から実施している処遇改善措置について，引き続き，令和４年度実施分として計上するものであります。１節報酬１，２６７万５，０００円については，市内４公立認可保育所で働く会計年度職員の保育士６２名，栄養士１名，給食調理員１６名の計８４名の方に対し，それぞれ，月額報酬で平均３パーセントを超える処遇改善となります。

１８節負担金，補助及び交付金で計上した２，４６４万２，０００円につきましては，市内の６私立保育所，２私立幼稚園，１私立認定こども園の計九つの私立施設で働く方２０７名の賃金に係る処遇改善費で，３パーセント以上の賃金改善となり，実際に処遇改善につながっているか，確認方法につきまし

ては，令和３年度についての各施設より提出される給与明細，または，給与規則改定の実績報告により，処遇改善の実態を把握しており，令和４年度においても，半年経過後に提出が義務付けられている実績報告にて確認したいと存じます。

次に，８目地域型保育費，１８節負担金，補助及び交付金５７４万７，０００円につきましては，市内の民間の地域型６保育施設で働く方４２名に対する３パーセント以上の賃金改善の処遇改善費であります。以上です。

農林水産課長（俵　裕樹君） おはようございます。（６）造林事業について御説明いたします。森林総合研究所分収造林事業による保育除伐と森林環境保全直接支援事業による保育間伐を行っています。分収造林事業につきましては，補助率１００パーセントの事業で，９．３１ヘクタールを令和４年度分として申請しておりましたが，内示にて例年並みの４ヘクタールとの連絡があり，１２７万３，０００円を当初予算に計上しておりましたところ，４月に入り，費用負担者である国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センターより，９．３１ヘクタール実施可能との連絡があり，差額分１６６万７，０００円を今回の補正にて計上しております。事業内容としましては，杉の植林を行った，朝戸九年俣地内の９．３１ヘクタールにて，不良木や不用木の除伐を行うものです。直接支援事業につきましては，補助率６８パーセントの事業で，例年１０ヘクタール程度の６４９万９，０００円を予算計上しており，今回，変更はありません。事業内容としましては，市有林である有良ヤナギサク地内の天然林において，適正な密度管理を目的として，不用木の除去や不良木の淘汰を行うものです。以上です。

紬観光課長（川畑博行君） おはようございます。それでは，私からは，紬観光課に関する質問通告書１の（７）補正予算書１７ページ，７款１項５目１８節負担金，補助及び交付金の奄美市まつり負担金についてお答えいたします。

奄美市まつり負担金６００万円につきましては，奄美市の３地区が同時開催する花火大会と名瀬地区において開催する舟こぎ競争大会に係る負担金であります。当初予算と合わせた負担金の内訳といたしましては，名瀬地区におきましては，花火打ち上げ，舟こぎ競争に係る負担金として５８４万５，０００円。住用地区におきましては，花火打ち上げに係る負担金として１２６万６，０００円。笠利地区におきましては，花火打ち上げに係る負担金として１５５万８，０００円となっております。開催内容につきましては，各地区の協賛会において決定しており，今後も島内の感染状況を注視しながら，万全の態勢をもって花火大会及び舟こぎ競争の実施ができるよう，関係機関が連携して，しっかり準備を進めてまいりたいと考えております。以上です。

学校教育課長（小出水明洋君） おはようございます。学校教育課から，質問通告書（８）に関してお答えいたします。

まず，ルート変更を行った芦花部小中学校における小規模校特別入学認可制度の通学バスの現状をお答えいたします。芦花部小中学校全体の児童・生徒数は，小学校２４名，中学校２４名の，計４８名でございますが，うち，本県特認校制度を利用してスクールバスで通学する児童･生徒は，小学校１９名，中学校１８名の，計３７名でございます。通学バスの運行ルートといたしましては，三儀山の名瀬運動公園を出発地として，長浜町，港町，佐大熊町，鳩浜町，浦上町などを経由し，大熊町から芦花部小中学校へ向かう経路を設定しております。今回の補正予算につきましては，上方地区の保護者より，バス停を追加してほしい旨の要望を受けたことに基づき，児童・生徒の安全面を考慮した結果として，運行ルートを延長することに伴う，通学バス運行業務委託料の増額補正となっております。

次に，ネットワーク回線増設業務について御説明いたします。市内の小・中学校には，教職員がインターネットに接続して業務を行う，校務系と呼ばれるネットワークが構築されており，このネットワークでは，通信事業者の規定により，月間通信量の上限が１テラバイトまでとされております。この通信

量につきまして，従前は月間０．５テラバイト未満で推移しておりましたが，昨今のコロナ禍において，オンラインでの研修や会議の件数が増加したことに伴い，通信量も増大しており，月間１テラバイトの通信量制限を恒常的に超過する状態となっております。この状態が継続いたしますと，通信業者による通信速度制限が実施され，教職員の業務に支障を来す可能性がございます。よって，その対応策として，校務系のネットワーク回線を増強し，月間２テラバイトまでの通信量を確保する業務に係る費用として，今回，補正予算を計上いたしております。以上です。

学校給食センター参事兼所長（川畑良二君） 私のほうからは，通告書の９番，１０番の質問についてお答えをさせていただきます。

９番，委託料５４４万円のうち，米飯センター解体工事設計業務委託２５０万円の積算根拠，業務委託の方法，解体時期について答弁いたします。積算につきましては，建設部へ業務委託を行い，建築設計監理業務委託取扱要領の算定基準に基づきまして，概算額を計上いたしております。業務委託の方法といたしましては，指名競争入札で行うことといたしております。解体時期につきましては，設計期間が３か月程度必要と伺っておりますので，来年度，当初予算への計上を検討したいと考えており，工事期間は４か月から５か月程度を見込んでおります。

次に，収納管理システムライセンス適用業務２９４万円についてでございますが，本庁内の税や使用料などの収納業務に際し活用されており，その利便性の高さや費用対効果について実績のございます，Ｔｈｉｎｋ　Ｔａｘ（シンクタックス）について，給食費に対応できるようライセンスの増設を行っていただくものでございます。契約相手方はパステムソリューションズ株式会社でございます。

今回の補正の対応となった理由でございますけれども，米飯センターにつきましては，施設の運用停止後，施設の利活用，再利用などにつきまして，大規模冷凍貯蔵施設の設置や給食センター運搬車の車庫などの利用を検討して，再利用の模索をしておりましたけれども，令和３年度末までにですね，費用対効果などの面から難しいものと判断をいたしまして，解体撤去する方向で検討に至りました。今回，補正をお願いするのは，令和５年度の予算編成までに解体費の積算が間に合うようにとの考えのもと，お願いするものでございます。収納管理ライセンスシステム適用業務の２９４万円につきましては，令和３年度までについては，滞納者の交渉記録についてエクセルなどを活用いたしまして対応してまいりましたが，滞納者が多くなるにつれ，対応が困難になってきたことや，今回，導入予定のシステムについて，本庁内での他課の取組状況などから，収納率向上に資するものであると考え，早急に対応すべく，補正をお願いするものでございます。

続きまして，１０番についてお答えいたします。

奄美市名瀬米飯給食センターの施設運用停止後の施設の再利用，先ほども申し上げましたけれども，大規模冷蔵施設などの設置や給食センター運搬車の車庫としての利用を考えてまいりました。現在の施設の状況や老朽化，また，平成３０年度以降，度重なる台風等の被害を受けておりまして，現状のままでは近隣への二次被害の恐れもあると判断をいたしまして，令和３年度末までに解体撤去するとの結論に至りました。法人の清算事務についてでございますが，令和３年８月２０日と，清算結了登記が遅れたことについてでございます。会社の清算事務について，職員が不慣れな点もございまして，手続き等の遺漏がないか確認に時間がかかってしまい，清算時期が遅れてしまい，その点については大変申し訳なく思っております。建物に付随する土地の問題についてでございますが，建物・土地とも奄美市所有となっております。以上です。

１４番（関　誠之君） 御答弁ありがとうございます。かなり幅広く質問をさせていただきましたけれども，あと，細かい点については委員会がございますので，その中で十分に議論をしていただきたいというふうに思います。

少し気付いた点だけ再質問をいたしますが，財政的な問題で，今年も実質単年度収支が５，４００万

円あまりのマイナスと，赤字だということであります。それだけを捉えて物を言うわけじゃございませんけれども，やはり，見てみても，形式収支が，奄美市の財政状況についての概要というのは，人口の割に財政規模が大きいという一つの特徴がありますけれども，形式収支が非常に多いと。形式収支というのは先ほど説明がありましたとおり，いわゆる歳入歳出の引き算ですから，それがかなり，余るという言い方は大変語弊がありますけれども，この形式収支が大きいということは，予算がすべて使うということじゃなくてですね，本当に適正に執行されたのかどうかという一つの目安になるというふうに思います。

二つ目は，この実質単年度収支がもうこれで６年赤字だと，その点だけ捉えて物を言うわけじゃありませんけれども，やはり，年度内に組んだ予算がその予算以上に，形式収支はかなり余るんだけれども，いろいろやってみると，それでは足らなかったということで，いわゆる積立金や財政調整基金を取り崩して，その帳尻を合わせているというのがこの在り方で，これが６年間そういったやり方をしているというのは少し注意をしていただきたいというふうに思います。そういう中で，やはり，積立金等の取崩しが多額に上っておるということで，地方債残額が多額になっていると，そういう中で経常収支，いわゆる，先ほど言った地方債が多額になるために，形式経常収支率が高くなっていると。何よりもこの財政力指数が０．２７でずっとそのままですから，やはり，市長の言う稼ぐという意味からすれば，この財政力指数が上がってこなけりゃいかんわけですよね。是非，そういったふうにしていただきたいというふうに思っております。そのことについて，見解があればお聞かせをいただきたいというのが１点。

二つ目は，先ほど説明がありましたけれども，なぜフルタイムの会計年度任用職員は採用していないのかということ，どうしてこのパートと言いますか，そういったふうになってしまうのかということであります。いわゆる，パートタイムの会計年度任用職員ですね。このことについて見解を聞かせていただきたいというのが１点。

それと，職員定数と会計年度任用職員の定数，先ほど説明がありましたけれども，４６７名，Ｒ４年度で，会計年度職員がおりますけども，本当にこの，仕事があるわけですから，そこにおるんで，これはこの，正職員がすべき仕事を会計年度任用職員がしているんではないかというようなことも考えられますけども，その辺を含めた見解があればお聞かせをいただきたいと思います。

あと，６番目は造林の関係ですけど，これはもしかしたら安念勝って言って金作原に近いところの杉かなと思ったんですけども，今言ったとおり朝戸ということでありますから，世界自然遺産に非常に近いところのそういった伐採というのについてはどのような制限がかかるのかなという思いで質問をさせていただきましたけども，分かりましたので，ありがとうございました。

７番目のコロナ禍の中で，先ほど，奄美市まつりというように今度はなっておるようですけども，奄美まつりが配分をするということでありますけれども，足らなかった場合はどうするのかということと，もう一つは，やはり，このコロナ禍の中で個別の募金活動ができないというのはよく理解できますが，ほかに募金を集める方法は考えられなかったのか，まだ時間がありますので，何かみんなで参加というのが祭りの精神でありますから，そういう意味から，ネットを使うなりいろんなことを考えられると思います。そういう中の募金も少し考えていただきたいと思いますが，良いアイデアを庁内で募ることはできないのかということで質問をさせていただきますが。

９番目は，収納管理システムラインの滞納分ということでありましたけれども，本当にこのシステムができて，管理はできますけれども，収納，いわゆる，滞納の収納が，そこが１番大事なことだと思うんですけれども，その辺に対する体制と言いますか，状況はどうなっているのかということをお聞かせをいただきたいというふうに思います。まず，滞納を出さないことが１番の大事なことでありまして，そういったことも含めて見解をお願いをしたいと思います。

最後になりますが，令和３年８月２０日付けで清算結了登記が終了したということでありましたが，会社の清算手続きが完了しているということは，有限会社は財産などの分配などが完了した後，決算報告書を株主総会，この場合は市の１００パーセント出資ですから，どういう手続きを取ったか分かりま

せんが，の承認の後，清算結了登記を行うことになっているというふうに思っておりますけれども，その辺が，どこでどのような承認を受けて，恐らく，２２名の議員，私も含めて，このことがどうなっていたかということはほとんど知らないのではないかということで，もし私が質問をしなければ，もうほとんど分からないまま終わっていたというふうになりますが，この辺の報告なりはどのようなことになるのかということと，先ほどのこの清算に至る手順的なものまであれば，少し丁寧にお聞かせをいただきたいと思います。以上です。よろしくお願いします。

財政課長（永田公洋君） それでは，財政課に関する何点かをお答えいたします。

まず，決算の形式収支でございますが，まず，基本的に歳入はしっかり確保しまして，その予算の範囲内で歳出，それの必要性，当該年度でやるべきものというものをしっかり整理した上の結果の形式収支でございますので，御理解を賜りたいと存じます。

それから，実質単年度収支，議員御案内のとおり，６年連続の赤字となる見込みでございます。ただ，要因といたしまして申し上げますと，まず，当該年度に発生する災害復旧事業や昨今の新型コロナ対策事業，そして，他基金への積替えなど，財政調整基金を取り崩したことによるものが，主な要因と考えております。しかしながら，一方で，各年度の決算剰余積立で財政調整基金への積立も確実に行っております。令和３年度末では，約３６億６，０００万円，令和３年度決算剰余額，剰余積立を含む現時点での令和４年度末の残高では，約３９億円を見込んでおります。このことによりまして，昨今の新型コロナ対策などの緊急事案に対しましても，財政調整基金を取り崩し，迅速に対応していることに加えまして，財政調整基金をはじめ，各種基金も確実に確保しているところでありますので，緊急の財政出動にも備えました，安定的な財政運営が図られているものと考えております。以上です。

総務課長（向井　渉君） それでは，会計年度任用職員がなぜフルタイムではないかということの質問に対してお答えします。

本市では，相当の期間任用される職員を就けるべき業務に従事する職ではなく，フルタイム勤務とすべき標準的な業務の量がある職ではない職に対して，会計年度任用職員を任用することとしており，結果として，パートタイム会計年度任用職員となっています。なお，会計年度任用職員制度開始以前から本考えに基づき，現在のパートタイム会計年度任用職員と同じ勤務時間の臨時的任用職員及び一般職非常勤職員を任用してきたところでございます。

企画調整課長（國分正大君） それでは，御質問の中に会計年度任用職員の配置に関することがございますので，基本的な考え方を私のほうから答えさせていただきます。

まず，配置につきましては，正職員をしっかりと配置をいたします。次に，再任用職員を配置をするということになります。その上で一時的な業務量の増大が見込まれる場合は，特別な技能を有する職員等が職員だけでは充足できない場合に，会計年度任用職員を配置することとしております。なお，会計年度任用職員については，我々のほうとしては定数を設けず，毎年度，庁内における業務量の精査等に基づき，採用を決定することといたしております。以上です。

紬観光課長（川畑博行君） 私のほうからは，先ほどあった，予算内でどう取り組むかということに関してと，それ以外に募金等の対応についてできないかということに関して，お答えをいたします。

本年度の祭りに関しては，コロナ禍にあるということで，規模を大幅に縮小して開催するということを４月から順次，各種会合を行って進めてまいりました。その中で，今年度のこの負担金に関して決定いたしましたら，この予算内できちんとできるように，順次，内容を精査していきながら，きちんと予算内に収まるように取り組んでいきたいと思います。

それと，様々な方法で寄附を集めることができないかという御提案でございます。今回は，規模をだ

いぶ縮小したということがあり，寄附はだいぶ厳しい状況であるということは，通り会とかいろんな皆様にお話を聞いて，厳しい状況ってのは認識をしております。ですが，共催に関して，現物の支援とかということに関しては，今も複数の団体に今年もお願いできませんかっていう形で，出向いてお願いをしているところです。どうしても共催も厳しいというところもあるかと思いますが，市民の皆さんが楽しみにしている祭りであるということを，こちらのほうからも重ねてお願いして，協力して開催していきたいと考えております。以上です。

学校給食センター参事兼所長（川畑良二君） 滞納管理システムの導入に係る成果等についてお答えいたします。

今回，導入させていただくＴｈｉｎｋ　Ｔａｘ（シンクタックス）につきましては，庁内で税務課，その他，使用料関連の徴収をしている課で，非常に有効なシステムであると認識をいたしているところでございます。その中でですね，議員もおっしゃるように，新たな滞納を起こさないような仕組みをつくるべく，今まではエクセルなど，個人の感覚で作成をしたものを活用していたところでございますけれども，システムを導入することによりまして，段階を追って対応していくということが可能になろうかと思います。システムを導入した上でですね，個別に請求，それぞれ請求，面談，相談など，実施をしてまいりまして，それぞれの個別の状況を確認をしながら，適切に対応して，滞納額の縮減に努めてまいりたいと考えております。

米飯センターの件につきましてでございますが，令和２年１２月２１日，株主総会の決議により，解散が決定をいたしております。清算結了が先ほど申し上げた令和３年８月２０日でございます。議員のおっしゃるとおり，清算の配当がすべて終わった後で行われるものだと認識しておりますけれども，我々，法人の解散の事務について，不慣れなところもございまして，配当金及び出資金につきましては，給食センターのほうで通帳にて管理をさせていただいているところでございます。今度の９月補正には，配当金と出資金の予算を計上いたしまして，一般会計のほうにお返しをするという手続きをする予定にしております。以上です。

１４番（関　誠之君） ありがとうございました。最後ですので，この給食の米飯センターの奄美市名瀬米飯給食センターということで，かなり台風でやられてですね，非常に危険な状態になっていて，そういったところで誰しも見ていたと思うんですよね。で，先ほど答弁がありましたが，再利用の方法はないかということで考えていたということは，それはそれで一つの方法だと思いますけれども，そういったことでかなりね，遅れて，あの危険な建物がそのままずっと建っていて，状態にあったと思います。やはり，そういうのをしっかりとスムーズにやるというのは当然のことでありますけれども，それとこの清算結了登記ということをね，全く議会も知らないような状況の中で行われておりますが，そういった報告の義務はないかも分かりませんけれども，議会に対して何らかの説明があっても良かったんではないかというふうに思いますが，今，聞いたら，Ｒ２年の１２月２２日付けで株主総会がありましたと。聞かないと出てこないわけですよね。そういうことでは，その情報としていかがなもんかなというふうに思いますが，これから先は９月の補正に出資金をという話でしたけれども，よく分からないのは，その出資金を清算と同時に議会に上げて，歳入なり何なりすると，そして，この株主総会で諮った，いわゆる，配当金とかそういったものがあるわけですよね。そして，恐らく，分かりませんが，会社ですから，なにがしかの残金，現金が残っている可能性があるわけですよね。逆にマイナスの面もあると思うんですよ。そういうものを議会のとこに出してですね，やはり，情報としてはみんなが共有していくというふうにならなきゃいかんと思いますが，そういったことについて，皆さんの見解があれば，最後にお聞かせをいただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

学校給食センター参事兼所長（川畑良二君） 議員おっしゃるとおり，その都度，御報告をすべき事案だ

ろうと思います。しかしながら，先ほども申し上げましたけれども，法人の解散の手続等の事務について，なかなか不案内なところもございまして，このような対応になってしまったことにつきましては，大変申し訳なく思っております。出資金につきましては，奄美市の出資金として３００万円，剰余金が発生しておりますので，その剰余金についても配当金として配当させていただく予定にいたしております。以上です。

議長（西　公郎君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第５０号，議案第５１号，議案第５３号及び議案第４９号　令和４年度奄美市一般会計補正予算（第３号）中の関係事項についての４件は，これを文教厚生委員会に，議案第５４号，議案第５６号及び議案第４９号　令和４年度奄美市一般会計補正予算（第３号）中の関係事項についての３件は，これを産業建設委員会に，議案第５２号，議案第５５号及び議案第４９号　令和４年度奄美市一般会計補正予算（第３号）中の関係事項についての３件は，これを総務企画委員会にそれぞれ付託いたします。

次に，本定例会において受理しました，請願，陳情は，お手元に配布してあります文書表のとおり，所管の常任委員会に付託しましたので，御報告いたします。

お諮りいたします。

各常任委員会審査及び報告書整理のため，明日２２日から３０日まで休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって明日２２日から３０日まで休会とすることに決定いたしました。

７月１日，午前９時３０分，本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午前１０時２７分）

第 2 回 定 例 会
令和４年７月１日
（第６日目）

○　出席議員は，次のとおりである。

1番　幸多　拓磨　君	2番　弓削　洋平　君
3番　永田　清裕　君	4番　和田　霜析　君
5番　松山　さおり　君	6番　林山　克巳　君
7番　正野　卓矢　君	8番　橋口　耕太郎　君
9番　栄　ヤスエ　君	10番　大迫　勝史　君
11番　奥　晃郎　君	12番　竹山　耕平　君
14番　関　誠之　君	15番　﨑田　信正　君
16番　荒田　幸司　君	17番　与　勝広　君
18番　西　公郎　君	19番　奥　輝人　君
20番　伊東　隆吉　君	21番　川口　幸義　君
22番　多田　義一　君	

○　欠席議員は，次のとおりである。

13番　元野　景一　君

○　地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長	安田　壮平　君	教育長	村田　達治　君
住用総合支所事務所長	用稲　工巳　君	笠利総合支所事務所長	川畑　義成　君
総務部長	三原　裕樹　君	総務課長	向井　渉　君
企画調整課長	國分　正大　君	財政課長	永田　公洋　君
市民部長	徳永　恵三　君	保健福祉部長	山下　能久　君
商工観光情報部長	平田　宏尚　君	農林水産部長	竹元　康晴　君
建設部長	濱田　洋一郎　君	上下水道部長	吉　郁也　君
教育部長	石神　康郎　君	選挙管理委員会事務局長	盛　功一　君
監査委員事務局長	田中　義一郎　君		

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	島　袋　　修　君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	池　田　　忠　徳　君
主幹兼議事係長	押　川　　治　君	議事係主査	坂　元　　辰　徳　君

議長（西　公郎君）　おはようございます。ただいまの出席議員は２１名であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

本日の会議はお手元に配布してあります議事日程第３号の通りであります。

――――――――――――　○　――――――――――――

議長（西　公郎君）　日程に入ります。日程第１，議案第４９号　令和４年度奄美市一般会計補正予算（第３号）についてから，議案第５６号　奄美市道路線の廃止及び認定についてまでの８件を一括して議題といたします。

ただいまの議案に関する各委員長の審査報告を求めます。

最初に，文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員長（崎田信正君）　おはようございます。御報告申し上げます。文教厚生委員会は６月２２日の１日間開会し，当委員会に付託されました議案第４９号から議案第５１号及び議案第５３号の４件について，慎重かつ丁寧に審査いたしました。

４件の議案につきましては，お手元に配付してあります文教厚生委員会審査報告書のとおり，全て可決すべきものと決しております。

以下，主な審査内容について御報告申し上げます。

初めに議案第４９号　令和４年度奄美市一般会計補正予算（第３号）中，当委員会に付託された案件について当局の補足説明があり，委員より，へき地保育所費の減額について，前年度の時点で休園が決まっていた状況で，今年度の予算に含まれていることについての質疑があり，当局より，古見方へき地保育所は，今年度の児童数が１名となる見込みで，保護者，集落とも協議し，最終的に決定したのが３月になったことから，当初予算の計上となったとのことでした。

また委員より，学校教育振興費，ネットワーク回線増設業務５５万９，０００円についての質疑があり，当局より，学校現場ではおよそ５００台がインターネットに接続して業務を行っている。コロナ禍で通信の量が増大しており，その対応のため，回線自体は１本だが，２テラバイト分の通信速度を確保することが今回の業務の概要とのことでした。

また委員より，学校給食運営費の支払い督促手数料について質疑があり，当局より，令和３年度末の滞納額は名瀬地域が２９８件で５４２万５，２７１円，笠利が８３万９，５５８円で総額６２６万４，８２９円とのことです。また法的措置に移る段取りもしておきたいとの答弁でした。

委員より，公会計となって意識醸成を含めた学校給食のあり方についての質疑があり，当局より，制度において良いところ，悪いところがあると思うが，公会計になっている以上，責任をもって滞納整理をしっかりやっていく。今回導入を予定している滞納管理システムで学校を通じての意識醸成と御自宅に文書を送付するなど，しっかり対応した上で意識の醸成を図りたいとのことです。

その他，給食費の減免，返還事務について，学校給食センターのあり方などについて多くの質疑がありましたけれども，この際，省略させていただきます。

次に，議案第５０号　令和４年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について補足説明があり，若干の質疑がありましたが，この際省略させていただきます。

次に，議案第５１号　令和４年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について補足説明があり，委員より，主任介護支援専門員の配置基準について質疑があり，当局より，名瀬地域包括支援センターには保健師，社会福祉士，主任介護支援専門員を各２名ずつ配置することになっている。県域の高齢者人口９，０００名から１万１，９９９人に対して２名配置となっているとのことです。

また委員より，介護支援専門員の報酬についての質疑がありましたが，この際省略させていただきます。

次に，議案第５３号　奄美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について補足説明があり，保

険料の徴収率についての質疑がありましたが，この際省略させていただきます。

以上で，文教厚生委員会の審査報告を終わります。なお，御質疑等がございましたら，他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

議長（西　公郎君） 次に，産業建設委員長の審査報告を求めます。

産業建設委員長（大迫勝史君） おはようございます。産業建設委員会は去る６月２３日，付託されました３件の案件について全て丁寧に審査いたしました。

当委員会に付託されました議案第４９号　令和４年度奄美市一般会計補正予算（第３号）中，関係事項及び議案第５４号，議案第５６号の３件につきまして，お手元に配付してあります当委員会報告書のとおり全て原案可決すべきものと決定いたしました。

以下その審査内容について御報告いたします。

初めに，議案第４９号　令和４年度奄美市一般会計補正予算中，関係事項についてを議題といたし，２款総務費，６款農林水産事業費及び７款商工費を，歳入歳出とも同時に審査をいたしました。

当局の補足説明の後，委員より，奄美市の公式ＬＩＮＥについての質疑があり，当局より，今回の新たな機能としては，サーベイ機能という写真，位置情報，撮影した日時，そういう情報についてＬＩＮＥを通じた投稿ができる機能を実装するためのものになる。サーベイ機能というのは測量調査というような意味合いで，その現地の状況をよく分かるように投稿していただくというのが目的になり，観光客がどういったところに目を向けているのかというところも情報収集できればと考えているとの答弁。

他の委員より，この事業に歳入８ページのデジタル田園都市交付金，国の補助金を活用するということであるが，この事業は１年限りなのか，今後も続けていくものか。続けていくとすると，今後は交付金を受け取ることができるのかとの質疑があり，当局より，今回，国の交付金が活用できるのは今年度限りとなり，いったん構築したシステム，特に公式ＬＩＮＥの方は，現状デジタル戦略係の方でいろいろなコンテンツの作成などの運用を行っているので，今後のシステムの仕組みの運用については，自前で行う体制に移行していくことになる。来年度以降の費用については，一応，構築部分は今年度に終わり，毎年のサービス利用料という形でのソフトウェア使用料が発生してくる。この部分がランニングコストという形でかかることになり，この部分が単独事業費という形での運用となるとの答弁でした。

他にも，この事業に関連した質疑と答弁が活発に交わされましたが，この際，省略をいたします。

委員より，１６ページの６款１項３目１５節の原材料，鳥獣被害防止柵原材料費について，件数と対象地域についての質疑があり，当局より，当初，小宿地区が３戸，古見地区が４戸，住用地区が７戸の申請であったが，小宿地区が２戸増えて合計５戸になり，全体の合計が１６戸という形になっているとの答弁でした。

続いて同委員より，７款１項９目１２節委託料の笠利地区観光看板更新業務についての詳細を質す質疑がありました。当局より，笠利地区の方には現在４１か所の観光看板があり，横が２．５メートル，高さが１．５メートルのカラー印刷の観光看板の更新については，記載されている情報が古いものがあり，看板自体も劣化しているので，これを一体的に改修を行うものである。併せてＱＲコードなども掲載して，英語版情報のホームページにアクセスできるように改修したいと計画しているとの答弁でした。

委員より，１６ページの６款造林事業について，当初より予算増で区域が拡大したとのことだが，造林はどの地区に何を造林するかとの質疑があり，当局より，今回の造林場所については，朝戸九年俣地区，金作原の国立公園のほうと大川ダムの間付近になる。今回の木種については杉を植林したところの手入れという形になっているとの答弁。

委員より，地元の地場産業の大島紬に関係するシャリンバイは採取業者の高齢化に伴い，原料確保が厳しくなっているとの話も染色関係者から聞こえるが，例えば地元の産業活性のうえでもシャリンバイ

の造林とか植林はできないものかとの質疑に対して，当局より，シャリンバイの造林と植林という件については，紬組合などの方から相談等は過去何度か受けている。以前は造林事業や通常の伐採とか，今回やるような間伐の際に，支障木というか，その事業のついでに採取もしくは伐採した際に混ざり込んだシャリンバイ等を宇検村の方にチップ工場があったので，そちらの方で取りまとめをして各地区に分けていたと認識をしている。今，奄美市が把握する場所において，シャリンバイを造林してあるとか，植林してあるというところは特にはない。実際どういった場所が適しているのかという検証も県のほうでもできていないのが現状であるが，まだ自生しているシャリンバイも多いので，一応植林とかは対応可能になると思う。場所の問題，その後の手入れの問題等もあるが，現在のところは市のほうでは造林，植林等の事業をする計画はないとの答弁でした。同委員より，シャリンバイのエリアが広がれば，観光名所にもなりえるし，伝統産業を守るうえでも広域的な取組課題として研究していただきたいと要望がありました。

ほかにもアマミノクロウサギの食害の件，奄美市まつりの負担金の件についての質疑がありましたが，この際省略いたします。

質疑を終結した後，議案第４９号中，関係事項については，討論を省略し，採決の結果，これを原案のとおり可決べきものと決しました。

次に議案第５４号，奄美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし，当局の補足説明がありましたが，委員よりは報告すべきような特段の質疑はありませんでした。

質疑終結後，議案第５４号　奄美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定については，討論を終結し，採決の結果，これを原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に，議案第５６号　奄美市道路線の廃止及び認定についてを議題とし，当局より，計画中の道路改良工事に伴い路線の起点に変更が生じたため，本路線を廃止し，再度，認定しようとするものであるとの補足説明があり，委員より，今回の路線廃止について佐仁集落より苦情が来ていないか。また，起点が変わることで廃止をすることにメリットはあるかとの質疑に対して，この道路は県道から移管された道路で起点側に第一佐仁橋という橋梁があり，これの橋梁点検を行った結果，補修が困難で，今回路線の改良により，道路の線形を変えてアクセスを向上するという形で計画しており，この計画については佐仁集落に説明を行い，理解を得ているとの答弁でした。

質疑終結の後，討論を省略し，採決の結果，議案第５６号　奄美市道路線の廃止及び認定については，これを原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で，産業建設委員会に付託されました議案の審査報告を終わります。

なお，御質疑がございましたら，他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（西　公郎君）　次に，総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（多田義一君）　おはようございます。御報告いたします。総務企画委員会は，去る６月２４日の１日間開会し，慎重に議論をさせていただきました。

議案第４９号　令和４年度奄美市一般会計補正予算（第３号）中の関係事項についてから，議案第５５号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてまでの３件の議案を審査いたしました。お手元に配付いたしました審査報告書のとおり，全会一致により原案可決べきものと決しております。

主な質疑について御報告いたします。

議案第４９号　令和４年度奄美市一般会計補正予算（第３号）中，関係事項についてであります。当局より補足説明があり，委員より，一般管理費の中で派遣にということだが，市としての派遣先は現在何か所あるのかとの質疑に対して，現在，国土交通省に２名，環境省に１名，デジタル庁に１名，鹿児島県大阪事務所に１名，鹿児島県の観光課，産業立地課，大島支庁に各１名ずつ，後期高齢者医療連合に１名，沖縄県庁に１名の合計で１０名が研修派遣を行っているとのこと。

また委員より，地方創生推進費の負担金４２０万円についての質疑があり，この予算は出向者の受け入れに対する費用の一部について，ＡＮＡとの協議のうえ覚書を締結させていただき決定した。内容としては，出向者の賃金，交通費，住宅手当，各種保険など，全てＡＮＡから支出されており，その費用の一部を負担する形となっている。また今後の期待として，ふるさと政策係の方で，まずはふるさと納税に関する業務を担っていただいており，特産品の新たな開発や新たな魅力の発信などを期待しているとのこと。

また委員より，なぜＡＮＡなのかとの質疑があり，当局より，８年前より奄美群島民の念願のＬＣＣが就航しており，そのＬＣＣ会社を傘下に持つＡＮＡに今後ともパートナーシップを結びながら世界自然遺産になった奄美の魅力発信をつなげていきたいとの考えのもと，ＡＮＡへ打診させていただいた。また，現在のＡＮＡの代表取締役の方も奄美出身者ということもあり，強い縁を感じることから今回打診をさせてもらったとのこと。また，出向期間はとの質疑があり，今年度末を一つの区切りとさせていただいているが，制度としては３年以内の期間延長できるとありますので，本人並びにＡＮＡとも今後協議をしていきたいとのこと。委員より，長浜地区に新たなトイレを設置するとのことだが，なぜ当初予算に計上しなかったのかとの質疑があり，今回のトイレ建設については，今年度整備予定のＢ＆Ｇ財団助成事業での防火倉庫と併せて整備を検討してきたが，財団との調整の結果，トイレは建設対象外となったため，市単独事業として補正予算に計上したとのこと。

また，委員より，ＳＤＧｓ推進はどのように今後進めていくのかとの質疑があり，官民連携した形で奄美市ＳＤＧｓ推進プラットフォームを今月立ち上げ，その中で，まずは対話が必要であると考えているので，対話，交流しながらＳＤＧｓの推進をしていきたいとのこと。

その他にも質疑がございましたが，この際，省略をさせていただきます。

次に，議案第５２号　奄美市集会施設条例の一部を改正する条例の制定についてでありますが，特段の質疑はございませんでした。

次に，議案第５５号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてでありますが，特段の質疑はございませんでした。

以上で，報告は終わりますが，御質疑がございましたら，他の委員の協力を得てお答えしますので，どうぞよろしくお願いいたします。

議長（西　公郎君）　これから，各委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから，討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから，採決を行います。

議案第４９号から議案第５６号までの８件を一括して採決いたします。

この議案８件に関する各委員長報告は，いずれも原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

この議案８件は，各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，議案第４９号から議案第５６号までの８件は，いずれも原案のとおり可決されました。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（西　公郎君）　日程第２，請願第１号　ゆたかな学びの実現，教職員定数改善をはかるための，２０２３年度政府予算に係る意見書採択の請願について，及び請願第２号　義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための，２０２３年度政府予算に係る意見書の採択の請願についての２件を議題といたします。

ただいまの請願２件に関する文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員長（﨑田信正君）　文教厚生委員会に付託された請願につきまして，審査の結果について御報告いたします。

文教厚生委員会に付託されました請願第１号　ゆたかな学びの実現，教職員定数改善をはかるための，２０２３年度政府予算に係る意見書採択の請願について，及び請願第２号　義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための，２０２３年度政府予算に係る意見書採択の請願についての２件は，お手元に配付してあります文教厚生委員会審査報告書のとおりでございます。

以下，その審査の経過について御報告いたします。

請願第１号の請願者は，奄美市名瀬小浜町にお住まいの鹿児島県教職員組合奄美地区支部奄美地区協議会議長の力武　誠さんです。紹介議員は関　誠之議員です。

協議の内容について，御報告いたします。

委員より，市に出すもので，高等学校の文言が入ることについて，あるいは複式学級を改修することについて，更に特別支援学級籍の子ども交流学級でも在籍児童・生徒数としてカウントすることについての問いがあり，紹介議員より，中学校で３５人学級であれば，高校でもその学級が学びやすい。複式学級のいいところは認めながら，横のつながり，大勢の社会的な学校で学ぶことができない状況を改善することで，今の複式学級を解消する意味ではない。在籍児童・生徒数カウントは教職員加配につながるとの説明がありました。

ほかに表現の仕方，文言等についての質疑がありましたけれども，この際，省略させていただきます。委員会で採決の結果，全会一致で採択すべきものと決しております。

請願第２号の請願者も鹿児島県教職員組合奄美地区支部奄美地区協議会議長の力武　誠さんで，紹介議員は関　誠之議員です。

協議の内容について御報告いたします。

小泉内閣のときの三位一体改革から，もう２０年経っており，今それを上げるような国の動き，政府の動きはないとの意見がありました。また，引き上げることによって，どのような形が出てくるのかとの問いに，紹介議員より，教員の人件費が主で，補助金が増えることで教員の増額も可能になるとの説明があり，委員会で採決の結果，賛成多数で採択すべきものと決しております。

以上をもちまして文教厚生委員会に付託されました請願２件の審査内容の報告を終わります。

なお，御質問がございましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（西　公郎君）　これから，委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから，討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから，この２件について採決を行います。

採決はこれを分割して行います。

最初に，請願第１号　ゆたかな学びの実現，教職員定数改善をはかるための，２０２３年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを採決いたします。

本件に関する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りいたします。

この請願は，委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，この請願第１号は，採択することに決定いたしました。

次に，請願第２号　義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための，２０２３年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを採決いたします。

本件に関する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りいたします。

この採決は起立表決にかわり電子表決により行います。

本件はこれを採択することに賛成の諸君は賛成のボタンを，反対する諸君は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

以上のとおり賛成多数であります。

よって，請願第２号は，採択することに決定いたしました。

――――――――――――――　○　――――――――――――――

議長（西　公郎君）　日程第３，陳情第２号　「核共有」反対の決議を求める陳情についてを議題といたします。

ただいまの陳情に関する総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（多田義一君）　御報告申し上げます。陳情第２号　「核共有」反対の決議を求める陳情につきまして，去る６月２４日の１日間，総務企画委員会は開会し，慎重に審査を行いました。

今回の陳情第２号の提出者は，奄美市名瀬和光町にお住まいの，戦争のための自衛隊配備に反対する奄美ネット，代表，城村典文さんからであります。

慎重に審査をさせていただきました結果，お手元に配付いたしました審査報告書のとおり，賛成少数により不採択と決しております。

主な質疑について，審査内容を御報告いたします。

賛成意見といたしまして，今回の件は元総理の発言からきており，実質的にこの言葉が独り歩きをしている。ここから現実的にそのようになっていくという事例はよくあること。奄美市議会として意思表示を示していくのは大変重要なこととの意見。

また，反対意見として多く挙げられた意見が，政府は今回の発言を認められないとの姿勢であること，現在，隣国での侵略行為が行われているこの時期に，一国会議員の発言だけで地方議会奄美市議会として判断ができないなどの意見がありました。

全ての議員から取り扱いについて意見を聞いたところ，採決を求める意見が多くあり，採決の結果，賛成少数により不採択と決しております。

以上で報告を終わりますが，御質疑がございましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

議長（西　公郎君）　これから，委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

１５番（﨑田信正君）　日本共産党の﨑田信正です。

委員長報告に対して，若干，質疑なんですけれども，新聞報道でね，委員長の報告にありましたけれども，反対を決議する妥当性が見当たらないというふうな新聞報道であるんですよね。これは一般の市民というのは，新聞報道がほとんど全てで，それを判断しちゃうということになろうかと思いますので，私もこれだけでこの決議に妥当性がないということがどういう意味なのかですね，このあと討論も出しておりますけれども，具体的な質疑，答弁あればいいんですけど，なければないでかまわないですけれども，この妥当性の意味を分かれば御報告いただきたいと思います。

総務企画委員長（多田義一君）　新聞報道により妥当性ということでの御質疑だと思います。当然，委員会の中では各委員から，今回の陳情に対する質疑等，また御意見がございました。その中で，妥当性という言葉を使って話をされた委員が若干いたのはいたと思いますけれども，総体としてその妥当性という言葉を多用したという委員会の中での議論ではなかったので，そこは御理解いただきたいなと思います。あとは聞き手側の判断がどういうことだったのかという話にもなると思いますので，委員会として正式に妥当性に欠けるとか，新聞報道であったような形での方向での発言というのはなかったということの御理解でお願いしたいと思います。以上です。

議長（西　公郎君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから，討論に入ります。

通告がありましたので，日本共産党　﨑田信正君の発言を許可いたします。

１５番（﨑田信正君）　おはようございます。日本共産党の﨑田信正です。私は陳情第２号　「核共有」反対の決議を求める陳情について，採択すべきとの立場で討論を行います。

この陳情は，先ほどの委員長報告で総務企画委員会では賛成少数で不採択とされております。その理由は，今質疑もしましたけれども，核共有について政府内で正式な見解が示されていないことから反対を決議する妥当性が見当たらない。政府として米国との核共有導入の方針は示しておらず，一部の政治家の意見に対してこの場で議論するのはふさわしくないなどの理由で不採択と報道されておりました。ネット上ではですね，２月２７日に安倍元首相，核共有の議論をとの見出しで記事がありました。また，５月１２日配信されているヤフーニュースですけれども，ここでは維新，核共有を含む拡大抑止議論，参院選公約原案が判明との見出しでの記事もございました。一部の政治家といっても，与党の最大派閥の，しかも元首相の言葉であり，更に国政に影響力を持っている政党の方針ともいうべきもので，ほかの事柄とはやっぱり違うんだと思うんですね。核兵器の問題というのは，ことの重要性が違うということを私は申し上げたいと思います。

先の一般質問で私は冒頭でですね，非核平和宣言都市の位置付けについて質問をさせていただきました。同じことをまたここで述べたいと思いますが，委員長報告にありましたけれども，ロシアのプーチン大統領の核による脅しが現実のものとなっており，戦争による祖国分離という辛酸をなめたのが，この奄美に住んでいる私たちでございます。もっと我が身のこととして受け止めることが必要ではないか

と思っております。来年復帰７０年の節目を迎える奄美にとって,本当に重要な課題だと思うんですね。プーチン大統領がウクライナ侵攻にあたって，ロシアは核保有国の一つだというふうに言明をしております。このことに対して，さっそく２月２６日の新聞報道でありますけれども，被爆者団体などが抗議声明を発表しております。もっと素早く対処することが必要だと，今でも思っております。

さらに，奄美からも被爆者を出しております。戦時中に大島紬を織っていた女性が，その手先の器用さを見込まれて長崎の軍需工場へ国の命令で送り出されています。１０代後半から２０代前半の女性だったということですが，８月９日の長崎の原爆投下にあい，被爆者となっていることも紹介させていただきました。同僚の議員の皆さんにも訴えたいと思うんです。我々奄美市議会は，平成１８年６月２３日に非核平和都市宣言に関する決議を行い，核兵器の恐ろしさ，核兵器の廃絶を全世界の人々に訴え続けていく決意，これを表明したわけであります。今年の平和宣言文，毎年８月６日，９日は広島，長崎でそれぞれの市長が平和宣言文を出しますけれども，今，その文の検討に当たっておりますけれども，その起草にあたって田上長崎市長は核共有について，その方向に進むことが，より世界や自分自身を危険にしていくことを訴えたい，危険にしていくことを訴えたいと話されております。折しも，６月２３日沖縄全戦没者追悼式で小学校２年生の徳元穂菜さん，これ，ニュースでもその詩が紹介をされましたけれども，平和の詩が朗読されました。そこで，戦争が怖いから平和をつかみたい。怖いを知って平和が分かったという言葉がございます。核共有というのは，悪魔の兵器と称される核兵器に対して，それを核兵器で対抗しようというものだと，私は思います。この小学校２年生の言葉に，改めて思いを寄せたいと思っております。

私は冒頭，日本共産党の﨑田信正と名乗りました。しかし，この核に関する事柄，核兵器廃絶というのは，政党間や宗教間の問題ではないと思っております。奄美市議会が決議した非核平和都市宣言で，核兵器を廃絶し，世界の恒久平和を実現することは，人類共通の願いであるとともに，奄美市民の悲願でもある。このように述べているわけです。私は日本共産党の﨑田じゃなくて，その奄美市民の思いを受け止めて，この討論の場に立っているという思いでございます。

決議は核共有は認めないという，奄美市議会としての強い意思を示すものであり，是非これは必要なことだと思っております。同僚の議員の皆さんに最後訴えます。核兵器の恐ろしさ，平和の尊さというのは，主義主張は違っていても，皆さん同じ思いだと思うんです。是非全会一致で採択できるものと信じておりますので，御協力いただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

議長（西　公郎君）　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから，採決を行います。

この採決は，起立表決に代わり電子表決により行います。

本件に関する委員長報告は，不採択とすべきものであります。

この際，念のため申し上げます。委員会が不採択のときは，本会議において改めて採否をお諮りすることになっておりますので，表決に当たっては御注意お願いします。

お諮りいたします。

本件を賛成する諸君は賛成のボタンを，反対する諸君は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

賛成少数であります。
よって，陳情第２号は不採択とすることに決しました。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

議長（西　公郎君）　日程第４，議案第５７号　監査委員の任命についてを議題といたします。市長に提案理由の説明を求めます。

市長（安田壮平君）　おはようございます。ただいま上程されました議案第５７号　監査委員の選任につきまして，提案理由を御説明いたします。

本市監査委員の森　米勝氏の任期が，令和４年７月１２日をもって満了となりますことから，新たに久保信正氏を選任いたしたく，地方自治法第１９６条第１項の規定により，議会の同意を求めるものでございます。

何とぞ御同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（西　公郎君）　これから，本案に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
本案は，委員会付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって，本案は委員会付託を省略いたします。
これから，討論に入ります。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
これから，議案第５７号について採決いたします。
この採決は，電子投票による無記名投票により行います。
議場の閉鎖を命じます。
（議場閉鎖）
ただいまの議長を除く出席議員は２０名であります。
本件を賛成とする諸君は賛成のボタンを，反対とする諸君は反対のボタンを押してください。
（電子表決）
ボタンの押し忘れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
押し忘れなしと認めます。
電子表決を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。
（議場開場）
投票結果を報告いたします。
投票総数２０票，これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち，賛成２０票，反対０票，
以上のとおり賛成多数であります。
よって，議案第５７号　監査委員の任命については同意することに決定いたしました。

――――――――――――――　○　――――――――――――――

議長（西　公郎君）　日程第５，奄美市選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。
お諮りいたします。
選挙は指名推選により行いたいと思います。
これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって，選挙は指名推選により行います。
お諮りいたします。
指名は議長において行いたいと思います。
これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって，議長において指名いたします。
まず，選挙管理委員には，宮元克雄氏，名島義文氏，永嶺栄満氏，元多政重氏を指名いたします。
お諮りいたします。
ただいま議長において指名しました方を選挙管理委員の当選者に決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって，ただいま指名いたしました宮元克雄氏，名島義文氏，永嶺栄満氏，元多政重氏が選挙管理委員に当選されました。
次に，補充員の指名をいたします。
補充員には，１位，川畑幸治氏，２位，中ほず美氏，３位，今里信弘氏，４位，村山則文氏を指名いたします。
お諮りいたします。
ただいま議長において指名しました方を，補充員の当選人とすることに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって，ただいま指名いたしました１位，川畑幸治氏，２位，中ほず美氏，３位，今里信弘氏，４位，村山則文氏が補充員に当選されました。

――――――――――――――　○　――――――――――――――

議長（西　公郎君）　日程第６，奄振延長・提言特別委員会の設置についてを議題といたします。
議会委員会条例第６条第１項の規定により，奄振延長・提言特別委員会を設置したいと思います。
お諮りいたします。
本委員会を設置することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
ただいま設置されました本特別委員会に，奄美群島振興開発特別措置法の延長に関する本市の課題を検討し，提言するため，これに付託の上調査することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。
お諮りいたします。
本特別委員会には，１１名の委員をもって構成することにいたしたいと思います。
これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
お諮りいたします。
ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については，委員会条例第８条第１項の規定により，お手元に配付しました委員会名簿のとおり指名したいと思います。
これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって，委員会名簿のとおり，本特別委員会の委員に選任することに決しました。本特別委員会の正副委員長互選のため，暫時休憩いたします。（午前１０時２５分）

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

議長（西　公郎君）　再開いたします。（午前１０時３５分）
先ほど設置されました特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。
奄振延長・提言特別委員会委員長に橘口耕太郎君，同副委員長に和田霜析君が互選されました。
お諮りいたします。
本特別委員会は調査のため，これを閉会中の継続審査とし，調査期限につきましては調査終了までとしたいと思いますが，これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって，本特別委員会は調査のため，これを閉会中の継続審査とすることに決しました。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

議長（西　公郎君）　日程第７，発議第４号　ゆたかな学びの実現，教職員定数改善をはかるための，２０２３年度政府予算に係る意見書の提出について，及び発議第５号　義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるため，２０２３年度政府予算に係る意見書の提出についてを議題といたします。
提案理由の説明を省略したいと思いますが，これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって，提案理由の説明を省略いたします。これから，本案に関する質疑に入ります。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
本案は討論を省略したいと思いますが，これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって，本案は討論を省略いたします。
お諮りいたします。
本案は，原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，発議第４号及び発議第５号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先につきましては，議長に一任願います。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

議長（西　公郎君）　日程第８，発議第６号　地方財政の充実・強化に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

１４番（関　誠之君）　議場の皆さん，市民の皆さん，おはようございます。私は立憲民主党の関　誠之でございます。

地方財政充実強化を求める意見書について，提案理由を御説明いたします。

新型コロナウイルスの出現により，今，地方自治には新たに多くの行政需要が発生しています。ワクチン接種体制の構築，防疫体制の強化，新しい生活様式への変化を余儀なくされた市民の日常生活から発生する問題など，あらゆる課題に即時の対応が求められています。それと同時に，医療，介護など，社会保障への対応，子育て支援策の充実，地域交通の維持，確保など，少子高齢化の進展とともに従来からの行政サービスに対する需要も，これまで以上に高まりつつあります。しかし現実に公的サービスを担う人材が不足しており，疲弊する職場実態にある中，近年多発している大規模災害，またはデジタルガバメント化への対応も迫られております。

こうした地方の財源対応について，政府はいわゆる骨太方針２０２１において，２０２４年度地方財政計画までは２０２１年度の地方財政計画の水準を下回らないよう，実質的に同水準を確保するとしています。しかし，新型コロナウイルスへの対応により，巨額の財政出動が行われる中，２０２３年度以降の地方財源が十分に確保できるか，大きな不安が残されております。

このため，２０２３年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては，コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら，歳入歳出を的確に見積もり，地方財政の確立を目指すよう，地方財政充実強化を求める意見書を提出し，その実現を求めてまいります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いを申し上げ,提案理由といたします。よろしくお願いいたします。

議長（西　公郎君）　これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は，委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって本案は委員会付託を省略いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，発議第６号　地方財政の充実・強化に関する意見書の提出については，原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先につきましては，議長に一任お願いしたします。

――――――――――――――　○　――――――――――――――

議長（西　公郎君）　日程第９号，閉会中の継続審査等についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員長及び各常任委員長からお手元に配付の文書表のとおり，閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり，これを閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって各委員長の申し出のとおり，これを閉会中の継続審査及び調査とすることに決しました。

以上で，本定例会に付託されました事件はすべて議了いたしました。

これをもって，令和４年第２回奄美市議会定例会を閉会いたします。（午前１０時４５分）

――――――――――――――　○　――――――――――――――

以上，本会議の次第を記載し，相違なかったことを認め，ここに署名する。

奄美市議会議長　　西　　公郎

奄美市議会議員　　弓削　洋平

奄美市議会議員　　橋口耕太郎

奄美市議会議員　　竹山　耕平

（　別　　紙　）

文教厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は，審査の結果，下記のとおり決定したので，会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件　　名	審査の結果
（1）	議案第49号	令和４年度奄美市一般会計補正予算（第３号）について	原案可決すべきもの
（2）	議案第50号	令和４年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について	原案可決すべきもの
（3）	議案第51号	令和４年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について	原案可決すべきもの
（4）	議案第53号	奄美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
（5）	請願第１号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための，２０２３年度政府予算に係る意見書採択の請願について	採択すべきもの
（6）	請願第２号	義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための，２０２３年度政府予算に係る意見書採択の請願について	採択すべきもの

令和４年７月１日

文教厚生委員長　　崎田　信正

奄美市議会議長　　西　公郎　殿

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は，審査の結果，下記のとおり決定したので，会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件　　名	審査の結果
（1）	議案第49号	令和４年度奄美市一般会計補正予算（第３号）について	原案可決すべきもの
（2）	議案第54号	奄美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
（3）	議案第56号	奄美市道路線の廃止及び認定について	原案可決すべきもの

令和４年７月１日

産業建設委員長　　大迫　勝史

奄美市議会議長　　西　公郎　殿

総務企画委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は，審査の結果，下記のとおり決定したので，会議規則第 110 条及び第 141 条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件　　名	審査の結果
（1）	議案第 49 号	令和４年度奄美市一般会計補正予算（第３号）について	原案可決すべきもの
（2）	議案第 52 号	奄美市集会施設条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
（3）	議案第 55 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決すべきもの
（4）	陳情第２号	「核共有」反対の決議を求める陳情	不採択とすべきもの

令和４年７月１日

総務企画委員長　　多田　義一

奄美市議会議長　　西　公郎　殿

令和４年７月１日

奄美市議会議長　西　公郎　殿

議会運営委員長　　伊東　隆吉
総務企画委員長　　多田　義一
産業建設委員長　　大迫　勝史

閉会中の継続審査及び調査の申出について

各委員会は，下記案件について，なお検討を要するため，閉会中も継続審査及び調査を要するものと決定したので，会議規則第111条の規定によって申し出ます。

記

○　議会運営委員会
１　議会運営に関する事項について
２　議長の諮問する事項について

○　総務企画委員会
１　委員会の所管事務に関する調査について

○　産業建設委員会
１　委員会の所管事務に関する調査について
２　陳情第３号　政府に対して「インボイス制度実施延期を求める意見書」の提出を求める陳情

◎　所管事務調査計画表（案）

○　委員会名　　総務企画委員会
　　調査期間　　令和４年７月14日から７月16日まで
　　調査場所　　国土交通省，東京消防庁
　　参加委員　　弓削　洋平，栄　ヤスエ，竹山　耕平，　西　公郎，川口　幸義，
　　多田　義一
　　調査目的　　奄美群島振興開発特別措置法の延長に向けて，水難救助体制・女性消防士の状況・消防団の充足率等について
　　経費等　　委員１人につき20万円以内

○　委員会名　　産業建設委員会
　　調査期間　　令和４年７月19日から７月22日まで
　　調査場所　　沖縄県，沖縄県石垣市，沖縄県竹富町
　　参加委員　　永田　清裕，和田　霜析，松山　さおり，正野　卓矢，大迫　勝史，
　　奥　輝人，伊東　隆吉
　　調査目的　　改正沖縄振興特別措置法について，西表島などにおける観光管理体制について
　　経費等　　委員１人につき20万円以内

参　考　資　料
（意　見　書　等）

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための，
2023 年度政府予算に係る意見書

2021 年の法改正により，小学校の学級編制標準は段階的に 35 人に引き下げられるものの，今後は，小学校に留まることなく，中学校・高等学校での早期実施も必要です。加えて，きめ細かい教育活動をすすめるためには，さらなる学級編制標準の引き下げ，少人数学級の実現が必要です。

萩生田前文科大臣も，改正義務標準法にかかわる国会答弁の中で，30 人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及しています。

学校現場では，貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており，子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。また，新型コロナウイルス感染症対策にともない新たな業務も発生しています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには，加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

こうした観点から，2023 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう，強く求めます。

記

１．中学校・高等学校での 35 人学級を早急に実施すること。また，さらなる少人数学級について検討すること。
２．学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため，加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
３．自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。
４．複式学級を解消すること。
５．特別支援学級籍の子どもを交流学級でも在籍児童生徒数としてカウントすること。

以上，地方自治法第 99 条の規定に基づき，意見書を提出する。

令和４年７月１日

奄　美　市　議　会

義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための，
2023 年度政府予算に係る意見書

2021 年の法改正により，小学校の学級編制標準は段階的に 35 人に引き下げられるものの，今後は，小学校に留まることなく，中学校・高等学校での早期実施も必要です。加えて，きめ細かい教育活動をすすめるためには，さらなる学級編制標準の引き下げ，少人数学級の実現が必要です。

学校現場では，貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており，子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。また，新型コロナウイルス感染症対策にともない新たな業務も発生しています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには，加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

一方，厳しい財政状況の中，独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが，自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし，子どもたちが全国のどこに住んでいても，一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から，2023 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう，強く求めます。

記

１．教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため，地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上，地方自治法第 99 条の規定に基づき，意見書を提出する。

令和４年７月１日

奄　美　市　議　会

地方財政の充実・強化に関する意見書

いま，地方公共団体には，急激な少子・高齢化の進展にともなう子育て，医療・介護など社会保障制度の整備，また人口減少下における地域活性化対策，脱炭素化をめざした環境対策，あるいは行政のデジタル化推進など，より新しく，かつ極めて多岐にわたる役割が求められつつあります。

しかし，現実に地域公共サービスを担う人材は不足しており，疲弊する職場実態にある中，新型コロナウイルス，また近年多発している大規模災害への対応も迫られています。これらに対応するための地方財政について，政府は「骨太方針2021」において，2021 年度の地方一般財源水準を 2024 年度まで確保するとしていますが，それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか，大きな不安が残されています。

このため，2023 年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては，コロナ禍への対応も勘案しながら，歳入・歳出を的確に見積もり，地方財政の確立をめざすよう，以下の事項の実現を求めます。

記

１．社会保障の維持・確保，防災・減災また脱炭素化対策，地域活性化にむけた取り組みや，デジタル化対策など，増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し，それを支える人件費も含めて，十分な地方一般財源総額の確保をはかること。

２．とりわけ，子育て，地域医療の確保，介護や児童虐待防止，生活困窮者自立支援など，急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから，地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。また，これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。

３．地方交付税の法定率を引き上げるなどし，臨時財政対策債に頼らない，より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また，地域間の財源偏在性の是正にむけては，偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど，より抜本的な改善を行うこと。

４．引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として，ワクチン接種体制の確保，感染症対応業務のみに限定しない，より全体的な保健所体制・機能の強化，そ

の他の新型コロナウイルス対応事業，また地域経済の活性化まで踏まえ，十分な財源措置をはかること。また，コロナ禍対策として行った固定資産税の軽減措置については 2022 年度をもって終了するとともに，今後，国の施策の一環として，各種税制の廃止や変更，また減税等を検討する際は，地方の財政運営における予見性を損なわないよう，十分に地方団体等の意見を反映し，慎重に検討すること。

５．「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている１兆円については持続可能な地域社会の維持・発展にむけて恒久的な財源とすること。また，同規模の財源確保はもとより，その拡充を含めて検討すること。

６．会計年度任用職員制度の運用においては，今後も当該職員の処遇改善が求められることから，引き続き所要額の調査を行うなどし，さらなる財政需要を十分に満たすこと。

７．特別交付税の配分にあたり，諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して，その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。

８．デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化にむけ，地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保するなど，十分な財源を保障すること。また，デジタル化が定着化していく過渡期において生じ得る行政需要についても，人材・財源を含めた対応を行うこと。

９．森林環境譲与税については，より林業需要を見込める地方公共団体への譲与額を増大させるよう，その譲与基準を見直すこと。

10．地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり，市町村合併の算定特例の終了への対応，小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

以上，地方自治法第 99 条の規定に基づき，意見書を提出する。

令和４年７月１日

奄　美　市　議　会